

# 令和4年度 国の予算編成等に対する提案

令和3年11月  
兵庫県



<提案項目>

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| <b>I 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化</b> | 1   |
| 1 感染防止対策の推進                   | 1   |
| 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額  | 9   |
| 3 事業継続・雇用確保対策の充実              | 9   |
| 4 生活に困窮されている方への支援             | 18  |
| <b>II 新たな価値を生む兵庫経済の構築</b>     | 20  |
| 1 駆動力を持った兵庫経済の確立              | 20  |
| 2 地域を支える産業の振興                 | 23  |
| 3 新たな観光戦略の展開                  | 26  |
| 4 農林水産業の基幹産業化                 | 31  |
| 5 持続可能な地域環境の創造                | 41  |
| <b>III 安全安心社会の先導</b>          | 55  |
| 1 災害リスクへの備えの強化                | 55  |
| 2 防災体制の充実                     | 72  |
| 3 医療確保と健康づくり                  | 78  |
| 4 高齢者支援の充実                    | 94  |
| 5 ユニバーサル社会づく                  | 98  |
| 6 生活保護等のセーフティネットの構築           | 104 |
| 7 地域安全対策の強化                   | 105 |
| <b>IV 未来を創る人づくり</b>           | 112 |
| 1 子どもを産み、育てやすい環境づくり           | 112 |
| 2 新しい時代に対応する学びの環境づくり          | 121 |
| 3 多様な人材の活躍推進                  | 142 |
| <b>V 個性を磨く地域づくり</b>           | 147 |
| 1 地方創生の推進                     | 147 |
| 2 デジタル化の本格的推進                 | 154 |
| 3 交流基盤の整備促進                   | 159 |
| 4 スポーツ、芸術文化の振興                | 177 |
| 5 地方分権改革の推進                   | 179 |
| <b>VI 地方税財政の充実・強化等</b>        | 182 |

省庁略称 内閣官房、内閣府、警察庁：警察、消費者庁：消費、復興庁：復興、総務省：総務、消防庁：消防、法務省：法務、外務省：外務、財務省：財務、文部科学省：文科、文化庁：文化、スポーツ庁：スポーツ、厚生労働省：厚労、農林水産省：農水、経済産業省：経産、国土交通省：国交、観光庁：観光、気象庁：気象、海上保安庁：海保、環境省：環境、原子力規制庁：原子力、防衛省：防衛

# I 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化

## 1 感染防止対策の推進

最重点

### (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の所要額確保等

【厚労】

#### ① 入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援

- ・新型コロナウイルスに感染した場合の医療提供体制を引き続き適切に確保するため、空床補償の経費や宿泊療養施設借り上げ等に要する経費について、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援を継続・充実させること

#### ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等

- ・感染拡大防止のために医療・検査体制の確保・強化を図っているが、対象事業が限定的であるため、以下のような、地域の実情に応じた取組を行えるよう、対象事業を拡充すること

○高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用

○入院医療機関に対する運営経費支援

＜本県の対応：入院患者一人当たり12,000円/日(GW期間中24,000円/日)を支援＞

○回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援

〔 本県の対応：①受入一人当たり100,000円を支援  
②人工呼吸器等の転院受入に要する整備費を支援  
(1病床増加あたり600万円) 〕

○自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援

＜本県の対応：(訪問介護の場合)1日当たり訪問介護38,000円を支援＞

○長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援

＜本県の対応：年末年始及びGW期間中、1日当たり15,000円を支援＞

○流行抑制のための血清疫学調査・研究事業

＜本県の対応：神戸大学と連携し、抗体保有者の調査・研究を実施＞

○医療機関等に配布することを目的とした医療用資材の購入、配送及び保管・備蓄倉庫を確保する費用

新○市町が県と協力して行う感染者へのフォローアップに必要な事業経費

### (2) ワクチン接種の推進

【厚労】

#### 注① 3回目以降のワクチン接種に関する方針の早期提示等

- 新・3回目以降の追加接種や交差接種について、市町村が行なう接種計画が円滑に進むよう、ワクチンの種類や供給スケジュール等の詳細を早期に示すとともに、希望に即したワクチン量を確保すること

#### ② 国産ワクチンの研究開発の推進

- ・国産ワクチン及び治療薬の研究開発を後押しするため、海外諸国に匹敵する十分な研究費を安定的かつ長期的に確保すること

(cf. 研究開発に関するR2年度三次補正予算：1,606億円)

- ・薬事承認プロセスの迅速化や国内外における治験の充実・迅速化を図ること

＜本県 中和抗体医薬品の開発支援事業 [R3当初予算額：3,000万円 (R2同額)]＞

・神戸大学と(株)イーバックが行う中和抗体医薬品の開発研究を支援

県立加古川医療センターの協力を得て、患者から採取した血液をもとに高い中和活性を持つ抗体を精製し、中和抗体医薬品の開発へと展開

〔 ※ R3.7.13 神戸大学発表：従来株に感染した人にも、変異株を阻む中和抗体ができることが判明 〕

### ③ ワクチン接種に対する正確な情報発信

- ・「追加接種」や「交互接種」等の接種が行われるが、国民が安心して接種を受けられるよう、ワクチン接種の意義や有効性、副反応も含めた正確な情報を発信すること。

最重要

### (3) 中和抗体療法の推進

【厚労】

- 新・重症化防止に効果が期待できる中和抗体療法について、必要な患者へ投与が行えるよう薬剤を確実に確保し、迅速な供給を行なうこと。

<本県の状況体制確保支援事業と同様の制度の創>

- ・81医療機関で中和抗体療法を導入済
- ・県立加古川医療センターでは、専用病床(30床)を確保し、宿泊療養施設と連携した2泊3日の短期入院による治療を実施



※ CCC : 新型コロナウイルス入院コーディネートセンター (CCC-hyogo)

### (4) 水際対策の強化

【内閣官房、法務、厚労】

#### ① 入国者健康確認センターの維持及び強化

- ・保健所における業務軽減のため、設置された「入国者健康確認センター」による自宅待機者への健康フォローアップ支援を感染状況が落ち着くまで継続すること

#### ② 外国人患者に対応する保健所の負担軽減

- ・医療機関の外国人対応を支援する「電話医療通訳サービス」等を、保健所の積極的疫学調査や健康観察にも活用するなど、外国人の陽性患者等に対する保健所の負担軽減を図る方策を講じること

### (5) 変異株対策の強化

【内閣官房、厚労、法務】

#### ① 入国者に関する情報管理、フォローアップの徹底等

- ・入国者に関する都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組むこと
- ・健康観察期間中に有症状になった場合は、症状の程度に関わらず、漏らすことなく把握し、管轄保健所への迅速な通知と必ず医療機関を受診させるよう、フォローアップの徹底を図ること

#### 【提案の背景】

- ・検疫所指定の宿泊施設での待機期間（原則3日）後、14日後まで自宅待機期間中に有症状となった場合は、国の「入国者健康確認センター」から県・保健所設置市に連絡する体制となっている(R3.1)。
- ・しかし、有症状者の医療機関受診は、最終的には本人の意思(自主性)に委ねられている。特に軽症状(熱が出たがすぐに下がった等)の場合や症状が持続している場合、連絡体制が機能しないケースもあることから、十分なフォローが必要である。

## ② ガイドライン等の早急な提示

- ・デルタ株、ラムダ株など各種変異株に関する知見を収集し、適切で具体的な変異株の対策をガイドライン等により早急に示すこと

## ③ スクリーニング検査、ゲノム解析の推進

- ・デルタ株も含めた変異株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、新たな変異株を識別できる抗原キット等試薬の開発や自治体への速やかな配分、国が実施している民間検査機関への変異株スクリーニング検査委託箇所数の拡充を行うこと
- ・全ての地方衛生研究所において全ゲノム解析を実施できるよう、解析機器の無償供与、国立感染症研究所による技術研修の実施、検査室の改修など施設整備に対する補助制度の創設、試薬の安定供給体制確保等の支援を行うこと。
- ・上記に要する経費は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に追加するなど、国において全額財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・現行、県内の地方衛生研究所におけるゲノム解析は、県立健康科学研究所(加古川市)と神戸市環境保健所のみで可能であり、ゲノム解析を導入できる体制が整っていない研究所に対する技術支援や施設整備等の支援が必要である。

## (6) 第6波に備えた医療体制の強化

【厚労】

### ① 医療物資・検査資機材等の調達・供給

- ・「診療・検査医療機関」におけるマスク、消毒液、防護服、スワブ（医療用綿棒）等の医療物資や、検査機器・検査試薬の確保について、国の責任(※)において迅速かつ確実に調達・供給すること

- （※ 国は、月1回程度、診療・検査医療機関(仮称)に直接医療物資を提供
  - ・G-mis(新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム)を通じて医療機関から追加要請があった場合は、随時
  - ・緊急を要する場合は県保管分を提供し、後日、国から県に補充

### ② HER-SYS等の改善

- ・診療・検査医療機関が入力することが義務づけられているHER-SYSやG-MIS等の使い勝手の改善を図るとともに、データのインポート機能の追加など有効活用に向けた課題解決に取り組むこと

### ③ モニタリング検査の有効性に関する分析

- ・モニタリング検査により感染の急拡大の予兆を探知出来ていたのか、分析を進め有効性について検証すること

#### ④ 新たな検査方法の推進等

- ・抗原検査(定性・簡易キット)においても唾液検体での検査が可能になるよう、研究を進めること

[PCR検査と抗原検査の対象者(厚生労働省資料)]

| 検査の対象者             |            | PCR検査(LAMP法含む) |           |           | 抗原検査(定量) |           |           | 抗原検査(定性・簡易キット) |           |           |
|--------------------|------------|----------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|
|                    |            | 鼻咽頭            | 鼻腔        | 唾液        | 鼻咽頭      | 鼻腔        | 唾液        | 鼻咽頭            | 鼻腔        | 唾液        |
| 有症状者<br>(症状消退者を含む) | 発症から9日目以内  | ○              | ○         | ○         | ○        | ○         | ○         | ○<br>(※1)      | ○<br>(※1) | ×<br>(※2) |
|                    | 発症から10日目以降 | ○              | ○         | —<br>(※4) | ○        | ○         | —<br>(※4) | △<br>(※3)      | △<br>(※3) | ×<br>(※2) |
| 無症状者               |            | ○              | —<br>(※4) | ○         | ○        | —<br>(※4) | ○         | —<br>(※4)      | —<br>(※4) | ×<br>(※2) |

- ※1 発症2日目から9日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。
- ※2 有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。
- ※3 使用可能であるが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり。
- ※4 推奨されない。

- ・各種検査方法に係る精度管理が重要となることから、偽陽性や判定が難しい事例など診断の参考となるデータ等の情報提供や、医療機関向けの診断マニュアル等を作成すること

#### ⑤ 医療チーム、医療人材の育成

- ・DMAT(災害派遣医療チーム)を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応し、治療支援などを行う医療チーム等の育成に取り組むこと
- ・医療従事者をめざす学生が経済的事情により学びの継続を断念することがないように、奨学金制度の新設などの支援措置を講じること

#### ⑥ 適切なコロナ患者推計モデルの構築

- ・新型コロナウイルス感染症患者の国が示した患者推計モデルは、その算出要素に、都道府県個別の人口密度や発生状況が加味されておらず、受入病床確保の指標としては不十分である。  
一般医療に支障を来さないためにも、基礎となるデータを開示した上で、より精密なデータに基づくコロナ患者推計モデルを構築すること。

### (7) 医療機関等への支援の継続・充実

【総務、厚労】

#### ① 医療機関等の経営維持に対する支援

##### ア 医療機関の経営支援

- ・新型コロナウイルス感染症対応の診療科はもとより、それ以外の診療科においても受診控え等により患者数が大幅に減少し、厳しい経営状況に陥っている。  
これらの経営悪化による減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、医療機関の経営維持に対する支援措置を講じること。

<参考：福祉医療機構 優遇措置の更なる拡充(R2.9月)>

- ・前年同月と比較して医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設を対象に、貸付限度額や無利子枠、無担保枠を拡充  

|   |
|---|
| 例：コロナ対応を行う病院の場合<br>貸付限度額：7.2億円→10億円<br>無利子枠：1億円→2億円(または、「前年同月からの減収2ヶ月分」の高い方)<br>無担保枠：3億円→6億円(または、「前年同月からの減収6ヶ月分」の高い方) |
|---|

- ・薬局や施術所(接骨院、鍼灸院など)等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより厳しい経営状況となっているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、経営維持に対する支援措置を講じること

## イ 不採算地区病院に対する支援

- ・民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院(不採算地区病院)について、コロナ禍においても病院機能を維持し地域医療提供体制を確保するため、不採算地区病院への地方公共団体からの支援(繰出金)について、令和3年度の特別交付税の算定における基準額が30%引き上げられることとなった。

これらの病院は、地域唯一又は主要な病院として、地域医療の中核的役割を果たしていることから、令和4年度以降も上記の基準額引上げ措置を継続・拡充するなど、不採算地区病院に対する十分な財政支援を行うこと。

## ウ 公立病院の経営悪化に対する支援

- ・地域医療の中核的役割を果たしている公立病院について、新型コロナウイルス感染症の影響から、患者の受診控え等により、厳しい経営状況に陥っている。特別減収対策企業債を発行した団体については、償還利子だけでなく、その元利償還金についても一般会計から繰出を行った場合と同等の交付税措置を行うこと

## エ 看護師等養成所における臨床実習中止措置への対応

- ・県内の看護師等養成施設において、学生からの感染拡大を懸念し、医療機関等での臨床実習が中止になった事例が相次ぎ、次年度も実習受入れ中止を検討している医療機関も出ている。学生は、現場の雰囲気やスタッフの動きを十分理解できないまま就業先を決定することとなり、就業後の離職者増加が懸念される。

また、実習の受入れを行う場合であっても、密集を避けるため実習グループを細分化して少人数単位で実施する等の配慮から、受入れ医療機関において、より多くの看護職員を指導員に任命する必要があるが、これにより本来業務に従事する看護職員が不足し、1人あたり業務量の増加が見込まれる。

臨床実習や就職後の院内研修を適切に実施するため、コロナ禍により既存体制での実習等の実施が困難となっている医療機関等に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、以下の支援を行うこと。

- 実習学生を受入れる医療機関等における、実習学生による院内感染を防止するための設備整備(パーティション、空気清浄機等)や、実習受入れにより追加的に発生する人件費について支援措置を講じること
- 4月以降に各医療機関で、従来の学生が臨床実習で修得してきた内容を追加して適切な院内研修が行えるよう、追加的に発生する教育担当者の人件費等の教育に必要な経費について、支援措置を講じること

## ② 国民健康保険に対する財政支援

- 新型コロナウイルス感染症対策として行った診療報酬上の対応について、地方及び被保険者への負担転嫁を防ぎ、国保財政の安定運営を図るため、国において必要な財政措置を講じること

### 【国制度の問題点】

- 国民健康保険の仕組み上、保険者が負担する保険給付費の財源のうち、1/2 を占める公費は保険給付に連動して増額されるが、残りの部分は主に保険料で賄われるため、被保険者の保険料転嫁につながってしまう。
- 新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応により加算される診療報酬は、医療機関における院内感染防止対策等に要する費用として、国で負担すべきである。

- 現在、被用者に限定している新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給対象に、事業主・フリーランス等の労働者を加え、そのための財政措置を国が行うこと

### 【国制度の問題点】

- 現在、国が財政支援の対象とする傷病手当金の給付対象は被用者に限られ、事業主やフリーランスが対象外とされており、国保被保険者間で新型コロナウイルス感染時の療養支援に格差が生じている状況である。

- 感染症(疾病)対策への対応は高度に専門的性質を有するものであるため、感染症(疾病)対策庁など、感染症対策に関する専門的な国の行政組織を創設すること

## 最重点 ③ 診療・検査医療機関等に対する支援の充実

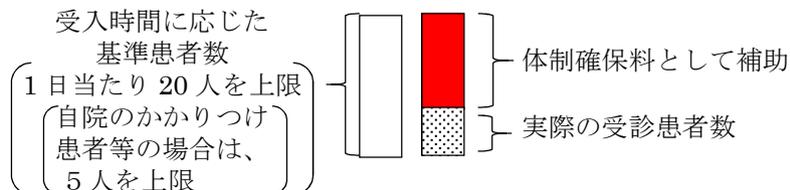
- 新 かかりつけ医による診療・検査を更に推進するため、時限的措置とされている診療報酬上の特例的な対応(※)の感染状況を踏まえた継続・加算や、令和2年度外来診療・検査体制確保支援事業と同様の制度の創設など、診療・検査医療機関等に対する支援を充実させること

※診療報酬上の特例的な対応（令和3年9月28日付事務連絡による）

| 区分   |        | 診療報酬の加算   |
|------|--------|---|
| 疑い患者 | 検査     | + 250 点（新設）（県 HP で公表した機関のみ計上）<br>＜令和4年3月31日までの措置＞ |
| 患者   | 外来での治療 | + 950 点（新設）＜臨時的な措置＞                               |
| 患者   | 往診での治療 | +2,850 点（+950 点から拡充）＜臨時的な措置＞                      |

※令和2年度外来診療・検査体制確保支援事業

- 診療・検査医療機関が、発熱患者専用の診察室等を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助  
[補助基準額]13,447円/人・日×（受入時間に応じた基準患者数－実際の発熱患者等の受診患者数）



## **(8) 症例分析結果を踏まえた医療現場での活用方策の構築** **【厚労】**

- ・HER-SYS や国立国際医療研究センターをはじめとする新型コロナウイルスにかかる医療機関情報を活用した解析を進め、「病原体検査の指針」「診療の手引き」等ガイドラインに迅速に反映できる支援体制を構築すること

## **(9) 保健所機能の強化等** **【法務、厚労】**

### **① 感染者情報の統一的な公表基準の検討**

- ・感染症法において感染者情報の公開が定められているが、その基準がなく各自治体が公開している情報に差異が生じているため、国において統一的な公表基準を定めること

### **② 積極的疫学調査等の実施体制の充実**

- ・新型コロナウイルス感染症患者の発生届については、感染症法上「最寄りの保健所」と規定されているが、「最寄りの保健所」という考え方を結核対策と同様に原則「居住地の保健所が調査実施」とするなど全国統一の対応がとれるよう取り扱いを徹底すること

#### **【提案の背景】**

管内に帰国者・接触者外来等がある保健所設置市に発生届が集中し、当該保健所実施市が初期調査を行うため、対応に時間を要した。

## **最重点 (10) 国又は広域エリアの疾病管理予防センター（CDC）の設置** **【厚労】**

- 新**・感染症の危機管理を一元的に担う疾病管理予防センター（CDC）は、検証対象となる疫学データ量やマンパワーが一定程度必要なことから、単県ではなく、国又は広域エリアでの設置を検討すること

#### **【提案の背景】**

- ・ 感染情報の分析、調査、科学的知見の公表及び同知見に基づく提言などを行なう疾病管理予防センター（CDC）については、都道府県単位で設置すべきとの議論が一部である。
- ・ しかし、都道府県単独の設置では検証対象となる疫学データ量が限定され、また、専門家などのマンパワーにも限界があるため、これまで感染が一体的に広まってきた首都圏や関西などの同一の経済・文化交流圏でのCDC設置がより効果的である。

## **(11) 医療従事者や感染者等の人権対策の強化** **【法務】**

- ・ デマの拡散や差別・偏見は、人権侵害や新たに感染が確認された場合の情報提供・公開を躊躇することにもつながるため、継続的な広報や啓発の実施など、医療従事者や感染者及びその家族等の人権を守る対策を講じること

## **(12) 感染発生源特定のための方策** **【厚労】**

- ・ 新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合、保健所が応ずべきことを命令できることや虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料が規定されたことなど、積極的疫学調査の実効性確保にむけた国民への情報発信を積極的に行うこと
- ・ 感染拡大期においては、疫学調査の優先順位等も不可欠になることから、国立感染症研究所感染症疫学センターの新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年1月8日版）の充実を図ること

## (13) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等

【内閣官房】

### ① 社会活動規制

#### ア 特定都道府県知事としての要請・命令に関する事前協議等

- ・第24条第9項の協力要請、第31条の6第1項の要請、同条第3項の命令及び同条第5項の公表、第45条第2項の要請、同条第3項の命令及び同条第5項の公表について、地域の実情に応じて弾力的な運用を行うとともに、その事前協議等については迅速かつ効果的に対応すること

#### イ 事業者への休業協力支援金等の支給

- ・国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと

### ② 国民への周知・啓発の強化

- ・国として、分科会で示された感染リスクが高まる5つの場面や感染リスクを下げる工夫など、国民の諸活動における注意事項の周知徹底を行うこと

## (14) 被災地応援職員・ボランティアへの行政検査の実施

【厚労】

- ・感染症対策と災害対応の両立を図るため、被災地への応援職員はもとより、ボランティアの方に対してもPCR検査を自己負担のない行政検査として実施すること

#### ＜大規模災害ボランティアへのPCR検査の実施＞

コロナ禍における大規模災害被災地での感染を予防し、ボランティアの安全を図るため、ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対し、県立健康科学研究所を活用したPCR検査の受検支援体制を整備

- ・対象者 ひょうごボランティアプラザが、①大規模災害発生時に緊急を要すると判断し、②被災地の災害ボランティアセンターへ派遣する災害ボランティア
- ・実施方法 ひょうごボランティアプラザから県立健康科学研究所に検査を委託
- ・自己負担額 なし（検査に要する費用を「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」（財源：ふるさとひょうご寄附金）により支援し、実質無償とする。）

## (15) 社会福祉施設等における感染対策の強化

【厚労】

### ① 感染対策の強化

- ・職員が濃厚接触者となり、当該施設で可能な限りの対応をしても職員が不足する場合でも、継続的に福祉サービスが提供できるよう、財政支援など必要な措置を講じること
- ・感染者が発生した高齢者や障害者の福祉サービス事業所・施設に対し応援職員を派遣した場合の必要な経費については、サービス継続支援事業の補助対象となっているが、濃厚接触者が発生した事業所・施設に対し応援職員を派遣した場合についても、補助対象として認めるとともに引き続き財源を確保すること

**新**・利用者及び施設職員が感染防御を行い、安心安全に施設が利用できるよう、引き続きのマスク・手袋の継続配布のほか、消毒液等の衛生資材の備蓄に対する財政支援を行うこと

## ② PCR 検査の地方負担分に対する財政措置

- ・高齢者施設等の入所者及び従事者への PCR 検査については、感染防止対策の観点から積極的な実施を国より要請されていることから、その行政検査費用に係る地方負担分について、従来の感染症予防事業費等負担金での全額国負担、または新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に追加する等、必要な財政措置を行うこと

### (16) 警察装備資機材の整備等

【警察】

- ・新型コロナウイルスに関連した事案への対応時に、警察職員の二次感染を防止するため、警察装備資機材等の整備を進めること
- ・被留置者及び看守勤務員の感染予防に伴う衛生用品等の配備強化を行うこと
- ・感染予防のための空調設備や陰圧機能を持つ留置室、介護用ベッド等が設置された介護室、感染の疑いのある被留置者を処遇した看守勤務員を一定期間宿泊させる看守勤務員宿泊施設等を備えた感染予防専用留置施設を設置すること
- ・部外通訳人、各種講習等の民間委託業者等の感染防止対策を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・看守勤務員は閉鎖された空間である留置施設において被留置者の処遇を行わなければならない、ウイルス感染予防のための備品が未だ不足している。
- ・感染拡大を防止するため、留置開始時から感染の疑いのある被留置者を陰圧室などを備えた感染予防専用留置施設へ留置するなど適切に処遇する必要がある。

#### 【提案する装備資機材等】

- ・感染症防護キット14,200着
- ・自動手指消毒器 ・非接触型体温計 ・加湿器及び次亜塩素酸空気除菌脱臭機
- ・紫外線殺菌機 ・陰圧機付護送車両
- ・マスク、アルコール消毒液
- ・アルコール感知器

## 最重点 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

### (1) 令和3年度における更なる増額

【内閣府】

- ・今後の国における補正予算及び予備費において、早期に地方創生臨時交付金の更なる増額を行うとともに、感染対策や影響を受ける事業者の支援等で多額の事業費が生じているこれまで緊急事態宣言が多数発令された都道府県を対象に重点的な配分を行うこと

### (2) 令和4年度における継続・充実

【内閣府】

- 新・コロナ禍からの経済・雇用情勢の本格的な回復等には期間を要すると考えられるため、令和4年度についても、地方創生臨時交付金による支援を継続・充実させること

## 3 事業継続・雇用確保対策の充実

### (1) 更なる消費喚起対策の推進

【内閣府、農水、経産、観光】

- ・商店街の活性化など各地域における更なる消費を喚起するための新たな取組や、観光業や飲食業など地域経済の活性化を図る G o T o キャンペーン実施後においても、国において更なる消費喚起対策を強力に推進すること

## (2) 感染防止対策に対する重点的な支援

【文化、農水、経産、環境】

- ・事業再開の前提となる感染防止対策（換気設備や衛生管理用品の整備、飛沫防止対策等）を重点的に支援するため、中小事業者や商店街などの取組に関する新たな国の補助制度を創設するなど、重点的な支援を行うこと

## (3) 事業継続に向けた支援の充実

【内閣官房、経産】

第5波の感染再拡大の影響等により、地域経済の見通しは不透明感を増している。

戦後最悪のマイナス成長となった昨年4～6月期のような急激な悪化を防ぐためにも、事業継続を強力に支援し、地域経済を下支えする必要があることから、以下について提案する。

### ① 迅速な給付・融資の実行

- ・月次支援金、政府系金融機関における融資などについて、可能な限り早期に必要な支援を受けることができるよう、人員等の体制強化や審査の簡素化などを図ること

### ② 持続化給付金等の再度の支給

- ・本年2月に申請期間が終了した持続化給付金及び家賃支援給付金について、再度の支給を行うこと

### ③ 資金繰り支援の強化

#### 【主】ア セーフティネット(SN)保証4号及び危機関連保証の指定期間の延長

- ・融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、SN保証4号及び危機関連保証の指定期間(※)を延長すること

(※ 指定期間 SN保証4号：12月1日まで、危機関連保証：12月31日まで)

#### 【主】イ セーフティネット(SN)保証5号の全業種指定の継続

- ・SN保証5号の指定対象業種について、コロナ禍の影響を受けているにも係わらず8月以降対象外とされている業種(※)があるため、対象業種を再び拡大すること  
(※ 県内地場産業で対象外とされた業種：線香、利器工匠具(かんな、のみ、包丁等))

#### [信用保証制度の概要]

| 信用保証の種類 | 対象  | 売上要件 | 保証割合              | 指定期間   |
|---------|---|------|-------------------|--------|
| SN保証4号  | 地域指定(現在、全国指定)                             | △20% | 100%              | 12月1日  |
| SN保証5号  | 業種指定<br>〔～7月：1,145業種(全業種)<br>8～12月：535業種〕 | △5%  | 80%               | —      |
| 危機関連保証  | 全国・全業種指定                                  | △15% | 100%<br>(SN保証と別枠) | 12月31日 |

#### [新型コロナに関連する兵庫県中小企業制度融資]

| 貸付名<br>(適用期間)                          | 概要                             | 信用保証                       | 融資利率<br>(保証料率)     | 融資限度額                           | 融資期間<br>(据置期間)    |               |
|--|--------------------------------|----------------------------|--------------------|---------------------------------|-------------------|---------------|
| ①新型コロナウイルス対策貸付<br>(R2.2.25～当面の間)       | SN保証の別枠利用                      | 一般保証<br>SN保証4号<br>SN保証5号   | 0.70%<br>(0.80%※1) | 2.8億円                           | 10年(2年)<br>以内     |               |
| ②経営活性化資金<br>(R2.3.16～R3.9.30)          | 迅速な融資<br>審査                    |                            | 金融機関所<br>定         | (0.80%※1)                       | 5,000万円           | 10年(1年)<br>以内 |
| ③借換等貸付<br>(R2.3.16～R3.9.30)            | 県制度融資<br>の借換                   |                            | 0.70%<br>(0.80%※1) | 2.8億円                           |                   |               |
| ④新型コロナウイルス危機対応<br>貸付(R2.3.16～R3.12.31) | ①のさらに<br>別枠利用                  | 危機関連保証                     | 0.70%<br>(0.80%)   | i 4,000万円<br>ii 2,000万円<br>(※2) | 10年(2年)<br>以内     |               |
| ⑤伴走型経営支援特別貸付<br>(R3.4.1～R4.3.31)       | 経営改善等<br>を行う場合<br>の保証料負<br>担軽減 | SN保証4号<br>SN保証5号<br>危機関連保証 | 0.90%<br>(0.20%)   |                                 | 10年(5年)<br>以内(※3) |               |

※1 SN保証を利用する場合(一般保証を利用する場合は、第5区分で1.15%)

※2 iiはiの4,000万円を利用していることが前提(2口となるが、合計6,000万円まで申込可能)

※3 危機関連保証で利用する場合、iiの据置期間は2年以内

## ウ 返済猶予や弾力的な返済条件の変更等

- ・新型コロナウイルスの感染収束が見通せない中で事業者は既往債務の据置期間終了などに直面しているため、返済猶予や返済条件の変更等への弾力的な対応について、金融機関への指導を強化するとともに、資本支援の強化など抜本的な融資支援策を講じること

## エ 損失補償に対する支援

- ・融資実績の増に伴い、県の信用保証協会への損失補償も多額にのぼることが懸念されるため、(一社)全国信用保証協会連合会からの補助割合を引き上げるなど、支援措置を講じること
- ・融資残高の増に伴い、金融機関への預託金調達のためのコスト増も見込まれるため、国庫補助金の創設等の支援措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する中小企業向け融資制度については、既に過去に例のない規模の融資額となっている。これにより、今後の県損失補償額も多額にのぼると見込まれる。

<損失補償割合>

| 区分             | 損失補償割合                                     |
|----------------|--|
| SN保証4号(100%保証) | 日本政策金融公庫 80%、 <b>県 6%</b> 、全国信用保証協会連合会 14% |
| 危機関連保証(100%保証) | 日本政策金融公庫 90%、 <b>県 6%</b> 、全国信用保証協会連合会 4%  |

### 【本県影響額の試算】

- ・R2及びR3融資分に係る損失補償  
(R2融資実績額：1兆1,000億円及びR3融資目標額：8,000億円に、リーマン・ショック時(H21)の県制度融資の代位弁済率(約7.5%)を乗じて推計)

(単位：億円)

| R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 5  | 13 | 15 | 13 | 9  | 6  | 5  | 4   | 3   | 3   | 2   | 78 |

## ④ 月次支援金の要件緩和、給付上限額の引上げ等

- ・緊急事態措置等により影響を受けている事業者は酒類販売事業者に止まらず、またその影響も全国に及んでいるため、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けている全ての事業者について30%減まで緩和すること

### 【国制度の問題点】

- ・協力推進枠の対象となる売上要件の緩和(50%減→30%減)については、酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に限られている。
- ・また、その場合の財源は、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠に加えて都道府県の2割負担が求められ、事業者にとっても、申請先が50%減の場合は国、30%減の場合は都道府県となるため分かりにくい。

- ・飲食店等への休業要請などに伴う協力金と比較して少額となっている給付上限額の引上げを行うこと

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| ※ 月次支援金   | 休業要請・時短等協力金                  |
| 法人：20万円/月 | 飲食店(緊急事態措置)：120万円/月(4万円×30日) |
| 個人：10万円/月 | テナント：60万円/月(2万円×30日)         |

- ・一時支援金も含め、迅速な支給を行うこと

## ⑤ 商工会・商工会議所に対する支援の充実

- ・ コロナ禍により増加している窓口相談等に対応するため、令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業(※)」と同様に予算額を確保し、十分な支援を行うこと

〔※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業〕

- ・ R2 二次補正額 114 億円
- ・ 事業内容 ①経営相談体制の強化  
商工会・商工会議所で経営相談に対応する相談員の配置 等
- ②専門家派遣体制の強化  
地域プラットフォーム(注)が、専門家を無料で派遣する体制を強化 等

### <兵庫県 商工会・商工会議所の相談機能強化事業 (R3 新規事業：1 億 3,920 万円) >

商工会・商工会議所が 0B 等を雇用する経費を臨時的に支援

- ・ 補助対象 商工会、商工会議所 (全 46 団体)
- ・ 対象経費 窓口相談に対応する 0B 等の人件費
- ・ 上限金額 160 万円～640 万円 (各団体の規模による)
- ・ 期 間 原則 1 年間

## (4) 観光事業者に対する支援等

【農水、経産、観光】

### ① 地域観光事業支援の推進

#### 最重点 ア 期限の延長等

- ・ 来年 1 月以降も地域観光事業支援を実施できるよう、予約・販売期限を延長又は撤廃するとともに、予算の増額や追加配分を行なうこと

#### 【提案の背景】

- ・ 地域観光事業支援は感染状況がステージⅡ相当以下の実施要件があるため、12 月末とされている予約・販売期限では実施期間が限定的となり、県民が十分に恩恵を受けられなくなる可能性がある。

### <本県の地域観光事業支援「ふるさと応援！ひょうごを旅しようキャンペーン」>

| 区分  | 旅行・宿泊代金割引<br>(ふるさと応援県民割) | クーポン券配布<br>(ふるさと応援旅クーポン)             |
|-----|--------------------------|--------------------------------------|
| 概要  | 県民に販売する県内旅行・宿泊代金の割引を支援   | 左記割引を受ける宿泊旅行者に対して旅行期間中に使用可能なクーポン券を配布 |
| 支援額 | 2,000 円～5,000 円/人・泊      | 1,000 円～2,000 円分/人・泊                 |

#### ※ 県独自のプレ実施 (10 月 14 日 旅行・宿泊分より)

- <利用対象者> ・ 新型コロナワクチン 2 回接種済の方  
(接種困難な方は、PCR 検査等検査結果通知書で同様の取扱)
- ・ 同居人かつ原則 4 人以下の少人数旅行 (未接種者の場合)
- <実施要件> 県全体のワクチン接種の普及 (2 回目接種率 60%以上)
- <停止条件> 下記の①②の条件両方に該当したときを目安として総合的に判断

| 区分     | ①感染状況の指標                         | ②病床使用率の指標                         |
|--------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 新規予約停止 | 直近 1 週間の新規患者数が 1 週間連続で上昇傾向となったとき | 病床使用率及び重症病床使用率が 1 週間連続で上昇傾向となったとき |
| 全面停止   | 新規患者数が人口 10 万人対 25 人以上となったとき     | 病床使用率及び重症病床使用率が 50%を超えたとき         |

- ・感染状況や県域の特性などの実情を踏まえ、県内全域一律実施ではなく、感染が落ち着いている市町に限定して先行事業開始できるようにすること

## イ 柔軟な運用

- ・Go To トラベル事業と同様に、感染拡大時のキャンセル料に対する補填費用も対象経費として認めるなど、柔軟かつ弾力的な運用を行うこと

## ② 実効性あるGo To トラベル事業の展開

### ア キャンペーン全体

- ・観光業の本格的回復には相当期間を要すると考えられるため、Go To キャンペーンの再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること
- ・今後新たなキャンペーンを行う際には、地方の自主性に委ねる事業スキームの構築を検討すること
- ・Go To キャンペーン事業の実施にあたっては、再開・一時停止に関する具体的な判断基準を設けること
- ・国民に対して、HPをはじめとする多様な広報媒体により、分かりやすく制度の周知を図ること

### イ Go To トラベル事業

- ・更なる対策を講じる際には、今回の事業効果や課題等を検証し、人気観光地への利用が集中しないスキームなど、事業設計について改めて検討すること
- ・事業実施に際しては、観光関連事業者が十分な準備を整えられるよう事前に周知を図るとともに、現場での混乱が生じにくい方法で実施すること

## 主(5) 飲食店に対する支援 【農水】

- 新**・Go To イートの食事券について、本県では10月22日から利用自粛を解除したが、12月15日までとされている利用期限を延長するとともに、緊急事態宣言等の長期化により大きな影響を受けた飲食店を支援するためにも、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること

## (6) 商店街に対する支援 【経産】

- ・商店街の活性化に向けて、ECサイトの活用や共同宅配など、ポストコロナを見据えた新たな事業展開に取り組む商店街を支援するため、新たな支援策を創設すること
- ・プレミアム付商品券などの消費喚起対策を地方公共団体が継続的に実施できるよう、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による支援を行うこと
- ・外出自粛等の長期化の影響を受けた商店街の活気を取り戻すため、商店街イベント等を支援するGo To 商店街事業の再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること

## 主(7) 交通事業者に対する支援

【国交】

### ① 感染症対策に資する実証運行支援事業の拡充

- ・乗客の密度を上げないよう輸送人員減による減便回避の経費を支援する「地域公共交通活性化・継続事業」について、輸送人員の減少が長期化している現状を踏まえ、支援対象期間（現行：1ヶ月）を拡充すること

### ② 観光需要受入のための環境整備事業の拡充

- ・鉄道・バス・タクシー事業者等の高性能空気清浄機の導入を支援するため、観光需要受入のための環境整備事業（国 R2 三次補正予算）について、十分な予算額を確保し追加募集を行うとともに、補助率（1/2）の引上げを行うこと

### ③ 鉄道事業者に対する支援の充実

- ・収支悪化により、安全輸送設備に関する老朽化対策等の先送りを余儀なくされている地域鉄道事業者に対し、計画的な更新等が行えるよう、鉄道軌道安全輸送等整備事業の国庫補助率を引き上げること（国 1/3 → 1/2）
- ・国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で定めたとおり、指定公共機関（特に、輸送人員が減少する中でも運行継続している JR 等の鉄道事業者）の事業継続に必要な支援を行うこと

#### 【提案の背景】

指定公共機関の事業継続に政府が必要な支援を行うとしているにも関わらず、JR等の鉄道事業者への十分な支援がなされておらず、コロナ禍による経営悪化によりローカル線の存続が問題視される状況となっている。

### ④ バス事業者に対する支援の充実

- ・利用者が大幅に減少している路線バス事業者に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助の補助対象限度額（経常経費の 9/20）の撤廃や、輸送量要件の緩和（現行：15人以上→提案：2人以上）など支援措置を講じること

### ⑤ 航空事業者に対する支援の充実

- ・航空事業者の運航欠損に係る地方公共団体の負担に対する財政措置を講じること  
〔※本県 但馬－伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、  
県が補助 [R3 当初予算額：1億7,957万円]〕

## 主(8) 芸術文化活動に対する支援

【文化、経産】

- ・本格的な芸術文化活動の再開・実施には相当期間を要すると考えられるため、令和2年度3次補正予算で計上された文化庁の「ARTS for the future! (コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)」「文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業」や、経済産業省の「コンテンツグローバル需要創出促進事業」について、令和4年度も継続・充実して実施すること

### <文化庁 R2.3次補正予算 ARTS for the future! (250億円)>

- ・対象分野 音楽、演劇等（文化芸術基本法に定める文化芸術分野）
- ・対象経費 公演の開催費用、キャンセル料及びキャンセルに伴う動画の製作・配信費用
- ・補助上限額 2,500万円/1団体（公演等の従事人員数等により、異なる）

### <文化庁 R2.3次補正予算 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業 (50億円)>

- ・対象事業者 劇場・音楽堂、博物館、ライブハウス、映画館等
- ・補助率 1/2
- ・対象経費 消毒液・マスク、赤外線カメラ、空気清浄機などの感染対策（400万円）、（補助上限額）システム環境や課金システムなど、配信等の環境整備（1億円）等

### <経済産業省 R2.3次補正予算 コンテンツグローバル需要創出促進事業(314億円)>

#### ア 公演の開催費用等の支援

- ・対象分野 音楽、演劇等（文化芸術基本法に定める文化芸術分野）
- ・対象経費 公演等の実施に要する費用、PR動画の製作・配信に関する費用
- ・補助率 1/2
- ・補助上限額 3,000万円/1件

#### イ 延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援

- ・対象分野 公演、展示会、遊園地・テーマパーク
- ・対象経費 延期・中止した公演・展示会や休園した遊園地等のキャンセル費用、PR動画の製作・配信に関する費用
- ・補助率 10/10
- ・補助上限額 2,500万円/1件

## (9) 女性支援の継続

【内閣府】

- ・孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用したきめ細かい支援を交付対象とした地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）について、補助率・交付上限を維持したうえで令和4年度以降も継続して支援すること

### 【提案の背景】

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、望まない孤独・孤立により不安や困難を抱える女性を支援するため、相談窓口の設置や女性用品（生理用品）を配布する等の事業をNPO法人等に自治体が委託した場合、地域女性活躍推進交付金の交付対象となっているが、令和3年度限りの事業となっているため。

## 主(10) 農林水産事業者への支援

【農水】

### ① 農林水産事業者への支援の継続、充実

- ・消費拡大に向けた大胆なキャンペーンを展開するとともに、令和2年度3次補正予算で計上された高収益作物次期作支援交付金、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業、特定水産物供給平準化事業、学校給食への食材提供等を支援する国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業を令和4年度も継続・充実するなど、農林水産事業者への支援を行うこと

＜R2.3次補正予算 高収益作物次期作支援交付金（1,343億円）＞

- ・支援内容 次期作に前向きに取り組む生産者に対し、種苗等の資材購入や機器レンタル等の経費を支援
- ・支援単価 野菜、果樹、花き、茶等：5万円/10a、施設栽培の花き等：80万円/10a、施設栽培の果樹：25万円/10a

＜R2.3次補正予算 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（176億円）＞

- ・支援内容 経営体質の強化に取り組む肥育農家に対し、出荷頭数に応じた奨励金を交付
- ・支援単価 出荷頭数に応じて2万円/頭

＜R2.3次補正予算 特定水産物供給平準化事業（5億円）＞

- ・支援内容 漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管（調整保管）する際の買取資金の金利相当分、保管分、入出庫料、加工料、運搬料を支援

＜R2.3次補正予算 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（340億円）＞

- ・支援内容 学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等を支援

## ② 農業者への支援

### ア 酒米生産者への支援

- ・保管期間の延長に伴う集荷業の経費負担を軽減するため、米穀周年供給・需要拡大支援事業の維持管理経費に対する補助率を引上げる（国庫1/2→10/10）
- ・令和3年産の酒米については生産調整による対策を行っているものの、緊急事態宣言の度重なる発令により更なる需要減少が想定されるため、米粉など他用途への利用促進及びそれに伴い生じる価格差に対して、新たな支援策を創設すること

### イ 野菜や花き、果樹等の生産者への支援

（高収益作物次期作支援交付金の運用見直しの改善等）

- ・コロナ収束後に向けた生産体制の強化等を図るため、令和4年度においても同交付金を継続するなど、必要な予算を確保すること

## ③ 畜産業者への支援

- ・外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された畜産経営に関する支援策を拡充するとともに、令和4年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

〔国補正予算で措置された主な事業〕

- ・肥育牛経営等緊急特別支援対策事業  
（経営体質の強化に取り組む肥育農家への取組支援（出荷頭数に応じて2万円/頭を交付）等）
- ・国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業（学校給食への食材提供等）

- ・枝肉価格の下落等による収入減を補填する「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）」について、3年間程度の時限措置として、生産者の負担割合（1/4）の国負担や補填割合の拡充（9割→10割）など、生産者の経営安定化を図ること

## ④ 水産業者への支援

- ・外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された漁業経営に関する支援策を拡充するとともに、令和4年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

**[国補正予算で措置された主な事業]**

- ・ 特定水産物供給平準化事業  
 ( 漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分)  
 ( 保管分、入出庫料、加工料、運搬料を助成 )
- ・ 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業  
 ( 漁業団体等が行う販売促進の取組 (学校給食への提供を含む) を支援 )

- ・ 魚価の下落等による収入減を補填する「積立ぷらす」について、3年間程度の時限措置として、漁業者の負担割合(1/4)の国負担や補填割合の拡充(9割→10割)など、漁業者の経営安定化を図ること

**主(11) 雇用確保対策の推進等**

**【厚労】**

**① 雇用調整助成金の特例措置等の更なる延長**

- ・ 5月以降の縮減内容(対象事業主、助成額の上限、助成率)について、縮減前と同等となるよう支援を拡充すること

|      | 判定基礎期間の初日          | ～4月末                  | 5～12月(予定)                            |                       |
|------|--------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 中小企業 | 原則的な措置(※1)<br>【全国】 | 4/5(10/10)<br>15,000円 | 4/5( <u>9/10</u> )<br><u>13,500円</u> |                       |
|      | 業況特例(※2)<br>【全国】   | —                     | 4/5(10/10)<br>15,000円                |                       |
|      | 営業時間の短縮等に協力する事業主   | —                     | 緊急事態宣言                               | 4/5(10/10)<br>15,000円 |
|      |                    |                       | まん延防止等重点措置                           | 4/5(10/10)<br>15,000円 |
| 大企業  | 原則的な措置(※1)<br>【全国】 | 2/3(3/4)<br>15,000円   | 2/3(3/4)<br><u>13,500円</u>           |                       |
|      | 業況特例(※2)<br>【全国】   | 4/5(10/10)<br>15,000円 | 4/5(10/10)<br>15,000円                |                       |
|      | 営業時間の短縮等に協力する事業主   | 4/5(10/10)<br>15,000円 | 緊急事態宣言                               | 4/5(10/10)<br>15,000円 |
|      |                    |                       | まん延防止等重点措置                           | 4/5(10/10)<br>15,000円 |

注 金額は1人1日あたりの上限度、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 原則的な措置

最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少  
 (比較対象とする月については、柔軟に取り扱い)

※2 業況特例

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上高等)を比較し、Aが30%以上減少

- ・ A: 被雇用者の休業初日が属する月から遡って3ヶ月間の生産指標
- ・ B: Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

- ・ 学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること

## ② 緊急雇用創出事業の創設

- ・労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、リーマン・ショック時(1兆500億円)を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること

### 【本県の有効求人倍率の推移】

|       |       |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| R2.11 | R2.12 | R3.1 | R3.2 | R3.3 | R3.4 | R3.5 | R3.6 | R3.7 | R3.8 | R3.9 |
| 0.93  | 0.92  | 0.95 | 0.94 | 0.94 | 0.93 | 0.94 | 0.97 | 0.97 | 0.94 | 0.93 |

## (12) 総需要対策の実施 【内閣府、総務、財務、農水、国交】

- ・新型コロナウイルスの感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するために、補正予算編成や予備費の充当などにより、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずること
- ・具体的には、公的施設における感染防止のための改修、基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、情報通信基盤の整備等のハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行う必要があり、建設国債も活用し、早期に相当規模の経済対策を実施すること

### ※ 本県の主な取組

#### 【防災・減災対策】

分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化

| 計画名                            | 期間       | R4年度以降の残事業費<br>(現計画の残事業費) |
|--------------------------------|----------|---------------------------|
| 津波防災インフラ整備計画                   | H26～R5年度 | 82億円                      |
| 日本海津波防災インフラ整備計画                | R1～R10年度 | 12億円                      |
| ひょうご道路防災推進10箇年計画               | R1～R10年度 | 259億円                     |
| 地域の防災道路強靱化プラン                  | H26～R5年度 | 769億円                     |
| 第4次山地防災・土砂災害対策計画               | R3～R7年度  | 741億円                     |
| 地域総合治水推進計画<br>(河川対策アクションプログラム) | R2～R10年度 | 1425億円                    |
| 兵庫県高潮対策10箇年計画                  | R1～R10年度 | 250億円                     |
| 兵庫県防災工事等推進計画                   | R3～R12年度 | 640億円                     |

## 4 生活に困窮されている方への支援

### 主 (1) 生活福祉資金の継続等 【厚労】

- ・現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を12月以降も継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること
- ・償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること

- 新**・県及び各市町社会福祉協議会においては大量の貸付相談や、増加する生活困窮相談に対応するため、本来業務に支障が生じている。運営体制を確保するため、人件費など十分な予算措置を行うこと

## (2) 住居確保給付金の要件緩和等

【厚労】

- ・住居確保給付金の収入要件が厳しく支給対象とならない方が多くいることから、生活保護基準と同程度に収入要件を緩和するとともに、手続きを簡素化すること
  - ※ 収入要件  
申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1/12）  
+家賃額以下であること（家賃額は、住宅扶助基準に基づく額が上限）
- ・住居確保給付金や一時生活支援事業の地方負担の増加が見込まれるため、適切な財政措置を講じること

## (3) 大学生等に対する支援の充実

【文科】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学校生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）の要件緩和を図るなど、支援を強化すること
  - ※ 収入要件（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安）
    - ・高校生：世帯年収約 910 万円未満
    - ・大学生等：世帯年収約 380 万円未満
  - ※ 令和2年度には学生支援給付金が支給（10万円（住民税非課税世帯20万円））されたが、令和3年度には実施されていない。

## (4) 私立高等学校授業料の軽減

【文科】

- ・前年から当年にかけて家計急変が生じた世帯の授業料軽減を行う私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、全額国負担（現行：国1/2）で負担すること

## II 新たな価値を生む兵庫経済の構築

### 1 駆動力を持った兵庫経済の確立

#### 主(1) 国内サプライチェーン網の強化

【経産】

- ・サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金については、予算額と補助希望額が大きく乖離しているため(※)、予算枠の拡充を図るとともに、令和4年度以降も継続して支援すること

※ 予算額、補助希望額の状況

| 予算額                           | 補助希望額                               |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| R2年度一次補正：2,200億円              | 【第一次公募 (R2.5.22～7.22)】<br>1兆8,636億円 |
| 予備費の活用：860億円                  |                                     |
| R2年度三次補正：2,108億円<br>(R3年度へ繰越) | 【第二次公募 (R3.3.12～5.7)】<br>3,118億円    |

#### <国・県支援制度の比較>

| 区分  | 国内投資促進事業費補助金 (R2.2次公募)<br>[経済産業省]  | 産業立地条例に基づく支援<br>[県]  |
|-----|--|--|
| 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外へ集中度が高い重要な製品・部素材の国内生産拠点</li> <li>・国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外自社生産施設に類する生産施設の県内新增設</li> <li>・特定国に依存する部品等の生産施設の県内新增設</li> <li>・医療物資、医療機器などの生産施設の新増設</li> </ul>                              |
| 支 援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、設備等の1/4～1/2以内 (中小：1/4～2/3以内)</li> <li>・上限：100億円 (補助対象経費に応じて段階的に低減)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産取得税1/2(3/4)、法人事業税1/2(3/4)軽減</li> <li>・設備投資補助 6%(10%)、雇用補助 新規正規45万円/人 (新規正規90、新規非正規30)</li> </ul> <p>( ( ) 内は、但馬・丹波・淡路等)</p> |

#### (2) 起業・創業の活性化等

【内閣官房、内閣府、金融、総務、経産】

#### 主① 「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の形成に対する支援

- ・スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市に選定された地方公共団体が取り組むスタートアップ・エコシステム形成のための情報発信、スタートアップの育成・定着支援、海外投資家誘致等との取組に対して、財政支援を行なうこと
- ・国際金融都市形成の動きも見据え、神戸市と連携して取り組むスタートアップ関連等の外国・外資系企業や人材の誘致促進に向け税負担の軽減や、在留資格等の緩和など環境整備への支援を行なうこと

#### ② UNOPS S3i Innovation Centre Japan(Kobe)に対する支援

- 新・ 国連機関UNOPS S3i Innovation Centre Japan(Kobe)は、スタートアップ育成等を通じ、グローバルなSDGs課題解決に資するイノベーション創出拠点として、重要な役割を果たすことが期待される。

このため、同センターにおけるスタートアップ育成やスタートアップの途上国進出に対して、新たな支援策を創設すること。

**[UNOPS S3i Innovation Centre(Kobe) R2.11.6 開設 (三井住友銀行神戸本部ビル2階)]**

- ・スタートアップが有する高度なテクノロジーを活用し、SDGsの課題解決につなげる国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)のイノベーション創出拠点 (世界で3拠点目、アジアでは初)

**<育成プログラムの内容>**

「気候変動への対処」をテーマに、世界からスタートアップを公募。98の国と地域から624件の応募があり、6社を選定。

※ 選定された県内企業

- Sagri(株)(丹波市) : 人工衛星やドローンを活用したスマート農業の実現
- GSアライアンス(株)(川西市) : 環境、エネルギー分野向けの最先端材料の開発
- オシンテック(株)(神戸市) : AIを活用した世界の規制・ルール情報の可視化

**<R3年度 兵庫県新規事業「UNOPSと連携したSDGsチャレンジ事業」>**

- ・グローバルなSDGs課題解決を目指すスタートアップ等を、県と神戸市が連携して支援
  - 支援内容 ビジネスモデル構築支援、海外展開に向けたサポート等
  - 募集企業 20社程度

**③ 起業・創業等への支援**

- ・起業の支援に関する予算を増額すること
- ・わくわく地方生活実現政策パッケージの起業支援については、前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降(今年度は4月1日公募開始)となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとするとともに、交付決定日以降(今年度は8月1日交付決定)となっている補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること
- ・起業プラザひょうご(※)をはじめ、地域を拠点に活動する起業家が成長・事業拡大をめざす際に活用できる新たな支援策を創設すること

**[本県が実施している「起業家支援助成金」制度の概要]**

県内で起業を目指す若手・女性・UJIターン者等の多様な主体に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の一部を補助。平成25年以降、順次対象者を拡大し実施。

- ・上限100万円(補助率1/2) ※UJIターン者は移住にかかる経費を追加(上限100万円)
- ・R2年度実績 採択枠200、申請数627、採択数181

**[わくわく地方生活実現政策パッケージの起業支援についての提案の背景]**

- ・本県の起業家支援事業と比べ起業時期の期間が短いため、支援対象となる起業家が限定される。
- ・補助対象期間が「交付決定日(概ね8月1日頃)以降」と定められており、4~8月に起業する者にとって最も経費を要する時期(事業所開設に係る改修費、初度備品費等)が対象とならない。

**[国のわくわく地方生活実現政策パッケージとの概要]**

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 起業時期   | 公募開始日以降、補助事業期間完了日まで(R3.4.1~R4.1.31) |
| 補助対象期間 | 交付決定日(R3.8.1)~R4.1.31               |
| 分野     | 社会性のある事業に限定                         |

**[本県の起業家支援事業の概要]**

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 起業時期   | 前年度4.1~当年度1.31(R2.4.1~R4.1.31) |
| 補助対象期間 | R3.4.1~R4.1.31                 |
| 分野     | ほぼ限定なし                         |

※本県では、起業の裾野を拡大するため、できるだけ多くの起業家を支援する見地から、起業時期については前年度分を対象とするとともに、補助対象期間については、4月1日以降としている。

**※ 起業プラザひょうご**

- ・起業の場や交流機能を備えた起業支援拠点(平成29年開設)。令和2年、三井住友銀行神戸本部ビル内に移転し、定を締結している三井住友銀行の神戸本部ビル2階に移転。同行との連携による成長支援機能、オープンイノベーション促進機能を強化。
- ・姫路市、尼崎市にも拠点を新たに設け、約180名(令和3年9月時点)の会員が起業準備や起業後の事業拡大に取り組む。

#### ④ 航空産業非破壊検査員の育成に対する支援

- ・国の航空機産業の競争力強化に必要な、航空産業非破壊検査員の育成を産業政策、雇用政策の両面から推し進めるため、非破壊検査員養成講習の受講に対する助成金等の支援を拡充すること
- ・非破壊検査員資格取得に必要なOJTを受け入れる企業が増えるよう、指導にあたるスタッフの人件費助成等、効果的な施策を講ずること

##### 【提案の背景】

- ・厚生労働省「人材開発支援助成金」の活用が可能であるが、受講料の一部(3割)を補助するにすぎない。(参考：受講者(H29からの合計)：47人(うち県外24人))
- ・中小企業が国内で国際基準に準拠した航空産業に係る非破壊検査技術者の資格を取得するには、有資格者のいる企業においてOJTを受講する必要があるが、受け入れ企業が少なく、資格取得の障害となっている。

##### 【航空産業非破壊検査トレーニングセンターの概要】

- ・航空機産業における非破壊検査員を養成することを目的として、平成29年11月、県立工業技術センターに航空産業非破壊検査トレーニングセンターを開設
  - ※ 国際認証規格(NAS410)に準拠した訓練機関としては、国内初
- ・非破壊検査のうち浸透探傷(PT)、磁粉探傷(MT)、超音波探傷(UT)のトレーニングを実施(講習費用)

| 区分        | 基礎講習     | 応用講習     | 計        |
|-----------|----------|----------|----------|
| 浸透探傷(PT)  | 235,000円 | 141,000円 | 376,000円 |
| 磁粉探傷(MT)  | 380,000円 | 290,000円 | 670,000円 |
| 超音波探傷(UT) | 447,000円 | 205,000円 | 652,000円 |

#### (3) 関西全域で取り組む中堅・中小企業の技術開発支援体制

##### (広域的プラットフォーム)の構築に向けた支援

【経産】

- ・在関西の出先機関・研究機関の連携促進や設置・運営に関する財政支援など、産業競争力強化に資する取組に対して必要な措置を講ずること

#### (4) 「富岳」の産業利用の促進

【文科】

##### ① 「富岳」一部資源の産業入門用としての活用

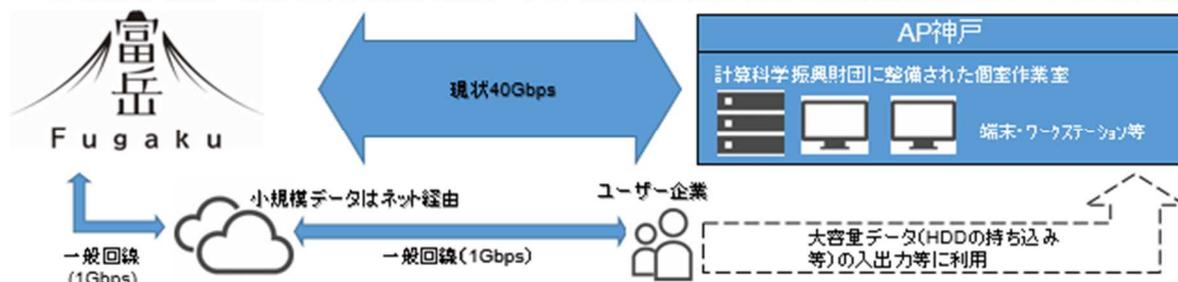
- ・「京」における(公財)計算科学振興財団の実績やノウハウ、ネットワークを最大限に活用するため、財団が「富岳」を活用した産業界ユーザー向けのアプリケーション実証など、トレーニング事業を実施できるようにすること  
(「富岳」の一部資源を産業入門用として財団に供与)

##### ② (公財)計算科学振興財団を活用した産業利用の促進

- ・「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発・普及を同時に進めること
- ・申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定、ユーザー開拓、人材育成の強化、ビッグデータ・AI分野での活用促進など、「京」よりも利便性の高い「富岳」の産業利用制度を構築・運用すること
- ・「富岳」の産業利用拡大を見据え、「富岳」とHPCIアクセスポイント神戸(AP神戸)間の大容量データの高速転送機能について、「京」稼働時の40Gbpsから400Gbps程度へ強化すること

<HPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）アクセスポイント神戸>  
 ・高速回線で「富岳」と直結した利用端末や高セキュリティ環境を完備し、「富岳」への大容量データの入出力等が可能な施設・設備（「京」稼働に合わせて整備）  
 （（一財）高度情報科学技術研究機構が整備し、（公財）計算科学振興財団へ運営を委託）

※「京」から「富岳」への移行に伴い、より大容量データの入出力等を円滑に行うための高速回線化（40Gbps→400Gbps）が必要



### ③ 「FOCUSスパコン」の活用による「富岳」ユーザーの裾野拡大

- 「富岳」ユーザーの裾野拡大を図るため、「富岳」（Arm系）で動作するソフトウェアの実証を「FOCUSスパコン」（Intel系）で実施できる環境の整備や、「富岳」のユーザーを選定する登録機関（（一財）高度情報科学技術研究機構）と「FOCUSスパコン」を運営する（公財）計算科学振興財団の情報共有を強化する制度の整備など、産業利用向け公的スーパーコンピュータである「FOCUSスパコン」ユーザーの円滑な「富岳」への移行の支援を行うこと

## (5) 大型放射光施設「SPring-8」の高度化推進

【文科】

- 新材料開発など放射光を活用した国際的な研究開発での優位性を保つため、国家プロジェクトとして次世代「SPring-8」の開発整備の検討を開始すること

### 【提案の背景】

- 各国で新たな放射光施設の建設や整備計画が検討されている中、供用開始から20年以上が経過し老朽化が進むSPring-8の優位性の低下が懸念されている。

## 2 地域を支える産業の振興

### (1) 中小企業等への支援の充実

【総務、経産、中企、国交、環境】

#### ① 小規模企業者への支援に関する財源措置の拡充

- 経営指導員等の設置経費に対する財源措置について、業務増にあわせて十分に拡充すること

### 【国制度の問題点】

- 商工会・商工会議所では、経営発達支援計画を策定して国の認定を受けた際に、計画に位置付けた事業に対して経費補助が受けられる。
- 計画の作成や事業実施に関する業務が増加し、これに対応する経営指導員等が不足する状況になっているが、人件費については補助対象となっていない。

#### ② 地場産業に対する総合的な支援

##### ア 地場産業に特化した支援制度の創設及び予算の拡充

- 新製品や新技術開発、国内外の販路開拓に対する支援など地場産業に特化した支援制度の創設や「皮革産業振興対策事業」などの予算の拡充を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 郷土の歴史と伝統に培われ、地域において重要な役割を果たしている播州織、淡路瓦などの地場産業の振興には、既存の支援制度では不十分のため、特化した支援制度の創設や予算の拡充を行うべきである。
- ・ 皮革産業は、消費者ニーズの多様化、海外製品の輸入増等による経営環境の悪化から、出荷額や企業数が減少の一途を辿っており、高付加価値化、ブランド力の強化及び販路開拓を進めるため、消費者ニーズに対応した取組強化や「ひょうご天然皮革」のブランド化が必要である。

**イ 皮革排水の処理に要する経費への財政支援の充実**

- ・ 皮革排水の処理に関する支援制度を充実すること
  - 関係市町の財政負担を軽減する特別交付税措置の継続
  - 補助金の創設 等

**【提案の背景】**

- ・ 皮革排水は汚濁度が高く、多額の処理経費を要する。特別交付税措置もあるが、十分ではなく、関係市町の負担軽減のため、県単独の補助制度を設けている。

**③ 信用補完制度の安定的な運営**

- ・ 信用保証協会の保証料率を全体に引き下げ、信用保証料の負担を軽減すること
- ・ 日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額することにより、同公庫が信用保証協会から徴収している保険料率を引き下げる

**【提案の背景】**

- ・ 金融機関から資金調達する際、相対的に高止まった保証料が中小企業等の負担となっている。
- ・ 中小企業の資金需要に適時適切に対応し、経営の安定と地域経済の発展に資する。

**(2) 規制緩和による成長戦略の推進 【内閣官房、内閣府、文科、厚労、農水、経産、国交】****① 関西圏国家戦略特区の推進**

関西における医療等の国際イノベーション拠点の形成及び国際的ビジネス拠点の形成に向けて企業が機動的に事業展開できるよう、以下のような大胆な規制緩和等を講じること。

- 国際企業（外国・外資系企業）において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること

**【提案の背景】**

- ・ 外国に本社や取引先のある国際企業においては、時差のある外国と業務を実施していることから、労使間の合意を前提に、割増賃金を必要としない勤務形態を提供することが必要である。

**② 養父市国家戦略特区の推進**

- ・ 中小企業信用保険制度の対象業種に農業を追加すること

**【提案の背景】**

- ・ 高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域の活性化の全国モデルとして、特区を活用した農業・地域振興を迅速かつ効果的に実現することが必要である。
- ・ そのため、農地所有適格法人や中小企業の農業に参入を推進しているが、中小企業信用保険制度の対象業種に農業がないことから、資金調達に支障が生じている。

**[中小企業信用保険制度の概要]**

- ・ 担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者が金融機関からの借入等により事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証について保険を行う制度

### ③ あわじ環境未来島特区（地域活性化総合特区）の推進

#### ア 次期特区計画策定への支援

- ・「あわじ環境未来島特区」の次期計画（令和4～8年度）の策定に向け、必要な助言等の支援を行うとともに、認定にあたっては、年度間で切れ目が生じないように速やかに行うこと

##### 【提案の背景】

- ・ あわじ環境未来島特区については、令和4年3月末で、第2期特区計画の認定（H29.3）から5年が経過し、計画期間が終了する。
- ・ 引き続き総合特区制度を活用した地域活性化の取組を推進するため、令和3年度中に次期特区計画を策定する。

##### 【特区計画の概要】

- ・ 対象区域：淡路島全域（洲本市、南あわじ市、淡路市）
- ・ 計画期間：第1期（H24.2.28認定）：平成24年度～平成28年度  
第2期（H29.3.27認定）：平成29年度～令和3年度
- ・ 目 標：「生命つながる『持続する環境の島』をつくる  
○エネルギーが持続する地域の実現、○農と暮らしが持続する地域の実現

#### イ 規制緩和、財政・金融上の支援の充実

##### i) 再生可能エネルギーの創出及びエネルギーの地産地消の推進

- ・ バイオマスエネルギーの利用促進に向け、実証実験の実施や基盤整備に必要な財政支援を行うこと
- ・ 再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を重点的に促進するため、発電・蓄電設備の設置等への支援措置を充実すること

##### 【提案の背景】

- ・ 淡路島では豊富な資源を活用した再生可能エネルギーの創出が進んでいるが、更なるエネルギー創出には、より一層事業者の負担を軽減し、新規参入しやすい環境整備が求められる。
- ・ エネルギー自立のためには、発電した電気を広域的なマネジメントのもとで自家消費する仕組みを確立する必要があるが、設備費用が高額であり、普及促進の妨げとなっている。

##### ii) 水素エネルギーの活用など脱炭素に向けた温室効果ガス排出削減の推進

- ・ F C V（燃料電池自動車）、F Cバス（燃料電池バス）などの水素モビリティの普及及び水素ステーションの整備促進に向けて支援措置を充実すること
- ・ E V（電気自動車）の普及及び充電設備の整備促進に向けて支援措置を充実すること。

##### 【提案の背景】

- ・ FCVやFCバスの車両価格、水素ステーションの整備費・運営費が高額であり、利用者側・供給側とも導入には多大な経費が必要となっている。
- ・ 一般ユーザーのEV購入を加速させるためには更なる補助制度の拡充が求められる。
- ・ EV保有者を増加させるため、ガソリン車の燃料補給と遜色ないように充電インフラ設備の増設を進めることが不可欠である。

### 3 新たな観光戦略の展開

#### (1) 広域観光圏の形成

【国交、観光、文科、経産、環境】

##### ① 山陰海岸ジオパークの推進

広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」の一角を占める「山陰海岸ジオパーク」について、ユネスコの正式プログラム化を契機に、国の窓口を設置し、京都府・兵庫県・鳥取県にわたる観光資源をネットワーク化した以下のような誘客促進対策を関係省庁の連携により支援すること

##### ア アクセスのための交通基盤の整備

- ・ 山陰近畿自動車道等の地方交通基盤を整備すること

##### イ クルーズツーリズムの促進

- ・ クルーズツーリズムの促進に関する支援制度を創設すること

##### ウ 但馬－羽田直行便の実現

- ・ 首都圏からの誘客のための但馬－羽田直行便を実現すること

##### 最重点② バイエリアにおけるクルーズツーリズムの促進

- ・ 船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、クルーズツーリズムの促進策を実施すること

##### 【提案の背景】

- ・ バイエリアの認知度向上による誘客促進を図るため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の広域周遊、滞在を図る取組の充実により誘客促進を図る必要がある。
- ・ 国のDMOに対する財政支援策が不安定であり、DMOの安定的運営を圧迫しており、自律を促進する制度となっていない。DMOの持続可能な基盤形成による誘客促進を図る必要がある。
- ・ 近年、クルーズツーリズムは注目を集めており、バイエリアの観光振興のために更なる推進に取り組みたいが国の補助制度がない。

- ・ 航行区域が平水区域となっているクルーズ船は、沿岸区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺では航行できないため、平水区域限定のクルーズ船等が播磨灘を通過できるよう、以下の柔軟な対応を行うこと

○気象の穏やかな時季等における平水区域の拡大

○母港から最強速力で往復2時間以内とされている限定沿海区域の基準緩和



[県内のクルーズ船の航行可能区域]

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 平水区域   | 河川・湖沼や湾内の他、法令に基づいた比較的穏やかな水域（航行可）     |
| 沿海区域   | 陸岸より20海里までの航行区域（原則航行不可）              |
| うち限定沿海 | 母港から最強速力で往復2時間の区域（一部航行可※）            |
| うち沿岸区域 | 陸岸より5海里以内の水域（航行不可）                   |
| 近海区域   | 東経175度、東経94度、北緯63度、南緯11度の内側の水域（航行不可） |
| 遠洋区域   | 全水域（航行不可）                            |

| 船舶の種類           | 航行区域         | 航行できる海域 |        | 播磨灘の航行 | 要望内容                                |
|-----------------|--------------|---------|--------|--------|-------------------------------------|
|                 |              | 平水区域    | 限定沿海区域 |        |                                     |
| 平水区域船（例：コンチェルト） |              | ○       | ×      | ×      | ①一律ではなく細やかな区域設定<br>②平水区域の要件を特定時季に限定 |
| 限定沿海船           | 高速船（例：ジェノバ1） | ○       | ○      | ○      | -                                   |
|                 | クルーズ船（例：咸臨丸） | ○       | ○      | △      | ③限定沿海区域の時間延長                        |

**(2) 2025年大阪・関西万博開催の効果を周辺地域に波及させる取組の推進**

**【経産、国交、観光】**

**① 万博会場と連携した取組への支援の検討**

- ・ 期間中、関西全域で実施する万博会場と連携した取組（関連イベントの実施等）への支援を検討すること
- ・ 万博の効果を関西すみずみまで波及させるため、船舶の航行区域の見直しなど、支障となる規制の見直しを行うこと

**② 兵庫県以西、四国等から万博会場へのアクセス強化**

- ・ 兵庫県以西からのマイカー利用者のパーク&ライドを円滑に実施するため、以下について、2025年国際博覧会協会とともに検討すること
  - 陸上アクセス 駐車場周辺道路の混雑緩和措置
  - 海上アクセス 神戸（ポートアイランド等）、尼崎（フェニックス事業用地）、淡路島（国営明石海峡公園・淡路夢舞台、津名港）と会場を結ぶ海上アクセスルートの実現に向けた船着場の整備等



出典：国土地理院 - 27 -



【会場周辺地図】

### ③ 名神湾岸連絡線等の早期整備による広域的な高速道路ネットワークの形成

- 新**・関西圏の環状高速道路ネットワークの形成、大規模災害等に備えた強靱な国土づくりなど、大阪・関西の成長基盤となる広域的な高速道路ネットワークの形成を図ること
- 特に、大阪湾ベイエリアと名神高速道路を結び、バス・物流車両等の速達性や定時性を確保し、阪神高速3号神戸線等の渋滞緩和に資する重要な路線である名神湾岸連絡線を大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通に向け早期に整備すること

#### 【提案の背景】

- 大阪・関西万博は、関西及び本県のみならず、日本全体にとっても大きな経済効果や知名度向上が期待できる。

#### [2025年大阪・関西万博の概要]

|        |   |
|--------|---|
| テーマ    | いのち輝く未来社会のデザイン<br>[サブテーマ]<br>①いのちを救う②いのちに力を与える③いのちをつなぐ    |
| 開催場所   | 大阪府大阪市此花区夢洲   |
| 開催期間   | 令和7(2025)年 4月13日～10月13日(184日間)                            |
| 入場者数   | 約2,820万人を想定   |
| 経済波及効果 | 2.0兆円 ※経済産業省試算値<br>(万博開催までに行われる周辺インフラ整備や2次波及効果を含めると5.8兆円) |

### 最重点④ インバウンド船旅振興制度の日数延長

- 「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるよう、30日から180日間に延長すること

#### 注 インバウンド船旅振興制度

インバウンド旅客の個人旅行化の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件(既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等)を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設された。

### (3) 統合型リゾート(IR)推進に伴うカジノ対策

【内閣官房】

- カジノ施設の立地が住民生活に悪影響を及ぼさないよう、以下について、実効性のある対策を講じること

- ギャンブル依存症対策、青少年等の入場規制、マネーロンダリング対策

#### [特定複合観光施設区域整備法の概要]

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 区域  | 上限3 ※認定申請に当たっては都道府県議会の議決及び立地市町村の同意が必要 |
| 事業者 | カジノ管理委員会の免許制                          |
| 入場  | 日本人は7日間で3回、連続する28日間で10回に制限            |
| 入場料 | 6千円/回(24時間毎) 国3千円+都道府県3千円             |

#### [ギャンブル等依存症対策基本法の概要]

- 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定(3年毎に見直し)
  - 内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を設置
- 都道府県にギャンブル等依存症対策推進計画の策定の努力義務
- 具体的な対策案
  - 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入
  - 都道府県、政令市における専門医療機関、治療拠点、相談拠点の整備
  - 中・高・大学生向けの啓発
  - 貸金業、銀行業における貸付自粛制度の整備 等

- ・ カジノ事業者が行う特定金融業務について、①貸付限度額が事業者の決定に委ねられていること、②無利子かつ返済期限が2ヶ月先となっていることから、過剰な貸付けとなりギャンブルへの依存を助長する恐れがあるため見直すこと

| 【特定複合観光施設区域整備法における特定金融業務の概要】 |  |
|------------------------------|--|
| 貸付対象者                        | 日本に住居を有しない外国人、一定の金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者                        |
| 貸付限度額                        | 返済能力に関する調査に基づき顧客毎に決定（貸金業法の適用外であり、個人の借入総額が、原則、年収等の3分の1までに制限される総量規制がかからない） |
| 返済期間                         | カジノ事業者は返済期間が2か月を超える特定貸付契約を締結してはならない                                      |
| 利 息                          | 利息を付することを内容とする特定資金貸付契約の締結、利息の受領、支払いの要求はしてはならない。                          |
| 延滞金                          | 年14.6%   |

#### (4) 外国人旅行者等の受入環境の整備 【内閣府、法務、総務、厚労、観光、文化】

##### ① 海外からの訪日観光旅行に関する査証発給要件の更なる緩和

- ・ ワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年大阪・関西万博等の国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件を緩和すること

##### ② 観光人材確保対策の推進

- ・ 観光産業の人材確保対策や就労環境改善に対する支援制度を創設すること
  - 旅館等への就職を促進するセミナーの開催
  - 保育所整備、職員宿舎の整備 等

###### 【提案の背景】

- ・ 国では、経営人材や中核人材などマネジメント層の人材育成事業はあるが、旅館等の現場の人材確保対策や就労環境改善に対する支援がない。
- ・ 訪日外国人観光客に日本らしいおもてなしを提供できるよう、ホテル・旅館等をはじめとした観光産業に対する支援が必要である。

##### ③ 訪日外国人消費動向調査の調査地点等の拡充

- ・ 訪日外国人消費動向調査について、調査方法が外国人旅行者への聞き取りであり調査地点や調査母数が少なく、適切に実態を把握できていないため、調査母数の拡充など調査方法の見直しを検討すること

###### 【国制度の問題点】

- ・ 「平成30年訪日外国人消費動向調査」では、全国17の空海港約8,000人の調査から、地域調査等28空海港を加えた約35,000人からの聞き取り調査となったが、訪日外国人旅行者が急増しているにもかかわらず、調査地点などがあまり変わっていないため、外国人旅行者の訪問地や消費額が適切に把握できていない。
- ・ 各地へのインバウンド誘客に関する基礎データが整備されることにより、インバウンド推進施策をより的確かつ戦略的に展開することが可能となる。

##### ④ 国際観光旅客税の地方への配分

- ・ 国際観光旅客税について、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることから、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 国際観光旅客税（H31年1月7日施行）は、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの2点を踏まえ、地方へしっかりと配分されるべきである。（参考）本県の観光施策に関するR3年度予算額 5,498百万

**(5) 観光地域づくり法人（DMO）の体制・機能強化に向けた取組の推進 【観光】****① 先進的な国内誘客施策にかかる支援制度の充実**

- 新**・国内誘客に資する観光コンテンツ開発にかかる補助制度の創設など、DMOが実施する先進的な国内誘客にかかる施策への支援制度を充実させること

**【国制度の問題点】**

- ・ 令和4年度の観光庁概算要求ではインバウンド関連施策の要求額が70%以上を占めているが、インバウンド需要の回復は依然不透明である。
- ・ ワクチン接種の加速や行動規制の緩和、マイクロツーリズムの進展により国内観光の需要は今後も伸長することが見込まれるため、新たな需要を生む先進的な国内誘客施策についての支援が必要である。

**② 宿泊旅行統計調査の調査結果公表範囲の拡充**

- 新**・宿泊旅行統計調査について、公表されるデータは都道府県別であり、地域の実情を適切に把握できないため、市町ごとのデータも公表するなど調査結果公表範囲の拡充を検討すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 「宿泊旅行統計調査」では、宿泊施設タイプや居住地ごとの宿泊者数・客室稼働率等が公表されているが、いずれも都道府県ごとの公表にとどまっている。
- ・ DMOにはデータ収集・分析が求められているが、市町ごとの統計データを活用することで地域特性をふまえた分析が可能になり、各種施策をよりの確かつ戦略的に展開することが可能となる。

**(6) 瀬戸内海国立公園六甲地域における企業保養所等の行為の許可基準の特例の設定 【環境】**

- ・ 別荘・企業保養所の適地として独自に発展してきた地域であり、特殊性が高いことから、企業保養所について周辺の風致景観に影響を及ぼさない範囲で、民間事業者の意向を踏まえ行為許可の基準を特例で緩和すること
  - 建築面積が制約される主要道路からの壁面後退距離（20m以上）について、それ以外の道路の基準（5m以上）まで緩和
  - 小規模な土地の活用を図るため、建ぺい率（敷地面積500㎡の場合10%以下）、容積率（敷地面積500㎡の場合20%以下）を緩和
  - 工作物の高さ基準（13m以下）について、周辺の景観に影響を及ぼさない範囲で区域を限って更に緩和
  - 大規模開発を排除する建築面積（2,000㎡以下）の緩和

**【提案の背景】**

- ・ 一般利用者の利用を前提としない企業保養所については、公園事業（宿舍）として認可されず、規制が厳しいままで、風致景観の保護に支障を来している施設の改築、建替等が促進しない。

[六甲山における企業保養所等の現況] (平成27年 本県調べ)

| 営業中 (※1)    | 閉鎖          | 転用 (※2)     | 撤去済        | 計    |
|-------------|-------------|-------------|------------|------|
| 70件 (30.0%) | 81件 (34.8%) | 71件 (30.5%) | 11件 (4.7%) | 233件 |

(※1) 営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件  
 (※2) 「転用」のうち72%が個人宅への転用、その他は事務所、宿泊施設等への転用

## 4 農林水産業の基幹産業化

### (1) 貿易自由化への対応

【内閣官房、農水】

- ・ EPAやFTAなど貿易自由化の進展に対して以下のような適切な対応に努めること
  - 貿易自由化に関する交渉の内容や状況、国内への影響等について、国民へ正確かつ迅速な情報発信
  - 「総合的なTPP等関連政策大綱」の確実な実行はもとより、状況の変化を柔軟に捉えた対策の機動的な実施

### (2) 農業の経営基盤の強化

【内閣府、総務、財務、農水、国交】

#### 主① 新規就農者の育成支援

- 新・令和4年度予算概算要求で打ち出された「新規就農者育成総合対策」(国庫1/2)について、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様、全額国費負担とすること

<全国知事会 緊急申し入れ (9月21日、10月25日)>

- ・ 事前に地方に対する協議や意見聴取もないまま、1/2の地方負担が唐突に盛り込まれたことは、国と地方の信頼関係を毀損することにつながりかねないもので、極めて遺憾。
- ・ 仮に地方負担が発生する場合、財力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが懸念されることから、これまでの農業次世代人材投資事業と同様、全額を国費により措置されるよう強く求める。

<農林水産省 概算要求>

- ・ 現行(国庫 10/10)

| 事業名         |       | 概要  |
|-------------|-------|---|
| 農業次世代人材投資事業 | 準備型   | ・ 世帯所得 600 万円未満<br>・ 研修期間で 1 年以上研修<br>⇒ 最大 150 万円/年を交付(2年間) |
|             | 経営支援型 | ・ 49 歳以下の認定新規就農者<br>⇒ 最大 150 万円/年(1~3年目)、120 万円/年(4~5年目)    |
| 農の雇用事業      |       | ・ 新規雇用者(50歳未満)に対する農業法人の研修を支援<br>⇒ 最大 120 万円/年(2年間)          |

- ・ 概算要求(国庫 1/2)

| 事業名         |        | 概要   |
|-------------|--------|--|
| 新規就農者育成総合対策 | 就農研修支援 | ・ 世帯所得 600 万円未満<br>・ 研修期間で 1 年以上研修<br>⇒ 最大 156 万円/年を交付(2年間)                        |
|             | 経営発展支援 | ・ 49 歳以下の認定新規就農者<br>⇒ [融資償還金助成] 最大 100 万円/年(10年間)<br>[定額助成] 最大 156 万円(3年間)         |
|             | 雇用就農促進 | ・ 新規雇用者(50歳未満)に対する農業法人の研修を支援<br>⇒ 1年目 120万円、2年目 96万円、3年目 72万円<br>4年目 60万円、5年目 48万円 |

<見直しによる本県の負担額(年度別)>

(単位：億円)

| R3 | R4  | R5  | R6  | R7  | R8  | R9  | R10 | R11 | R12 | R13 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0  | 1.2 | 2.1 | 2.9 | 3.4 | 3.8 | 4.1 | 4.4 | 4.6 | 4.9 | 5.2 |

<全国知事会 緊急申し入れ（9月21日）>

- ・事前に地方に対する協議や意見聴取もないまま、1/2の地方負担が唐突に盛り込まれたことは、国と地方の信頼関係を毀損することにつながりかねないもので、極めて遺憾。
- ・仮に地方負担が発生する場合、財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが懸念されることから、これまでの農業次世代人材投資事業と同様、全額を国費により措置されるよう強く求める。

## ② 法人農地取得事業の一般制度化

- ・養父市国家戦略特区の法人農地取得事業の一般制度化を検討すること

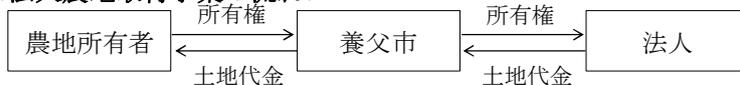
**【提案の背景】**

- ・R3年4月の法改正で特例期間が2年間延長され、R3年度中に、特区区域以外での制ニーズや問題点の調査、その結果を踏まえた全国への適用拡大の検討が行われることとなった。
- ・一般制度化に向けては、特区における法人の取得農地の活用状況の検証・評価や、政府の調査結果等をふまえ、慎重に見極めていくことが必要である。
- ・一方で、養父市が主張するように、農業の担い手が不足する中山間地域では、多様な担い手の確保・育成は急務であることから、参入企業が地域に根ざし長期安定的な農業経営の実現を図るためには、農地取得にかかる選択肢を広げることも必要であると考えます。

**【養父市国家戦略特区で行われている「法人農地取得事業」の概要】**

- ・農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」が次の要件を満たす場合には、市を経由して農地取得が可能（法施行後5年間に限り手続きができる）
  - 農地が適正に利用されていない場合、市へ所有権移転する旨を契約に明記
  - 業務執行役員のうち1名以上が耕作等に従事すると認められる 等

**<法人農地取得事業の流れ>**



**【農地取得を行う法人（H28. 11. 9、H29. 2. 21、H30. 3. 9、R2. 3. 18計画認定）】**

| 法人名          | 生産作物      | 元会社                           |
|--------------|-----------|-------------------------------|
| (株)Amnak     | 酒米を生産     | 山陽Amnak(株) (外壁タイル施工、住宅リフォーム等) |
| ナカバヤシ(株)     | ニンニクを生産   | 印刷製本、アルバム製造等                  |
| (株)やぶの花      | リンドウを生産   | 姫路生花卸売市場（花卉）                  |
| 住環境システム協同組合  | レタス等の水耕栽培 | 木材・住宅関連会社による協同組合              |
| (株)マイファームハニー | 蜜源レンゲ等    | (株)マイファーム（農業サービス業）            |
| 養父町開発(株)     | 桑の栽培      | 養父市・マルゴ緑化園(株)等                |

## ③ 農業における施設等貸与制度の創設

- ・市町や組合が施設・設備、機械を購入・保有し、利用者に貸与する制度に対して、新たな支援策を創設すること

**【提案の背景】**

- ・新規就農者や参入企業にとって、生産性向上のためには農業施設や機械等の初期投資が必要となるが、金融機関等からの融資は農業経営にとって大きなリスクとなる。

**[本県が実施する「農業施設貸与事業」の概要]**

|      |   |
|------|---|
| 実施主体 | 農協、市町等  |
| 利用者  | 新規就農者、農業法人、定年帰農者等   |
| 対象施設 | 園芸用ハウス及び附帯設備  |
| 助成内容 | 対象施設の整備を県が補助することで新規就農者等が支払うリース料・使用料を軽減<br>※利用者は貸与の方法としてリース方式（利用者が希望する仕様の施設を貸与。リース期間終了後、利用者は取得可能）又はレンタル方式（事業主体の標準仕様施設を貸与。年間使用料はリース方式と比較して一般的に低額）の選択可 |
| 補助率  | 新規就農者向け1/2、農業法人向け1/3、定年帰農者向け1/3   |

**<イメージ図>**



[H27～R2実績(累計)] 228経営体

[事業効果] 県内施設面積：211a増加、  
生産額：109百万円増加(見込)

**④ スマート農業の推進**

- ・大規模担い手農家における省力化や低コスト化に加え、多くの農家の負担になっている草刈り・水管理作業の負担軽減や、中山間地など作業効率の悪い地域スマート農業機械等の導入を進め、持続的な農業を営んでいけるよう、スマート農業機械の導入や普及を支援する予算を大幅に拡充すること

**<スマート農業関連実証事業の国予算・採択件数の推移>**

| 区分             | R1     |      | R2     |       |         |         | R3    |
|----------------|--------|------|--------|-------|---------|---------|-------|
|                | R30補正  | R1当初 | R1補正   | R2当初  | R2.1次補正 | R2.3次補正 | R3当初  |
| 国予算            | 6,153  | 505  | 7,150  | 1,500 | 1,050   | 6,200   | 1,359 |
| 採択件数<br>(うち兵庫) | 69 (1) |      | 52 (0) |       | 24 (1)  | 31 (2)  |       |

**[本県のR3当初採択]**

①丹波地区

- ・実証課題名：丹波地域における有機野菜栽培のリモート化を通じた持続可能な営農モデルの実証
- ・実証グループ：丹波有機スマート農業実証コンソーシアム((株)マプリー)

②淡路地区

- ・実証課題名：淡路島から発信！ほ場利用率300%が挑む、SDGs社会の実現に向けた施設園芸と露地野菜を組み合わせたハイブリッド地域社会農業の実現
- ・実証グループ：淡路島スマート農業実証コンソーシアム((一社)スマートな島ぐらし推進協議会)

**⑤ 農地の有効活用の促進**

- ・不耕作農地の発生防止と解消のため、①効率的な農地の耕作状況把握モデル構築、②地域での話し合い促進、③農地利用図の作成、④生産から消費まで一貫して担うJA子会社等の機械導入や人材確保など、地域の農地管理を総合的に支援する制度を創設すること

**【提案の背景】**

- ・農業就業人口の減少や高齢化により不耕作農地が増加している。地域内での話し合いの機会が減少しているほか、農業者等は優良農地のまとまった農地を希望する一方、農地所有者は一区画が小さく段々の田畑などを提供することを望んでいるため、大きなギャップが生じている。

**[本県が実施している「地域農地管理事業」の概要]**

- ・優良な不耕作農地の活用促進と中山間地等の農地の有効活用を図るため、地域での話し合いの促進やJAの子会社等により生産から消費まで一貫して担う事業を支援

**(R3年度からの新たな支援内容)**

| 支援メニュー   | 事業内容  |
|--|---|
| 効率的な農地耕作状況の把握  | 衛星データ等を活用した農地の耕作状況把握モデルを構築  |
| 守るべき農地の明確化への支援と農地活用施策のコーディネート                            | コーディネーターが地域主導の話し合いを促し、守るべき農地の明確化とその維持・活用に向けた事業メニュー等を提案  |
| 新たな担い手呼び込みのための支援の強化<br>(不耕作農地の短期保全管理支援、新たな担い手呼び込みのための支援) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手のいない不耕作地等の耕耘等、農地管理に関する負担を軽減</li> <li>・定住支援や技術習得先など地域の受入体制を農業サイト等で発信担い手の負担軽減のため、地域による効率的な草刈体制を確立</li> </ul> |

※継続事業：農業機械の導入支援、人材確保支援、耕作条件の改善支援、農地集積・活用支援、小規模農家サポート体制整備

**⑥ 世界農業遺産認定に向けた協力体制の構築**

- ・但馬牛の魅力と歴史を国内外へ情報発信し地域の活性化を図るため、「牛と人が共生する美方地域の統合的な農業システム」の世界農業遺産認定に向け、国連食糧農業機関（FAO）への働きかけや協力体制を構築すること

**[世界農業遺産 認定申請の概要]**

- ・申請者 「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会（会長：香美町長）
- ・申請日 第1回（R1.10.8）：農林水産省を通じて国連食糧農業機関（FAO）に申請中
- ・内容
  - 但馬牛とともに維持発展してきた兵庫美方地域の環境・農業・暮らし
  - 全国に先駆けて「牛籍簿（ぎゅうせきぼ）」（牛の戸籍簿）を整備
  - 郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源を保全

**⑦ 農畜水産物の輸出促進**

**ア 輸出障壁の撤廃**

- ・中国をはじめ輸出相手国の植物や動物の検疫条件など、我が国からの輸出品目を制限する輸出障壁の撤廃を要請すること

**[輸出国別の規制品目の例]**

|        |  |
|--------|--|
| 中国     | リンゴ・ナシ・米以外の農産物全て：輸出不可<br>家きん肉・豚肉・牛肉・羊肉：輸出不可<br>水産物：中国向け施設の登録、衛生証明書が必要                      |
| シンガポール | 牡蠣：輸出不可（冷凍牡蠣のみ衛生証明書添付で可）<br>牛肉・豚肉・鶏卵：シンガポール政府認定食肉処理施設による加工以外は不可                            |
| 米国     | 牛肉・家きん卵・その他農林水産物<br>：許可証発行が必要など、様々な規制あり<br>水産物：HACCP導入施設での加工以外輸出不可<br>着色料（クチナシ、紅花、紅粧）は使用不可 |
| EU     | 畜産物（豚肉・それらを原料とする加工食品）：輸出不可<br>水産物：HACCP導入施設からの出荷以外輸出不可<br>着色料（クチナシ、紅花、紅粧）は使用不可             |

## イ 都道府県が行う販売促進活動等への支援

- ・オールジャパンで行う輸出促進の取組に加え、地方が独自で行う販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組に対し、財政支援を行うこと。

## ウ 海外ECサイトでの販売機会の提供

- ・多様な都道府県食材を集めて販売する海外ECサイトを国が創設し、海外の消費者が常時購入出来るようにすること。

## ⑧ 卸売市場の整備の推進

- ・卸売市場の施設更新に当たって、生鮮食品の品質管理の高度化や物流の効率化等を図るために行う施設整備を支援する予算を確保すること

### 【提案の背景】

- ・神戸市卸売市場、姫路市卸売市場が、施設全体の移転再整備などの大規模な施設整備を予定しており、事業主体の負担軽減を図る必要がある。

### <各市場の全体整備計画>

【神戸市卸売市場】建て替えにより閉鎖型低温化施設にし、市場機能強化を図る。

| 年度 | 総事業費(千円)  | 国庫(千円)    | 整備内容             |
|----|-----------|-----------|------------------|
| R2 | 158,080   | 35,750    | 実施設計[水産卸棟]       |
| R3 | 367,920   | 91,000    | 実施設計[水産卸棟、冷蔵庫等]  |
| R4 | R3事業を繰越実施 |           | 建設工事[水産卸棟]       |
| R5 | 2,893,023 | 843,000   | 実施設計[水産仲卸棟等]     |
| R6 | 4,025,789 | 1,312,000 | 建設工事[水産仲卸棟、冷蔵庫等] |
| 計  | 7,444,812 | 2,281,750 |                  |

【姫路市卸売市場】移転整備し、品質管理の高度化等の市場機能強化を図る。

| 年度 | 総事業費(千円)   | 国庫(千円)    | 整備内容                               |
|----|------------|-----------|------------------------------------|
| R1 | 127,600    | 35,945    | 実施設計                               |
| R2 | 176,524    | 56,848    | 建設工事[卸売場棟(卸売場、仲卸売場、冷蔵庫等)、管理等、駐車場等] |
| R3 | 3,087,627  | 1,072,644 |                                    |
| R4 | 7,740,349  | 1,618,374 |                                    |
| 計  | 11,232,100 | 2,783,811 |                                    |

## (3) 病害虫対策の推進

### ① ウメ輪紋病対策の推進

#### ア 苗木等検査にかかる予算確保

- ・緊急防除対策の終了後、新たに実施が予定されている苗木等検査に必要な予算については、その確保に努めること

### 【提案の背景】

- ・国は令和2年度末で緊急防除対策を終了するが、令和3年度、新たに局長通知を発出し、苗木等検査を実施することとした。

- ・ウメ輪紋病に感染していない苗木等の流通を目的に、検査対象地域（令和2年度末の防除区域から令和2年度調査で感染樹が確認されなかった地域を除いた地域）で生産されるウメ・モモなどの苗木等を対象として、移動前に生産者からの申請により国が県の協力を求め検査を実施。
- ・感染が確認された場合は、当該園地内の全ての検査対象植物について3年間継続してウメ輪紋病に感染していないことが確認されるまで移動自粛を求められる。

**【国制度の問題点】**

- ・令和3年度に新たに発出される局長通知に基づき実施する苗木等検査については、国が県の協力を求め一体的に実施することが予定されているが、国が負担する費用は限定的である。

**イ 苗木等検査制度の早期見直し**

- ・苗木等検査は、植物防疫所による調査研究が終了するまでの間、未発生地域への侵入防止に万全を期すために導入されたが、調査研究終了を待たずして、問題なしと判断されれば、速やかに苗木等検査制度を終了すること

**(4) 資源循環型林業の展開 【総務、農水、国交】**

**① 地域材の利用拡大と製材工場等の安定経営に向けた支援**

**ア CLT工法による建築物の整備促進**

- ・CLTを活用した中高層建築については高額な費用が必要なことから、CLT工法等による建築物の施工例を一定程度確保できるまでの間、補助率の嵩上げ(現行50%)等の負担軽減策を講じること
- ・近年、木材の耐火性能を確保する方法として、せっこうボード等の不燃材料で被覆する従来の仕様によらず、薬液注入により難燃処理した木材でCLT材を被覆するなどの技術が開発され、実証実験により現行法令の耐火基準に適合する技術が確立されつつあることから、防火地域内において、4階建て以上の建築物の外壁等で構造部材としての木材をそのまま見せることが可能となるよう、さらなる耐火基準の緩和を行うこと

**【提案の背景】**

- ・当面、事業主体の負担軽減を図ることにより、都市部の中高層建築物や防火地域の建築物においてCLT工法等の活用が促進され、価格の低減や施工実績の増加につながる。

**[H30.6 建築基準法改正（耐火構造等とすることを要さない木造建築物の対象の見直し）]**

〔防火地域〕階数が2以下かつ100㎡以下→階数が3以下かつ3,000㎡以下

**[CLTを活用したモデル建築物]**

- ・CLTを活用したモデル建築物として兵庫県林業会館(神戸市中央区)の建替(5階建)を支援
- ・(CLT活用の意義)木材があまり使われていなかった中高層建築物でのCLTの活用・普及を図り県産木材の利用を促進

**イ 公共建築物等の木造・木質化への支援の拡充**

- ・公共木造建築物等の整備推進は、民間建築物への波及など木材利用を促進する効果が高いことから、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の採択要件の変更や補助率を引き上げるなど事業実施主体の負担軽減策を講じること

**【提案の背景】**

- ・現行制度は採択要件にポイント制を導入しており、全体指標では低層公共建築物の木造率がポイント配分の指標のひとつとなっている。
- ・そのため、木造率が低い地域ではポイントが獲得できず事業採択が困難となっている。
- ・市町単位で見ると木造率が高いものの、県全体で木造率が低く、結果、事業採択が叶わない状況もあることから、ポイントの配分基準を見直すべきである。

| 区分 (R3予算時)            | 兵庫県              | 最高             | 最低                | 参考      |
|-----------------------|------------------|----------------|-------------------|---------|
| 低層公共建築物<br>の木造率 (H30) | 25.0%<br>(全国29位) | 52.1%<br>(山形県) | 1.60% (沖縄県)       |         |
| 全体指標得点試算              | 4.4点             | 10点<br>(福井県)   | 2.4点<br>(滋賀県、岡山県) | 配分10点満点 |

## ② 県産木材の利用促進

### ア 県産木材の生産・供給体制強化

- ・ 県産木材の生産・供給体制を強化するため、高性能林業機械の導入や製材工場の乾燥機等の設備投資を支援する予算を十分に確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 北米での住宅着工戸数の増加等の影響による輸入木材の価格上昇（ウッドショック）により、県内工務店等の製材品調達に逼迫し、代替材として、国産木材の引き合いが強くなっている。
- ・ 影響が継続した場合、建築コストの上昇、工期の遅れによる資金繰りの悪化、さらには木材離れにつながるおそれがあるため、県産木材の生産・供給体制を早急に整備する必要がある。
- ・ しかし、林業機械の導入や製材加工流通施設の整備を支援する国補助事業の採択実績は、直近4年のうち3年で要望額を大幅に下回っている。

(単位：千円)

| 区分 | H30当初+H29補正 |        | R1当初+H30補正 |         | R2当初+R1補正 |        | R3当初+R2補正 |         |
|----|-------------|--------|------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|
|    | 件数          | 金額     | 件数         | 金額      | 件数        | 金額     | 件数        | 金額      |
| 要望 | 6           | 56,496 | 14         | 136,464 | 6         | 43,025 | 11        | 220,630 |
| 実績 | 4           | 21,775 | 14         | 136,368 | 4         | 23,400 | 4         | 141,190 |

#### <参考：林業・木材産業成長産業化促進対策>

- ・ 原木の安定供給に向けて、生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入を支援  
[補助率] 1/3以内（一部機械においては4/10以内）
- ・ 県産木製品等の安定供給体制強化に向けて、木材加工流通施設の整備を支援  
[補助率] 建物建築費及び構築物設置費の1/2以内

### イ 民間建築物での木材利用促進

- ・ 公共建築物の木造・木質化支援に加え、商業施設等の利用者が多い民間建築物での県産木材利用を促進するため、新たな支援策を創設すること

#### 【提案の背景】

- ・ R2.10に宣言された、2050年カーボンニュートラルの実現には、現状で木材があまり使われていない民間建築物等における木造化、木質化を進めることが喫緊の課題である。

#### <参考：林業・木材産業成長産業化促進対策>

- ・ 地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造・木質化を支援  
[補助率] 木造化：建築工事費の15%（CLT等の先進的な建築物は1/2以内）  
木質化：建築工事費の3.75%又は木質内装に係る経費の1/2のいずれか低い額

## ③ 林業公社の経営改善に対する支援の強化

### ア 林業公社向け資金の負担軽減

- ・ 日本政策金融公庫の林業公社向け資金（利用間伐推進資金）について、貸付決定期限が令和4年度までとされていることから、延長を図るとともに、以下のような負担軽減を図ること
  - 償還期間の延長（現行20年→35年）
  - 利息等の貸付対象化
  - 利率の更なる低減

**【提案の背景】**

- ・ 林業公社が担う事業は、本格的な伐採時期を迎えるまでの間は収益が見込めないことから、経営安定化のために、長期間の資金調達や利息負担の軽減は不可欠である。

**【日本政策金融公庫貸付（利用間伐推進資金）のスキーム】**

| 区分  | 貸付対象経費                    | 利率の低減対策       |
|-----|---------------------------|---------------|
| 対象  | 利用間伐に伴う事業費                | 有（無利子資金の併用貸し） |
|     | 既往公庫資金の約定償還元金の9割          | 無             |
| 対象外 | 利息、上記元金の1割、償還期限前の高利率資金の借換 | 無             |

**イ 特別交付税措置の継続**

- ・ 県から林業公社に対する貸付や利子補給に関する特別交付税措置（充当率50%、上限額5億円）について、県に対する支援を継続すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めるために継続的な支援が不可欠であるが、平成18年総務省・林野庁通知により5年間措置された後は、期限を定めず毎年度継続されている状況にあり措置期間が未定である。

- ・ 分収造林事業の簿価を下回る主伐に対して、県から林業公社に赤字補填する交付金を特別交付税措置の対象とするなど、林業公社に対する財政支援を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 分収造林事業の主伐により単年度収益は見込まれても、コロナの感染拡大等による突発的な木材価格の下落等が発生した場合には、簿価（これまでの分収造林事業に要した経費等）を下回り、林業公社の正味財産に赤字が発生し、計画的な主伐の実施が困難となる。
- ・ 林業公社が分収造林事業に要した借入元金349億円（借入金647億円、うち利息298億円）への償還には主伐収益が必要であり、木材価格が著しく下回った場合は県の支援が不可欠である。

**(5) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生****【農水、国交、環境】****① 広域的な調査研究及び取組実施機関の整備**

- ・ 瀬戸内海において栄養塩類の適切な管理を具体化するため、国、県及び地域の実情に通じた研究者等の連携による広域的な調査研究及び取組の実施機関を整備すること

**【提案の背景】**

- ・ 本県ではH27年度から、改正瀬戸法附則に基づく栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を明らかにするため、イカナゴを対象として栄養塩の関連性を解明する調査に取り組んできた。
- ・ 当該調査では、肥満度の低下や餌料環境の悪化（動物プランクトンの減少）に影響を及ぼしていることを解明し、イカナゴの生態系モデルの開発を行った。これらの結果を活用した取組を推進すべきである。
- ・ 関係府省、県及び地域の実情に応じた研究者等が広域的な調査研究及び取組が行えるよう実施機関を早急に整備・充実することが必要である。

**主② 栄養塩類等の調査の推進**

- ・ 瀬戸内法改正により栄養塩類管理計画の策定が新たに導入された。計画の作成・実行にあたり、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響の調査、予測（シミュレーション）及び評価を行なう必要があるため、都道府県に対する財政的・技術的支援を行なうこと

- ・ 栄養塩類増加措置による周辺環境への影響を把握するためのモニタリング体制の充実、評価手法の確立などに対する財政的、技術的支援を行うこと

### ③ 水産資源に与える影響の解明と管理手法の開発

- ・ アサリ・イカナゴなどの水産資源を回復するため、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を速やかに解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発すること

#### 【提案の背景】

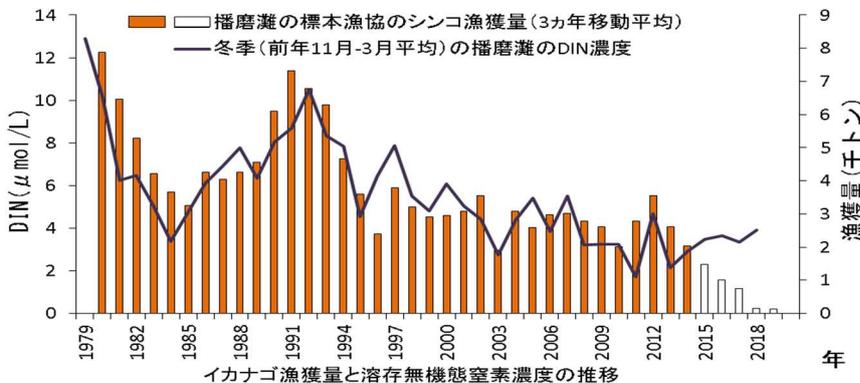
- ・ 本県瀬戸内海漁獲量が平成8年以降急激に減少するなど、水産資源をはじめとする海の生物多様性・生物生産性が低下していると指摘されている。
- ・ アサリ等の二枚貝は有機懸濁物の濾過能力が高く、海域の物質循環に重要な役割を担っているが、アサリの資源量は平成10年頃から激減しており、兵庫県漁連等による天然海域での生育実験の結果、栄養塩濃度が低い海域（大阪湾西部等）では、餌料となる植物プランクトンが十分に発生できず、アサリが成長できないことが判明した。
- ・ 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するためには、栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査を行い、それが水産資源に与える影響を解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発する必要がある。
- ・ 瀬戸内海において栄養塩類の適切な管理を具体化していくための調査研究や取組を実施するには広域的な体制の構築が不可欠であるが、まずは国と本県が連携を密にして栄養塩類の減少等の実態を解明するべきである。



#### <豊かな瀬戸内海再生調査事業>

- ・ 本県では、水産技術センター(明石市)が中心となり、5箇年(H27~R1年度)にわたり、イカナゴ資源と栄養塩の関係について、調査研究を実施
- ・ この結果、海域の貧栄養化が食物連鎖を通じてイカナゴ資源の長期的な減少に大きな影響を与えることを、全国に先駆けて解明

|                      |   |
|----------------------|---|
| 肥満度の低下<br>(痩せた個体の増加) | ・ フルセと呼ばれる親魚、シンコと呼ばれる幼稚魚とも近年は痩せてきており、餌の動物プランクトンを十分に食べていない。                                      |
| 産卵数の減少               | ・ 餌不足によって、親魚であるフルセが痩せてきたことで、近年のフルセ1尾が生む卵の数が減少している。  |
| 貧栄養化がイカナゴ資源減少に影響     | ・ 海域の栄養塩濃度とシンコの漁獲量に同調性が見られ、開発した「大阪湾・播磨灘イカナゴ生活史モデル」によって、栄養塩の低下がイカナゴ資源の長期的な減少の要因であることを解明した。(下図参照) |



注 2015年以降は資源保護のため順次漁期を短縮し、漁獲量が急減している。

#### ④ 良好な生態系の維持に向けた窒素及びりんへの供給

##### ア 栄養塩類供給のための調査研究の推進

- ・ 栄養塩類供給のため、様々な栄養塩発生源からの栄養塩供給を増加させる方法に関する研究及び取組を支援すること
- ・ 栄養塩類循環メカニズムの解明に関する調査研究及び取組を支援すること

##### 【主】イ 漁業者等の取組に対する支援

- ・ 栄養塩類供給のために漁業者が行う施肥(肥料を用いた栄養添加)等の取組に対して、国庫補助事業を創設すること
- ・ 漁業者などが行う海底耕うん等に対して支援する「資源・漁場保全緊急支援事業」について、海底環境の改善をより促進するため、新型コロナの影響による実施時期要件や売上・操業日数要件を撤廃し、恒久化すること

###### 【提案の背景】

- ・ 昭和55年以降、8次にわたり総量削減計画(第5次から窒素・りんも対象)を策定し、COD、窒素及びりんに係る負荷量が削減されて水質は大幅に改善したが、栄養塩の不足により生物多様性・生物生産性の低下が指摘されている。
- ・ 県は全国で初めて、季節別の処理水質を計画に位置づけた「播磨灘流域別下水道整備総合計画」を策定したほか、R元年度の条例改正により、①栄養塩類の適切な管理のための水質目標値の下限値の設定、②下水処理場に関する上乗せ排出基準のうち生物化学的酸素要求量(BOD)の見直しを行った。
- ・ 貧栄養化海域で栄養塩を適切に供給するため、水質総量規制制度を管理制度に見直す必要がある。
- ・ 人口減少時代に水質が悪化しない適切な栄養塩供給がおこなえるよう運転方法や設備投資など、事業所への技術支援等の必要がある。
- ・ 栄養塩類供給メカニズムが解明されていないため、栄養塩類の供給や分布、偏在、望ましい栄養塩濃度など、適切な管理に関する調査研究の必要がある。
- ・ 貧栄養化の進行により、海域の生産力が低下しているため、漁業者自らが施肥などを実施できる補助事業の創設、拡充に対する要望が高まっている。
- ・ 水産多面的機能発揮対策交付金では、藻場や干潟等、浅場の保全のための活動は対象となるが、海域の生産力向上や生態系の機能回復を目的とした活動は対象外となっている。
- ・ R元年度国2次補正予算で措置された資源・漁場保全緊急支援事業で対象となった沖合域の海底耕耘は、海域の生態系の維持・回復のために継続して支援する必要がある。

#### 【主】⑤ 藻場・干潟等の再生・創出に対する支援

- ・ 瀬戸内法改正により藻場・干潟等が再生された区域等も自然海浜保全地区の指定対象に拡充されたこと、さらに温室効果ガスの吸収源としての役割(ブルーカーボン)も期待されることから、アマモの移植(※)など藻場・干潟等の再生・創出活動を行う市民団体、企業等に対して補助制度を設け、地域における環境保全活動を促進すること

###### 【※】アマモの移植により期待される効果

アマモは静穏な浅海域の海底に生育する海草であり、アマモ等が群生する藻場を整備することで、魚介類の産卵・生息場、幼稚仔魚の隠れ場等となり、生物の多様性及び生産性の確保に向けて重要な役割を果たす。

- ・ 直立護岸に比べ勾配が緩やかで海生生物や藻場が生息・生育しやすい環境配慮型の護岸を整備する民間工場等に対して補助制度を設け、海域の生物多様性の保全を図ること

###### 【提案の背景(瀬戸内海環境保全特別措置法の改正)】

- ・ 栄養塩類の不足等による水産資源への影響、藻場・干潟の減少等を踏まえ、令和3年6月3日に改正瀬戸内法が成立し、「規制」中心の水環境行政からきめ細やかな「管理」への転換を図る契機として、栄養塩類管理制度\*等が設けられた。  
※県知事が策定する栄養塩類管理計画に基づき、特定海域への栄養塩類供給を可能とする制度

## 5 持続可能な地域環境の創造

### (1) 地球温暖化対策と環境保全対策の推進

【農水、経産、環境】

#### ① 地球温暖化対策の強化

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出削減目標の見直しや長期戦略の策定を含め、温室効果ガス排出削減や気候変動適応のための取組強化に向けた地方公共団体への財政支援を拡充すること

##### 【提案の背景】

- ・ 異常気象や自然災害が相次いでおり、気候変動リスクが極めて大きな地球規模での課題である。
- ・ 2050年脱炭素社会の実現に向けて、新たな地域の創造が求められており、取組の推進を地域からリードしていく必要がある。
- ・ また、気候変動適応に取り組むためには、各分野の試験研究機関や大学等との継続した連携や専門的な知識を有する人材の確保・育成が必要である。
- ・ 気候変動適応の推進に関する地方交付税（普通交付税）措置として、道府県に職員1名分が措置されたが、実効性の確保、センターの継続的な運営には、継続した財政支援が必要である。

#### ② PM2.5に関する適切な情報発信及び常時監視の充実

- ・ PM2.5による健康影響や日常生活での注意点について、これまでに常時監視等で得られた知見を整理し、県民の安心につながる情報をホームページ等で分かりやすく発信すること

##### 【提案の背景】

- ・ 国において、PM2.5成分分析調査等により機構解明等を進め、知見の充実が図られている。
- ・ PM2.5への不安を軽減するためには、国がPM2.5による健康への具体的な影響を示した上で、呼吸器系や循環器系疾患のある者・小児・高齢者等（高感受性者）を含め県民が濃度に応じて取るべき行動の具体例を示し、適正な情報を発信することが必要である。
- ・ PM2.5による健康影響の実態の把握のために、大気環境中のPM2.5の常時監視を継続して実施できるよう、測定機の更新・維持管理や成分分析に要する経費に関し、交付税措置の増額を行うこと

### (2) エネルギー対策の推進

【総務、農水、経産、環境、国交】

先の通常国会で成立した改正地球温暖化対策推進法では、環境配慮や地域貢献など地域の求める方針に適合する再生可能エネルギー活用事業を市町村が認定する制度を導入し、円滑な合意形成を促すことで、再生可能エネルギーの導入の促進をめざしている。

一方、再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、環境保全や防災面での適正な配慮や近隣住民の理解も不可欠であるため、下記について提案する。

#### ① FIT法手続の厳格化

- ・ 太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際の地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法に基づく事業計画認定手続を厳格化する法整備を行うこと
- ・ 特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であって、地域住民の理解を得られない施設に対して、厳格に対応すること

<本県の太陽光条例（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例）の概要>

| 区分   | 内容   |
|------|--|
| 手続   | ・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け<br>・工事完了時、廃止時等にも届出を義務付け              |
| 届出対象 | ・事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事<br>・出力が原則1,500kW*以上の風力発電施設の設置工事(H30.10月に追加) |
| 施設基準 | ・景観との調和及び緑地の保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置、その他(保守点検・維持管理、動植物の保全)について基準化             |

\*自然環境など特に保全すべき地域(特別地域):500kW [R2年度 事業計画の届出実績:41件]

<県内における懸案事例>

| 区分  | 内容  |
|-----|---|
| 太陽光 | ・姫路市内の県立自然公園を含む自然豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設(事業区域:約170ha、出力:約70MW)の設置計画あり<br>↓<br>・防災面や自然環境破壊への懸念などから、地元住民の反対運動が起こった。<br>・採算性の確保が困難との理由から事業を中止し、大規模開発要綱に基づく事前協議を取下げ |
| 風力  | 新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設(基数:21基、出力:約92MW)の設置計画あり<br>*絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。   |

② 農地やため池を活用した太陽光発電事業の推進

- ・環境を保全しつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、架台等の設置費が高額な営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)や、ため池を活用した水上太陽光発電に対する支援について、以下のとおり提案する。
  - 営農型太陽光発電を目的とした農地の一時転用許可について、「おおむね8割以上の単収」要件を緩和すること
  - FITによる売電を行う場合も対象とし、割高となる架台等の設置費用に対して補助を行うこと

<営農型太陽光発電及び水上太陽光発電に係る経費的なメリット・デメリット等>

| 区分            | 営農型太陽光発電  | 水上太陽光発電  |
|---------------|---|--|
| メリット          | ・売電による収入増<br>・耕作放棄地の再生<br>・適度な遮光による営農との両立                               | ・売電や水面使用料等によるため池維持管理費等の確保<br>・土地造成が不要                                      |
| デメリット         | ・設置費*が高額(約30万円/kW)  | ・設置費*が高額(約30万円/kW)   |
| FIT買取価格(R3年度) | ・10kW以上50kW未満 12円<br>・50kW以上250kW未満 11円<br>【参考】家庭用(10kW未満) 19円          | 同左   |
| 現行の補助制度       | ・対象設備 太陽光発電(10kW以上)等<br>※FITによる売電不可<br>・対象者 民間企業、個人等<br>・補助率 補助対象経費の1/2 | ・対象設備 水上太陽光、太陽光搭載カーポート等※FITによる売電不可<br>・対象者 民間企業等<br>・補助率 補助対象経費の1/3(上限1億円) |

\*一般的な太陽光発電(事業用)に要する設置費は、約15万円/kW

<営農型太陽光発電を目的とした農地の一時転用許可の要件>

| 区分    | 収量要件                       | 許可期間 |
|-------|----------------------------|------|
| 通常    | 同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上 | 3年間  |
| 荒廃農地等 | なし(R3.3月に荒廃農地等の収量要件を撤廃)    | 10年間 |

### ③ 再生可能エネルギー活用の普及支援

#### ア 再生可能エネルギーの需要の拡大

- ・ 住宅用太陽光発電設備・家庭用燃料電池（エネファーム）・蓄電池単体での設備設置補助を行うこと
- ・ 需要家が低炭素型の電力を選択できるようにするため、すべての小売電気事業者に対して電源構成の開示を義務付けること
- ・ 再生可能エネルギーにより発電した電力に関する託送料金の低減を行うこと

##### 【提案の趣旨】

##### 【県内の事業用太陽光発電設備(10kW以上)の導入容量の推移(累計)】

- ・ FITの買取価格の下落や適地の減少等から、事業用の大規模太陽光発電設備の導入ペースが鈍化。

| 年 度       | H24 | H25  | H26  | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    |
|-----------|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 導入容量(万kW) | 7.1 | 35.2 | 75.6 | 114.9 | 138.3 | 156.9 | 177.4 | 190.5 |
| 増加量       | —   | 28.1 | 40.4 | 39.3  | 23.4  | 18.6  | 20.5  | 13.1  |

- ・ 電源構成の開示により、二酸化炭素排出の少ない小売電気事業者を選択しやすい環境が整備される。
- ・ 小売電気事業者が需要家に「送電」するための費用として一般送配電事業者に支払う託送料金は、消費者が支払う電気料金に転嫁されており、約3～4割を占めている。

#### イ 再生可能エネルギーの供給量の拡大

- ・ 太陽光、地熱、小水力など再生可能エネルギーのバランスの取れた導入が進むよう、整備・運営コストの低減や実用化に向けた研究開発を加速化すること
- ・ 系統連系接続に関する連系可能容量や連系費用の情報開示を促進するとともに、検討期間（標準処理期間3か月）を短縮すること
- ・ 需給調整力を強化し、連系可能容量を拡大すること

##### 【提案の背景】

##### 【再生可能エネルギーの導入費用の比較（1kWあたり平均導入費用）】

|       |        |
|-------|--------|
| 太陽光発電 | 30.6万円 |
| 地熱発電  | 165万円  |
| 小水力発電 | 299万円  |

※ R2.2.4 経済産業省 調達価格等算定委員会  
「令和2年度以降の調達価格等に関する意見」  
より、分野別資本費用を引用

- ・ 系統連系接続に関する検討では、電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施している。
- ・ 算定にあたっては、同時期等の他の申し込みの容量を考慮しないため、系統連系接続の検討が長期に渡ることにより、最終的な接続契約締結の際、連系可能容量や接続に必要な費用が変わる場合がある。
- ・ 発電出力500kW以上の系統連系接続に関する検討期間に3か月要している。
- ・ 電力会社管内全体の需給調整力の限界等により系統接続が困難となる事例が懸念され、再生可能エネルギーの新たな導入に支障を来している。

#### ④ 地域主導型再生可能エネルギー利用の促進

- RE100等を宣言する企業の創出・拡大を図りながら、地域発電事業者や小売電気事業者が、ソーラーシェアリングや小水力発電などによる再生可能エネルギーの導入・利用を促進する取組に対する財政面での支援を行うこと

##### 【提案の趣旨】

- 本県では、RE100等への県内企業の参加や地域発電事業者の創出・育成を促進する“ひょうご版再エネ100”を推進している。



- 国では、小規模事業用太陽光（50kW以上）や小規模地熱・小水力・バイオマスについては、FIT認定基準としての地域活用要件の設定に向けて制度設計が進んでいる。
- 地域主導型再エネ発電事業を促進するには、RE100宣言をした企業が同一県内の発電事業者から再エネ電力を調達する場合も地域活用要件とするなど支援策が必要。
- 地域循環共生圏構築のために、地域小売電気事業者が地域再エネ発電事業者に対し、資金・技術提供を行えるよう支援策が必要。

（新しいFIT地域活用要件）

|                       |         |                                   |
|-----------------------|---------|-----------------------------------|
| 小規模事業用<br>太陽光         | 10-50kW | 2020年度から自家消費型の要件を設定               |
|                       | 50kW以上  | 地域での活用実態やニーズ等を見極めつつ、今後地域活用のあり方を検討 |
| 小規模地熱<br>小水力<br>バイオマス |         | 2022年度から地域一体型の要件※を設定              |

※地域一体型の要件（①②のいずれかを満たすもの）

- 災害時に再エネ発電設備で発電された電気の活用が、自治体の防災計画に位置づけられること。
- 自治体が自ら再エネ発電設備事業を実施するものであること。又は、自治体が再エネ発電事業に直接出資するものであること。

#### ⑤ 水素社会推進に向けた取組への支援

水素社会の実現に向け以下の提案を行う。

| [県内のFCV台数及び水素ステーション整備基数] |            | ※兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン（H26.7策定） |             |
|--------------------------|------------|------------------------------|-------------|
| 区分                       | (実績)       | 2020年※                       | 2030年※      |
| FCV保有台数                  | 60台（2019年） | 3,000台（目標）                   | 25,000台（目標） |
| 水素ステーション基数               | 3基（2021年）  | 8基（見込）                       | 20基（見込）     |

#### 最重要 ア 国補助事業の拡充等

- グリーンイノベーション基金の規模拡大など、水素に関する技術開発やインフラ整備等への支援を強化すること
- FCV、FCバス（燃料電池バス）、FCVタクシー、FCフォークリフト等の水素モビリティの導入を加速するため、一般的な車両との販売価格差が実質的に補填されるよう購入補助を拡充すること

##### 【提案の背景】

- FCVは、同車格のハイブリッド車と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
  - 国目標：20万台（2025年）⇔ 現状：3,758台（2020年3月末）（兵庫県：60台（2020年3月末））
  - 現在、FCVとハイブリッド車の価格差は約300万円
  - 量産化、低価格化、機能向上（航続距離の伸長、燃費効率の向上等）に向け、FCVの要素技術や大量生産技術等の確立が必要

参考：1 kmあたりの燃費の比較

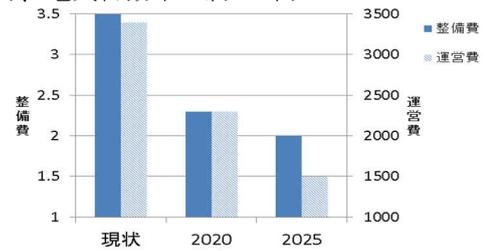
F C V車：約7.3円、ガソリン車：約8.2円、電気自動車：約1.3円

- 水素ステーションは、整備費・運営費が高額であり、自立化に向けたコスト低減が必要である。

- 2020年代後半の水素ステーション事業自立化に向け、整備費・運営費の大幅な削減が必要

（整備費：3.5億円→2億円  
運営費：3,400万円→1,500万円）

- 構成機器の技術開発を進めるとともに、安全性確保を前提に、規制見直しを着実に図ることが必要



【国のSTコスト削減目標】

【提案の背景】

- F C VやF Cバスは、同車格のハイブリッド車等と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
  - F C Vとハイブリッド車の価格差：約 300万円（国補助額：約117万円）
  - F Cバスと通常のバスの価格差：約8,000万円

【本県のF C V等の状況(R2.3現在)】

- F C V：60台(2019年) [目標：25,000台(兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン)]
- F Cバス：1台(2020年)

【本県のF C V車導入支援に関する取組】

- 国の補助に加え、市町が補助する額の1/2(上限100万円)を補助  
(例(神戸市の場合)：14.4万円(神戸市)+14.4万円(県)=28.8万円を補助)
- 国の補助に加え、F Cバスを導入する民間運送事業者等に対し1,000万円(定額)を補助
- 国の補助に加え、F C Vタクシーを導入する事業者等に対し50万円(定額)を補助

- 水素ステーションの新設及び水素供給設備等（F Cバス対応など）の機能強化、運営に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること  
(例：自治体の補助なしでガソリンスタンド等と同程度の費用負担になるよう、国の補助額を拡充)

【本県の水素ステーションの整備支援に関する取組】

- 国の補助に加え、上限5,000万円の整備補助を県単独で実施

| 区分  | 整備費                               | 運営費(注3)                             |
|-----|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 費用  | 約3億5,000万円<br>(ガソリンスタンド：約8,000万円) | 約3,400万円/年<br>(天然ガススタンド：約2,000万円/年) |
| 国補助 | 補助率：2/3<br>上限額：2億5,000万円(注1)      | 補助率：2/3<br>上限額：2,200万円(注4)          |
| 県補助 | 上限額：5,000万円(注2)                   | —                                   |

注1 水素供給能力300Nm<sup>3</sup>/h以上のオフサイト方式  
注2 県補助額は、総整備費から、国補助額及び8,000万円を除いた額  
・神戸市、姫路市も5,000万円を上限に補助  
注3 別途、自動車メーカーからの運営費補助(補助率1/3)の対象となる場合あり  
注4 オフサイト方式の場合

【兵庫県内の水素ステーションの設置状況】

| 開設者          | 開設時期    | 場所     |
|--------------|---------|--------|
| 岩谷産業(株)      | 平成26年7月 | 尼崎市    |
| 日本エア・リキード(株) | 平成29年3月 | 神戸市兵庫区 |
| 岩谷産業(株)      | 令和3年4月  | 姫路市飾磨区 |

- 再エネ水素ステーションの整備に活用できる補助制度を創設すること

|  |   |
|--|---|
| <b>【提案の背景】</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ水素ステーションは地球温暖化防止の観点から導入を進める必要があるが、国庫補助制度が令和2年度に廃止されており、整備が進んでいない。</li> <li>補助制度創設にあたっては、水素製造能力に対し整備費が高額であることから、旧国庫補助制度の必要要件を見直した上で、補助率の拡充や、補助上限額の引き上げによる更なる支援が必要。</li> </ul> |   |
| 〈国庫補助制度概要(R2年度廃止)〉   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業</li> </ul>  |   |
| 区分   | 整備費   |
| 費用   | 約2億円(ガソリンスタンド：約8,000万円)   |
| 国補助  | 補助率：3/4<br>上限額：1億3,200万円 ※水素製造能力が1日あたり30m <sup>3</sup> 未満の再エネ水素ステーション |

## イ 水素ステーション等に関する規制緩和の推進

- コスト低減を図るため、安全性を検証した上で、技術基準（障壁の高さ、常用圧力の上限等）を含む水素ステーション等に関する規制の見直しを進めること

|  |  |
|--|--|
| <b>【提案の背景】</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国の規制改革実施計画において、水素ステーションの保有量上限の撤廃や公道とディスプレイ等の離隔距離の性能規定化等、設置に関する規制の見直しが進められている。</li> </ul>                            |  |
| <b>【国の規制見直しの状況】</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月及びR2年7月の規制改革実施計画において、38項目の規制見直しを盛り込み検討中</li> <li>※ これまでの見直しで、ガソリンスタンドとの併設、公道と充填装置間の距離の短縮等は可能となった。</li> </ul> |  |

## ウ 水素社会実現に向けた水素発電所等への支援制度の創設

- 水素サプライチェーンを構築し、液化水素受入基地や水素発電所の整備を推進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援制度を創設すること
- 水素発電の商用化に向けた実証施設については、多様な発電施設が立地する研究開発の拠点がある兵庫県内に整備すること
- ガスタービン発電における高効率の燃焼器の開発など、水素発電技術のさらなる向上に向けた支援を行うこと

|  |  |
|--|--|
| <b>【提案の背景】</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>水素社会の実現には、水素の調達、供給コストの低減が不可欠である。オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造した後、液化して専用船で輸送し、火力発電所で大量消費する国際的な水素サプライチェーンの構築が有望視されている。</li> <li>火力発電施設が立地し水素関連産業が集積する本県がそれらの拠点となることで、水素社会に向けた動きは一層加速することが期待されることから、商用化に向けた実証を着実に促進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援が必要である。</li> </ul> |  |

|  |   |
|--|---|
| <b>【県内で実施されている「水素サプライチェーン構築実証事業」の概要】</b> |   |
| 概要                                       | 製造・貯蔵・輸送・利用が一体となった水素サプライチェーンを構築するため、オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造する「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の開発を実施 |
| 主体                                       | 技術研究組合CO <sub>2</sub> フリー水素サプライチェーン推進機構（川崎重工業㈱、岩谷産業㈱、シェルジャパン㈱、電源開発㈱、丸紅㈱、ENEOS㈱、川崎汽船㈱）                         |
| <b>【「既設火力発電所を活用した水素発電の実現に向けた取組」の概要】</b>  |   |
| 概要                                       | 既設火力発電設備を活用し、水素の混焼発電及び専焼発電を実現するため、水素の受入・貯蔵設備から発電に至るまでの運用技術を確認するための調査・実証                                       |
| 主体                                       | 関西電力㈱   |

## 最重点 エ カーボンニュートラルポートの形成

- 新**・港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポートの形成」に向けた取組に対して支援すること

### <本県の水素社会実現に向けた取組例>

姫路港において、カーボンニュートラルポートの実現を検討（妻鹿日田地区等）

## オ 水素関連製品試験機関の整備

- 水素関連製品の開発に必要な評価試験が迅速にできるよう、試験機関の追加整備を行うこと。その際、水素関連産業が集積する兵庫県で整備すること

### 【提案の背景】

- 水素ガス環境下で水素製品の耐久試験等を行う公的機関が福岡県にしかなく、評価試験の依頼が集中(半年待ちもある)していることから、県内企業から評価試験機関整備に対する要望が強い。

### 〔「水素エネルギー製品研究試験センター」の概要（全国で福岡県のみ：H22.4～）〕

|      |   |
|------|---|
| 運営   | 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター   |
| 基本財産 | 70百万円（福岡県 50百万円、寄付金 20百万円）  |
| 建設費  | 44億円（一部経費を除き全額国庫補助）   |
| 実施事業 | 中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入支援のための事業<br>①水素エネルギー関連製品の製品試験事業<br>②水素エネルギー関連製品の試験方法の研究開発事業<br>③水素エネルギー関連製品の開発<br>④水素エネルギーに関する研究交流事業(セミナー開催・施設見学等) |

## 最重点 カ 万博を見据えた水素の先導的取組に対する支援

- 新**・2025年大阪・関西万博は、将来の水素社会の姿を人々に示す絶好の機会であり、万博を見据えた先導的取組に対して支援すること

### ⑥ 環境低負荷型の社会を実現する電気自動車の普及促進

- 電気自動車の充電器の整備に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること
- 電気自動車と一般的な乗用車との販売価格差を補填する購入補助を拡充すること

- 新**・再エネの自家消費を促進するだけでなく、災害時のレジリエンスも高めるV2H（Vehicle to Home）機器の購入補助について一般家庭を対象とするなど拡充すること

### 【提案の背景】

- 次世代自動車戦略2010における2030年の目標（EV、PHVの乗用車の新車販売台数に占める割合20～30%（2018年実績：EV 0.61%、PHV 0.54%））の達成に向けた取組が必要である。
- EVと一般的なガソリン車との価格差は100万円以上あるが、国の補助額は「補助単価(1,000円/km)×一充電走行距離(km)（上限40万円）」であり、さらなる補助の拡充が必要である。
- 県自ら22基の電気自動車用急速充電器を設置・維持管理し、県内では、充電インフラ整備は進捗してきているが、電気自動車の普及促進のため、さらに充電器の整備を進めることが必要である。

### 【本県の電気自動車導入支援に関する取組】

- 国の補助に加え、市町が補助する額の1/2(上限100万円)を補助  
(例(神戸市(上限額)の場合)：12万円(神戸市)+12万円(県)=24万円を補助)

### ⑦ 広域ガスパイプラインの整備

- ガス販売の自由化及び供給体制の強靱化を促進するため、広域ガスパイプラインに関する国の整備方針を策定し、舞鶴～三田間を整備方針に位置づけること
- 広域ガスパイプライン整備に関する事業主体等の制度的枠組や公的支援のあり方について早急に検討し、示すこと

**【提案の背景】**

- ・ 国の整備方針が策定されておらず、富山以西の日本海側の天然ガスインフラ整備が大きく遅れている。産業基盤の強化と国土強靱化の観点から、日本海側の空白地帯をカバーし、京阪神地域のバックアップ機能を担うためには、日本海側と太平洋側を結ぶ舞鶴～三田間を整備方針へ位置付け、整備を推進することが必要。
- ・ 整備方針の策定と合わせて、制度的枠組みの決定や公的支援による戦略的な整備の推進が必要。

**【「エネルギー基本計画」(R3.10閣議決定)におけるガスパイプラインに関する記載内容】**

「ガスのカーボンニュートラルの達成に向けては、ガス体エネルギーの変遷、需要の量・分布等に応じて最適なネットワークを整備し、供給を行うことが必要である。具体的には、2016年策定の「今後の天然ガスパイプライン整備に関する指針」や、需要の量・分布等に応じた民間事業者の経済性・事業性の判断も踏まえながら、天然ガスパイプライン等のインフラの整備を進めていくことが重要である。」

**⑧ 山陰沖におけるメタンハイドレートの商業化に向けた研究開発の促進**

- ・ 日本海側に賦存する表層型メタンハイドレートについて、商業化に向け、生産技術の開発や山陰沖での海洋調査等を着実に実施し、早期に海洋産出試験に取り組むこと

**【提案の背景】**

- ・ エネルギーの安定供給や国土強靱化だけではなく日本海側の産業や経済の活性化を図る観点からもメタンハイドレートの開発を一層促進させる必要がある。

**【「海洋エネルギー鉱物資源開発計画」(H31.2経産省)における開発目標(表層型)】**

「将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の間に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す」

**(3) 資源循環型社会の構築**

**【消費、農水、環境】**

**① 低濃度PCB廃棄物早期処理に向けた財政支援措置の拡充**

- ・ 低濃度PCB廃棄物保有者への処理費用に対する財政支援を拡充すること

**【提案の背景】**

- ・ PCB特措法では、低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和9年3月31日と定められている。
- ・ 低濃度PCB廃棄物は種類が多岐にわたり分析が必要とされるケースが多く、処分費用に加え分析費用も必要となり、保有者の経済的負担が大きいため、財政支援の拡充を提案する。

**② 不法投棄に関する恒久的な支援制度の構築**

- ・ 不法投棄された産業廃棄物の撤去費用について、地方公共団体負担が増加しないよう恒久的な支援制度を早期に構築すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 原因者が支障除去等の措置をとらず、やむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合について、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の基金から必要な費用を支援する制度がある。
- ・ 平成25年度の見直しにより、産業界の負担が大きかったことを理由に、国25%→30%、都道府県25%→30%、民間50%→40%と、国・都道府県の負担割合が引き上げられた。

**③ 循環型社会形成推進交付金の充実**

**ア 二酸化炭素排出量削減率の緩和**

- ・ 一般廃棄物処理施設の基幹的施設改良事業の交付要件のうち、二酸化炭素排出量削減率(交付率1/2の場合原則20%以上)について、要件を緩和すること

**【提案の背景】**

- ・ 計画的な施設整備には、当初予算において必要予算の確保が必要である。
- ・ 省エネルギー化が進んだ施設では20%以上の削減が困難であり、国や県の温室効果ガス削減目標を達成するためには、少しでも省エネに繋がる取組を進める必要がある。

## イ 対象事業の追加等

### i) 焼却炉解体後、災害廃棄物の仮置場等に活用する場合を対象化

- ・ 新たな廃棄物処理施設整備と一体的に行わない焼却炉解体であっても、跡地を災害廃棄物の仮置場等として活用する場合は「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 国も進めている廃棄物処理施設の広域化等においても、焼却炉の解体は発生しているが、財政支援がないために解体に着手できないケースがある。跡地を仮置場として活用できれば、迅速な災害廃棄物処理が可能となることから、災害廃棄物処理を進める上でも、財政支援が必要である。

### ii) 浄化槽の更新等の対象化

- ・ 浄化槽設置整備事業において、浄化槽を更新及び改修する場合も「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ H31年度当初予算分から汚水衛生処理率の向上に寄与しないとして、個人設置型浄化槽の更新については交付金の対象外となった。（下水道では、主要な施設や管路の改築に財政支援あり。）
- ・ 市町村が設置する公共浄化槽は更新時も補助対象となることに加え、新設時の補助額が個人設置型浄化槽より高いことから、本県では市町に対して公共浄化槽の積極的な活用を周知している。
- ・ また、浄化槽が破損した際の改修費用についても交付金の対象外である。
- ・ しかしながら、公共浄化槽では個別・迅速な対応が困難な場合があり、槽の破損等で公共用水域への影響も懸念されることから、個人設置型浄化槽の更新や改修も、一般のごみ処理施設と同様に財政支援が必要である。

## ④ 海岸漂着物等対策の推進

### ア 漂流・海底ごみ対策の推進

- ・ 海岸漂着物、漂流・海底ごみ対策は、国が自ら実施若しくは国の全額負担のもと自治体等に委託することにより、国の責任において実施すること
- ・ 日本海沿岸の海岸漂着物等の発生抑制のため、日本海沿岸諸国に対して、国として以下のような働きかけを行うこと
  - 廃棄物の適正処理
  - 漂着物・マイクロプラスチック等の発生原因究明とその防止及び監視体制の強化

#### 【国制度の問題点等】

- ・ 海岸漂着物等は発生源と回収・処理の主体が異なるが、その費用は回収・処理を行う自治体の負担となっているが、海岸漂着物等地域対策推進事業の自治体負担が段階的に引き上げられた。
- ・ また、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流・海底ごみについて、国及び地方公共団体が円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないと規定された。
- ・ しかし、漂流・海底ごみは自治体の管理の及ばない海域中でのことであり、処理責任が明確になっておらず、自治体単位での対応が難しい。
- ・ このため、広域的な問題として足並みを揃えた対策が必要であり、国の責任において対応すべきである。
- ・ 日本海沿岸では外国からの漂着物が多数漂着しており、その発生抑制には国から沿岸諸国への働きかけが必要である。

### イ 海洋ごみを含むプラスチックごみ対策の推進

#### i) 海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施

- ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと

## ii) プラスチック製品等の抑制・代替、回収対策

- ・ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用を抑制し、再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに代替するために必要な技術開発の促進や、生産設備等の整備に対する国庫補助制度を創設すること
- ・海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者に積極的に自主回収を行うよう働きかけること

### 【提案の背景】

・リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者\*についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。

〔※ 製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下  
商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下〕

・現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再生品化等を含めてリサイクルを自ら行うべきである。

### <海洋ごみになりにくい生分解性プラスチックの例(㈱カネカや㈱ダイセルが開発)>

・海域において最終的に水と二酸化炭素に分解されるプラスチックとして、植物油を微生物で発酵させてつくられる“Green Planet”や、海洋での生分解性を飛躍的に高めた酢酸セルロース“CAFBL0”が開発されており、前者はコンビニのストローや化粧品容器に採用されている。

- ・令和3年6月に成立した「プラスチック資源循環促進法」に明記されたプラスチック使用製品廃棄物の効率的な回収及びリサイクルが推進されるよう、製造事業者等に環境配慮設計や使用の合理化を徹底させるとともに、回収を行う市町、再資源化等を行う事業者に対して、技術的及び財政的支援を確実に行うこと

### 【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R3.6成立)の概要】

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じる。

主な措置内容として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、国が

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等に関する基本方針の策定を行う。

## ⑤ フードドライブの取組拡大に向けた支援の充実

- ・食品ロス削減の更なる推進に向けて、民間によるフードドライブの取組を促進するため、スーパーやフードバンク団体、福祉団体等が行う食品運搬や広報資材作成に対する補助制度の創設など支援を充実すること

### 【本県のフードドライブに関する取組】

- ・家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等にスーパー等を通じて寄附する活動「フードドライブ」について、本県ではスーパー・市町等と連携し、「ひょうごフードドライブ運動」として全県展開を図っている。

(行政の取組を支援する交付金はあるが、スーパーやフードバンク団体等の民間団体の自主的な活動を直接支援する仕組みがない。)

#### (4) 鳥獣被害対策と外来生物対策等の推進

【総務、農水、環境】

##### ① シカ、イノシシ等の被害・捕獲対策

###### ア シカ、イノシシ捕獲に関する予算の確保

- ・ シカ、イノシシによる農林業被害を減少させるため、本県の捕獲目標(シカ46,000頭/年、イノシシ25,000頭/年)が達成できる予算を確保すること
- ・ 狩猟期捕獲での捕獲経費等の支援を拡充すること
- ・ 有害鳥獣捕獲個体の有効活用の推進を図るにあたり、狩猟者や処理加工施設運営者が捕獲現場から処理加工施設等まで捕獲個体を運搬する経費を補助対象とすること

###### 【本県の捕獲目標】

- ・ 平成30年度以降 シカ4.6万頭、イノシシ2.5万頭と捕獲目標を掲げ、捕獲を推進中

###### 【国制度の問題点】

- ・ 処理加工施設に搬入する処理頭数が多い場合、国が定める管理費・残渣処理支援の上限額を超過するため、上限額を上げる必要がある。(1施設あたりの上限額200万円→400万円)
- ・ 捕獲個体の食肉への利用率を高めるため、狩猟者や処理加工施設運営者が、冷蔵車等を利用して施設へ搬入するための運搬経費の補助対象化が必要である。

###### イ 豚熱対策に対する支援

- 新**・安全・安心な捕獲イノシシの食肉利用を図るため、迅速なPCR検査が可能な検査機関の増設並びに検査費用の支援及び陽性確認個体の廃棄等にかかる経費を支援すること

- 新**・感染確認区域の解除基準を具体的に示すこと

###### 【国制度の問題点】

- ・ 本県の観光資源であるイノシシ肉が、豚熱感染確認により、流通できない状況にある。流通させるには、豚熱PCR検査で迅速な陰性確認が必要であるが、県内に検査機関が無く、検査結果判明に約1ヶ月を要する。また、食肉処理加工施設で、個体の検査費用、陽性確認された個体の処分や保管、個体買入費用に損失が発生するため、支援が必要である。
- ・ 感染確認区域の解除基準が示されておらず、事業継続の見通しが見つからないため、処理加工施設の廃業が危惧されている。

###### ウ カワウ捕獲報償金の支援単価の拡充

- ・ アユ等の食害のある河川等以外において、内水面漁業協同組合以外の者が実施するカワウの捕獲に対する報償金を拡充(200円/羽→水産庁の補助事業並3,000円/羽)すること

###### 【国制度の問題点】

- ・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業におけるカワウの捕獲報償金は、200円/羽と単価が低い。
- ・ 一方、水産庁の補助事業(約3,000円/羽：内水面漁業協同組合が捕獲者に支払う概ねの最低単価)はアユなどの水産資源を管理する内水面漁業協同組合が補助対象者であり、ため池等での捕獲は同組合の管轄外であるため、広域的に行動するカワウの被害対策が進んでいない。

###### エ 防護柵の設置に関する要件緩和と被災防護柵の復旧事業の補助対象化

- ・ シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は農業被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置を可能とするよう採択要件を見直すこと
- ・ 豪雨や雪害等の自然災害や野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数(金属柵14年、電気柵8年)よりも早く劣化した防護柵の機能回復・再設置が円滑に進められるよう、防護柵の耐用年数を実状に合わせて見直すとともに、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること

**【提案の背景】**

- ・ 被害の広がりや先端地等で予防対策として設置する場合は、大きな被害にまで至っていないことから、採択要件である費用対効果分析B/C=1.0以上を満たさず、実施できない場合がある。
- ・ 国が示す防護柵の耐用年数は、農林業用の構築物（金網柵は「金属造のもの」、電気柵は「その他のもの」）を準用している。
- ・ 被災した防護柵の復旧は、県単独事業等で対応しているが、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復旧が必要となることが想定される。
- ・ 設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの間、自力で修繕しているが、野生動物の影響（こじあけ、かみつき、押し倒し、掘り起こし等）による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。

**オ 野生動物による生活環境被害対策に対する支援**

- ・ 市街地等に出没するイノシシ等の捕獲、追い払い、防護柵設置や餌付け防止の普及啓発などの取組に対する支援制度を創設すること
- ・ 追い払い・撃退・忌避効果のある薬剤や機器等の技術開発を進めること

**【国制度の問題点】**

- ・ 餌付け等により人慣れたイノシシによる生活被害や人身被害が発生している。
- ・ 農林業被害対策に対する支援制度は整備（農林水産省）されているが、生活環境被害対策に対する支援制度が未整備（環境省）である。

**【提案の背景】**

- ・ 既存の忌避剤や撃退用機器は継続的な有効性が乏しく、市街地周辺で活用可能な技術開発が求められている。

**② 鳥獣害対策の強化のための予算の拡充等****ア GISシステムを活用した獣害対策の強化のための予算の拡充**

- ・ 獣害対策に関するデータを一元管理するシステムの運用のための予算を拡充すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 効果的な獣害対策は、対処療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等を科学的に分析し、将来予測を見据えた計画的な対策が必要である。
- ・ 野生動物は広域的に移動するものであり、その痕跡や被害状況、捕獲や防護柵等の対策情報等を地図上に可視化し、被害対策の立案や効果検証に活用するには、GISシステムが有用である。
- ・ 県域を対象にGISシステムを導入するには、初期経費で5,000万円程度、運用経費で500万円程度が新たに必要となり、現状の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（限度額2,300万円）では対応できないため、別枠で予算の確保が必要である。

**イ 十分な特別交付税措置**

- ・ 鳥獣害対策に関する鳥獣被害防止総合対策交付金事業や単独事業における市町の地方負担に対する十分な特別交付税措置を行うこと
- ・ ICTを活用した捕獲オリ等の導入後の通信費等の維持管理経費の支援を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 鳥獣被害対策は市町において、捕獲や防護柵の設置等主体的に取り組んでいるところであるが、被害対策に係る経費が増大してきており市町の財政負担を軽減する必要がある。
- ・ ICTを活用した大型捕獲柵や箱わななどの導入が進んでいるが、機器ごとに通信費等の維持管理経費が発生し、市町の財政負担を軽減する必要がある。

### ③ 野生動物の捕獲推進のための人材育成

- ・ 新規狩猟者の参入拡大、狩猟免許所持者の技能向上に関する研修会開催などの施策の拡充や都道府県が行う取組に対する財政支援を行うこと
- ・ 狩猟者の技能向上を図る県立総合射撃場(仮称)の運営について、鳥獣被害防止対策交付金事業等の十分な予算を確保するなど、財政支援を行うこと

**新**・狩猟で鉛弾を使用することを早期に禁止し、狩猟者が鉛弾からスチール弾等へ切り替えるための銃の改造・買い換えに要する経費の支援を行うこと

#### 【国制度の問題点】

- ・ 人材の確保・育成をさらに強化するには、国主催研修会等の関西地区での開催や県が行う狩猟免許試験を外部委託できる財政支援が必要である。
- ・ 県が計画している兵庫県立総合射撃場(仮称)において、各地で捕獲活動に従事する人材の育成を行うには、指導者人材経費や研修資材経費の安定的な確保が必要である。
- ・ 環境省において、R3年9月に狩猟の鉛弾の使用を段階的に規制して、2030年までに野鳥の鉛中毒ゼロを目指す方針が示されており、鉛弾使用の早期禁止と、禁止に伴い費用が発生する狩猟者の銃の改造や買い換えの支援が必要である。

#### [本県の取組]

- ・ 狩猟免許所持者を増やすため、県では狩猟免許試験の回数の増や休日開催を実施するほか、フォーラム・研修会等を開催している。

#### <兵庫県立総合射撃場(仮称)>

- ・ 野生動物の個体数管理(捕獲)の担い手となる狩猟者の育成と、新規狩猟者の確保対策の強化が重要  
→ ライフル銃から空気銃までの多様な射撃施設及びわな猟の本格的な練習場施設を整備

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 整備予定地    | 三木市吉川町福井、上荒川                  |
| 整備施設     | クレー射撃施設、標的射撃施設、研修棟、わな実践フィールド等 |
| 総事業費     | 約35億円                         |
| 供用開始(予定) | 令和5年9月                        |

### ④ イヌワシ保護・増殖対策への支援

- ・ 森林生態系における食物連鎖の頂点に位置するイヌワシの保護・増殖には、狩場の確保や餌動物の生息環境の整備から着手する等、相当長期を要するが、生物多様性保全推進交付金(国内希少野生動植物種保全)による動植物生息環境の維持管理費に対する支援期間は原則3年間以内にとどまっている。

よって、同要件を撤廃し、永続的に適切な維持管理を図ることができるよう、支援を拡充すること。

#### 【提案の背景】

- ・ 環境省は、全国におけるイヌワシ生息地の拡大・改善につながる取組を促すため、令和3年8月、「イヌワシ生息地拡大・改善に向けた全体目標」を策定。
- ・ 但馬地方に生息するイヌワシについて、令和2年に県内で16年ぶりに繁殖、巣立ちも確認したが、餌不足等から死亡。現在、つがいは2組のみで、5年以内に0となる見込み。  
〔日本イヌワシ研究会 イヌワシ繁殖成功率調査では、2015年度に全国で15つがい(東北7、関東2、中部1、北陸5)が繁殖に成功〕

## ⑤ 森林動物研究センターに対する支援

- 森林動物研究センターが行っている研究事業等に対する財政支援を行うこと

### 【提案の背景】

- 効果的な獣害対策は、対処療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等の科学的な分析や戦略的な施策立案が不可欠である。
- 森林動物研究センターが長年培ってきた調査・研究成果及びデータを全国に発信し、主催する人材育成研修に関西広域連合構成団体からの受講生を受け入れるなど、科学的な根拠に基づく獣害対策を、県域を越え広域的に進めており、取組を継続するためには財政支援が必要である。

### 〔森林動物研究センターの主な事業（丹波市青垣町）〕

- 野生動物、生息地、社会環境などに関する調査研究（イノシシ生息数推定方法の確立やツキノワグマの個体数変動など野生動物の保護管理についての調査研究など）
- 調査研究成果をもとに行政施策の企画立案の支援（上記研究の事業実証など）
- 行政担当者や県民の現場対応の技術支援（独自に設置している森林動物専門員による地域支援活動など）
- 野生動物の計画的な保護管理を担う人材育成、捕獲技術者の育成（自治体職員の研修等人材育成事業など）

## ⑥ 外来生物対策の推進

- 地方公共団体が実施する特定外来生物の防除や、外来生物から在来種や農林水産業・生活環境を保全する取組に対して、財政支援制度を創設・拡充すること
- 国において防除手法に関する研究開発、在来種や農林水産業・生活環境に対する影響調査、被害金額調査を推進すること。特に、昨今、生息範囲を拡大しているナガエツルノゲイトウに係る効果的な防除手法を早急に開発すること

### 【提案の背景】

- 外来生物法上の一義的な防除義務は国にあるにも関わらず、外来生物が確認された場合に、第一報を受け、実際に対応するのは、地方公共団体となることが多く、大きな負担。
- このため、国が外来生物を積極的に防除すること、及び地方公共団体が防除した場合の費用を国が負担することを要望。
- 効果的な防除手法が未確立のナガエツルノゲイトウを始め、アライグマ、クビアカツヤカミキリ等の特定外来生物に係る防除手法、及び在来種等に対する影響や被害については、全国共通のものが多いため、国による先導的な取組が必要。

### Ⅲ 安全安心社会の先導

#### 1 災害リスクへの備えの強化

#### 主(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策の充実 【内閣府、総務、農水、国交】

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

しかし、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえると、被害の防止・最小化を図る事前防災対策に加え、災害からの迅速な復旧・復興に必要な道路ネットワークの強化やインフラの老朽化対策も組み合わせた総合的な強靱化対策が必要である。

国土強靱化の取組を加速させるため、以下について提案する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）に必要な十分な予算を、当初予算を含め、通常予算とは別で計画的・安定的に確保すること
- ・ 防災・減災、国土強靱化対策は、通常予算と5か年加速化対策をあわせて実施するため、防災・安全交付金等の通常予算についても十分に確保すること
- ・ 短期間に多額の事業費を要する事業については、大規模特定河川事業や大規模更新河川事業等の個別補助制度の予算を別枠で確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R3～R7）の初年度分はR2補正予算として計上されたが、当初予算で計上することで抜本的な強靱化対策を中長期的な見通しのもと計画的に推進することができる。

#### 【防災・減災対策に関する本県の主な分野別計画】

- ・ 津波防災インフラ整備計画（H26～R5年度）
- ・ 日本海津波防災インフラ整備計画（R1～R10年度）
- ・ ひょうご道路防災推進10箇年計画（R1～R10年度）
- ・ 地域の防災道路強靱化プラン（H26～R5年度）
- ・ 地域総合治水推進計画[河川対策アクションプログラム]（R2年度～R10年度）
- ・ 兵庫県防災工事等推進計画（R3～R12年度）
- ・ 兵庫県高潮対策10箇年計画（R1～R10年度）
- ・ 第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7年度）
- ・ 第3期ひょうご林内路網1,000km整備プラン
- ・ 緊急輸送道路強靱化5箇年計画（R3～R7年度）
- ・ ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画（R1～R32年度）
- ・ ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（R1～R10年度）
- ・ 兵庫県無電柱化推進計画（R1～R5年度）

#### 【防災・減災対策に必要な総事業費（R3～7の5年間）】

5か年加速化対策及び緊急自然災害防止対策事業により、総事業費約2,900億円規模の上積みを見込みを想定

※本県の防災・減災、国土強靱化加速化対策事業(国補助事業)の想定事業費 (単位：億円)

| 区分           | 事業費 |     |     |     |     |      | 主な内容  |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|---|
|              | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  | 計    |   |
| 高潮対策         | 72  | 2   | 1   | 1   | 1   | 77   | 越流・越波防止対策                                       |
| 治水対策         | 50  | 48  | 47  | 47  | 47  | 239  | 流域治水対策、堤防強化対策                                   |
| 地震・津波対策      | 41  | 21  | 21  | 21  | 21  | 125  | 南海トラフ地震津波対策、日本海津波対策、耐震対策、防災公園機能確保対策             |
| 道路ネットワークの強靱化 | 126 | 117 | 117 | 117 | 118 | 595  | 道路ネットワーク機能強化対策、道路交通確保対策、道路防災対策、橋梁等流失防止対策、無電柱化対策 |
| 土砂災害対策       | 109 | 49  | 50  | 50  | 50  | 308  | 土砂災害対策、避難支援対策                                   |
| 老朽化対策        | 123 | 73  | 73  | 73  | 72  | 414  | 老朽化対策   |
| 農業農村対策       | 64  | 64  | 64  | 64  | 320 | 395  | 農業農村対策  |
| 荒廃森林対策       | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 20   | 荒廃森林対策  |
| 災害対策林内路網整備   | 1   | 2   | 2   | 2   | 4   | 9    | 災害対策林内路網整備                                      |
| 直轄負担金        | 39  | 37  | 37  | 37  | 37  | 187  |   |
| 合計           | 629 | 435 | 435 | 435 | 435 | 2369 |   |

注) R3年度分は、R2補正で計上

※本県の緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)の想定事業費 (単位：億円)

| 区分      | 事業費 |     |     |     |     |     | 主な内容          |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
|         | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  | 計   |               |
| 高潮対策    | 19  | 13  | 12  | 14  | 13  | 71  | 越流・越波防止対策     |
| 治水対策    | 63  | 41  | 41  | 43  | 45  | 233 | 流域治水対策、堤防強化対策 |
| 地震・津波対策 | 6   | 6   | 7   | 1   | 2   | 22  | 土砂災害対策、避難支援対策 |
| 道路防災対策  | 18  | 13  | 13  | 13  | 13  | 70  | 老朽化対策         |
| 土砂災害対策  | 32  | 32  | 32  | 34  | 32  | 162 | 土砂災害対策、避難支援対策 |
| 合計      | 138 | 105 | 105 | 105 | 105 | 558 |               |

注) R3年度分は、R2補正+R3で計上

※兵庫県強靱化計画(国土強靱化基本法に基づく計画、R2.3改定)のR4以降の残事業費  
約6,000億円

↓  
(計画的・安定的な予算確保による事業効果)

| 区分          | 事業効果  |
|-------------|---|
| 治水対策        | ・市川(砥堀工区)、猪名川など11箇所の前倒し完了                               |
| 津波対策        | ・南あわじ市福良地区の湾口防波堤等の対策が、R5に完了                             |
| 山地防災・土砂災害対策 | ・358箇所の砂防堰堤や治山ダム等を前倒しで着手                                |
| 道路ネットワーク強化  | ・東播磨道のR6全線開通<br>・緊急輸送道路の未改良区間の2車線化を、R5に完了               |
| 老朽化対策       | ・道路橋の補修工事の完了を3年前倒し<br>・トンネル照明のLED化や道路の冠水対策など、遅れていた対策の推進 |

<本県の防災・安全交付金等の推移>

(単位：億円)

|             | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 防災・安全交付金    | 396 | 381 | 444 | 297 | 338 |
| 社会資本整備総合交付金 | 181 | 192 | 147 | 149 | 170 |
| 個別補助        | 59  | 51  | 155 | 334 | 314 |
| 合計          | 636 | 624 | 746 | 780 | 822 |

注：県土整備部の当初内示額(強靱化予算除く)

## (2) 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

【総務】

・ 阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた兵庫県庁舎については、以下の理由により、早期に耐震安全性の不足や老朽化等の課題を解決し、災害発生時における対策活動の広域拠点として再整備を行う必要がある。

- ① 復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、厳しい財政状況も踏まえ、平成8年度に最低限の耐震補強耐震工事を実施したのみで、本格的復旧を後回しし、これまで現庁舎をそのまま活用してきた。
- ② 建築後約50年が経過し、コンクリートの劣化が危惧されることから、平成30年度に改めて耐震診断をした結果、 $I_s$ 値が0.16~0.37になるなど、防災拠点に求められる耐震性能( $I_s$ 値0.9)はもとより、大規模地震に対する安全性基準( $I_s$ 値0.6)も大きく下回っている。
- ③ 県庁舎が所在する神戸市は、近い将来発生が予想される南海トラフ地震で最大震度6強が予想され、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、阪神・淡路大震災からの復興の総仕上げとして実施する実質的な震災復旧事業である兵庫県庁舎等再整備について、緊急防災・減災事業債の充当対象を庁舎建替全般に拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

### 【提案の背景】

- ・ 阪神・淡路大震災により大きな被害を受けた県庁舎(1号館、2号館、議場棟)は、老朽化が進んでおり、大規模地震に対する安全性基準( $I_s$ 値0.6)を満たしていない。
- ・ 令和3年度の地方債等同意基準運用要綱が改正され、緊急防災・減災事業債について、県庁舎の建替の一部(応援職員のための執務室、一時待避所等)が充当対象となったが、大規模災害発生時には、県庁舎全体で対策活動業務に取り組む必要がある。
- ・ 県庁舎の建替にあたっては、多額の財政負担が発生する見込みである。

### [現庁舎の状況]

| 区分      | 1号館         | 2号館          | 別館          | 西館          | 議場棟          |
|---------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 建築年度    | S41.3(築55年) | S45.12(築50年) | S48.1(築48年) | S40.6(築56年) | S45.12(築50年) |
| 耐震基準    | 旧耐震         | 旧耐震          | 旧耐震         | 旧耐震         | 旧耐震          |
| $I_s$ 値 | 0.30        | 0.37         | 0.35        | 0.16        | 0.32         |

| 区分   | 兵庫県民会館      | 3号館        | 災害対策センター    |
|------|-------------|------------|-------------|
| 建築年度 | S43.5(築53年) | H2.3(築31年) | H12.3(築21年) |
| 耐震基準 | 旧耐震         | 新耐震(※)     | 新耐震(※)      |

〔※3号館、災害対策Cは対象外〕

### (3) 緊急防災・減災事業債の対象拡大【警察、総務、財務、農水、国交】

- 地震・津波や風水害等への対応に加え、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲を拡大すること。
  - 感染症防止対策の改修や、感染症蔓延期及び災害発生時に円滑に業務遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備
  - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
  - 耐震化に資する公共施設の建替事業
  - 大規模災害時に拠点となる県・市町庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

#### 【国制度の問題点】

- 耐震化に資する公共施設の建替え事業は、平成29年地方債計画において創設された公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）で対象とされた耐震化未実施の市町村の本庁舎の建替えを除き、対象とされていない。
- 警察待機宿舎・独身寮等は、大規模災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するために必要な施設であるにも関わらず、その耐震化事業等に要する財政支援制度が講じられていない。

### (4) 地震・津波対策の推進 【内閣府、総務、財務、文科、厚労、農水、国交】

#### ① 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

- 本県が策定した「津波防災インフラ整備計画」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に掲げる対策に必要な予算を確保すること

【南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム (H27.6)】 計画期間：H26～R5年度



【津波防災インフラ整備計画】 計画期間：H26～R5年度 (億円)

| 事業内容                 | 概算事業費 |
|----------------------|-------|
| レベル1 津波対策（津波の越流を防ぐ）  |       |
| 津波防御対策               | 358   |
| 防潮堤等の高さの確保           | 213   |
| 防潮堤等の健全性の保持          | 118   |
| 陸閘等の迅速・確実な閉鎖         | 27    |
| 避難支援対策               | 3     |
| レベル2 津波対策（浸水被害を軽減する） |       |
| 既存施設強化対策             | 221   |
| 防潮堤等の越流・引波対策         | 60    |
| 防潮堤等の沈下対策            | 131   |
| 防潮水門の耐震対策            | 30    |
| 津波被害軽減対策             | 55    |
| 防潮水門の下流への移設          | 55    |
| 排水機場の耐水化             |       |
| 合計                   | 約640  |

（重点整備地区の設定）  
津波到達時間の早い淡路島（4地区）と人口・資産が集中する大阪湾沿岸（3地区）を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を10年間で完了予定。

| 重点整備地区        |      |
|---------------|------|
| 淡路地域          | 福良港  |
|               | 阿万港  |
|               | 沼島漁港 |
|               | 洲本地区 |
| 尼崎西宮芦屋港(尼崎地区) |      |
| 同(鳴尾地区)       |      |
| 同(西宮・今津地区)    |      |

- 具体的対策 重点整備地区における湾口防波堤の整備、防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備等の津波対策

[日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム (R1.7)] 計画期間：R1～10年度

ハード・ソフト両面からの防災・減災対策

[日本海津波防災インフラ整備計画] 計画期間：R1～R10年度

| 事業内容     | 概算事業費<br>(億円) |
|----------|---------------|
| 河川堤防整備   | 1.7           |
| 防潮堤等整備   | 1.4           |
| 水門耐震化    | 1             |
| 防波堤の沈下対策 | 2.4           |
| 計        | 5.6           |

## ② 総合的な地震・津波対策の推進

- ・ 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の更なる拡大（1/2→2/3）や対象施設の範囲の拡大（公立病院の耐震改修等）など支援を充実すること

### 【提案の背景】

- ・ 南海トラフ地震対策特別措置法における推進地域は、南海トラフ地震において震度6弱以上の地域や、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域などが指定されており、本県では淡路島及び瀬戸内海沿岸市町等が指定されている。
- ・ 地震防災対策特別措置法では、消防用施設やへき地における公立診療所、公立小中学校等の耐震改修等について国庫補助率が嵩上げされるが、公立病院の耐震改修等は対象となっていない。

## ③ 建築物の耐震化等の推進

### ア 私立学校の耐震改築事業補助の拡充措置の継続

- ・ 国庫補助率を公立学校並みへ引上げ(Is値0.3以上施設1/3→1/2(公立並)、Is値0.3未満施設1/2→2/3(公立並))、補助対象限度額(小中高：2億円、幼：1億円)の廃止措置を継続すること

### イ 民間医療施設の耐震化

- ・ 入院患者のいる民間医療施設の耐震化について、移転建て替えに必要となる代替用地取得費を医療提供体制施設整備交付金の補助対象とすること

### ウ ライフライン事業者への指導・監督

#### i) ライフライン事業者への指導・監督

- ・ 管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインの更なる強靱化を推進するよう、ライフライン事業者を指導・監督すること

### 【提案の背景】

- ・ 台風21号では、電柱折損、倒木による電線接触や飛来物による電線の断線等の被害等により、県内で延べ431,000軒が停電
- ・ 平成以降の自然災害による停電では、関西電力供給エリア内では阪神・淡路大震災に次ぐ規模(軒数)

#### ii) 水道施設の耐震化

- ・ 水道施設の耐震化に対する補助率の引上げを図ること（現行1/3 → 一律1/2）

**【提案の背景】**

- ・ 南海トラフ地震をはじめ、将来起こりうる自然災害に備え、早急に耐震化を進める必要があるにもかかわらず、重要な社会インフラである水道施設の基幹管路耐震化率※は3割にも満たない。

※ 導水管や送水管及び配水本管のうち、地盤の状況に関わらず震度7級の地震に対応できる管(離脱防止継手を有する管)の割合

**【生活基盤施設耐震化等交付金】** 水道管路耐震化等推進事業(水道管路緊急改善事業) 補助率 1 / 3

**【基幹管路耐震化率の状況（令和元年度）】**

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 兵庫県内事業体 | 31.3%                  |
| 兵庫県企業庁  | 37.8%（浄水場や水管橋等は耐震補強済み） |
| 全国      | 26.6%                  |

**【南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(R3.8改訂版)】**

耐震適合性のある管路の率 71% (R5(2023)) H元年度末 69.1%

※ 耐震適合性のある管とは、震度7級の地震においても良質地盤に敷設されているため被害が軽微な管

**(5) 総合的な治水対策の推進 【国交、経産、厚労、農水】**

**① 河川の事前防災対策の推進**

- ・ 本県の「河川対策アクションプログラム」に掲げる河川改修や中上流部対策などの事前防災対策の取組について、必要な予算を確保すること
- ・ 特に武庫川は多額の事業費が必要なため、個別補助予算の必要額を確保すること

**【提案の背景】**

- ・ 令和元年東日本台風等でも関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となったが、これまでの治水対策や利水ダムの治水協力の効果により、家屋浸水を回避した。これらの実績から、治水事業が果たしている役割、効果をみれば、事前投資の有効性は明らかであり、事前防災対策に重点的に取り組むことが急務である。
- ・ 武庫川の想定氾濫区域内人口・資産(約110万人・18兆円)は全国10位、二級河川では1位である。
- ・ また、洪水時の水位は市街地より約5m高く、ひとたび決壊すれば甚大な被害の発生が予想されるなど、重要な河川である。

**<河川対策アクションプログラム>**

・ 計画期間：R2～R10年度 ・ 総事業費：約1,800億円 (単位：億円)

| 対象事業          | 事業内容   | 主な箇所            | 概算事業費 |
|---------------|--|-----------------|-------|
| ①河川改修等の推進     | 河川整備計画に基づく河川改修や都市浸水対策                            | 武庫川<br>(西宮・尼崎市) | 1,250 |
| ②既存ダムの有効活用    | 治水ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生や利水ダムの放流設備新設等による洪水調節機能の強化     | 引原ダム<br>(宍粟市)   | 220   |
| ③中上流部対策の強化    | 河川中上流部の河川整備計画区間外における上下流バランスを考慮した堤防かさ上げ等の局所的な対策など | 美囊川<br>(三木市)    | 70    |
| ④超過洪水に備えた堤防強化 | 堤防法尻の補強や堤防天端の保護による決壊しにくい堤防整備                     | R3完了            | 20    |
| ⑤堆積土砂撤去の推進    | 人家等が密集する地区や河川合流点付近等での計画的な堆積土砂の撤去                 | 円山川<br>(養父市)    | 240   |

## ② 既存ダムの利活用の推進

### ア ダム再生事業の推進

- ・ 揖保川流域における浸水被害の軽減のため、洪水調節機能の増強を目的とした堤体嵩上げや放流設備の新設等を行う引原ダム再生事業の推進に必要な予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 揖保川流域では、平成21年等に浸水被害が度々発生している。引原ダムでは、供用開始後60年間で直近2回（平成23年9月、平成30年7月）異常洪水時防災操作を実施した。
- ・ 国が下流から整備を進めているが、上流の引原川を含め完了には時間を要するため、早期に治水効果が期待できる対策が必要である。

### イ 事前放流拡大への支援

- ・ 事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上を図ること
- ・ 事前放流に対する損失補填に要する経費の全額について、直接補助制度により措置すること。また、関係利水者の協力を得るため下記の損失補填を対象に追加すること。

○水道用水に係る代替水源等対策費用の増額分

○かんがい用水に係る収益減額

#### 【提案の背景】

- ・ 令和2年度に国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象に利水ダムが追加された。
  - ・ 事前放流の実施には、利水容量を確実に回復させるための降雨予測技術の向上と回復しなかった場合の迅速な損失補填が必要である。
  - ・ 令和3年度から利水ダム等の事前放流に伴い、都道府県が行う損失補填に要する経費の8割を特別交付税により措置されることとなったが、迅速に利水者に対して損失補填を行うためには、全額直接補助制度による措置が必要である。
- 水道は利水事業者の広報等活動費用及び給水車出動等対策費用の増額分が損失補填の対象
- かんがいは土地改良区等の番水活動費用及び代替水源対策費用等の増額分が損失補填の対象

## ③ 流域貯留浸透事業の推進

- ・ 流域対策の取組をより一層推進するため、流域貯留浸透事業の補助率の嵩上げを行うこと（現行1/3→提案1/2）
- ・ 流域貯留浸透事業の採択要件を下記のとおり緩和すること。
  - 通年機能を発揮する施設→出水期に2ヶ月以上機能を発揮する施設
  - 公園、学校の公共施設等：500m<sup>3</sup>以上の貯留機能等→複数の施設を合わせ500m<sup>3</sup>以上
  - ため池等：3,000m<sup>3</sup>以上の治水容量→1,000m<sup>3</sup>以上

#### 【提案の背景】

- ・ 流域対策を一層推進するため、補助率の嵩上げによる財政的支援を行うとともに、小規模施設への取組範囲を拡大することで、浸水被害の軽減を図る。
- ・ ため池は営農への水利用を目的として設置された施設であり、農繁期（一般に8月まで）に事前水位下げ等による治水活用は困難であるが、限定的であっても、出水期（6月～10月）のうち治水活用が可能な9月～10月の2ヶ月間を積極的に活用していくことが必要。

## (6) 山地防災・土砂災害対策の推進

【農水、国交】

平成30年7月豪雨や同年の台風第21号、22号では、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策により、土石流等による被害が防止、軽減されるなどの効果が発揮された。

今後、令和3年度よりスタートした「第4次山地防災・土砂災害対策計画」を推進していくため、以下の項目を提案する。

### ① 治山事業、砂防関係事業の推進

- ・ 本県の「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に掲げる治山事業、砂防関係事業が着実に推進できるよう予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 豪雨による土砂・流木災害が激甚化・頻発化する中、山地が県土の7割を占める本県では、依然として対策が必要な箇所が治山・砂防合わせ約1万4千箇所と多く残っている。
- ・ 第4次計画では、土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある箇所、土砂災害警戒区域（Y区域）に要配慮者利用施設や緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所を優先して整備していくこととしている。

#### 【本県の第4次山地防災・土砂災害対策計画】（R3(2021)～R7(2025)年度）

| 区分          | 整備目標（着手箇所数） |      |       | 合計    |
|-------------|-------------|------|-------|-------|
|             | 砂防事業        | 治山事業 | 緊急防災林 |       |
| ① 人家等保全     | 373         | 365  | -     | 738   |
| ② 流木・土砂流出防止 | -           | 220  | -     | 220   |
| ③ 災害に強い森づくり | -           | -    | 100   | 100   |
| 合計          | 373         | 585  | 100   | 1,058 |

#### <重点計画箇所>

- ① 人家等保全：R区域内に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある箇所、Y区域に要配慮者利用施設や緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所を優先して整備
- ② 流木・土砂流出防止：流木災害や崩壊のおそれがある箇所を重点的に整備
- ③ 災害に強い森づくり：危険木の除去、本数調整伐などによる災害緩衝林を整備

#### 【兵庫県の土砂災害特別警戒区域指定状況（R3.9月末現在）】

・ 12,879箇所

### ② 老朽化対策、機能強化対策の予算確保

- ・ 治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること。

#### 【提案の背景】

- ・ 県下全体約14,000の治山施設のうち約100施設で老朽化対策が必要であり、計画的な補修工事や調査等を実施していく必要がある。
- ・ 県下全体約4,100の砂防関係施設のうち241施設で老朽化対策が必要であり、多大な費用を要することから、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。

### ③ 公共事業の採択要件の緩和

- ・公共事業の採択要件を緩和すること

例 [砂防関係事業：土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで要件を緩和  
[砂防関係事業：急傾斜対策]

現行：(1)がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上 (避難路または要配慮者利用施設がある場合保全人家5戸以上)、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等

(2)要配慮者利用施設かつ避難路がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上

提案：がけ高さ5m以上で、①保全人家5戸以上、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等に、要件を緩和

[砂防関係事業：老朽化対策]

(砂防設備等緊急改築事業)

現行：(1)既設の砂防設備(昭和52年以前の技術基準により設計された施設)及び地すべり防止施設(設置後概ね10年経過した施設)(以下「砂防設備等」)に係る緊急改築

(2)ライフサイクルコストを考慮した長寿化計画への変更(令和5年度まで)

提案：(1)全ての砂防設備等を対象にするとともに、予防保全(小規模な修繕等)にまで要件を緩和

(2)「施設の点検、長寿命化計画の見直し」についても対象とする

(急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業)

現行：(1)補助を受けて施工した急傾斜地崩壊防止施設に係る緊急改築

(2)ライフサイクルコストを考慮した長寿化計画への変更(令和5年度まで)

提案：(1)県単独事業により施工した急傾斜地崩壊防止施設も対象にするとともに、予防保全(小規模な修繕等)にまで要件を緩和

(2)「施設の点検、長寿命化計画の見直し」について対も対象とする

### ④ 河川上流部の土砂・洪水氾濫対策の予算確保

- ・上流部で発生した土砂が河道に流入し、河川の下流部で土砂と洪水が氾濫する大規模な被害を防ぐことを目的とした大規模特定砂防事業等の個別補助事業費の予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・平成30年7月豪雨など土砂・洪水氾濫による大規模な被害が発生する中、兵庫県では、国土強靱化対策の一環として土砂・洪水氾濫対策に重点的に取り組んでおり、引き続き事業費を確実に確保する必要がある。

### ⑤ 危険な人工がけに対する改善命令等の全国統一指針

- ・崩壊のおそれが著しいと認められる人工がけにおいて、土地所有者等に対する急傾斜地法上の改善命令や行政代執行が実施できるよう、全国統一の運用指針を作成すること

#### 【提案の背景】

- ・代執行の実施に当たっては、恣意的な運用とならないよう技術的、法的な具体的な運用基準が必要となる。
- ・しかし、全国的にいまだ代執行の事例がないため、崩壊のおそれが著しい人工がけが確認された場合、都道府県が迅速かつ適切に対応できるよう、全国統一の運用指針を作成すべきである。

## (7) 災害に強いたため池改修等の推進

【総務、農水】

近年多発しているため池の決壊による災害を防止するため、令和2年10月に施行された「ため池防災工事特措法」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、ため池の防災・減災対策のより一層の推進が求められている。

全国最多のため池が本県に集中するなど、偏在しているため池の防災工事や適正管理の体制整備を計画的・効果的に進めていくためには、地域の実情に応じた支援が必要なことから、以下の項目を提案する。

### ① ため池の防災工事に必要な予算の安定的確保

- ため池工事特措法に基づき策定した防災工事等推進計画により、改修整備（廃止工事を含む）が集中的かつ計画的に進められるよう必要な予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- 決壊した場合に人命に被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」に指定した。(5,972箇所)
- このうち、本県の「防災工事等推進計画」には特に決壊リスクが高い約422箇所を登載し、計画期間（R3～R12）において約640億円の事業予算により全箇所の改修整備・廃止をめざす。

#### <防災工事等推進計画（R3～R12年度）>

| 区 分  | 整備目標（着手箇所数） |                |     | 事業費<br>(億円) |
|------|-------------|----------------|-----|-------------|
|      | 前期(R3～R7)   | 後期(R8～<br>R12) | 計   |             |
| 改修工事 | 137         | 164            | 301 | 608         |
| 廃止工事 | 89          | 32             | 121 | 32          |
| 合 計  | 226         | 196            | 422 | 640         |

### ② ため池管理者による適正管理の支援充実

- 全国最多のため池を有する本県において、ため池管理者が適正な管理を継続的に実施できるよう、ため池保全サポートセンター(※)に対する財政支援を拡充すること

- 新**・洪水調節機能をはじめ、ため池が有する公益的な機能が適切に発揮されるよう、これに必要な施設の機能整備や施設管理に対する支援を拡充すること

#### 【提案の背景】

- ため池管理者の適正な管理を支援する「ため池保全サポートセンター」を平成30年度から展開している。
- 活動内容は、管理者からの相談対応や現地パトロールによる指導・助言のほか、管理者不在のため池の監視、豪雨・地震時の緊急点検や応急対応への支援など多岐にわたり、活動内容やその規模に応じた補助制度とする必要がある。
- ため池が有する洪水調節機能は「流域治水」にも寄与するものであり、本県では全国に先駆けて、ため池の治水利用に取り組むため池管理者への助成事業をモデル的に実施しているが、取組を拡大するためには国による支援が求められる。

#### ※ため池保全サポートセンターの概要

|      |  |
|------|--|
| 趣 旨  | ため池整備の長期化や管理者の減少・高齢化を踏まえ、管理者による適正な保全管理活動を支援するため、全国に先駆け平成28年5月に淡路地域、平成30年6月に全県を対象とした「ため池保全サポートセンター」を開設    |
| 支援内容 | 管理の相談対応、現地パトロール・指導、管理者講習会への講師派遣等   |
| 成 果  | 相談対応：277件(R2までの累計)<br>巡回点検、管理者への指導・助言：延べ約5,600箇所(R2までの累計)<br>管理者講習会講師派遣(R1,2累計)：派遣回数34回(20市町)、受講者数1,140人 |

※農業水路等長寿命化・防災減災事業による国補助金：上限1,000万円（県事業費：4,500万円）

## (8) 高潮対策等の推進に対する支援

【国交、農水】

- 兵庫県高潮対策10箇年計画（大阪湾沿岸で既往最高潮位を観測した平成30年台風第21号等を踏まえ策定）に掲げる防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策の推進に必要な予算を確保すること

<兵庫県高潮対策10箇年計画(R1~R10) [全体事業費：約450億円]>

- 平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止に向けた緊急対策については、R3年度予算で完了予定  
※既に整備が完了した主な箇所 南芦屋浜地区・南護岸等(約2,000m)、宮川(芦屋市)
- 上記地区以外についても、計画的に高潮対策を推進  
(R4年度以降の主な事業)

| 事業箇所       | 事業内容      | 事業期間  | 概算事業費 |
|------------|-----------|-------|-------|
| 西宮市枝川町地区   | 防潮堤嵩上げ    | R4~R6 | 8億円   |
| 淡路市富島地区    | 防潮堤嵩上げ    | R4~R8 | 7億円   |
| 新川・東川(西宮市) | 統合排水機場の整備 | R1~R8 | 120億円 |

- 排水機場の大規模更新等、短期間に多額の事業費を要する事業について、大規模海岸保全施設改良事業の個別補助制度の予算を別枠で確保すること
- 直轄事業について、十分な予算を確保すること

### 【提案の背景】

- 排水機場の更新等の大規模改築にあたっては、一旦着手すると完了まで継続的な予算配分が必要  
〔整備の例〕湊排水機場・大江島排水機場の更新
- 東播海岸における直轄事業完了に伴う本来管理者への引き継ぎに向けた着実な事業推進(令和5年度事業完了)が必要

## (9) 災害時の避難行動力の向上、安全確保対策

【内閣府、気象、総務、消防、経産、厚労、国交、観光】

### ① 住民の早期避難につながる避難方策の構築

#### ア 直近の災害を踏まえた避難行動の周知

- 「警戒レベル」「警戒レベル相当」を用いた避難情報と大雨特別警報等の気象情報との関係性や、住民がとるべき行動について、一層の周知を図ること

#### イ 防災気象情報の更なる改善

- 適切な避難等が行えるよう、以下のような防災気象情報の更なる改善を進めること
  - 平成の大合併前の旧市町単位や指定都市の区単位など、より細かな地域単位で、分かりやすい予警報区分の設定
  - 局地的大雨等の予測精度の向上
  - 夜間・早朝の避難を避け明るいうちに避難勧告等の発令の判断ができるよう、15~24時間先も含めた精度が高い降水予測情報(メッシュ情報)の提供

#### ウ 防災情報基盤の整備に対する財政支援制度の拡充

- 地方公共団体が独自に実施する防災情報通信ネットワークシステムの整備運用と国の制度改正等に伴う改修等に対する財政措置を継続・拡充すること
- 市町が実施する防災行政無線の整備に対する財政支援について、市町の財政力を考慮した制度とすること

**【提案の背景】**

- ・ 気象庁の特別警報、防災気象情報レベル化などの制度改正、Lアラート（災害情報共有システム）への連携など、災害時等の情報伝達に関する災害関連情報の内容拡充に対応するため、地方公共団体独自の防災情報システムは大規模な改修が必要となっているが、費用負担が大きい。

**エ 可視化による伝達手段の開発・整備**

- ・ 気象情報や避難情報に加え、河川水位や土砂災害の危険度等をわかりやすく可視化し、マスメディアを活用して発信するため、Lアラート等による伝達手段を開発・整備すること

**② 避難行動要支援者の支援体制の構築**

- ・ 介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別避難計画の作成について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付け、報酬加算を創設するとともに、個別避難計画作成にかかる地方交付税措置についてさらなる拡充を図ること

**【提案の背景】**

- ・ 改正災害対策基本法において、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたが、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び相談支援専門員の関与は法律上位置づけられていない。
- ・ 高齢者や障害者等の円滑な避難支援のためには、実効性のある個別避難計画作成が不可欠であることから、介護支援専門員及び相談支援専門員が作成に関与することが望ましい。
- ・ 介護支援専門員や相談支援専門員の業務と位置づけることで、実効性のある個別避難計画作成が拡充することから、報酬加算が必要である。
- ・ 個別避難計画の作成経費について、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を想定し地方交付税措置されることが内閣府の通知で示されたが、同額は必要最低限の費用であり、計画の作成を早期に進めるためには地方交付税措置の更なる拡充が必要である。

**【防災部門と福祉部門が連携した本県の取組】**

- ・ 本県では、要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した介護支援専門員及び相談支援専門員が自主防災組織等とともに個別避難計画を作成する「防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業」を令和2年度から実施している。
- ・ その結果、福祉専門職（ケアマネ等）と地域住民、自主防災組織、障害当事者等がケース会議や避難訓練でお互いが意見を出し合う中で理解が深まり、普段からの声掛けにも繋がった。

**【防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業の概要】**

|      |  |
|------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉専門職に対する個別避難計画作成のための研修を実施</li> <li>・ 自主防災組織及び住民に福祉理解研修を実施</li> <li>・ 福祉専門職を含めた関係者によるケース会議を開催し、個別避難計画を作成</li> <li>・ 避難行動要支援者避難訓練により、作成した個別避難計画の内容を検証</li> <li>・ 居宅介護支援事業所等に対し、市町を通じ、計画1件につき7千円を支給（負担割合：県1/2、市町1/2）</li> </ul> |
|------|--|

**③ 通勤・通学・帰宅困難者対策の充実**

- ・ 通勤通学途上や買物中の被災による帰宅困難者の受入先となる一時滞在施設の確保に向けて、発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度の創設など、事業者が協力しやすくなるような支援を行うこと
- ・ 受け入れた帰宅困難者等のための食料等の備蓄に対し、財政措置を講じること
- ・ 地震発生時の鉄道運行再開等に関する迅速な情報発信のあり方について、国においても検討すること

#### ④ 外国人観光客の災害時の安全確保対策

- ・ 災害による観光客への影響を最小限にするとともに、訪日外国人観光客の更なる増加を図るため、安全・安心に関する正確かつ迅速な情報の発信、風評被害対策、訪日旅行の促進等の対策を実施すること
- ・ 災害時において、外国人の安全を確保できるよう、旅行事業者を含め関係機関と連携した体制を整備するため、以下の取組を実施すること
  - 在外公館との連携による安否確認手順の確立
  - 公衆無線LANの整備促進を含む情報伝達手段の充実
  - 一時滞在施設の提供や避難誘導

##### 【提案の背景】

- ・ 現時点においては、各自治体において宿泊・観光事業者や警察・消防と連携した防災訓練等が実施されているが、防災対策の観点からは、広域にわたる各関係機関の連携が必要である。
- ・ 災害時には、旅行事業者から旅行者の緊急連絡先への電話等による安否確認に加え、無線公衆LANの整備によるスマートフォンへの情報提供や、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じた多言語での避難情報等の広域的な発信が不可欠である。
- ・ 外国人旅行者が数日程度滞在する一時滞在施設の確保については、各自治体等と宿泊事業者との協力体制を広域的に構築する必要があり、また、災害発生時には各観光施設職員や各自治体職員が担う避難誘導機能を広域的に構築することが必要である。

#### ⑤ 災害時の停電復旧及び電力確保対策の充実

- ・ 発電・送電システムの強靱化や電線類地中化の促進、電力会社間の連携強化など、災害に強い電力供給体制を構築すること
- ・ 停電時に被災者が必要最低限の電源を確保するための電力会社によるポータブル発電機等の貸出体制や国民への迅速な停電復旧見込等の情報提供体制を充実すること
- ・ 非常用電源設備等の整備支援を、二次救急医療機関など地域において重要な役割を果たしている医療機関にも拡大すること

#### (10) 災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築 【財務、農水、国交】

- ・ ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること
- ・ 机上査定の手法として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に限定せず、Web査定の方法を恒常的に選択できるようにすること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 実地査定は、災害が頻発する中、現地間移動等に時間を要することから1日に実施できる件数が少なく、円滑な災害復旧事業の推進に支障となるおそれがあるうえ、被災自治体にとって、現地対応が大きな負担となっている。

<令和2年度 地方分権改革に関する提案募集（本県提案項目）への国の対応方針

(R2.12.18閣議決定) >

- ・ 災害査定については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、9,10月に地方公共団体へ通知。
- ・ 机上査定の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。

## (11) 被災地(者)支援に関する制度の充実【内閣官房、内閣府、総務、消防、財務、国交】

### ① 災害救助法の見直し

#### ア 救助費用の全額国庫負担化

- ・ 避難所運営や応急仮設住宅の建設等災害救助法に基づく救助費用について、国が指定する大規模災害の場合は、全額国が負担すること

##### 【提案の背景】

- ・ 現行は、災害救助法第21条に基づき、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、国が負担（例えば、普通税収入見込額の2/100以下の部分は50/100など）することとなっているが、全額国負担とすることにより、迅速な復旧・復興に向けた積極的な応急対応が可能となる。

#### イ 対象範囲の拡大及び運用見直し

##### 主 i) 罹災証明書の発行業務に要する経費の対象化

- ・ 災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）を追加、または、罹災証明関係業務の応援に関する経費について全額特別交付税措置を行うこと。

##### 【国制度の問題点】

- ・ 災害救助法では、救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・ 発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・ 家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に関して、他の自治体から応援職員を派遣する経費については、派遣元に最大で8割の特別交付税が措置される。残り2割は、協議により被災自治体に求償可能だが、協議手続きの事務負担が双方に生じることに加え、被災自治体に応じてもらえない場合、費用負担は派遣元となる。

##### ii) 災害ボランティア活動に要する経費の対象化

- ・ 大規模災害時に、被災市区町村及び社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な経費（通信手段・備品設備等）及び避難所の運営支援や家屋の片付けなどのボランティア活動に必要な経費（資機材の確保、活動用車両の借上げ等）を災害救助費の対象とすること

##### 【提案の背景】

- ・ 大規模災害時のボランティアへの支援は重要であり、国の防災基本計画でも災害ボランティアの受入や調整、ニーズの把握等の役割が求められている。その役割を担う災害ボランティアセンターの設置・運営は社会福祉協議会や市町村が行っているが、人員不足や財政負担等が生じている。
- ・ ボランティア活動に最低限必要な物は、活動参加者による持参が原則であるが、個人で用意を行うことが困難である資機材等の確保及びその費用は市町村等が負担している。
- ・ 提案の実現により財政負担が軽減されれば、災害ボランティアセンターの設置・運営の円滑化、被災者ニーズの把握による支援の迅速化が図られ、被災者の早急な生活再建が可能となる。

#### ウ 修理工事を先行し事後的な手続きを可能とするなど制度の見直し

- ・ 国が指定する大規模災害の際には、現物給付の原則に基づき行われる手続きの大幅な省略又は手順変更を認めること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 住宅の応急修理や障害物の除去等は、契約主体である県(事務委任している場合は市町)が、他の災害対応業務が膨大にある中で、発注、契約、審査及び支払いの事務をしなければならない。
- ・ 南海トラフ地震等の大規模災害では、住宅の応急修理や障害物の除去等に関する事務が追い付かず、迅速な応急救助が困難となることが想定される。

## エ 早期の避難情報発出のための支援措置の拡充

- ・ 避難所開設等に要する経費については、災害救助法が適用されない場合でも財政支援措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・ 円滑な避難のためには早期に避難情報を発出する必要があるが、空振りに終わった場合、避難所開設等に要する経費には災害救助法が適用されず、市町に大きな財政負担が発生している。
- ・ 平成29年台風第18号では33市町で427箇所の避難所を開設されたが、災害救助法が適用されず。

## ② 被災者生活再建支援法の充実等

### ア 大規模災害における国の対応

- ・ 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること

### イ 被災全地域への適用

- ・ 同一の災害により被害を受けた全ての地域を平等に対象とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 被災者生活再建支援制度は自然災害により住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県または市町村で一定数以上発生したことが適用要件となっている。平成30年7月豪雨災害では、県内では神戸市・宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。

### ウ 半壊、準半壊世帯への適用

- ・ 令和2年の法改正により支給対象が中規模半壊(損害割合30%以上40%未満)まで拡大されたが、令和元年台風第15号時に支援対象が拡大された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、半壊世帯(損害割合20%以上30%未満)及び準半壊世帯(損害割合10%以上20%未満)も支援対象とすること。

#### <被災者生活再建支援制度>

| 区分    | 損害割合  | 基礎支援金 | 加算支援金 |       |      |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
|       |       |       | 建設・購入 | 補修    | 賃借   |
| 全壊    | 50%以上 | 100万円 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 大規模半壊 | 40%台  | 50万円  | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 中規模半壊 | 30%台  | —     | 100万円 | 50万円  | 25万円 |

### エ 対象拡大に伴う財源負担等に関する地方との協議

- ・ 対象拡大に伴う支援金額及び財源負担については、全国知事会と協議の上、決定すること

## ③ 災害援護資金貸付金制度の改善

### ア 貸付原資償還について返還があった場合のみに変更

- ・ 県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度を変更すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 他の貸付金(例:介護福祉士修学資金貸付金、生活福祉資金)制度においては、実際に償還があった額に対する国庫補助負担割合分を国へ償還することとなっている。
- ・ 災害援護資金貸付制度では、実際には返還されていない貸付金についても、市町が借受人に代わって国・県に償還しなければならないため、市町に対して重い負担を求めている。

## イ 改正弔慰金法の円滑な処理に向けた対応

- ・ 弔慰金法の改正により可能となる免除の処理を円滑に行うため、市から県、県から国への償還期限を、債権管理法等による履行延期特約により、必要な期間、延長すること

### [災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年5月成立)の概要]

- ・ 被災者生活再建支援法制定以前の災害について、一定の所得・資産要件により、免除
- ・ 平成31年4月以降は保証人の要否を市町村が決定することを踏まえ、それ以前の災害についても貸し出しから20年経過後、市町村が保証債権を放棄することが可能
- ・ 破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除
- ・ 所得・資産を調査する権限を市町村に付与

## ④ 避難者に関する基礎情報の一元化

### ア 避難者名簿の様式・項目の統一

- ・ 災害時における被災者支援の基礎情報となる「避難者名簿（避難者カード）」の様式・項目を全国的に統一すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 避難所運営に必要な避難者名簿（避難者カード）については、避難所運営ガイドラインにより市町村が作成することとされているが、様式・項目については示されていない。
- ・ 様式や項目が市町村により異なっている現状では、市町村や都道府県域を越える広域災害に対応する際、十分な情報が得られず、支援の遅れを招く可能性がある。

## イ 被災者の配慮事項等の共有システムの構築

- ・ 被災者の配慮事項等を全国で一元的に情報共有できるシステムを構築すること

#### 【提案の背景】

- ・ 原子力災害や大規模災害など広域的な対応を要する場合において、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するには、自治体間での被災者の情報共有が不可欠である。
- ・ しかし、被災者支援に必要な被災者の配慮事項を自治体間で情報共有できるシステムがなく、災害時要援護者に対する細やかなかつ切れ目のない支援につなげられない事例が生じている。

## ⑤ 大規模自然災害時の支援体制の継続

- ・ 広域的な大規模自然災害時において、迅速かつ円滑な復旧等に資する、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣や国による権限代行等が速やかに実施できる体制・機能の拡充・強化を図ること

#### 【提案の背景】

- ・ 近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、迅速かつ確実な緊急対応のためには、引き続き国の支援が必要不可欠であるため。

## ⑥ 災害救援支援に関するボランティア活動支援制度の創設

- ・ 災害ボランティアの活動に要する交通費や宿泊費、保険の割引など活動を財政面から支援する全国的な基金の創設など社会全体で支える仕組みを創設すること

### [大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト(ふるさとひょうご寄附金事業)]

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 5人以上で構成する以下の団体<br>※県外に拠点を置く団体・グループが県外の被災地で活動する場合は対象外 |
| 補助対象 | 現地までの交通費、宿泊費、現地での活動費（交通費）、PCR検査実費                    |
| 補助金額 | 上限20万円   |

## ⑦ 住宅再建共済の全国制度化と地震保険料控除制度の対象化

- ・ 住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして本県が創設・実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること
- ・ 地方公共団体が条例に基づき実施する自然災害に対する共済制度についても、地震保険料控除制度の対象とすること

### 【提案の背景】

- ・ 地震保険料控除の対象となる保険や共済の契約は、「一定の資産を対象とする契約で、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる契約」とされているが、住宅再建共済制度は、地震により生じた損失をてん補するものではなく、住宅再建を支援するため住宅再建方法に応じて給付するものであることから、控除制度の対象外とされている。
- ・ 当該制度は、被災者の住宅再建に資する制度であり、地震災害に対する国民の資産保全を図ることを目的とする地震保険料控除制度の趣旨に合致することから、同制度の対象とすべきである。

### 〔「兵庫県住宅再建共済制度」の概要〕

| 区 分   | 住宅再建共済        |              | 家財再建共済                       |
|-------|---------------|--------------|------------------------------|
|       | 本体制度          | 付加制度         |                              |
| 共済負担金 | 年5,000円/戸     | 年500円/戸      | 年1,500円（本体制度と併せて加入の場合1,000円） |
| 給付対象  | 半壊以上で建築・購入・補修 | 準半壊で建築・購入・補修 | 半壊以上又は床上浸水で補修・購入             |
| 共済給付金 | 最大600万円       | 最大25万円       | 最大50万円                       |

※ その他、マンション共用部分を対象とした制度あり

## (12) 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえた財政支援

### 【総務】

### ① 震災復旧・復興のために発行した地方債の実質負担軽減

- ・ 阪神・淡路大震災の復旧・復興のためのインフラ整備のために発行した震災関連地方債の元金償還や利子負担を軽減するよう、適切な財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・ 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体は、震災から26年を経過した今日においても、その震災関連公債費の影響もあり、厳しい財政状況が続いている。負担軽減には、東日本大震災の復旧・復興事業と同様の軽減措置が必要である。

### 〔阪神・淡路大震災復興事業のうちインフラ整備の地方債残高〕

| 区 分 | 地方債残高A | 交付税措置B | 実質的な負担A-B |
|-----|--------|--------|-----------|
| 兵庫県 | 709億円  | 157億円  | 552億円     |
| 被災市 | 267億円  | 64億円   | 203億円     |
| 計   | 976億円  | 221億円  | 755億円     |

(注1) 被災市：尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、淡路市

(注2) 地方債残高：令和2年度決算ベース

### ② 公的資金繰上償還における補償金免除制度の適用

- ・ 平成25年度に創設された、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対する旧公営企業金融公庫資金の補償金免除制度と同等の措置を適用すること

### 【提案の背景】

- ・ 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の復旧・復興事業のため多額の借入を行った当時の金利水準である4%以上の公的資金借入残高（R2決算：240億円〔うち旧公営企業金融公庫資金借入金残高は31億円〕）に対する負担軽減措置が必要である。

## 2 防災体制の充実

### 主(1) 防災庁の創設 【内閣官房、内閣府】

- ・南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備えるため、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること
- ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果を国として一元的に活用すること

#### 【提案の背景】

- ・東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など、多発化・激甚化する自然災害にあらかじめ備えて被害を軽減するため、これまでの経験と教訓を生かした事前防災を徹底することが不可欠である。
- ・防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
- ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくい。

#### ※ 主な国の研究機関

防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、  
通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)

#### 【防災庁の必要性】 出典：「我が国の防災・減災体制のあり方に係る検討報告書」(H29.7)

- ① 国民の防災意識を高めるため(防災・減災の推進役)
- ② 強い調整力で事前対策から復興までを総合的に進めるため(防災の主流化と創造的復興)
- ③ 災害情報の一元化を図るため(防災情報発信の司令塔)
- ④ 全自治体の確実な防災対応力の向上のため(防災体制水準の確保)
- ⑤ 自治体等との緊密なネットワークを確保するため(顔が見える関係の構築)
- ⑥ 災害ノウハウや調査研究成果の活用のため(経験や知見の高度化)
- ⑦ リダンダンシーを確保するため(首都機能のバックアップ)

### (2) 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保 【内閣官房、内閣府、総務、財務、文科、国交】

#### ① 関西における首都機能バックアップ構造の構築

##### ア 首都機能バックアップ構造の構築

- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

#### 【兵庫県内の拠点設置に資する機能集積状況】

|          |  |
|----------|--|
| 三木総合防災公園 | 大規模かつ広域的な災害に的確に対応する基幹的広域防災拠点であり、国際緊急援助隊が訓練するほか、E-ディフェンスによる基礎研究等を実施している。                  |
| 神戸東部新都心  | 人と防災未来センター、国連防災機関駐日事務所、JICA関西(国際防災研修センター)、アジア防災センター等による国際的な防災人材の育成や防災に関するシンクタンク機能を持っている。 |

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること
- ・関西の位置付けを明確にした政府業務継続計画(BCP)を策定すること

## イ 基幹的な交通インフラ整備による国土のリダンダンシーの確保

- ・ 基幹的な交通インフラの整備(下記例)により国土のリダンダンシー(代替性)を確保すること
  - 関西都市圏・日本海国土軸の高速道路網の整備
  - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備
  - 北陸新幹線の敦賀－大阪間の早期整備
  - 山陰新幹線の整備計画路線への格上げ
  - 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の国際競争力の強化
  - 関西の航空需要等への的確な対応

## ② 防災教育・研究の拠点地域の形成

### ア 防災教育・研究機関の集積促進

- ・ 人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センター、国際復興支援プラットフォーム(IRP)等が集積する兵庫県を国際的な防災教育・研究の拠点地域と位置づけ、関係機関の更なる集積を図ること
- ・ 特に消防大学校、消防研究センター等の首都圏に立地する防災教育・研究機関の兵庫県への移転を進めること
- ・ 広域防災拠点である「兵庫県広域防災センター」を全国の防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること

#### 【提案の背景】

- ・ 海外においても災害が頻繁かつ激しく起こっており、より一層の国際防災協力が必要である。
- ・ 本県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた災害対応ノウハウの蓄積に加え、人と防災未来センターを中心に、HAT神戸(神戸副都心)に集積する国際防災関係機関が継続的に連携することにより、高度で効果的な調査、研究、人材育成等が期待される。

#### 【首都圏に立地する防災教育・研究機関の例】

| 施設名称             | 設置目的  | 職員数                     |
|------------------|---|-------------------------|
| 消防大学校            | 消防関係者(消防職員、消防団員、その他消防事務に携わる職員)に対し、幹部としての高度な教育訓練を行う国の機関  | 12名<br>〔収容人数<br>250名程度〕 |
| 消防研究センター         | 火災の原因究明のための調査・試験、先進の消防資機材の開発等消防の科学技術に関する研究開発を総合的に行う国の機関 | 25名                     |
| 一般財団法人消防防災科学センター | 消防防災に関する科学的調査研究及び情報資料の収集・分析並びに消防防災に関する情報の提供             | 18名                     |

#### 【HAT神戸に立地している国際防災関係機関の例】

アジア防災センター、JICA関西(国際防災研修センター)、国際復興支援プラットフォーム、国連防災機関駐日事務所、国連人道問題調整事務所神戸事務所 等

#### 【昨今の本県に集積する関係機関の海外の災害への協力状況】

- ・ アジア各国、中南米等からの研修員、客員研究員の受入(アジア防災センター、JICA関西等)
- ・ 防災グローバルプラットフォーム、アジア防災閣僚級会議等の各種国際会議における日本の復興事例等の紹介(国際復興支援プラットフォーム等)
- ・ 海外における災害被災地現地調査及び提言、衛星画像提供等(アジア防災センター等)

#### 【兵庫県広域防災センターの概要】

- ・ 災害時において全県域をカバーする広域防災拠点として機能するほか、平常時においては、地域の防災力を高めるための人材育成を行っている。

## イ 人と防災未来センターの体制強化

- ・ 「人と防災未来センター」を全国レベルの防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること
- ・ 研究機能の充実など、機能・体制の強化に対して支援すること
- ・ 運営支援を継続すること

### 【提案の背景】

- ・ 「人と防災未来センター」は、阪神・淡路大震災の経験と教訓の国内外へ発信するとともに、専門研修による災害対策の実務を担う中核的な人材の養成や、大規模災害被災地の支援などに取り組んでおり、我が国の災害対応力の向上に貢献している。
- ・ 国内外で災害が多発していることを踏まえ、国内外の大学、研究機関等との連携・交流を引き続き展開するとともに、研究機能の充実を目指し、関係機関の更なる集積や体制強化を図る必要がある。

### 【人と防災未来センターの概要】

- ・ 国の支援を得て平成14年4月に兵庫県が設置、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が指定管理により運営
- ・ 阪神・淡路大震災の経験と、そこから学んだ防災の重要性等の教訓を後世に継承するとともに、その経験と教訓を生かし、防災に関する知識及び技術の普及を図ることにより、地震等の災害による被害の軽減に貢献することを目的とした研究、研修等を実施

## (3) 発災時の関西3空港相互支援体制の構築 【国交】

- ・ 発災時に神戸空港、伊丹空港で国際線の受入れが可能となるよう、「空港の設置及び管理に関する基本方針（平成20年国土交通省告示第1504号）」を見直すこと

### 【空港の設置及び管理に関する基本方針（H20.12.24）（抜粋）】

近畿圏における空港相互間の連携のあり方

- ① 関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適当
- ② 大阪国際空港は国内線の基幹空港であり、環境と調和した都市型空港
- ③ 神戸空港は150万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港

## (4) 消防力の充実強化のための支援の拡充 【消防】

- ・ 市町の消防団（非常備消防）に対する財源措置を拡充すること

### 【提案の背景】

- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、消防団員の確保に取り組んでいるが、人口に比して団員の割合が高い市町が多く、団員装備費等の財政負担が重くなっている。
- ・ 消防団員の処遇に関しては、「消防団員の処遇等に関する検討会」の議論を踏まえた消防庁長官通知により、年額報酬及び出動報酬の改善検討を行なっているが、現行の普通交付税を超える支出が予測されることから、特別交付税を含めた十分な財政支援の見直しが必要である。

- ・ 防火水槽の長寿命化に対する財政措置を木造密集地域以外の消防水利まで拡大すること

### 【提案の背景】

- ・ 消防水利の設置については、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第4条第3項において、消火栓に偏らないよう考慮することとされている。これまで、各消防本部において、地域の特性に合わせて消防水利を整備してきたが、その老朽化が懸念されている。
- ・ 消防水利の整備促進強化に関する財政措置について（平成30年1月25日付け消防庁消防・救急課長通知）において、財政措置の対象範囲が、防火水槽の新設、更新に加え、長寿命化まで拡大されたが、対象地域は「大規模火災の危険性が高い木造密集地域」に限定されている。

**(5) 陸上自衛隊姫路駐屯地の体制維持** **【防衛】**

- ・ 陸上自衛隊姫路駐屯地が本県の災害対応拠点として、さらには大規模・広域災害時のベースキャンプとしての機能を発揮できるよう、輸送や後方支援など新たな機能付与も含めて、現行の体制を維持すること

**【提案の理由】**

- ・ 防衛計画では部隊の編成の見直し方針等が示され、中期防衛力整備計画では北海道以外の火砲部隊の集約を着実に進めるとされており、陸上自衛隊姫路駐屯地に所属する火砲部隊である第3特科隊も縮減対象とされている。
- ・ 姫路駐屯地は、昭和26年の創設以来、本県や姫路市の総合防災訓練、水防演習への参加のほか、阪神・淡路大震災以降、21回に及ぶ災害派遣を行うなど、地域の災害対応に不可欠な存在である。
- ・ 関西と中国・四国を繋ぐ交通の要衝に位置する姫路駐屯地は、熊本地震でも西日本への集結地として活用されており、今後も広域的な災害対応拠点としての役割が期待される。
- ・ 近年、風水害が相次ぎ、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなか、本県の災害派遣要請部隊である第3特科隊の縮減は、県民の災害救援等に対する不安を増大させるだけでなく、西日本全体の安全や地域社会、地域経済への影響も懸念される。

**(6) 原子力災害対策の充実** **【内閣府、原子力】**

**① 実効性のある防護措置実施のための支援**

**ア 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等の充実**

- ・ 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等を充実すること

**【提案の背景】**

- ・ 緊急時モニタリング体制の構築は、国の責任において実施されるが、UPZ外においては、具体的な計画等が示されていない。
- ・ 国による防護措置の判断や避難の指示等が、迅速かつ的確に伝達されることが求められるが、一般回線のみでは、通信不全の時の備えとしては不十分である。

**イ 防護措置のあり方の理解促進**

- ・ 原子力災害対策指針の内容について、国民及び関係地方公共団体の理解を得ること
  - 放射線の実測値に重点をおいた防護措置
  - UPZ外の地域での防護措置のあり方 等

**ウ 防護体制の整備・支援**

- ・ 国の責任による防護体制の整備・支援を行うこと
  - モニタリングポストの増設
  - UPZ外における安定ヨウ素剤の配備 等

**【提案の背景】**

- ・ 緊急事態における住民等への放射線の影響を、最小限に抑えるための防護措置について、万全の体制で臨む必要がある。

**[防護体制の状況]**

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| モニタリングポストの設置      | 環境放射能水準調査用として県内6箇所に設置   |
| UPZ外における安定ヨウ素剤の配備 | UPZ外自治体に対する国の財政支援の措置がない |

**② 広域避難対策の充実**

- ・ 都道府県域を越える広域的な避難の実施に必要となる、以下のような取組を行うとともに、必要な財政支援を行うこと
  - 避難退域時検査や簡易除染等に関する要員・資機材の確保

- 広域避難の際の渋滞解消対策
- 避難車両及び運転員の確保対策
- 要支援者対策の広域調整及び実戦的な訓練の実施

**(7) 新型インフルエンザを含む感染症対策の強化** **【内閣府、厚労、農水】**

**① 新型インフルエンザ等への備えの強化**

**ア 水際対策の的確な実施**

- ・ 海外で新型インフルエンザが発生した際には、水際対策を的確に実施すること
  - 発生国からの入国者を検疫する空港・港の集約
  - 第三国経由での入国者の捕捉 等
  - 発症者の停留
  - 未発症者（要健康観察者）に対する感染防止措置の啓発
  - 健康観察を要する帰国者情報の都道府県等への提供

**イ 集団発生時の体制の確保**

- ・ 集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること
  - 国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）を活用した病床の確保
  - 都道府県が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援 等

**【提案の背景】**

- ・ 大量患者発生の際には、国立病院等の遊休病床等の活用が必要である。病床利用等を円滑に行えるようマンパワーの確保支援により医療体制の確保や集団発生時の対応が行える。

**ウ 対策に必要な財政支援**

**i) 休業措置等を行った社会福祉施設等に対する財政支援**

- ・ 県の要請等で休業措置等をした介護施設など社会福祉施設等に対する財政的な支援を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 財政支援により、県の要請がスムーズに受諾され施設内での集団感染等の防止につながる。

**ii) 薬剤保管経費の全額国費化**

- ・ 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の保管経費は、全額国費で措置すること

**【提案の背景】**

- ・ 備蓄薬剤の購入・廃棄経費は地方財政措置が講じられている一方で、備蓄薬の保管には、日本薬局方に規定される室温（1～30℃）で保管できる空調設備を備え、厳重な施設管理ができる大きな保管庫が必要であるが、これに要する保管経費に対する地方財政措置は講じられていない。

**iii) 事務職員等の補償の対象化**

- ・ 県の要請等で医療の提供を行う医療事業者が、患者と直接接する業務に事務職員等を活用した場合には、医療関係者のみならず、事務職員等も補償の対象とすること

**【提案の背景】**

- ・ 実際の医療活動を行う場合、事務職員等も含めた各医療スタッフ等がチームとして医療提供が行う必要があるが事務職員等が補償の対象となっておらず、医療活動に支障を来すおそれがある。

## ② エボラ出血熱対策など一類感染症への備えの強化

### ア 感染症指定医療機関に対する運営支援の充実

- ・ 「感染症指定医療機関運営費補助金」の見直しなど、感染症指定医療機関に対する運営支援を充実すること
  - 感染症専門医及び感染症専門スタッフの人件費の補助対象経費化
  - 専用病床での検査機器等の購入に要する備品購入費の単価上限の撤廃

#### 【提案の背景】

- ・ エボラ出血熱等の一類感染症の患者の治療を行う「第1種感染症指定医療機関」では、一類感染症患者対応のスタッフ確保や検査機器等の購入など特別な対応が必要である。
- ・ しかし、国の「感染症指定医療機関運営費補助金」の補助対象経費には人件費が含まれず検査機器等購入費に上限が設定されている。人件費を対象経費とすることにより、感染症指定医療機関が専門医やスタッフの雇用を積極的に行えるようになる。
- ・ また、単価を撤廃することにより、高価な備品も整備できるようになり、感染症指定医療機関の診療機能の充実につながる。

### イ 専門医・専門スタッフの育成

- ・ 国において感染症専門医及び感染症専門スタッフの養成・育成を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 全国的に感染症専門医および感染症専門スタッフの数が不足している。感染症の知識を有する専門医や専門スタッフが増えることで、診断の早期発見や院内感染対策、普及啓発の推進となり、感染症拡大予防につながる。

## ③ 家きんの鳥インフルエンザなど特定家畜伝染病対策の強化

- ・ 今般の国内の家きんでの鳥インフルエンザや豚熱の発生状況、続発原因を分析し、効果的な発生予防・まん延防止対策を講じること
- ・ 豚熱対策について、野生イノシシにおける浸潤状況に応じた経口ワクチン散布の場所、範囲等の考え方を明確に示し、経口ワクチンの散布等による対策の確実な実施と必要な予算措置を講じること
- ・ 海外からの畜産物の持込みを厳格化し、水際対策を一層強化すること
- ・ 防疫に関する予算を十分に確保すること
- 新**・ 焼却、埋却にかかる経費について、国による財政措置を拡充すること  
(国庫1/2→10/10)

#### 【提案の背景】

- ・ R3年3月以降、県東部において野生イノシシでの豚熱発生が相次いでおり、現在、県東部で経口ワクチンを散布している。今後も継続した散布を計画しているが、予算が計画の4割程度に留まっているため、散布か所数を削減せざるを得ず、当初目的である野生イノシシへの免疫付与に支障をきたしている。今後、野生イノシシの豚熱発生が、県中部・西部に拡大した場合に備え、経口ワクチンの散布エリアの拡大検討も急がれる。
- ・ ついては、経口ワクチン散布エリアの拡大や散布地点の見直し等の対策方針を明確に示すとともに、それに要する必要な予算を確保するべきである。

| 区 分  | ワクチンの購入経費                                 | 散布に要する経費               |
|------|---|------------------------|
| 実施主体 | 豚熱経口ワクチン導入全国協議会                           | 農畜産業振興機構               |
| 負担割合 | 全額国負担                                     |                        |
| 実施方法 | 実施主体→県協議会に現物配布                            | 農畜産業振興機構→県協議会へ直接補助     |
| 内 容  | 豚熱経口ワクチン導入全国協議会が全てのワクチンを輸入し、県協議会の依頼に応じて出庫 | 散布に要する人件費、機器・資材等の経費を補助 |

## (8) 朝鮮半島情勢に対する対応の充実・強化 【内閣官房、消防、法務、防衛】

### ① 国民への情報提供と関係機関の対応の明確化

- ・ ミサイルが落下した際の、国、地方公共団体、消防、警察、交通機関などの関係機関がとるべき対応（タイムライン）を明確化すること

### ② 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する対応

- ・ ミサイル飛来時の高齢者、障害者その他特に配慮を要する者（施設管理者、当該者の支援者含む）の取るべき避難行動のあり方について検討し、周知すること

### ③ Jアラートによる確実な情報伝達

- ・ 設定の誤りなど人為的なミスにより情報伝達に不具合が生じることのないよう、Jアラートシステムを改善すること

#### 【提案の背景】

- ・ 現行システムは、各市町で詳細に設定する必要があるため、人為的なミスが生じやすい。

#### [全国一斉情報伝達試験結果（令和3年5月19日）]

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 参加市町村              | 1,730団体 |
| 住民への情報伝達ができなかった市町村 | 16団体    |

### ④ 避難民の流入に対する対応

- ・ 朝鮮半島から我が国への避難民流入想定を示すこと
- ・ 関係機関が事案発生時にとるべき警備、避難民収容、物資提供等の対応方針を定めること

## 3 医療確保と健康づくり

### (1) 医師の地域偏在・診療科偏在を是正する仕組みの構築 【文科、厚労】

へき地や産科・小児科等における医師不足を解消するため、都道府県毎の地域事情を踏まえ、以下の取組により、医師の適正配置が実現する仕組みを構築すること

#### 主① 医師需給推計の見直し

- ・ 国は、医師の需給推計を踏まえて令和6年度以降の医学部臨時定員の減員等を行う方向で検討を進めているが、推計の根拠が不明確であり、これに基づく医学部臨時定員の減員や地域枠の見直しなど、地域医療の実情にそぐわない拙速な見直しを行わないこと

#### 【提案の背景】

- ・ 国の医療従事者の需給に関する検討会は、医師の需給推計について2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、以降は過剰となると推計している。
- ・ この需給推計を踏まえ、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む医学部総定員は減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で意見をとりまとめようとしているが、都道府県単位での将来需給に関する情報が提供されていない。
- ・ また、地域の感染症対策を担う人材育成や医師の働き方改革の取組等も考慮する必要がある。

<医師偏在指標>

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神戸    | 阪神    | 東播磨   | 北播磨   | 播磨姫路  | 但馬    | 丹波    | 淡路    | 兵庫県   | 全国    |
| 304.0 | 258.1 | 207.1 | 181.2 | 190.5 | 193.1 | 185.6 | 191.6 | 244.4 | 239.8 |

・神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 島根    | 宮城    | 鹿児島   | 福井    | 愛媛    | 神奈川   | 山梨    | 愛知    | 北海道   | 富山    |
| 238.7 | 234.9 | 234.1 | 233.7 | 233.1 | 230.9 | 224.9 | 224.9 | 224.7 | 220.9 |
| 山口    | 栃木    | 三重    | 群馬    | 宮崎    | 岐阜    | 長野    | 千葉    | 静岡    | 山形    |
| 216.2 | 215.3 | 211.2 | 210.9 | 210.4 | 206.6 | 202.5 | 197.3 | 194.5 | 191.8 |
| 秋田    | 茨城    | 福島    | 埼玉    | 青森    | 岩手    | 新潟    |       |       |       |
| 186.3 | 180.3 | 179.5 | 177.1 | 173.6 | 172.7 | 172.7 |       |       |       |

主② 医学部「地域枠」入学定員（臨時定員）の継続措置

- 依然として著しい医師不足の状況にあるため、令和6年度以降も現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること

〔※ R3.8.27 厚生労働省・医療従事者の需給に関する検討会  
 ・令和5年度の臨時定員については、現行どおり継続  
 ・令和6年度以降については、「第8次医療計画等に関する検討会」等の議論の状況を踏まえ、検討〕

<本県の医学部臨時定員増の状況>

16名（神戸大学：10名、兵庫医科大学：2名、鳥取大学：2名、岡山大学：2名）

- 将来時点(2036年)における医師数が不足する医療圏がある都道府県に限り、不足分の合计数を地域枠の必要数として大学に要請できる方向で検討が進められているが、地域の実情に応じて地域枠が設置できるよう、現行どおり都道府県知事が必要とする数を要請することを可能な制度とすること

【国制度の問題点】

- 地域枠の入学定員（臨時定員）は、令和3（2021）年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- それにも関わらず、医師確保計画策定ガイドライン（H31.3）においては、令和4（2022）年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。→ 本県は要件に該当せず
- 国が示す将来時点の必要医師数は、病院勤務医と診療所勤務医を分けずに推計されており、地域医療を担う公的病院等の勤務医の不足や、郡部において在宅医療を担う診療所勤務医の不足など、地域の実情を正確に反映していない数値である。
- また、医師偏在指標に基づく「医師少数都道府県」、「医師多数都道府県」、「医師少数でも多数でもない都道府県」の区分は、相対的な医師の偏在の状況を示すものであり、絶対的な医師数の充足状況を示しておらず、医師少数ではない都道府県においても医師不足の状況にある。
- 国が医師確保対策として考えている都道府県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等については、地域枠で養成した医師を中心に行っており、確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。
- 国は「医療従事者の受給に関する検討会」において、①医師需給推計では、2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、以降は過剰となる、②この需給推計を踏まえ、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む医学部総定員は減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で意見をとりまとめようとしているが、都道府県単位での将来需給に関する情報が提供されていない。

- ・また、地域の感染症対策を担う人材育成や医師の働き方改革の取組等も考慮する必要がある。  
 → 全国知事会社会保障常任委員会委員長から厚生労働大臣あて、①新型コロナウイルス感染症、働き方改革の影響を考慮し慎重に推計を見直すとともに、都道府県が事前に検証できるようデータや計算過程を明確に示し、十分説明を行うこと、②医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること等の意見書を提出(R3.3.4 厚生労働省・医療従事者の受給に関する検討会)
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響等を受け、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度については暫定的に現行どおりとされたが、令和6(2024)年度以降も、現行制度を継続し、へき地等に一定期間勤務することを義務付けている地域枠については臨時定員で措置することが必要である。

<医師偏在指標>

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神戸    | 阪神    | 東播磨   | 北播磨   | 播磨姫路  | 但馬    | 丹波    | 淡路    | 兵庫県   | 全国    |
| 304.0 | 258.1 | 207.1 | 181.2 | 190.5 | 193.1 | 185.6 | 191.6 | 244.4 | 239.8 |

- ・神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 島根    | 宮城    | 鹿児島   | 福井    | 愛媛    | 神奈川   | 山梨    | 愛知    | 北海道   | 富山    |
| 238.7 | 234.9 | 234.1 | 233.7 | 233.1 | 230.9 | 224.9 | 224.9 | 224.7 | 220.9 |
| 山口    | 栃木    | 三重    | 群馬    | 宮崎    | 岐阜    | 長野    | 千葉    | 静岡    | 山形    |
| 216.2 | 215.3 | 211.2 | 210.9 | 210.4 | 206.6 | 202.5 | 197.3 | 194.5 | 191.8 |
| 秋田    | 茨城    | 福島    | 埼玉    | 青森    | 岩手    | 新潟    |       |       |       |
| 186.3 | 180.3 | 179.5 | 177.1 | 173.6 | 172.7 | 172.7 |       |       |       |

<本県の医学部臨時定員増の状況>

16名(神戸大学：10名、兵庫医科大学：2名、鳥取大学：2名、岡山大学：2名)

<本県の地域枠(臨時定員を除く)の状況>

5~6名(年により異なる)(兵庫医科大学：3名、自治医科大学：2~3名)

[本県のへき地勤務医師の養成・派遣]

- ・自治医科大、兵庫医科大、神戸大学、鳥取大学、岡山大学において、へき地等勤務医師を養成し、へき地医療拠点病院及びへき地の市町立病院等に派遣(令和3年(2021)は総数246人)

○ 修学資金を貸与(9年間の義務年限後、免除)

③ 医師養成課程を通じた医師確保対策の推進

- ・すべての専攻医が一定期間地域で勤務を経験するなど、医師養成課程を通じた医師確保対策を推進すること

④ 診療科偏在対策の実施

- ・診療科別の定数管理制度の導入など診療科偏在対策を実施すること

【提案の背景】

- ・現行では、医師の自由意思により診療科を選択できることから、産科、小児科、救急科など一部の診療科で、医師の絶対数の不足が指摘されている。

## ⑤ 新専門医制度に対する懸念の払拭

新専門医制度について、毎年度のシーリングによる偏在是正の効果を詳細に検討し、地域の意見も十分に反映させたいと、以下の措置を講じるよう提案する。

### ア 過去3年間の平均採用数と必要数の差の削減

- ・シーリング数算定に当たり、過去3年間の平均採用数と必要数の差について、本来100%削減すべきところ、20%のみの削減とされている。各都道府県の将来の医師の年齢分布に配慮することも必要であるため、可能な限り削減率を更に高く設定すること

### イ 外科・産婦人科のシーリング対象化

- ・連携プログラムについて、本県を含むシーリング対象外都道府県における研修割合を引き上げるとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、さらなる偏在対策を早急に講じること

### ウ 医師少数県の連携プログラム参加推進

- ・本県を含む医師少数県では連携先候補の情報がなく、連携先の確保が困難となっているため、全ての医師少数県が連携プログラムに参加できるようにすること

### エ 研修の実施状況に関するデータベースの構築

- ・専攻医が各プログラムにおいて、どの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築すること。その実態検証を行い、シーリングの見直しなど、偏在是正のための有効な対策を検討し、都道府県等に対しても情報を公表すること

#### 【提案の背景】

- ・東京都の専門研修プログラムへの登録が集中(R1: 20.6% (1,771人(東京都)/全国(8,615人))
- ・2020年度専門研修プログラム定員では、シーリング対象外都道府県の連携施設において50%以上の研修を行う「連携プログラム」定員が新たに設置されたが、医師少数県等における医師研修の増加を図るため、研修割合の更なる引上げが必要である。
- ・新専門医制度開始に伴い、外科・産婦人科については東京都への専攻医の集中が高くなっている。  
〔※ 東京都の専攻医(医籍登録3年目)の全国割合  
H28: 外科14.6%、産婦人科21.3% ⇒ R2: 外科22.3%、産婦人科25.0%〕
- ・新専門医制度では基幹施設と複数の連携病院をローテートしながら研修を行うが、研修施設における専攻医数や研修期間の状況を把握する手段がない。

#### [外科専門研修基幹施設の認定基準]

- ・日本外科学会指導医、外科専門医が合計3人以上常勤し、うち2名はプログラム統括責任者の基準を満たしている
- ・外科系病床として常時30床を有している
- ・年間500例以上のNCD登録外科手術症例を有している
- ・現行の日本外科学会の指定施設であり、3領域以上のサブスペシャリティ領域学会の修練施設である等

#### [本県の外科専門研修基幹施設]

神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学病院、神戸市立医療センター中央市民病院、北播磨総合医療センター、加古川中央市民病院

(※ 上記認定基準を満たしているが、研修基幹施設ではない病院 県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院 等)

**(2) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応** **【総務、厚労】**

・公立・公的病院等の再編統合に関する再検証の議論にあたっては、国が示した9領域における診療実績などに加え、地域の実情に合った以下の分析視点を踏まえ検討すべきことを明確化すること。

- へき地における一般医療や9領域以外の高度専門・特殊医療（粒子線医療、リハビリテーション医療等）を行う専門病院は、一般病院と同じ評価項目で分析がなされているが、その役割に対する適切な評価項目を設定のうえ、分析すること
- 新型コロナウイルス感染症への対応等の感染症対策についても、地域で公立・公的病院が果たしてきた役割や機能を踏まえ、分析の対象として丁寧に検討すること

**<再検証対象となる公立・公的医療機関等(県内16機関)>**

| 圏域     | 対象医療機関                               | 圏域      | 対象医療機関   |
|--------|--------------------------------------|---------|--|
| 神戸(2)  | ・ 県立リハビリテーション中央病院<br>・ 国家公務員共済組合六甲病院 | 播磨姫路(4) | ・ 県立姫路循環器病センター<br>・ 相生市民病院<br>・ たつの市民病院<br>・ 県立粒子線医療センター                   |
| 阪神(1)  | ・ 国立病院機構兵庫中央病院                       | 但馬(4)   | ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター<br>・ 公立香住病院<br>・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター<br>・ 公立村岡病院 |
| 東播磨(2) | ・ 高砂市民病院<br>・ 明石市立市民病院               |         |  |
| 北播磨(2) | ・ 加東市民病院<br>・ 多可赤十字病院                |         |  |
| 丹波(1)  | ・ 柏原赤十字病院                            |         |  |

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

**※国の分析内容**

|    |   |
|----|---|
| 対象 | 高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）   |
| 分析 | 2次医療圏域ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出<br>・ 9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修派遣機能）で、特に診療実績が少ない<br>・ 上記のうち6領域で、類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内） |

**(3) 公立病院に対する交付税措置の拡充** **【総務】**

**① 基準内繰出金に対する地方交付税措置の充実**

・公立病院が担う小児医療、救急医療等不採算部門の運営や医師確保対策等に配慮し、措置単価の引上げなど、地方自治体による病院事業への基準内繰出金に対する地方交付税措置を充実すること

**【国制度の問題点】**

・公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門などに配慮し交付税措置されているものの、自治体による病院事業への基準内繰出額と交付税措置額が乖離している。

**[兵庫県立病院決算における基準内繰出額と交付税措置額の乖離状況 (R2)]**

| 基準内繰出額       | 交付税措置額             | 差額            |
|--------------|--------------------|---------------|
| 23,420,525千円 | 6,854,577千円（兵庫県試算） | ▲16,565,948千円 |

**② 病院事業債（特別分）の期限延長及び交付税措置の充実**

・病院再編の取組を促進するため、通常より交付税措置が有利な病院事業債（特別分）の期限を令和7（2025）年度まで延長すること

・近年の建築単価の高騰に配慮し、病院建設に対する交付税措置対象となる建築単価（現行：360千円/㎡）を引き上げること

**【国制度の問題点】**

- ・ 病院の施設整備については、平成26年度に、東日本大震災以降の公立病院の建築単価の急激な上昇を受けて、交付税の単価の引上げが行われたが、建築単価と交付税単価は未だ乖離している。

**【病院事業債の交付税措置】**

| 区分            | 通常分       | 特別分       |
|---------------|-----------|-----------|
| 一般会計繰出基準      | 元利償還金の1/2 | 元利償還金の2/3 |
| 交付税措置率(普通交付税) | 繰出基準の50%  | 繰出基準の60%  |

**【公立病院の施設整備に関する建築単価と交付税単価の乖離状況 (H28)】**

| 建築平均㎡単価 (実績) | 交付税㎡単価  | 差額      |
|--------------|---------|---------|
| 406千円/㎡      | 360千円/㎡ | ▲46千円/㎡ |

**③ 再編ネットワーク化により不要となる既存病院等施設の除却等に対する地方財政措置の充実**

- ・ 再編ネットワーク化に伴い不要となる既存病院等施設の除却等に要する経費を新病院の整備に要する経費等と同様に病院事業債（特別分）の対象とすること

**(4) オンライン診療の推進****【厚労】**

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、オンライン診療を幅広く適正に活用するため、初診からの実施は原則かかりつけ医によるとしつつ、事前に患者の状態が把握できる場合にも認める方向で具体案を検討することとされた。

この検討に当たっては、

- ① 新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間の時限的措置として認められたオンラインによる診療の実績や課題
- ② 技術革新の状況

などを考慮し、医師、患者及び関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進すること。

**(5) 看護師等養成に関する支援の充実****【厚労】****① 新人看護職員臨床研修の義務化**

- ・ 新人看護職員臨床研修について、一定の質を担保できるよう、義務化すること

**【提案の背景】**

- ・ 現在、病院の開設者等の努力義務とされていることから施設により取組状況に差が見られる。
- ・ 勤務先を問わず充実した研修が受けられる体制づくりを支援し、離職防止を図る。

**② 看護師等養成に関する財政支援の充実****ア 地域医療介護確保基金の所要額の措置**

- ・ 地域医療介護総合確保基金について、地域医療構想の達成に向けた基盤整備事業に対する措置額の重点化に伴い、当該基金を活用している看護師等養成所の運営に支障が生じないように所要額を措置すること

**イ 訪問看護師の養成に対する財政措置の実施**

- ・ 訪問看護師の養成に対する財政措置を講じること

**【提案の背景】**

- ・ 今後需要の増加が見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、訪問看護師の養成が不可欠である。
- ・ 看護職員への訪問看護実施研修や、経営安定化のための管理者研修等の充実を図る。

**(6) 医療保険制度の安定運営**

**【厚労】**

**① 国を保険者とする各種医療保険制度の一本化等**

- ・ 分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とする

**【国制度の問題点】**

- ・ 加入者の年齢構成、医療費水準、所得水準が制度間で異なることから、保険料負担に差がある。特に国保は、構造的課題(高齢者が多く医療費が高い、低所得者が多く保険料負担が重い)を抱えている。

**[分立する医療保険制度]**

| 区分        | 加入者                      | 加入者数<br>(万人) | 加入者一人当たり    |               |                |               | 公費負担                       |
|-----------|--------------------------|--------------|-------------|---------------|----------------|---------------|----------------------------|
|           |                          |              | 平均年齢<br>(歳) | 平均所得<br>(万円)① | 平均保険料<br>(万円)② | 負担率(%)<br>②/① |                            |
| 市町村<br>国保 | 75歳未満の職域<br>保険に属さない<br>人 | 2,752        | 53.3        | 88            | 8.8            | 10.0%         | 給付費等の50%                   |
| 協会<br>けんぽ | 中小企業の従業員<br>とその被扶養者      | 3,940        | 37.8        | 156           | 11.7           | 7.5%          | 給付費等の16.4%                 |
| 健保<br>組合  | 大企業の従業員<br>とその被扶養者       | 2,954        | 35.1        | 222           | 12.9           | 5.8%          | 後期高齢者支援金等の負<br>担が重い保険者等へ補助 |
| 共済<br>組合  | 公務員などとそ<br>の被扶養者         | 858          | 32.9        | 245           | 14.3           | 5.8%          | —                          |

**② 国民健康保険の都道府県単位化への対応**

**ア 公費拡充分の確実な実施と財政基盤確立のための財政措置**

- ・ 毎年3,400億円の公費拡充を確実に実施するとともに、将来の医療費の増加に対応できる財政基盤の確立を図るための財政措置を講じること

**イ 激変緩和措置に必要な財源の確保**

- ・ 被保険者の保険料負担が急激に上昇することのないよう、激変緩和措置に必要な財源を全額国費で十分確保すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 都道府県は、毎年3,400億円の公費拡充を条件として国保改革に合意し、財政運営を引き受けることとした経緯を踏まえ、公費拡充を確実に実施すべき。
- ・ 国保制度改革による保険料変動の影響を最小限に抑えるための激変緩和措置の財源について、国による令和4(2022)年度以降の支援規模や年限が明らかでない。

**[国の3,400億円の財政支援の概要]**

|                         |  |
|-------------------------|--|
| H27から実施<br>(毎年約1,700億円) | ・ 低所得者対策の強化  |
| H30から実施<br>(毎年約1,700億円) | <ul style="list-style-type: none"> <li>※ H27分に加えて実施 ⇒ 合わせて3,400億円</li> <li>・ 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)</li> <li>※うち激変緩和用の財源(暫定措置)：㊸300億円、㊹250億円、R2:200億円、R3:150億円</li> <li>・ 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応</li> <li>・ 保険者努力支援制度(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)</li> <li>・ 財政リスクの分散、軽減方策(財政安定化基金の創設、高額医療費への対応等)等</li> </ul> |

### ③ 医療費の自己負担に対する国費助成制度の創設

#### ア 国による助成制度の創設

- ・ 全都道府県が単独で実施している障害者(児)、子ども、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を国において早期に制度化すること
- ・ 国による制度化までの間は、地方交付税措置も含めた十分な財政措置を実施すること

##### 【現行の問題点】

- ・ 重度心身障害者(児)、子ども、ひとり親家庭等への医療費助成は、セーフティネットとして必要不可欠であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に差が生じている。

#### イ 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- ・ 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険国庫負担金の未就学児以外の者に対する減額調整措置を廃止すること

##### 【提案の背景】

- ・ H30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が廃止されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止するべきである。

##### <本県の減額額(令和2年度)>

約22億円(未就学児に対する減額分を除く)

### ④ 後期高齢者医療制度の改善

#### ア 後期高齢者支援金の負担における総報酬割の導入

- ・ 後期高齢者支援金について、加入者の所得に応じて按分する「総報酬割」を市町村国保も含めて導入すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 国保は高齢・低所得の被保険者が多く、被保険者数に比して負担能力が小さいが、被用者保険との加入者割となっており、負担能力の違いが考慮されていない。(被用者保険内は、総報酬割へ移行済み(H29))

#### イ 保険料算定の個人単位から世帯単位への変更

- ・ 保険料の算定を世帯単位に変更し、世帯主又は扶養者が負担する制度へ改めること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 国民健康保険や被用者保険の保険料は世帯主や扶養者に賦課されているが、後期高齢者医療制度に加入した場合、個人単位に賦課されるため、それまで保険料負担のなかった国民健康保険の世帯員や被用者保険の被扶養者も保険料を負担することとなり、制度として一貫性を欠いている。

#### ウ 後期高齢者の健康診査事業の義務化

- ・ 後期高齢者医療広域連合の努力義務である後期高齢者の健康診査について、各医療保険者が実施している特定健診(40～74歳)と同様に義務化すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 疾病の早期発見のためには、年齢を問わず健康診査が重要であるにもかかわらず、現行制度では75歳以降は保険者の努力義務とされており、75歳以降の健診受診率の低下を招いている。

### ⑤ 国民健康保険料(税)等に関する還付加算金の起算日の見直し

- ・ 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料と介護保険料の還付加算金の起算日について、地方公共団体に帰責事由がない還付について個人住民税等と同様に見直すこと

##### 【国制度の問題点】

- ・ 現行制度は、還付原因にかかわらず、過納金の納付・納入のあった日の翌日とされている。
- ・ 平成27年4月より制度の見直しが行なわれた個人住民税・個人事業税と整合性を欠くことに加え、当初より適正に所得申告を行った者や国民健康保険の資格喪失の届出を遅滞無く行った者と比較して、還付加算金の支払いに公平性を欠いている。

**[還付加算金の起算日の見直しの経過]**

- ・ 地方税法改正（平成27年4月施行）により、個人住民税及び個人事業税が過納となった際の還付加算金の起算日は、所得税の還付申告に基因する等地方公共団体に帰責事由がない場合には、所得税の還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日を基準とするよう見直された。

**(7) ドクターヘリの安定的な運航体制の確保**

**【厚労】**

**① 予算の確保**

- ・ ドクターヘリ関係の予算を確保すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 医療提供体制推進事業費補助事業補助金については、近年交付率が70%程度という状況である。
- ・ ドクターヘリは医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことで、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げているため、安定的な運航体制を維持する必要がある。

**② 補助基準額の引上げ**

- ・ 陸路搬送に時間を要する山間部や離島を対象として広域的な運航を行う場合には、運航実績に応じた補助基準額の引上げを行うこと

**【国制度の問題点】**

- ・ 豊岡病院ドクターヘリは、山間部で3次救急医療を担う病院が少ない地域において、重症・重篤患者に対応しているため、都市部を運航範囲とするヘリ等と比較すると運航件数が格段に多い。
- ・ そのため、国庫補助のほか、運航時間が一定時間を超える場合における燃料費及び整備費は、共同運航している3府県により追加措置している。

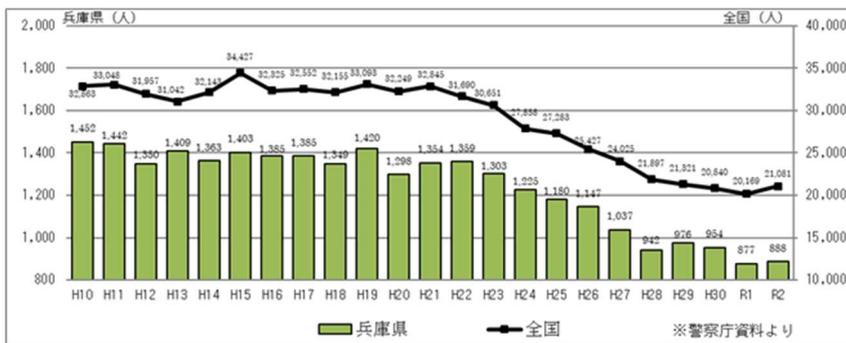
**[R1年度運航実績]**

豊岡病院ドクターヘリ 1,812件（全国平均 [通年稼働ヘリ53機] 483件）

**(8) 自殺対策の充実強化**

**【厚労】**

**[県内の自殺者数の推移]**



自殺対策の推進により兵庫県内の自殺者数は5年連続1,000人を下回った。一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」を目指し、改正自殺対策基本法のもと総合的な対策を推進する。

**① 地域における自殺対策の充実強化**

- ・ 地域自殺対策強化交付金の平成27年度からの補助率変更（例：40歳未満の若年層対策事業10/10→②8/2/3）により増大した地方負担を軽減すること
- ・ 対象年齢層による補助率の区分設定を廃止し、自由度の高い交付金とすること

**新**・様式の簡素化など交付金の申請にかかる自治体の事務負担の軽減を図ること

## ② うつ病対策強化への支援

- ・ 従業員50人未満の定期健康診断や特定健診においてもストレス検査を義務化すること

### 【提案の背景】

- ・ 平成27年12月から従業員50人以上の事業所には定期健康診断時のストレス検査が義務化された。

## (9) 予防接種の充実

【厚労】

### ① 定期予防接種の拡充

#### ア 十分な財源措置

- ・ 定期予防接種について国において十分な財源措置を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 平成25年度にA類疾病(風しん、はしか、結核など主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り)に対する地方交付税措置が2～3割程度から9割に引き上げられたが、定期予防接種の種類追加により、自治体の財政負担が大きくなっている。

### 【定期予防接種の追加の経過】

- ・ 平成25年5月の「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)(厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会)」において示された、広く接種を促進することが望ましいとされた7ワクチンについて、おたふくかぜを除く6疾病が対象疾病として順次追加された。

| 開始年度 | 追加された対象疾病                       |
|------|---------------------------------|
| 25年度 | Hib感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症 |
| 26年度 | 高齢者肺炎球菌感染症、水痘                   |
| 28年度 | B型肝炎                            |
| 2年度  | ロタウイルス感染症                       |

#### イ 対象疾病の拡大

- ・ おたふくかぜを早期に定期予防接種化すること

### 【国の検討状況】

- ・ 広く接種を促進することが望ましいとされた7つの疾病のうち残されたおたふくかぜの定期接種化については、引き続き、厚生科学審議会の小委員会で検討が行われている。

### ② 任意の予防接種への財源措置

- ・ インフルエンザなどの感染症の流行状況に対応した成人及び小児に対する任意の予防接種への国の財源措置を行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 感染症の流行状況に対し財源措置を要望しているところであるが、予防接種に対する補助等が行われる見通しはなく、抗体価の低い人が多い年代を中心に流行が懸念される。

### ③ 子宮頸がん予防ワクチン接種に関する適切な対応

#### ア 早期の原因解明

- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種後の疼痛、運動障害等に対する早期の原因解明を行うこと

#### イ 適切な情報提供と接種機会を逃した者への特例措置の実施

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの接種について、接種勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した者に対する特例措置を実施すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 接種勧奨の再開時期や接種を差し控えている者等に対する特例措置等について未定であり、差し控え期間が長期化することにより、定期接種から外れる者への対応が必要である。

#### ④ ワクチンの確保

- 定期予防接種及び感染症対策に必要なワクチンについて、国において、十分な量を供給できる体制を確保すること

##### 【国制度の問題点】

- ここ数年、ワクチン製造業者等の被災、行政処分などの理由により、一部ワクチンの出荷調整、医療機関への納品遅延が続いており、医療現場に混乱を生じている。
- 国は、都道府県や卸業者にワクチンの偏在解消などの指示を通達してきているが、全国的にワクチンが不足している状況では、都道府県における対策・調整では根本的な解決は不可能である。

##### 【ワクチン不足の過去の例】

|                 |   |
|-----------------|---|
| 平成27年10月        | 北里第一三共ワクチン(株)が製造する麻しん・風しん混合ワクチンの力価低下が判明し回収  |
| 平成28年1月         | 一般財団法人化学及血清療法研究所(以下「化血研」という。)の行政処分によるワクチン(インフルエンザ、四種混合、B型肝炎、日本脳炎、A型肝炎、狂犬病)の一時出荷停止 |
| 平成28年4月         | 熊本地震により化血研が被災し、一部ワクチンの製造・供給が停止。特に、日本脳炎、B型肝炎ワクチンの製造ラインが甚大な被害                       |
| 平成28年9月～平成29年3月 | 麻しん・風しん混合ワクチンの供給不足により医療機関が混乱。県において供給調整を実施   |
| 平成29年度          | 日本脳炎ワクチンのうち化血研製剤が市場から欠品<br>季節性インフルエンザワクチンの不足                                      |
| 令和元年度           | B型肝炎ワクチン(ヘプタバックス)の欠品  |
| 令和2年度           | 日本脳炎ワクチン(ジェービックV)の製造一時停止  |

#### ⑤ 骨髄移植後等の医療により免疫を失った者に対する再接種の制度化

- 20歳未満の者が、定期接種を受けた後に、小児がん等の治療で造血細胞移植等の医療行為により免疫を失った場合の再接種について、予防接種法に基づく救済措置の対象とすること

##### 【国制度の問題点】

- 定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合、感染症のまん延防止と個人の感染予防の観点から再接種が必要であるが、予防接種法に再接種規定がなく、全額自費負担となっている。
- 本県における1年間の造血細胞移植者約237名(過去5年間平均・・・①)のうち対象者は約27名(①に全国の過去5年間平均の造血細胞移植者のうち20歳未満の者の割合を乗じて算出)となる。(積算数値は(一社)日本造血細胞移植データセンターより)

##### 【兵庫県 骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業】(令和元年度新規事業)

|       |  |
|-------|--|
| 対象者   | 小児がん治療での骨髄移植等により予防接種によって獲得した免疫が消失した者で、定期予防接種(A類疾病)の再接種を行う20歳未満の者 |
| 実施主体  | 市町   |
| 負担割合  | 県1/2、市町1/2   |
| 一部負担金 | 自己負担1割   |
| 所得制限  | 市町村民税所得割23.5万円未満   |

#### (10) がん対策の推進

【厚労】

##### ① がん検診受診率向上対策の強化

- 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」について、全額国庫負担(平成22年度から10/10→1/2に見直された)とした上で継続実施すること

- ・ 子宮頸がん・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳)だけでなく、特定年齢（5歳刻み）のすべての者を助成の対象とすること
- ・ 子宮頸がん・乳がん検診だけでなく、大腸がん検診も助成の対象とすること

| [「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の概要] |   |
|-------------------------------|---|
| 実施主体                          | 市区町村  |
| 事業内容                          | ・ 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、個別の受診勧奨・再勧奨と精密検査未受診者に対する受診再勧奨<br>・ 子宮頸がん(20歳)・乳がん検診(40歳)のクーポン券と検診手帳を配付 |
| 補助率                           | 1/2   |

## ② 粒子線治療の推進

### ア 医療保険が適用される症例の拡充

- ・ 医療保険が適用される粒子線治療の症例を拡充すること

| 【国制度の問題点】   |  |
|---|--|
| ・ 粒子線治療は身体への負担が少なく治療効果も高いが、治療費が高額で、患者の経済的理由で治療を断念せざるを得ない場合がある。(下記以外の症例は先進医療(全額自己負担)を継続) |  |

| 【粒子線治療の一部症例に対する保険適用の対象拡大の状況】 |   |
|------------------------------|---|
| H28.4                        | ・ 小児がん(固形悪性腫瘍)に対する陽子線治療<br>・ 切除非適応の骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療  |
| H30.4                        | ・ 切除非適応の骨軟部腫瘍に対する陽子線治療<br>・ 頭頸部悪性腫瘍(口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く)に対する陽子線治療及び重粒子線治療<br>・ 前立腺がん(転移を有するものを除く)に対する陽子線治療及び重粒子線治療 |

### イ 医療保険適用料金の適正な水準への引上げ

- ・ 医療保険が適用される粒子線治療の治療料について、適正な水準に引き上げること

| 【国制度の問題点】                                      |                                   |
|--|-----------------------------------|
| ・ 保険適用の治療料が先進医療で粒子線治療を実施する施設の治療料より低額のため、減収となる。 |                                   |
| 【料金の乖離の状況】                                     |                                   |
| 区分   | 乖離の状況                             |
| 保険適用分の治療料                                      | 前立腺がん 最大1,600千円 ※ 全国平均と1,357千円の差  |
|  | その他 最大2,375千円 ※ 全国平均と582千円の差      |
| 既実施施設の治療料                                      | 全国平均：2,957千円(本県含む24施設)、本県：2,883千円 |

## ③ 若年の末期がん患者に対する在宅ケアへの支援

- ・ 介護保険の対象とならない40歳未満の末期がん患者が訪問介護サービスを利用する際の費用に対して助成する制度を創設すること

## ④ がん患者のアピアランスケアへの支援

- ・ 治療の影響で外見が変化したがん患者が社会復帰のため補正具等を購入する際の費用に対して助成する制度を創設すること

| 【提案の背景】   |  |
|---|--|
| ・ 治療により脱毛、乳房切除等の外見変化が生じた特に女性は、社会復帰に際し補正具の装着が必要不可欠である。補助制度が創設されることにより、治療により経済的に逼迫した状況にあるがん患者の療養生活の質の維持向上、治療と仕事の両立支援の一助となる。 |  |

## (11) 難病等の高額な医療費の負担軽減等

【厚労】

### ① 難病制度の円滑な制度運用等

#### ア 患者等の負担の軽減

- ・ 難病制度の見直しについて、制度の抜本的な見直しや患者等の負担軽減策を講じること
  - 制度の見直し（自己負担上限額区分決定の簡素化、高額療養費所得区分記載の廃止、受給者証の有効期間の延長）
  - 費用負担軽減（低所得者、重症患者への自己負担額無料化の継続）

#### 【国制度の問題点】

- ・ 国の対応方針では、介護保険証の写しが申請時の添付書類から削減されたのみで、他の提案は措置されていない。重症患者への自己負担額無料化の継続は検討対象とされていない。

#### 【平成28年度に行われた見直しの概要】（平成28年12月27日健難発1227第1号厚労省健康局難病対策課長通知）

- ・ 住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減
  - 住民票：削減しない 介護保険証の写し：本通知の発出日以降、削減
- ・ 指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止
  - 指定医療機関の名称：H30年度に、廃止することについて検討 医療保険の所得区分：廃止しない
- ・ 支給認定の有効期間の延長 → 延長は行わない

#### 【平成30年の地方からの提案等に関する対応方針の概要】（令和2年12月18日閣議決定）

指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。

#### イ 人件費等への財源措置

- ・ 義務的経費として国庫負担（国1/2）とされた医療費と同様に、制度の実施に伴い必要となる人件費等経費についても、費用負担が生じないよう財源措置を行うこと

### ② 難治性疾患対策の充実

- ・ 関節リウマチ等、治療が長期にわたり、高額な医療費負担が生じる疾病について、人工透析患者等と同様、健康保険の高額療養費制度において年間負担上限額を設定して自己負担軽減を図るなどの支援を行うこと

#### 【国制度の問題点】

- ・ 関節リウマチ等は、難病法の「指定難病」の対象となっていないが、その症状、進行など疾患の特性から治療が長期にわたる。例えば、関節リウマチへのレミケード点滴治療等は、長期にわたり高額な療養費が必要となる。〔2ヶ月に1回6万円、年間36万円程度の患者負担が長期にわたり必要〕
- ・ 現行の高額療養費制度は、患者の所得に応じて1か月単位に医療費の負担限度額が定められている〔70歳未満、年収約370～約770万円の方の場合 80,100円＋(医療費－267,000円)×1%〕ため、限度額未満で長期に治療費が必要な場合には制度の適用が受けられない。

**最重点** (12) 不妊治療等に関する経済的負担の軽減

**【厚労】**

① 不妊治療前の検査費用に対する支援

- ・ 早期に不妊治療を開始し治療効果を高めるため、治療前の検査費用についても、補助制度の創設など経済的負担の軽減を図ること

<不妊治療ペア検査助成事業（R3兵庫県新規事業）>

- ・ 対象者 以下の要件を全て満たす者
  - ①県内在住の夫婦（事実婚を含む） ②初診日における妻の年齢が43歳未満
  - ③夫婦そろって受診した者
- ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- ・ 助成額 検査費用の7/10（自己負担3割）
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

② 不育症治療・検査に対する支援

- ・ 早期に不育症の治療を開始し治療効果を高めるため、現在、国庫補助の対象となっていない検査や治療の費用についても、国庫補助の対象とするなど経済的負担の軽減を図ること

<不育症治療支援事業（県事業）>

- ・ 対象者 以下の要件を全て満たす者
  - ①県内在住の夫婦（事実婚を除く） ②初診日における妻の年齢が43歳未満
  - ③2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があること
- ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- ・ 助成額 検査費用の7/10（自己負担3割）、治療費用の1/2（自己負担5割）
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

参考：国庫補助事業と県補助事業の対象比較

|     |           |                                      |
|-----|-----------|--------------------------------------|
| 国補助 | 検査        | 流産検体を用いた染色体検査                        |
| 県補助 | 検査        | 夫婦染色体検査、抗リン脂質抗体、血栓性素因スクリーニング（凝固因子検査） |
|     | 治療法（血栓治療） | ヘパリン療法、アスピリン療法                       |

(13) 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）の運営支援

**【厚労】**

- ・ 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）への運営費支援を行うこと
- ・ 結核指定医療機関における結核専門医の養成体制を確立すること

**【提案の背景】**

- ・ 経年的に結核患者が減少していることから、結核の病床をもつ感染症指定医療機関では、結核病床が不採算部門となっているため病床の維持が困難となっている。
- ・ 国立病院機構を含む結核指定医療機関において結核診療の専門医師の確保が困難となっている。

(14) 造血幹細胞移植推進事業の充実

**【厚労】**

① 骨髄移植ドナーに対する支援の充実

- ・ 企業等に以下のような支援策を講じるとともに、国民への啓発を一層推進すること
  - ドナー休暇制度の導入を促す優遇措置
  - 休業補償の創設 等

**【提案の背景】**

- ・ 法律により、骨髄等の提供は任意のボランティアにより行われているが、実際に骨髄提供を行うためには延べ10日程度の通院や入院が必要であり、ドナーの負担が大きい。
- ・ そのため、ドナーの都合で骨髄提供に至らないケースが生じており、登録患者の96%に適合するドナーが見つかるにも関わらず、移植を受けられる患者は約6割に止まっている。

## ② 臍帯血供給事業に対する支援の充実

### ア 臍帯血移植対策事業補助金の拡充

- ・ 臍帯血採取の妊婦の同意取得に関する説明員の研修・人件費を補助対象とすること
- ・ 臍帯血採取に関する採取委託医療機関への謝金の範囲を、移植のために公開されたものに限定せず、採取されたものすべてを対象にすること

### イ 都道府県が行う啓発等の費用の国による負担

- ・ 臍帯血バンク又は都道府県が行う臍帯血提供・供給を啓発・推進するための費用について国が負担すること

#### 【提案の背景】

- ・ 妊婦に臍帯血採取の説明等に時間を要し、同意取得する前に出産してしまい、採取できないケースがあるため専門の説明員の養成が必要である。
- ・ 国の謝金対象は、採取された臍帯血のうち、多くの基準を満たしたもの（例えば、移植のために公開されたものなど）のみであり、お産医療機関が臍帯血採取等しても基準を満たさなかった場合には、経費の支払がない。臍帯血移植の推進には、臍帯血採取件数の増加が重要であることから、お産医療機関の取組を継続させるための対策が必要である。
- ・ 移植に関する国民の理解の増進や情報提供は国の責務であることから、臍帯血バンク又はバンクが所在する都道府県が実施する啓発費用は国が負担すべきである。

## ③ 大臣表彰制度の拡充

- ・ 献血運動推進協力団体等への大臣表彰制度に骨髄バンク・臍帯血バンク推進協力者も追加・拡充すること

#### 【提案の背景】

- ・ 臍帯血採取事業者等の功績や今後のより一層の活躍を推進するためにも顕彰制度は必要である。

## (15) 改正健康増進法による受動喫煙防止対策の円滑な実施

【厚労】

### ① 円滑な実施に向けた周知等

- ・ 国の責任において、国民への周知はもとより、関係団体との調整を踏まえ、円滑な実施に努めること

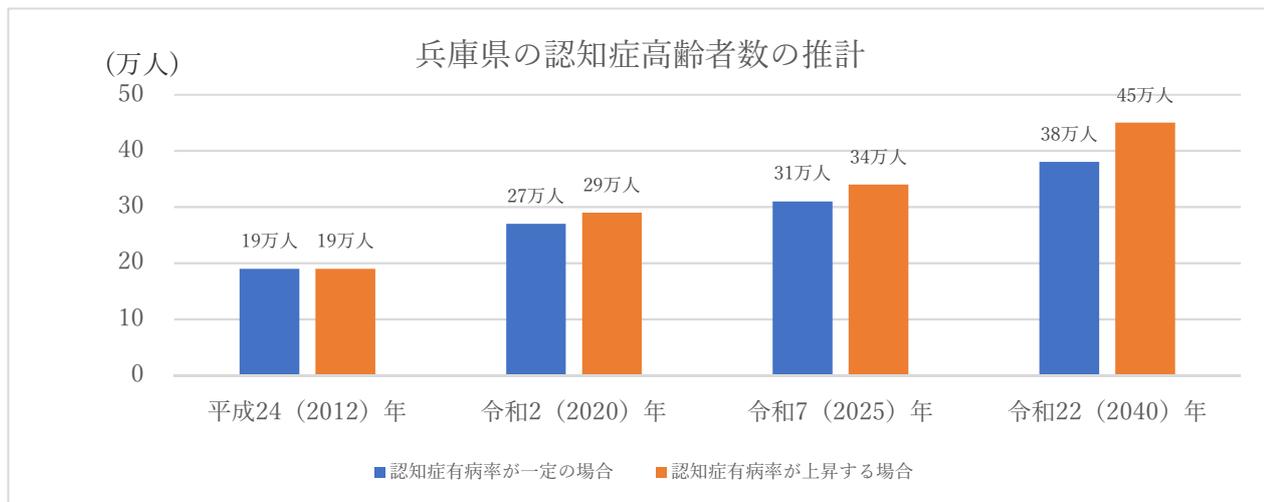
新・ニコチン依存症患者が入院中に禁煙指導を開始できるよう診療報酬を改定すること

### ② 制度運用における技術的・財政的支援

- ・ 都道府県・保健所設置市区に過度な事務負担が生じることがないように、実際の制度運用における技術的及び財政的支援を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 実際の制度運用が、地域差なく円滑に行われるためには、職員体制の整備等に対する十分な財政支援が行われるとともに、標準的な運用基準を示す等の技術的な支援が不可欠である。



2020（令和2）年時点で、認知症の人が約27～29万人（高齢者の約17.2%～18.0%）、2025（令和7）年には約31～34万人（高齢者の約19.0～20.6%）になると見込まれる。

### ① 認知症早期発見・早期診断者への支援強化

- ・認知症施策推進大綱の基本的な考え方として示されている予防について、「発症を遅らせ」「進行を緩やかにする」エビデンスの検証・普及に努めること
- ・特定健診の項目に認知症の評価項目を入れるなど軽度認知障害(MCI)等を早期発見するための仕組みや、早期診断された方の発症を遅らせる予防プログラムの開発、医療体制整備など、支援体制を構築すること

#### 【提案の背景】

- ・認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分で、早期発見されたMCIの方への支援方法や体制が確立されていない。
- ・早期発見された本人・家族の不安軽減、認知症進行の予防、将来的な介護保険等制度活用に向けた備えができるなど、認知症(MCI)と診断されても安心した暮らしを続けていくためには、早期発見の仕組みづくり、予防プログラムの開発、医療相談体制等を国として整備する必要がある。

#### 【本県が実施している「認知症早期受診促進事業」の概要】

|            |   |
|------------|---|
| 概要         | 特定健診、後期高齢者健診等の機会に県版「認知症チェックシート」を活用した認知症予防健診を実施し、医療につなぐ取組を行う市町へ助成                    |
| 補助単価       | 65歳以上の受診者1人あたり1千円   |
| 補助率        | 1/2   |
| チェックシート質問例 | ・5分前に聞いた話を思い出せなくなることがある<br>・今日が何月何日かわからなくなることがある<br>・自分のいる場所がどこかわからなくなることがある など21項目 |
| 効果         | 認知症予防健診の結果、受診者の約4%が認知症の疑い有りと判定され、医療機関受診等の支援につなげられており、早期発見・早期対応の効果が認められている。          |

## ② 認知症の人による事故に起因する損害への賠償制度の創設

- ・認知症の人や家族が安心して暮らせるために、損害賠償責任に関する法整備や公的救済システムを構築すること

### 【提案の背景】

・認知症施策推進大綱（令和元年6月）では、民間の損害賠償責任保険の普及と併せて、民間保険への加入を支援する自治体の取組について事例を収集し政策効果の分析を行う旨が記載されている。  
 後者の取組として、県内では、神戸市、尼崎市、宝塚市、三田市、養父市、たつの市の6市が実施しているが、2025年には全国で認知症の有病者数が約700万人になると推計されており、認知症の人とその家族を社会全体で支えるためには賠償責任のあり方や公的な救済について、国として整備する必要がある。

## ③ グループホームの補足給付の対象化

- ・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を補足給付の対象にすること

### 【国制度の問題点】

- ・グループホームは居宅介護サービスであるとの位置づけから、補足給付\*の対象外となっている。  
 ※「施設サービス(特養等)」及び「居宅サービスの一部(短期入所サービス等)」を利用する低所得者に対し、保険給付の対象外となる居住費及び食費の一定額(上限：月額7万円)を介護報酬で補足。
- ・低所得者がグループホームを利用したくても、家賃や食事代(都市部で月額計10万円程度)の負担により事実上利用が困難であり、特養が低所得で在宅生活が困難な認知症高齢者の受け皿となっている。  
 <充足率>特養98%、グループホーム96% [2割負担の入所者の割合] 特養4.8%、グループホーム10.1%  
 ※H27年8月に一定所得以上の者の自己負担が1割から2割に引き上げられた。  
 ※H30年8月に自己負担が2割の者のうち、一定所得以上の者の負担が3割に引き上げられた。

## 4 高齢者支援の充実

### (1) 介護保険制度の見直し

【厚労】

#### ① 介護保険料算定単位の個人から世帯への見直し

- ・介護保険料の算定について、現在の個人単位から世帯単位での算定に変更すること

### 【提案の背景】

- ・介護保険料の算定は「個人単位での賦課」が基本とされているが、世帯に市町村民税課税者がいる場合、世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転し、公平性を欠く状況である。

### 【世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転する例】

- ・世帯Bの方が世帯Aより世帯収入が少ないが、保険料は、夫婦ともに世帯Aより高い。

|     |                           |                           |        |
|-----|---------------------------|---------------------------|--------|
| 世帯A | 夫160万円(第3段階)<br>*市町村民税非課税 | 妻130万円(第3段階)<br>*市町村民税非課税 | 計290万円 |
| 世帯B | 夫220万円(第8段階)<br>*市町村民税課税  | 妻0円(第4段階)<br>*市町村民税非課税    | 計220万円 |

※( )は保険料段階 本人が非課税でも世帯に課税者がいる場合は第4段階

| 保険料段階 | 保険料率    |
|-------|---------|
| 第3段階  | 基準額×0.7 |
| 第4段階  | 基準額×0.9 |
| 第6段階  | 基準額×1.5 |

〔 保険料は、所得に応じた保険料段階と市町村が定める基準額に保険料率を乗じて決定 〕

#### ② 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（都道府県分）の該当状況の適正な審査

- ・都道府県の取組に関する評価指標に基づく評価については、都道府県による評価をそのまま認定することなく、取組の質や量、その効果等を国においても適正かつ公正に審査・確認した上で評価結果を確定し、交付金を交付すること

- ・ 評価結果の公表にあたっては、点数の多寡のみにより都道府県の地域包括ケアシステムの構築状況がそのまま評価されることのないよう、十分配慮すること

**【提案の背景】**

- ・ 介護保険法改正に伴い、平成30年度から、国は市町村及び都道府県に対して、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金制度を創設し、結果の公表と財政的インセンティブ付与が制度化されたことから、その適正な執行が必要である。

**(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の確保 【厚労】**

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域のニーズに十分に対応できる地域医療介護総合確保基金の額の確保と制度の拡充、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度への見直しなど、医療・介護の連携強化に向けた取組を支援するとともに財源を十分確保すること
  - 広域型特養の整備等への充当を可能とするなど対象施設を拡充すること
  - 国が定めた事業区分間の弾力的な運用を可能とすること
  - 地域の創意工夫が可能となるよう事業要件を弾力化するとともに財源を十分確保すること

**【提案の背景】**

- ・ 対象施設が地域密着型施設の整備に限定されており、広域型特養などの需要の高い施設への整備が対象となっていない。
- ・ 「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」、「在宅医療の推進」、「医療従事者の確保」の区分間の弾力的な運用が認められていない。
- ・ 基金の使途が国の要領に示されている36事業に限定されており、地域の創意工夫が生かされない。例えば、以下は基金事業の趣旨には合致するが、メニューにないため、県単独で実施している。
  - 定期巡回・随時対応サービス充実支援事業（サービス参入に要する経費を支援）
  - 介護老人保健施設における在宅復帰支援機能強化事業（老健の在宅復帰機能強化を支援）

**(3) 介護サービス・生活支援サービス等の充実 【厚労、国交】**

**主① 定期巡回・随時対応サービスへの参入促進**

**ア 報酬の引き上げ等**

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること
- ・ 看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回るため【下表参照】、4回(又は5回)以上の訪問が必要な場合でも、連携先の訪問看護事業所の多くは、収入赤字を回避するため3回(又は4回)以内の回数の訪問に止めており、真に必要な訪問回数が確保されない報酬体系。

【報酬単価差】 定期巡回の訪問看護サービスと一般の訪問看護サービスとの報酬単価差  
介護報酬比較（30分以上1時間未満の場合）

| <要介護1～4> |           |         |         | <要介護5> |           |         |         |
|----------|-----------|---------|---------|--------|-----------|---------|---------|
| 訪問回数     | 定期巡回の訪問看護 | 一般の訪問看護 | 差額      | 訪問回数   | 定期巡回の訪問看護 | 一般の訪問看護 | 差額      |
| 3        | 29,450    | 24,570  | 4,880   | 3      | 37,450    | 24,570  | 12,880  |
| 4        |           | 32,760  | △ 3,310 | 4      |           | 32,760  | 4,690   |
| 5        |           | 40,950  | △11,500 | 5      |           | 40,950  | △ 3,500 |
| 6        |           | 49,140  | △19,960 | 6      |           | 49,140  | △11,690 |

## イ 定期巡回・随時対応サービスにおける2名訪問に対する加算の創設

- 定期巡回・随時対応サービスにおいても、2名以上で訪問した場合に、訪問介護や訪問看護と同様の報酬加算制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- 訪問看護事業者・訪問介護事業者による2名以上の訪問した場合で、利用者又は家族等の同意した場合は報酬が加算されるが、定期巡回・随時対応サービス事業者は、報酬加算の制度なし。  
 <加算額>○訪問看護(所要時間30分未満の場合)：2,540円/回  
 ○訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合)：2,500円/回

## ② 生活支援体制整備事業における交付金単価の見直し

- 生活支援体制整備事業における交付金単価(400万円：第2層(日常生活圏域毎))については、資質のある生活支援コーディネーターを新規配置の上、地域に根ざした様々な支援活動を実施するため、第1層(市町村単位)の単価(800万円)を踏まえた単価の引き上げを行うこと

### 【国制度の問題点】

- 地域づくりに重要な役割を担う生活支援コーディネーターを平成30年度中に各日常生活圏域に配置しなければならないとされているが、現行の単価においては、特に郡部において適切な人材の確保が困難である。

## ③ 加齢性難聴者の支援の充実

- 加齢性難聴者について、補聴器の購入支援の充実を図ること

### 【提案の背景】

- 高齢者の生活支援ニーズが多様化していることに加え、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)・認知症対策推進大綱において、難聴は認知症の危険因子の一つとされていることから、加齢性難聴者の補聴器購入支援の充実を図る必要がある。

## (4) 介護人材の確保・定着

【厚労】

### ① 適切な介護報酬の改定

- 介護報酬改定に当たっては、人材確保のための処遇改善等、介護施設における介護ロボット等の導入促進等の観点を含め、実態を踏まえた適切な改定を行うこと

### 【国制度の問題点】

処遇改善：他産業との給与水準の格差が10万円程度あるため(次項参照)、格差解消が不可欠  
 介護ロボット等の導入：介護施設における介護ロボットの導入率が15%程度の状況を踏まえ、介護ロボット導入に伴う業務の効率化を図る際の加算の充実等が必要  
 訪問介護員の土日祝日加算：訪問介護事業所は、法定休日の勤務が生じた場合、割増賃金を支払っているが、医療機関のように休日加算の算定がなく、事業所負担となっているため、土日祝日の加算が必要。

## ② 処遇改善加算制度の拡充等

- 他産業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充など、介護職員の確保・定着に向けた処遇改善に継続して取り組むこと

[介護職員の給与等の状況（令和元年度：一般労働者、男女計） 出典：厚生労働省]

|      | 平均年齢  | 勤続年数  | 賞与込給与 |
|------|-------|-------|-------|
| 全産業  | 42.4歳 | 11.0年 | 373千円 |
| 看護師  | 39.5歳 | 8.2年  | 402千円 |
| 介護職員 | 43.1歳 | 7.1年  | 288千円 |

介護職員は、他の産業と比べて勤続年数は短く、賞与込み給与も低い状況となっている。

## ③ 訪問看護・訪問介護の訪問時の安全確保の充実

- 利用者からの暴力行為に対応するために行う、訪問介護事業者・訪問看護事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意が得られた場合に限り報酬の加算が行われるが、同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認めるときには報酬の加算が可能となるよう、利用者等の同意に係る加算要件を緩和すること
- また、利用者への虐待防止と合わせ、訪問介護等の訪問時の権利侵害の未然防止を図る取組についても基準省令において規定するなど、必要な措置を行うこと

### 【国制度の問題点】

- 利用者からの暴力行為に対しては、訪問看護師・介護員が複数で訪問する必要があるが、介護報酬上の加算を受けるための要件である「利用者又は家族等からの同意」が必須条件。
- 今回の介護報酬改定において、ハラスメント対策については基準省令において規定されたが、カスタマーハラスメント対策については、通知において事業所等での取組を推奨する段階にとどまっている。

### 【本県が実施している「訪問看護師・訪問介護員の安定確保・離職防止対策」の概要】

- 安全確保対策：暴力行為や深夜の時間帯（22時から6時）の安全確保のため、2人以上の訪問が必要なケースで、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助
- 安定確保・離職防止対策：マニュアル等の作成、研修会の実施、相談窓口の設置
- ハラスメント対策：2人訪問ができる体制確保が困難な場合、警備会社委託の初期費用の一部を補助

## ④ キャリアアップに対する支援の充実

- キャリアアップを支援するための仕組みを充実すること（例：研修修了者の配置に対する介護報酬の加算の拡充）

## ⑤ 介護職の外国人技能実習制度の円滑な運用

- 実習生の送出し国において計画的、効果的な日本語教育が実施されるよう、日本語教室の実施や日本語教師の派遣などの支援を行うこと
- 技能実習生の日本語のレベルアップを図り、一日も早く介護現場になじめるよう必要な支援を充実すること（外国人介護人材受入環境整備事業の拡充）

### 【国制度の問題点】

- 送出し国においては、日本語教師が少なく、日本語学習の機会が限られている。
- 日本語能力が低いまま、介護業務に従事している実習生が多数である現状から、業務と平行して、計画的、効果的な日本語教育の支援が必要である。

## ⑥ 介護職のイメージアップ戦略の展開

- 介護業界のイメージ転換を図るため「介護のしごと魅力発信等事業」においてマスコミ等を一層活用し、効果的な広報を展開すること

## (5) 音楽療法士の公的資格としての位置付け 【厚労】

- ・ 音楽療法士について、医療・福祉資格として統一的な資格制度を創設すること

### 【提案の背景】

- ・ 民間団体や一部の大学等が独自の資格制度を設けており、その数も限定されているほか、技術レベルも平準化されていないことから、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等と同様に、医療・福祉資格として統一的基準を設けて質の高い音楽療法を提供できる資格制度が必要である。

〔音楽療法士の資格制度の状況（平成31年3月末現在）〕※兵庫県のみ令和3年3月末現在

○音楽療法士(兵庫県)413名 (日本音楽療法学会)3,259名 (岐阜県)814名 (奈良市)15名 (桑名市)28名

## 5 ユニバーサル社会づくり

### (1) 障害者福祉制度の円滑な運営への支援 【内閣府、厚労】

#### ① 障害者差別解消法の運用に要する経費への財源措置

- ・ 障害者差別解消法の施行に要する財源（相談窓口、事前的改善措置、地域協議会の運営等）を措置すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 法の趣旨に基づき、都道府県等では地域協議会の設置・運営が事実上の努力義務となっているほか、行政機関及び事業者には、障害者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等が課されているが、財政上の措置がない。

#### ② 救済機関の設置

- ・ 障害者差別の実効的な解決を図るための救済機関を設置すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 障害者差別解消法では、差別的行為の取消や無効化まで踏み込んだ実効的な解決手段が提示されていない。
- ・ 不当な差別的取り扱い等を判断する具体的な基準が不明確で、事業者等に混乱を与えている。
- ・ 救済機関の設置は障害者差別事案に関して具体的な解決に向けた対応に資する。

### (2) 障害者の安心につながる具体的な制度改革 【厚労】

#### ① 利用者負担の軽減等

##### ア 利用者負担の軽減

##### i) 低所得者の医療費の負担軽減策の実施

- ・ 自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費について、低所得者（市町民税非課税）の利用者負担の無料化も含めた軽減を行うこと
- ・ 自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費と障害福祉サービス費との合算を検討すること

##### ii) グループホームの家賃補助の増額

- ・ グループホーム入居者の家賃補助の上限額（月額10,000円）について、平均家賃（月額31,000円）まで増額すること

### 〔県単独の家賃に対する上乗せ補助〕

- ・ 国の家賃補助額（上限10,000円）が十分でなく、利用者負担が大きいことから、国の家賃補助の上限（10,000円）を超える分について県単独補助を実施（上限15,000円）している。

##### イ 補聴器購入助成制度の創設

- ・ 身障者手帳交付対象外の軽度・中度難聴児への補聴器購入助成制度を創設すること

**【提案の背景】**

- ・ 児童の健全な言語コミュニケーション能力のために児童期の補聴器装用は必要不可欠であり、補助制度が創設されることによって軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を促進する。

**ウ 精神障害者への交通運賃割引制度の適用の働きかけ**

- ・ 精神障害者にも交通運賃割引制度の適用されるよう、公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと

**【提案の背景】**

- ・ JRや大手民営鉄道等の公共交通機関における統一的な運賃割引制度について、身体障害者及び知的障害者は適用されるが、精神障害者は除外されている。

**② 財政支援の充実****ア 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助財源の確保**

- ・ 障害福祉計画の目標が達成できるよう、都道府県から協議のあった障害福祉サービス事業所等整備費の要望額どおりの予算を確保すること。また、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること。

**【提案の背景】**

- ・ 例年、協議額どおりの内示が得られていない。

**[国予算の状況]**

(単位：億円)

| 区分 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 当初 | 26    | 70    | 71    | 72    | 195  | 174  | 48   |
| 補正 | 60    | 118   | 80    | 50    | 83   | 82   | —    |
| 計  | 86    | 188   | 151   | 122   | 278  | 256  | 48   |

**[本県の内示状況]**

(単位：億円)

| 区分 | H28年度 |     | H29年度 |     | H30年度 |     | R1年度 |      | R2年度 |     | R3年度 |     |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|------|------|-----|------|-----|
|    | 協議    | 内示  | 協議    | 内示  | 協議    | 内示  | 協議   | 内示   | 協議   | 内示  | 協議   | 内示  |
| 当初 | 4.4   | 1.2 | 8.9   | 0.2 | 9.2   | 3.2 | 11.5 | 8.1  | 6.0  | 5.6 | 5.8  | 0.4 |
| 補正 | 3.8   | 3.8 | 5.5   | 2.1 | 6.2   | 1.4 | 2.9  | 2.9  | 0.2  | 0.2 | —    | —   |
| 計  | 8.2   | 5.0 | 14.4  | 2.3 | 15.4  | 4.6 | 14.4 | 11.0 | 6.2  | 5.8 | 5.8  | 0.4 |

- 新**・障害者の高齢化や重度化により地域移行が困難なケースもあることから、目標数値ありきではなく、地域の実情等を踏まえ、施設入所の継続や入所施設の新規整備・増設などが必要な場合には、整備等に対する支援を行うこと

**イ 地域生活支援事業の国の義務負担化**

- ・ 地域生活支援事業について、適切に事業が行えるよう国の負担を義務化すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 国は市町の規模に応じて一定の基準により算出した額等を基本に内示額を算定していると推定されるが、市町により充当率が異なり、十分な財政支援が受けられていない。

**[市町地域生活支援事業の概要]**

- ・ 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施
- ・ 負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4(国、県は予算の範囲内で市町に補助)(以下、国庫充当率)

| 年度                | H30年度                  | H31(R1)年度              | R2年度                   |
|-------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 市町支出席定額           | 75.4億円                 | 81.7億円                 | 85.9億円                 |
| 国庫補助額             | 24.0億円                 | 23.2億円                 | 24.3億円                 |
| 国庫充当率<br>(県内市町平均) | 25.1%～50.0%<br>(31.8%) | 18.0%～46.7%<br>(28.3%) | 22.0%～47.6%<br>(28.0%) |

## ウ 医療支援型グループホームの整備促進

- ・ 医療支援型グループホームの整備促進のため、以下のとおり補助制度を拡充すること
  - 介護用リフト、非常用発電機を補助対象化
  - 看護師配置に関する医療連携体制加算の利用者全員への適用（現行8名まで）

### 【国制度の問題点】

- ・ グループホームの整備補助は、介護用リフト等特殊付帯工事費が補助基準単価に含まれておらず、重症心身障害者の入居を想定した補助体系になっていない。
- ・ 日中サービス支援型グループホームの報酬基準は、定員20名全てで医療的ケアが必要な重症心身障害者であることは想定されておらず、8名までしか医療連携体制加算が認められていない。
- ・ 国庫補助制度を拡充することで、親の高齢化に伴う介護負担増や親亡き後の生活環境整備を見据え施設に入所できず在宅生活をしている重症心身障害者が、地域で安心して生活できる環境を「医療支援型グループホーム」として整備し、地域生活への移行を促進する必要がある。

### 【本県の取組「整備支援補助」（平成31年度新規事業）】

|       |   |
|-------|---|
| 趣 旨   | 国庫補助対象の対象外となっている介護用リフト、非常用自家発電の設置経費の一部を補助 |
| 補助対象  | 医療支援型グループホーム                              |
| 対象経費  | 天井走行型介護リフト、ポータブル非常用発電機の導入経費               |
| 補助基準額 | 天井走行型介護リフト：125万円、ポータブル非常用発電機：30万円         |
| 負担割合  | 県1/2、市町1/2（政令市・中核市を除く）                    |

## エ グループホームにおける消防用設備整備の財源支援

- ・ 消防法施行令改正に伴うグループホームにおける消防用設備の整備について、既存の施設整備費とは別に補助制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 消防法施行令が改正され、グループホームにおける消防用設備（スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備）の整備が必要となっているが、既存の施設整備費では、事業者の負担が大きい。

## オ 自立支援給付費負担金の国庫負担基準の見直し

- ・ 自立支援給付費負担金の国庫負担基準について、障害者の高齢化を踏まえた適切な設定となるよう見直しを行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 現在の国庫負担基準では、訪問系サービスにおいて、介護保険給付対象者は算定対象とならない、あるいは低い単位設定となっており、高齢障害者に対して介護保険と併給してサービスを支給した場合、市町の持ち出しが生じることから、併給が進みにくい。

## カ 精神科救急医療体制整備事業の国庫補助財源の確保

精神科救急医療体制整備事業において、精神科救急患者の医療体制を整備することとなっているが、都道府県から協議のあった要望額どおりの補助が行われていない。適切な医師手当の支給等、体制の実状に応じた補助となるよう予算を確保すること。

### 【国制度の問題点】

- ・ 例年、協議額から引き下げられた補助額となることから、医師の確保、輪番病院の確保等が難しく、救急医療体制を安定的に運営していくことが困難である。
- ・ R元年度は初期救急の単価引き下げ（【夜間】～H30年度25,300円/日→R1年度8,380円/日、【休日昼間】～H30年度23,000円/日→R1年度7,620円/日）、R2年度以降は国予算額に対し、自治体の要望額が上回っていたことから、人口割合と事業費との比較等により一律の減額査定が行われた。

### ③ 事業者の経営基盤強化

---

- ・ 事業者の経営基盤を強化すること
  - 一般労働者並みの賃金の支給
  - 事業所運営に必要な固定経費が確保できる報酬単価の引上げ 等

### ④ 重度障害者（児）の社会生活支援

---

- ・ 重度障害者の通勤支援及び職場等における支援については、地域生活支援事業に新たなメニューが創設されたが、常時介護を要する障害者（児）の社会生活を支援するためには、重度訪問介護サービスの対象の拡充を含めた抜本的な見直しが必要であることから、支援制度について検討を行うこと

#### 【現行制度の問題点】

重度の障害により常時介護を必要とする障害者（児）を対象として、外出時における移動中の介護等を行う重度訪問介護サービスは、厚生労働省告示により、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」の場合は利用できないこととされている。

しかしながら、これらの外出時の支援は、会社や学校あるいは当事者やその家族にとって負担が大きく、結果として支援が受けられないことが、重度の障害者（児）の社会参加を阻害する要因となっている。

### ⑤ 相談体制の強化

---

- ・ 福祉のみならず、精神保健（医療）に関する相談指導等の実施を市町に義務付けし、財源措置を行うこと

#### 【国制度の問題点】

- ・ 精神保健福祉法第47条において、精神保健（医療）相談は県・保健所の義務であり、福祉相談は市町村の義務とされている（H17～）。精神保健相談については、市町村は努力義務である。
- ・ 精神障害者は医療の中断等により障害程度が大きく左右されるため、日常生活に最も身近な市町窓口での精神保健（医療）相談の義務づけにより、精神障害者の地域生活の安定を強化に資する。

- ・ 現在は法的な位置づけがない精神障害者相談員を法制化し、財源を措置すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 身体障害者及び知的障害者の相談員については法的な位置づけがあるが、精神障害者相談員は障害者総合支援法で3障害同一の取組が確立された後も未整備のままである。

### ⑥ 成年後見制度の利用促進

---

#### ア 人材育成の充実

- ・ 成年後見人について、国による人材養成事業を充実すること

#### イ 財政支援の充実

- ・ 地域生活支援事業のメニューではなく、成年後見制度独自の補助制度を創設すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 成年後見人の不祥事を防止し、専門人材の養成や確保を進めて成年後見制度の利用促進を図るためにも、国による人材養成事業の充実が必要である。
- ・ 成年後見制度の利用に関する財源措置は地域生活支援事業としての統合補助金に限られているため、成年後見制度の利用に特化した財源の措置が必要である。

### (3) 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ 【厚労】

- ・社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

【福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和2年度実績）】

| 区 分                      | 補助単価      | 実工事費単価     | 差額（乖離率）                |
|--------------------------|-----------|------------|------------------------|
| 児童福祉施設<br>(児童養護施設の場合)    | 9,986千円/人 | 16,877千円/人 | △6,891千円/人<br>(△40.8%) |
| 介護福祉施設<br>(特別養護老人ホームの場合) | 4,480千円/人 | 13,859千円/人 | △9,379千円/人<br>(△67.6%) |

### (4) バリアフリー化等の推進 【総務、厚労、国交、観光】

#### ① ユニバーサルツーリズムの促進に関する支援制度の創設

##### ア 観光客受入ネットワーク構築に対する支援

- ・観光地における旅行者・宿泊事業者と福祉事業者の連携による観光客受入ネットワークの構築を支援すること

##### イ ユニバーサルツーリズム実施に対する補助制度の創設

- ・旅行先での介助者手配を含むツアー実施に対する補助制度を創設すること

#### ② 障害者に対する移動支援やコミュニケーション支援等の国の義務負担化

- ・通勤・通学の反復利用を含めた移動支援や手話通訳、盲ろう者通訳・介助員等の派遣、点訳・音声訳等のコミュニケーション支援事業について、国の負担を義務化すること

##### 【国制度の問題点】

- ・障害者総合支援法の国補助の地域生活支援事業を活用して、各市町がサービスを行っているが、必須事業とされているにも関わらず、十分な財政支援がなく、自治体側の財政負担が大きい。

### (5) 障害者の活躍推進 【文科、厚労】

#### ① 精神障害者の就労定着支援システムの導入に対する支援制度の創設

- ・精神障害者の就労定着支援システムを導入する企業等を支援する制度を創設すること

##### 【提案の背景】

- ・本人が体調や精神状態を日々入力し、Web上で企業の担当者や外部の支援者（臨床心理士等）が情報共有、連携して、的確な支援につなげる雇用管理システム [ I P S (Individual Placement Support) や S P I S (Supporting People to Improve Stability) ] 等の就労定着支援システムを利用することが、就労定着に有効である。

#### ② 法定雇用率達成に向けた事業者の取組への支援

- ・中小企業等が特例子会社の設立等を行う場合の助成金制度を創設するなど、国による財政措置を充実すること

##### 【提案の背景】

- ・特例子会社制度において、関係会社を含めて親会社に合算して雇用率を算定できる仕組みはあるが、親会社と関係会社が親子関係にあることなど、一定の要件が必要となっている。
- ・令和3年8月末現在の県内の特例子会社24社（県内に本社を置くもの）のうち、中堅・中小企業が設立した特例子会社は3社にとどまっている。

| [本県の「特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業」の概要] |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 事業概要                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>特例子会社等の設立を検討している企業に対してアドバイザーを派遣し、設立に向けて必要な手続き等を助言</li> <li>中堅・中小企業が、特例子会社・事業協同組合を設立する場合や、特例子会社・事業協同組合が障害者の新規雇用を行う場合に、施設整備等に要する経費を助成</li> </ul> |  |
| 経費助成                           | 補助率   | 設立：1/2又は2/3以内、新規雇用：1/2<br>重度身体・知的障害者、精神障害者の新規雇用：1/2                        |
|                                | 補助限度額   | 設 立：500万円<br>新規雇用：1人目 100万円、2人目以降 10万円<br>重度障害者等の新規雇用：1人目 200万円、2人目以降 50万円 |

### ③ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業の充実

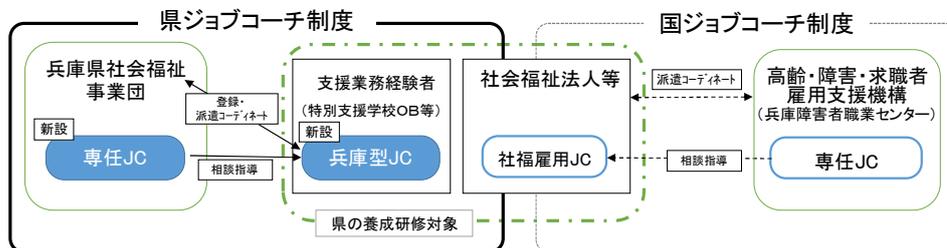
- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構による養成研修を拡充し、支援計画を策定する「障害者職業カウンセラー」や、同計画に基づく困難性の高い障害者に対する支援及び訪問型ジョブコーチへの助言・援助を行う国の「配置型ジョブコーチ」を増員すること
- ・ 国の「訪問型ジョブコーチ」の増員を図るため、社会福祉法人等の職員に限定せず、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象とするなど、制度を拡充すること

#### 【提案の背景】

- ・ 障害者の就労にあたっては、伴走型支援を受けられない場合、職場への定着に繋がらず、早期退職となることが多いため、障害者職業カウンセラーやジョブコーチの増員が必要である。

#### [ひょうごジョブコーチ推進事業の概要 (R2年度～)]

- ・ 国のジョブコーチの認定が可能な養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチを養成(養成対象者は、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象)
- ・ 専任ジョブコーチと養成した兵庫型ジョブコーチを派遣し、障害者の就労・定着を支援(専任ジョブコーチ：2名配置、兵庫型ジョブコーチ：年間30名養成)



### ④ 小規模作業所等への運営支援の強化

- ・ 人員確保などが課題で障害者総合支援法上のサービス(個別給付)への移行が困難な小規模作業所や地域活動支援センターの安定運営のための市町に対する支援措置を充実すること

### ⑤ 工賃向上への支援の充実

- ・ 事業所が作成する工賃向上計画を着実に推進するための支援措置を拡充すること
- 新**・新型コロナウイルスの感染拡大を受け、受注減や自主製品の販路縮小により事業所利用者の工賃が減少していることから、工賃向上を図るための支援事業を充実すること

#### 【提案の背景】

- ・ 国からの支援により事業を推進しているが、依然として障害者が受け取る工賃水準は月16,369円(R元)、兵庫県でも月14,478円と低く、工賃向上を推進する必要がある。
- ・ 令和2年度には緊急経済補正対策による事業所向け支援施策が実施されたが、3年度当初予算では盛り込まれておらず、特に就労継続支援B型事業所では雇用調整助成金の対象とならないため、財政支援を行う必要がある。

## ⑥ 在宅ワークの促進

- ・ 障害者の在宅ワークにおける受発注・納品等を容易にするICTネットワークの構築に必要な財源を措置するとともに、適切な助言を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 本県の在宅ワーク推進事業は平成29年度から国からの支援を受け支援システムを構築したが、運用推進に向けた改良を継続する必要がある。

## ⑦ 公立学校における障害者雇用の推進

- ・ 障害者の学校現場等での任用を促進するため、障害者雇用に必要な財政措置に加え、障害者が職場へ円滑に適応できるよう、障害特性を理解した上で指導・支援や業務の調整を行う人材等の配置に必要な財政支援制度を創設すること

### 【提案の背景】

- ・ 教育委員会の法定雇用率：2.5%未達成の団体は、①R3年1月を始期とした2年間での法定雇用率達成が求められていること、②R3年度から法定雇用率が2.5%に引き上げられたことを踏まえ、計画的に取り組を進める必要がある。  
※ 兵庫県教育委員会の障害者雇用率（R2年6月1日現在）：1.42%

### 【本県教育委員会の取組】

- ・ 障害者人材バンクの新設（臨時的任用職員・非常勤講師の希望者を登録）
  - ・ 教育委員会事務局・県立学校へのワークセンターの設置及びワークセンタースタッフ（障害者）の雇用
  - ・ 教員の「障害者を対象とした特別選考」の受験者確保に向けた制度の積極的広報、教員採用パンフレット等への障害のある教員の活躍等の掲載
- ・ 小学校教員を障害者雇用率算定の除外職員とするなど、障害者雇用率算定の除外率制度を見直すこと

### 【提案の背景】

- ・ 小学校教員には、すべての教科指導のほか体育をはじめとする実技指導が求められるなど、職務内容が多岐にわたることから、障害者にとってはハードルが高く、免許保有者及び教員への志願者が非常に少ない。
- ・ 教育委員会では、小学校及び特別支援学校の教員は除外職員とされていたが、平成16年4月1日以降、除外職員の対象外となったため、小学校教員も含めた全職種を通じた除外率が設定されている。（本県の除外率：教育委員会25%）

## 6 生活保護等のセーフティネットの構築

### (1) 生活困窮者等の自立支援事業等の地方負担分の国庫負担化 【厚労】

- 新**・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、生活困窮者が増加し、必須事業である自立相談支援事業や住居確保給金だけではなく、一時生活支援事業や家計改善事業といった任意事業が担う役割も大きくなっている。このため、必須事業、任意事業を問わず、全ての事業について全額国庫負担とすること

### 【国制度の問題点】

- ・ 生活困窮者自立支援法の成立によりこれらの事業が恒久化されたが、併せて、自治体負担が導入されたため、自治体の財政状況によって実施体制に差が生じている。

### (2) 生活困窮者支援を行う人材の養成 【厚労】

- ・ 生活困窮者に対する相談支援等を担う人材養成事業を国として実施すること

**【提案の背景】**

- ・これまで国が実施主体であった生活困窮者制度における人材研修について、令和2年度から、一部の研修について、都道府県が主体となって実施することとなった。
- ・生活困窮者の相談支援等を担う人材は、一定レベル以上の専門的知識を有する者である必要があることから、国が責任をもって育成すべきである。

**(3) 生活保護受給者に対する就労・自立支援対策の強化****【厚労】****① 就労支援対策の充実**

- ・母子・父子家庭への支援や高齢者福祉対策等を充実すること
- ・就労支援対策等への重点化を進めること

**【提案の背景】**

- ・被保護者の約8割が、高齢者、障害者、母子・父子家庭等で占められている。各分野の支援を充実することで被保護者を減少させ、支援が受けられない被保護者に集中的に支援を行う。

**② 助言指導を行う職員の全額国庫負担化**

- ・健康相談等の助言指導を行う専門職員の設置は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること

**(4) 生活保護に関する適正化対策の強化****【厚労】****① 指定医療機関への指導監査体制の強化**

- ・都道府県と地方厚生局の連携による指定医療機関への指導監査体制を強化すること

**【提案の背景】**

- ・指定医療機関への指導を効果的に実施し、適正な制度運営を図るため、都道府県と地域厚生局との連携を強化し、指導監査を実施などの取組が必要である。(H28年度に合同で監査を実施した実績あり)

**② 審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲**

- ・保護の決定及び実施に関する審査請求の裁決権限を道府県から指定都市に移譲すること

**【提案の背景】**

- ・指導権限と審査請求の裁決権限を同一にすることで、福祉事務所に効果的・効率的な指導が可能となる。また、被保護者にも分かりやすくなるとともに、裁決の迅速化が図られる。

**7 地域安全対策の強化****(1) 青少年の健全育成の推進****【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労、経産】****① 青少年のインターネット安全利用対策の強化****ア 携帯電話事業者への指導強化**

- ・青少年インターネット環境整備法で義務付けられているフィルタリングの説明や有効化措置の徹底について、携帯電話事業者への指導を強化すること

**イ インターネット接続機器製造事業者等への法規制の強化**

- ・利用時間を制限する機能をスマートフォン等に設けることや、アプリ自体にフィルタリング機能を設けることを義務づけるなど、インターネット接続機器の製造業者やサービス提供事業者に対する法規制を強化すること

**【提案の背景】**

- ・ スマートフォンのSNSアプリ (Twitter等)を通じて、青少年が犯罪に巻き込まれるトラブルが後を絶たない。
- ・ 青少年のインターネット依存が深刻な問題となっているが、フィルタリングだけでは対策として不完全である。

**② 児童ポルノ自画撮り被害増加への対策**

- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法に勧誘行為の禁止や未遂罪を設けるなど、児童ポルノ自画撮り被害防止のための法整備を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 本県を始め、他の都道府県においても児童ポルノ自画撮り勧誘行為を禁止する条例が順次施行されているが、全国的な問題であるため、法による対応が必要である。

**(2) 安全安心な消費生活の推進****【消費】****① 地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保**

- ・ 地方消費者行政に対する支援について、長期的な支援の方向性を示したうえで、必要な財源を恒久的に確保し、柔軟な活用を可能とすること

**【提案の背景】**

- ・ 「地方消費者行政推進交付金（平成30年度～ 地方消費者行政強化交付金（推進事業）」による事業開始は平成29年度までとされ、事業ごとに活用期間の終期が定められているが、平成30年度交付額は前年度の約6割に減額され、その後も十分な財源措置がなされておらず、活用期間終期の前に事業を取りやめる状況が生じている。
- ・ 「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」（平成30年度～）は用途が限定されるうえ、補助率1/2（または1/3）、活用期間最長3年程度となっている。
- ・ 成年年齢の引下げに伴う若年者への消費者教育の強化や消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の活動支援を含め、柔軟な活用を可能とする必要がある。

**② 地域における消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援**

- ・ 消費生活相談員について、有資格人材情報の収集・提供の仕組みの構築による人材確保や研修機会の充実等の資質向上を支援する取組を一層充実すること

**【提案の背景】**

- ・ 「地方消費者行政推進交付金」は相談員の養成や資質向上を図る事業を対象としてきたが、平成30年度以降新規事業は実施できず、事業終期が定められている。「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」は国が指定する研修の開催・参加のみを対象としており、内容が限定されるうえ補助率も1/2（または1/3）で、十分な対応ができない。

**(3) 人権擁護のための早急な法整備****【総務、法務】****① 簡易迅速で利用しやすい人権救済制度の創設****ア 人権救済機関の創設をはじめとした法整備**

- ・ 人権救済機関の創設をはじめ、司法的救済を補完し被害者の実効ある救済を図るための法整備を早急に進めること

**【提案の背景】**

- ・ 人権侵害の被害者に対して実効ある救済を図るためには、司法的救済を補完する何らかの公的機関が第三者的に入ることにより、より実効ある人権擁護が担保される仕組みが必要である。

## イ 地方組織体制の整備

- ・ 法整備に当たり、人権侵害の被害者への実効ある救済を図るための調停委員会や仲裁委員会の設置など、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制を整備すること

### 【提案の背景】

- ・ 人権救済制度が創設され、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制が整備されることで、司法的救済に比べ、簡易迅速で利用しやすい人権救済が可能となる。

## ② 部落差別等の解消に向けた抜本的な対策

### ア 法的措置も含めた抜本的な対策

- ・ インターネット上も含め、部落地名総鑑が流布しないよう法的措置も含めた抜本的な対策について、積極的に取り組み、インターネット上の悪質な差別的書き込みの削除について、実効性のある法制度を整備すること

### 【提案の背景】

- ・ 「「部落地名総鑑」のような凶書の発行、販売、購入等の各行為は重大な人権侵犯行為である。」との国の見解（平成元年7月）を踏まえた対応が必要である。
- ・ 昭和50年に発覚して以降、法務省が事実関係の調査、当該凶書の回収・廃棄、発行者や販売者等に対する人権侵犯事件としての措置等の処理を行ってきており、また、インターネットでも同種の情報が網羅的に書き込まれたりするなど、悪質化しており、国が積極的に対応すべきである。
- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景となったインターネット上の悪質な差別的書き込みは、現行制度上、強制的に削除できない状況にあり、他の差別的書き込みとともに、実効性のある法制度が必要である。

### イ 国と地方公共団体の役割分担の明確化

- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に関して、国と地方公共団体の役割分担を明確にすること

### 【提案の背景】

- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に関する国と地方公共団体の役割分担については、法施行後4年以上経過したにもかかわらず、示されていない。

## ③ 戸籍謄本等不正取得事件の再発防止

- ・ 司法書士等による個人情報流出などの人権問題に対して、再発防止に向けた抜本的な取組を積極的に行うこと
- ・ 不正の有無に関わらず、第三者が戸籍謄本や住民票の写し等を取得した場合の本人への通知について、全国統一的に実施できるよう、関係法律を改正すること

### 【提案の背景】

- ・ 身元調査等のための司法書士等による戸籍謄本等不正取得事件は、大量の個人情報流出するなど看過しがたい全国規模の人権問題である。平成19年に戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、戸籍謄本等の交付条件の厳格化、罰則の強化がとられたが、依然、不正取得が続いている。

(4) 水上オートバイの危険行為等の対策強化

【国交】

- 新・水上オートバイをはじめマリレジャーをより安全に楽しめる環境づくりに向け、国においても水上オートバイによる危険行為等への対策を強化すること

【兵庫県 水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議の設置】

- ・第1回会議を11月9日(火)に開催
- ・参加団体 [民間] 民間団体(講習実施機関、メーカー関連団体、利用者団体)、県漁連 [行政] 国交省神戸運輸監理部、海上保安庁(第五管区・第八管区)、神戸市、県警 [県] 庁内関係部局
- ・主な論点 ①利用者のルール遵守とマナー徹底 ②啓発・監視の実施・強化 ③取締りの強化 ④法令等による水難事故防止の徹底(県条例改正の検討、国への要望等)
- ・今後の予定 年内に第2回会議を開催。今後、年内または年度内を目途に対策の方向性をとりまとめる予定。

(5) 厳しい治安情勢への的確な対応

【内閣府、国公委、警察】

① 警察装備等の整備推進

ア 装備資機材と人材育成の充実

- ・警察捜査の新たな課題に対応する装備資機材と人材育成の充実を図ること
- ・高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進めること

【提案の背景】

- ・重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪、悪質巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、生活経済事犯、高度・多様化するサイバー犯罪、子供と女性を性犯罪等から守るための活動、通学路等の交通事故防止対策、突発するテロ事案や南海トラフ地震など、警察捜査の新たな課題に対応するための装備資機材と人材育成の充実を図る必要がある。
- ・特に、暴力団対立抗争事件の防あつや、特定抗争指定暴力団等の指定事務、迅速的確な初動捜査に資する装備資機材、犯罪立証や身元不明死体特定等のDNA型鑑定に関する機器の充実強化と、高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進める必要がある。
- ・いわゆるソフトターゲットを対象として発生するNBCテロに対して、迅速に対応する必要がある。

【提案する個々の装備資機材及び人材育成内容】

|          |  |
|----------|--|
| 一般装備     | 各種解析用パソコン100台、スキャナー3台、SNS広報啓発用端末5台、WT-1携帯型無線機10台、IPR無線機278台、UW-301型イヤホンマイク20個、駐在所用防犯カメラ268式、書ききり型デジタルカメラ855台及び書ききり型撮影媒体、軽量化耐刃防護衣4,714着、防弾ヘルメット1,193個、防弾衣1,542着、防弾楯535個、車載録画装置31個、仮想実体験型交通安全VR1台、潜水資機材20式、ドライスーツ10式、浮力調整器(B.C.)20着、レギュレーター20個、墜落防止用具40着、下肢切創防止用防護衣(チャップス44着)、ライフルスコープ(エリート製)及び設置付属品5式 |
| 航空機・車両   | 捜査用車25台(普乗17台、軽四7台、普貨1台)、防弾仕様車1台、鑑識車両3台、交通取締用車(覆面)1台、警ら用車3台、小型警ら車30台、交通事故処理車40台、交通鑑識用車2台、サインカー1台   |
| NBC対応資機材 | 化学剤等検知器(ハブサイト)1台、ラマン分光分析器(ファーストディフェンダー)1台、可搬型核種同定装置(マルチサーベイメーター)1台、ポータブル危険ガス検知器(LCD3.3)1台、化学防護服5式  |
| その他      | 解析資機材及び解析ツールの整備、通信回線料等の補助制度の設立、DNA型鑑定周辺機器の整備、自動速度違反取締装置の整備、常時録画式交差点カメラの整備、AIによる交通事故分析機器等の整備  |
| 人材育成     | 部内通訳員の語学研修制度の創設  |

## イ 災害用装備資機材・施設等の整備促進

- ・ 災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害用装備資機材・施設等の追加整備を進めること
- ・ 災害発生時の初期段階における集団警備力を確保するため、警察待機宿舎・独身寮の整備事業について財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・ 多発する豪雨災害や今後発生が懸念される南海トラフ地震等に的確に対応するため、災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害用装備資機材・施設等の追加整備を進める必要がある。
- ・ また、警察待機宿舎・独身寮は、大規模災害発生時の初期段階における集団警備力を確保するために必要な施設であり、その耐震化事業等の整備事業について、緊急防災・減災事業債の対象事業とするなど、財政支援を講じる必要があるため。

### [提案する個々の災害用装備資機材及び施設等の内容]

|        |   |
|--------|---|
| 一般装備   | エアータント3式、現地指揮所用装備資機材セット4式、電動コンビツール44台、ソーラー式ポータブル電源153台、チェーンソー223台、エンジンカッター167台、災害用救助工具セット244式、災害対策用ドローン2機、墜落用防止器具(フルーネズ型)260着、胴長靴260着、水難救助セット199式 |
| 航空機・車両 | 災害対策用バギー車4台、オフロード二輪車14台、船外機付き救助用ゴムボート6式、軽四貨物自動車(トラック)2台   |
| その他    | 警察待機宿舎・独身寮の耐震化事業等に要する財政措置、災害警備訓練等の予算化、ヘリサットの整備  |

## ウ AIやICTなどの新技術活用への財政支援等

- ・ AIを活用した犯罪情報分析に関する研究・開発のため、国によるモデル事業の実施や活用指針を示すとともに、財政措置を講じること
- ・ 許認可事務などの各種申請・届出事務の合理化・高度化を推進するため、ICTを活用した電子申請の導入に向け、財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・ 各都道府県警察が保有する犯罪発生情報等の膨大なデータ分析には、AI等の新技術の活用が見込まれることから、国のモデル事業や指針など一定の基準を示す他、財政措置を講じる必要がある。
- ・ 住民の利便性向上の観点から、警察に対する手続きのオンライン化が急務であるため、電子申請化に向けた財政措置を講じる必要がある。

## ② 警察官の増員

### ア 警察官の増員

- ・ 情勢に応じた警察事象に迅速かつ的確に対処するため、警察官を更に増員すること

#### 【提案の背景】

- ・ 重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪をはじめ、悪質巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、高度・多様化するサイバー犯罪、突発するテロ事案や南海トラフ地震などに対処するため、警察官を更に増員する必要がある。

#### 【特殊詐欺発生件数等の推移】

| 区 分         | 兵庫県   |       |       | 全国     |        |        |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
|             | H30   | R元    | R2    | H30    | R元     | R2     |
| 認知件数        | 773   | 658   | 1,027 | 17,844 | 16,851 | 13,550 |
| オレオレ詐欺      | 240   | 68    | 44    | 9,145  | 6,725  | 2,272  |
| 預貯金詐欺       | —     | 246   | 348   | —      | —      | 4,135  |
| 架空料金請求詐欺    | 388   | 171   | 217   | 4,844  | 3,533  | 2,010  |
| 融資保証金詐欺     | 25    | 19    | 27    | 421    | 348    | 295    |
| 還付金詐欺       | 59    | 8     | 288   | 1,904  | 2,375  | 1,804  |
| 上記以外の手口     | 12    | 8     | 8     | 182    | 93     | 184    |
| キャッシュカード詐欺盗 | 49    | 138   | 95    | 1,348  | 3,777  | 2,850  |
| 被害額（億円）     | 18.38 | 10.98 | 16.89 | 382.9  | 315.8  | 285.2  |

#### 【主な人身安全関連事案認知件数の推移】

| 区 分     | 兵庫県   |       |       | 全国     |        |        |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
|         | H30   | R元    | R2    | H30    | R元     | R2     |
| ストーカー事案 | 1,142 | 1,095 | 966   | 21,556 | 20,912 | 20,189 |
| DV事案    | 3,453 | 3,465 | 3,617 | 77,482 | 82,207 | 82,643 |
| 児童虐待事案  | 3,482 | 3,891 | 4,377 | 65,801 | 86,386 | 93,269 |
| 行方不明事案  | 5,427 | 5,524 | 5,042 | 87,962 | 86,933 | 77,022 |

### イ 条例定数化した警察官の政令定数化

- ・ 県単独定数として条例定数化した警察官を政令定数化すること

#### 【提案の背景】

- ・ 厳しい治安情勢に的確に対応するため、平成7年度に交通巡視員260人の警察官への身分切替を実施し、その260人を県単独定数として条例定数化した。
- ・ 県単独定数として条例定数化した警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化による財政措置を講じることにより、県の財政負担の解消につながる。

## (6) 刑務所出所者等の再犯防止対策の推進

【法務、厚労】

### ① 再犯防止対策を行う推進体制の整備

#### ア 必要な情報の提供

- ・ 地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、満期出所者を含む出所者の情報など国が把握している情報の提供や必要な助言を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 法務省が把握する出所者（満期出所者を含む。以下同じ）の情報が地方に提供されないため、支援を必要とする対象者の特定や確認ができない。
- ・ 個人情報等の取扱いには十分な配慮が必要ではあるが、出所者への支援を行うために必要な情報や指導・支援に役立つ情報の提供を、市町や関係機関・団体等と国に求めていく。

## イ 国による財政措置の実施

- ・ 国の「再犯防止推進計画」に基づき、地方公共団体が実施する就業支援、保健医療・福祉サービスの提供等の施策に対して恒久的な交付金制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 就業支援、保健医療・福祉サービス等の提供は、一過性のものではなく、継続した取組が必要であるが、再犯防止推進モデル事業の受託団体に対する国の財源措置は令和2(2020)年度で終了となった。

## ② 国による新たな就労機会創出のための制度の創設

- ・ 刑務所出所者等の雇用の場の確保のための軽易な業務を含む仕事の創出を実施すること

### 【提案の背景】

- ・ 就労により、生活基盤を確保し社会的自立に繋がることとなるが、刑務所出所者等が気兼ねなく働ける場が十分ではない。
- ・ 県には、刑務所出所者等の犯罪歴や更生過程の情報がなく、就労支援に必要なノウハウもない。

## (7) 犯罪被害者等に対する支援の充実 【内閣府、法務、国公委、警察】

### ① 生活支援制度の創設

- ・ 低利・長期の生活資金融資制度、被害直後の家事援助・介護支援者派遣・一時保育費用の補助など犯罪被害者等の生活を支援する制度を創設すること

### 【提案の背景】

- ・ 犯罪被害に遭った被害者や遺族は、様々な精神的負担を強いられ外出もままならず、また、再被害を受けるおそれのある被害者等が転居を必要とする場合もあるなど、経済的負担も大きく、生活を支援する制度が整備されれば、被害者や遺族の精神的・経済的負担の軽減に繋がる。
- ・ 転居費用の補助については、被害者支援条例により一部補助を行っている自治体もあるが一律の制度ではなく、また、県の取組として、再被害のおそれのある被害者等の一時避難について経済的支援を実施しているが、あくまで短期的なものである。

### ② 国民理解の促進

- ・ 犯罪被害者等が直面している問題について国民の理解を促進すること

### 【提案の背景】

- ・ 被害者も加害者も出さないという規範意識の向上及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、中学・高校生を対象に命の大切さを学ぶ教室を開催しているが、経費を理由に開催を断念している学校があるだけでなく、自治体によっては開催希望校が多いことから抽選により開催校を決めているなど、経費の負担が活動の障壁となっている。

### ③ 民間団体への支援の充実

- ・ 被害者支援センター等民間の犯罪被害者等支援団体の活動を支援するための運営費補助など財政措置を充実すること

### 【提案の背景】

- ・ きめ細かな支援を行うためには犯罪被害者等支援団体との協力・連携が重要であるが、支援団体の運営は補助金や寄付金等により行われているなど、財政基盤は不安定である一方、支援団体の取り扱う被害者支援業務は年々増加している状況である。

### ④ 性犯罪被害者支援の充実

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターの運営に対する支援等について、恒久的な支援制度とすること

### 【国制度の問題点】

- ・ 令和2(2020)年までに各都道府県に最低1カ所設置すること(国基本計画)とされ、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」が創設されたが、いつまで交付されるか不明である。

## IV 未来を創る人づくり

### 1 子どもを産み、育てやすい環境づくり

#### (1) こども庁の創設による子ども・子育て支援体制の強化

【内閣官房、内閣府、厚労、文科】

現在、国で検討が進められているこども庁の創設に当たっては、子ども・子育てに関する支援基盤の抜本的な強化を図るため、以下の機能の一元化について提案する。

##### ① 子ども・子育て関連施策の所管の一元化

- ・ 認定こども園を所管する内閣府、保育所を所管する厚生労働省、幼稚園を所管する文部科学省の省庁間の縦割りを排除し、子ども・子育て関連施策の財源、法律に基づく指導・監督権限などの業務所管の一元化を図ること

##### ② 認定こども園への一元化による幼児教育と保育の一体化

- ・ 幼稚園、保育所を認定こども園に一元化し、就学前の全ての子どもに幼児教育と保育を一体的に提供する体制を確立すること

#### (2) 認定こども園・保育所等の充実

【内閣府、文科、厚労】

##### ① 待機児童解消に向けた財源の確保

- ・ 「新子育て安心プラン」に基づき待機児童の解消および女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応できるよう、継続的かつ確実に財源を確保すること

###### 〔「新子育て安心プラン」の概要〕

- ・ 4年間(R3～R6年度末)で待機児童解消に必要な受け皿約14万人分の予算の確保
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応

###### <3つの支援のポイント> ※ 括弧内は主な内容

- ① 地域の特性に応じた支援
  - ・ 保育ニーズが増加している地域(整備費等の補助率の嵩上げ、先駆的取組みへの支援)
  - ・ マッチングの促進が必要な地域(保育コンシェルジュによる相談支援、巡回バス等による送迎支援)
  - ・ 人口減少地域の在り方の検討
- ② 魅力向上を通じた保育士の確保(情報発信プラットフォームの構築、短時間勤務保育士の活躍促進)
- ③ 地域のあらゆる子育て資源の活用(幼稚園の空きスペースの活用、ベビーシッターの活用)

##### ② 人口減少地域における保育所、認定こども園の新たな定員区分の設定

- ・ 保育所、認定こども園について、定員20人未満の設定、運営継続・人材確保が可能な公定価格の設定などにより、すべての地域で持続可能な制度とすること

###### 〔国制度の問題点〕

- ・ 人口減少地域では児童数の減少により、定員が20人未満となった場合は、保育所等(0～5歳児を保育)を統合し規模を拡大するか、又は保育所等から地域型保育事業(0～2歳児を保育)に移行せざるを得ない。
- ・ 保育所等がない地域は、地域に魅力がなくなり、より一層の人口減少を招くことに繋がる。新たな定員区分(20人未満)が設定可能となる制度とすることで、保育所等が存続でき、子育て世帯の移住の契機ともなり得る。

| [現行の施設別の定員、年齢] |            |         |         |           |
|----------------|------------|---------|---------|-----------|
| 区分             | 保育所、認定こども園 | 地域型保育事業 |         |           |
|                |            | 家庭的保育事業 | 小規模保育事業 | 居宅訪問型保育事業 |
| 定員             | 20人以上      | 5人以下    | 6～19人   | 1人        |
| 年齢             | 0～5歳       |         | 0～2歳    |           |

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実 【内閣府、厚労、文科】

#### ① 国庫補助率の嵩上げ

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の国庫補助率の嵩上げ(現行1/3)など制度を充実すること

#### ② 病児・病後児保育の充実

##### ア 看護師等の配置基準の改善

- ・ 低年齢児や感染症への対応などで必要となる看護師等や保育士の配置基準をより利用人数に即して改善するとともに、必要な経費について財源措置を行うこと

##### 【提案実現による効果】

- ・ 現行の配置基準(利用児童概ね10人につき看護師等1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上)を利用人数に即して緩和し、補助単価の増額により病児保育を円滑に推進できる。

##### イ 医療機関内設置基準の明確化

- ・ 医療機関内における病児保育施設の開設について、介護施設と同様に医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ等)や人員を共用して設置できるよう併設条件を明確化すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 介護施設の医療機関内設置については、医療法解釈に関する国通知において一定の条件の下で待合・廊下・トイレ等設備や人員の共用が認められているが、病児保育施設については、医療と密接な関連があり併設が望ましいにも関わらず対象とされていない。

※平成30年3月27日付厚生労働省医政局長・老健局長通知「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」

#### ③ 放課後児童対策の充実

##### ア 安定運営支援

##### i) 運営費の国負担割合の引上げ

- ・ 「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合を引き上げること(国1/3→1/2へ)

##### ii) 放課後児童クラブの長時間開所加算(平日分)の対象拡大

- ・ 長時間開所加算(平日分)の対象を拡大すること(「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ)

##### 【国制度の問題点】

- ・ 女性の就業が進み、長時間の開所を求める声が多い中、多くの放課後児童クラブが時間延長に取り組んでいるが、加算の要件が厳しいことから、4.8%(72/1,496箇所、R2年12月時点)しか活用できていない。
- ・ 提案が実現すれば、5時間以上開設しているクラブが約9割あるため、開所時間を延長するインセンティブとなり居場所づくりが促進される。



##### iii) すべての小規模クラブの補助対象化

- ・ 10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオルト・ニュータウン等でも、山間地

や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること

**【国制度の問題点】**

- ・へき地等でない地域において、農村地域等で隣接校区のクラブと距離が離れていたり、確保施設が狭小等の理由で小規模クラブを設置している場合がある。(R2年度 74件)

**イ 放課後児童支援員等の処遇改善**

- ・放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと

**(4) 保育士等の処遇改善 【内閣府、文科、厚労】**

**① 保育士の配置基準の改善等**

**ア 配置基準の改善と公定価格の引上げ**

- ・保育士一人あたりの児童数が多いことによる負担を軽減するため、配置基準の計算方法の改善とこれに伴う保育士の人件費増にかかる財政措置を充実すること

**【国制度の問題点】**

- ・現行の配置基準では、必要保育士数は計算上、四捨五入で算出されるため、例えば4～5歳児の場合、計算上は44人まで1人(44/30≒1.47)となり、小学生(児童35人に教員1人)より負担が大きくなる。
- ・このため、必要保育士数を四捨五入ではなく切り上げにより計算することで、31人から保育士が2名配置(31/30≒1.03)となり、保育士1人あたりの負担が軽減される。

**【保育士の配置基準】**

| 区 分         | 0歳児 | 1～2歳児 | 3歳児    | 4～5歳児 | 【参考】小学生 |
|-------------|-----|-------|--------|-------|---------|
| 保育士1人当たり児童数 | 3人  | 6人    | 20人(※) | 30人   | 35人     |

※ 児童15人につき保育士1人により実施する施設に対して、加算措置あり

**【本県の保育士の有効求人倍率】(各年1月時点)**

| H28   | H29   | H30   | H31   | R2    | R3    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2.01倍 | 2.51倍 | 2.81倍 | 3.78倍 | 3.80倍 | 2.63倍 |

- ・保育士の給与水準について、他産業並の水準となるよう公定価格の引上げを行うこと

**【R2厚生労働省 賃金構造基本統計調査】**

|         | 全産業 | 上段：全国<br>下段：(兵庫県)    | 保育士 | 上段：全国<br>下段：(兵庫県)    |
|---------|-----|----------------------|-----|----------------------|
| 所定内給与月額 |     | 307.7千円<br>(301.5千円) |     | 245.8千円<br>(259.8千円) |

**イ 看護師配置に対する公定価格への加算**

- ・保育所に看護師を配置する経費を公定価格に加算すること

**ウ 食物アレルギーに対応する人員確保への財政措置の拡充**

- ・食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等の人員確保のための財政措置を拡充すること

**【国制度の問題点】**

- ・乳幼児の健康・安全への配慮や体調急変時への対応のため、保育所への看護師配置が望ましい。
- ・食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等において、現在、栄養管理加算があるが、配膳ミス等の事故防止のための追加人員の確保が必要である。

**最重点 エ 認定こども園等における障害児の受け入れ支援の充実**

**新**・私立認定こども園等における障害児の受入支援については、国庫補助制度の在り方も含め、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること

**新**・障害児を受け入れる私立認定こども園等を一層支援するため、国庫補助制度において受入障害児が1人であっても補助対象とするとともに、実態に応じた補助単価に引き上げること

**【障害児の受け入れにおける国庫補助制度の概要】**

| 事業名  | 補助要件・額(年額)・負担区分  | 支障事例   |
|--|--|--|
| 私学助成（特別支援教育推進事業）<br>[文部科学省]                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児2人以上</li> <li>・784千円/人</li> <li>⇒常勤保育士の平均年収:3,700千円(R2賃金構造基本統計調査)と比較して金額が低い</li> <li>・国庫1/2・県1/2</li> </ul> | [幼稚園型認定こども園]<br>1・2号認定:文科省補助<br>3号認定:内閣府補助<br>⇒同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。 |
| 子ども・子育て支援交付金<br>(多様な事業者の参入促進・能力活用事業) [内閣府] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児2人以上</li> <li>・約784千円/人(月額65,300円/人)</li> <li>・国庫1/3・県1/3・市1/3</li> </ul>                                   |  |

- ・ 幼稚園等特別支援教育経費について、障害児1人以上（現行：2人以上）に補助対象を拡大し、国庫補助単価を引き上げること。また、障害児の預かり保育を実施する園には、人件費等の必要な財源措置を行うこと

**【国制度の問題点】**

- ・ 発達障害児は年々増加し、園においてきめ細やかな対応が求められる中、障害児1人の園は国庫補助対象外であり、県が独自に補助している状況で県の負担である。また、国庫補助単価が実際に必要な人件費等と比較して低いため、その差が園の負担となっている。国庫補助単価は地方交付税措置がなされている障害児保育の交付税単価と比べても著しく低い。
- ・ 県では保護者のニーズに対応するため、障害児の預かり保育を実施する園には県が独自に補助しているが、今後、ニーズが高まることが想定され、国としての措置が必要と考える。

**オ キャリアアップ研修の一部受講とみなす園内研修の確認事務の簡素化**

- ・ 保育士等のキャリアアップ研修(処遇改善等加算の要件)の一部受講とみなす園内研修の都道府県の確認事務について、全ての保育所及び地域型保育事業所の園内研修を確認することは膨大な事務量を伴うため、都道府県の事務負担に配慮した仕組みに見直すこと
- ・ 都道府県の確認事務に関する手続きの詳細な方法や様式等を示すこと

**【国制度の問題点】**

- ・ 保育所及び地域型保育事業所が園内研修を実施し、都道府県がその内容等について、国で定める要件を満たしていることを確認した場合、園内研修の修了者については、通常1分野15時間以上の受講が必要とされているキャリアアップ研修において、1分野最大4時間の研修時間を短縮できることとされた。(R1.6.24国通知)
- ・ 県内全ての対象施設が実施する園内研修毎に県が内容等を確認しなければならず、県の事務負担が膨大になる。(県内対象施設数(R3.4.1時点) 私立保育所:361箇所、地域型保育事業所:381箇所)
- ・ 確認に関する具体的な事務手続きの方法や様式等が国から示されていない。

**(5) 「保育の質」を確保する監査体制等の充実支援**

**【厚労】**

- ・ 「保育の質」を確保する取組に必要な財政措置を講じること
  - 保育・教育施設に対する法令遵守研修等の実施
  - 監査指導体制の強化

|   |   |
|---|---|
| [本県の「認定こども園の適正運営・再発防止に係る指針」に基づく取組内容]  |   |
| ・ 県内で発生した認定こども園の不正事案を踏まえ、不適切な保育等の防止と「保育の質」確保のため、適正運営・再発防止の指針を作成し、指導監査等の強化、法令遵守研修等を実施。 |   |
| 監査指導の強化   | ・ 新設、移行後の早い段階での適正運営確保に向けた指導の実施<br>・ 抜き打ち監査・調査の活用による牽制効果の強化<br>・ 市町との協働の強化<br>・ 幼児教育無償化に伴う認可外保育施設への指導監督の強化 等 |
| 事業者への啓発   | ・ 法令遵守研修の実施<br>・ 各園での自己点検・自己評価及び情報公開の推進 等   |
| 認定こども園・保育所等ホッパインの開設   | ・ 認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相談の県内一律の電話相談システムを運営   |

**(6) 子育ての経済的負担の軽減**

**【内閣府、財務、総務、文科、厚労】**

**① 幼児教育・保育の無償化の拡充等**

**ア 0～2歳児保育の完全無償化の実現**

- ・ 住民税非課税世帯を対象に、0～2歳児の保育料が無償化されているが、所得制限の一層の緩和など、すべての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

|   |          |           |          |
|---|----------|-----------|----------|
| [ひょうご保育料軽減事業の概要 (R1.10月以降)]   |          |           |          |
| ・ 国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を上限に保育料を軽減 |          |           |          |
| 区分  |          | 所得階層 (年収) |          |
|   | 住民税非課税世帯 | 約360万円未満  | 約640万円未満 |
| 第1子   | —        | 10,000円/月 | —        |
| 第2子   | (国無償化)   | 15,000円/月 |          |
| 第3子以降   |          |           |          |

**イ 在宅子育てへの支援**

- ・ 子どもの健やかな成長や、希望する子どもの数の実現のため、在宅で育児を行う家庭の負担が軽減されるよう、「在宅育児手当(仮称)」を創設し、経済的支援を拡充すること

|  |  |
|--|--|
| <b>&lt;在宅子育ての支援に関するR3兵庫県新規事業&gt;</b>   |  |
| ・ 保育士や栄養士などによる訪問相談等の実施                 |  |
| ・ 三世同居対応改修工事費の支援 (キッチン、浴室、トイレ等の改修)     |  |
| 対象事業費(上限)：400万円 負担割合：県1/3、市町1/3、所有者1/3 |  |

## ② 子どもの医療費助成制度の創設

- 子どもの医療に対するセーフティネットは、国の責務として、社会保障政策の中に位置づけ、早急に子どもの医療費助成制度を創設すること

[本県が実施する子どもの「医療費助成」の概要] ※全都道府県で独自に実施

### ①乳幼児等医療費助成（0歳～小3、対象者数：約332,000人） ※全市町で実施

| 世帯区分                                    | 一部負担金                      |                      |
|---|----------------------------|----------------------|
|   | 外来                         | 入院                   |
| 低所得者（市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下）       | 1医療機関等当たり<br>1日600円（月2回まで） | 医療費の1割<br>月額2,400円限度 |
| 一般（市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算））※0歳児は所得制限なし | 1医療機関等当たり<br>1日800円（月2回まで） | 医療費の1割<br>月額3,200円限度 |

### ②子ども医療費助成（小4～中3、対象者数：約210,000人） ※全市町で実施

| 世帯区分                     | 一部負担金          |
|--------------------------|----------------|
| 市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算） | 医療保険の自己負担額の2/3 |

## ③ 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

- 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、未就学児に対する軽減措置が導入されるが、子育て世帯の経済的負担を更に軽減する観点から、対象範囲を未就学児に限定せず、高校生世代以下の子どもまで拡大すること
- その上で、最終的には国保の制度設計とそれに伴う財源確保の責任、権限を有す国の負担により、均等割保険料を廃止すること

### 【国制度の問題点】

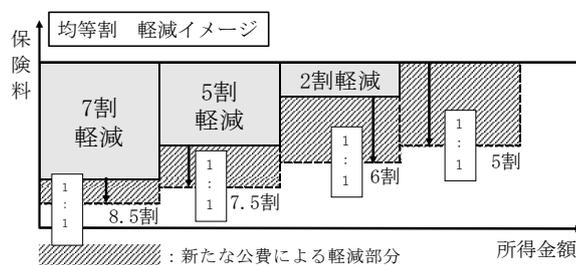
- 国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されており、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。

### <子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の導入>

- 全世帯の未就学児に対する均等割保険料について、その1/2を公費で負担

- 負担割合：国 1/2  
都道府県 1/4  
市町村 1/4

- 実施時期：R4年度～



### <保険料の仕組み>

国民健康保険料は、国民健康保険法に基づき、所得割、均等割、平等割を賦課するものとされ、保険者（各市町）ごとに金額を決定している。これらの合計額が保険料となり、世帯主が支払義務者となる。

|     | 所得割                  | 均等割               | 平等割            |
|-----|----------------------|-------------------|----------------|
| 保険料 | (世帯加入者全員の前年所得額×所得割率) | (子どもを含む世帯加入者数×定額) | (一世帯あたりの額(定額)) |

## (7) 児童虐待等防止対策の強化 【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労】

### ① 児童相談所の体制強化等

#### [国の「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(H31年3月19日関係閣僚会議決定)の概要]

虐待相談件数の増加や児童虐待事案等を踏まえ、児童虐待対策の抜本的強化を図ることとし、本対策の実施に向け、児童福祉法等を改正

- ① 子どもの権利擁護（体罰の禁止及び体罰によらない子育て等の推進等）
- ② 児童虐待の発生予防・早期発見（児童相談所の体制強化、中核市等の児童相談所の設置促進等）
- ③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（関係機関の連携強化等）
- ④ 社会的養育の充実・強化（里親の開拓及び里親養育への支援の拡充等、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進等）

#### [兵庫県における児童虐待相談の状況（実件数）]

| 区 分          | H28年度 | H29年度  | H30年度  | R元年度   | R2年度〔対前年度比〕〔対H28年度比〕   |
|--------------|-------|--------|--------|--------|------------------------|
| 県・市こども家庭センター | 4,104 | 5,221  | 6,714  | 8,308  | 8,816〔106.1%〕〔214.8%〕  |
| うち一時保護件数     | 589   | 694    | 1,408  | 873    | 1,387〔98.5%〕〔235.0%〕   |
| 市 町          | 4,557 | 6,507  | 8,045  | 9,900  | 10,323〔104.2%〕〔226.5%〕 |
| 計            | 8,661 | 11,728 | 14,759 | 18,208 | 19,139〔105.1%〕〔220.9%〕 |

#### [兵庫県における児童福祉司の専門職配置]

・R3年4月1日時点配置数(正規+非常勤嘱託員):124人(配置標準129人)

※児童福祉法の配置標準(H31年4月児童福祉法施行令改正)H31人口4万人→3万人に1人(経過措置R4年3月まで)

### ア 児童福祉司・児童心理司の確保

- ・児童福祉司の配置標準見直しにより大幅な増員が必要となるが、計画的な人材育成を行うとともに、執務室や相談室といった児童相談所の建物整備も含めて、人材確保に必要な財政措置を行うこと

### イ 市町と児童相談所との役割分担の明確化

- ・児童家庭相談の一義的な対応を担う市町と児童相談所との役割分担を明確化すること

#### 【提案の背景】

- ・市町と県(児童相談所)との間で、明確な役割分担が示されていないことから、困難事案以外でも児童相談所での対応を求められるものがある。

### ウ 中核市における児童相談所の設置義務化

- ・中核市の児童相談所設置を義務化すること
- ・義務化するまでの間は、中核市への設置促進のための財政措置など支援策を講じること

#### 【提案の背景】

- ・令和元年度改正児童福祉法附則において、国は施行後5年を目途に中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を行うことが求められている。
- ・中核市が児童相談所を設置した場合、同じ自治体で市区町村としての役割も担うことになり、一元化された効率よい運用が期待できるため、更に、必要な支援策を講じていく必要がある。

### エ 児童相談所の調査権限の強化

- ・親の同居人や交際相手等を含めた調査権限を児童相談所に付与すること

#### 【提案の背景】

- ・平成24年度から親権一時停止制度が実施されたが、停止期間中に親指導を行い、第一義的には家庭復帰をするために、家族再生を行う必要がある。

- ・ 親の同居人や交際相手などが、児童と生活を共にしているものの、人物の特定が困難である等、生活実態の把握に当たって、児童相談所の調査に限界がある。
- ・ 親権一時停止期間が2年以内であることから、その間に家族再生を行うための実効性のある親指導のプログラムに基づき、児童相談所を中心に関係機関と協力する必要がある。

## ② 一時保護所の環境改善と量的拡大

- ・ 一時保護所について、個別対応が可能な居室の整備などの環境改善と一時保護委託を含めた量的拡大を早急に図ること

### 【提案の背景】

- ・ 一時保護件数の増加に対応し、虐待等による緊急保護、援助方針を定めるための行動観察、短期入所指導による心理療法・生活指導等の一時保護所の機能を十分に発揮するため、個別対応が可能な居室の整備や保護委託を含めた量的拡充が必要である。

## ③ 児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化、多機能化及び機能転換に対応した人員配置

- ・ 定員40人以下の施設においても栄養士を配置する場合に必要な財源を措置すること
- ・ 児童養護施設等におけるショートステイなど短期の利用を促進するため、「子育て短期支援(ショートステイ・トリライトステイ)事業」の暫定定員(※)への反映等の措置を講じること

### 【国制度の問題点】

#### ○暫定定員とは

措置権者である都道府県等は各年度の各児童養護施設等の保護単価の設定に際して、前年度あるいは過去3年度の月平均の入所者数が定員の90%以上を満たさない場合に、その満たない数に定員を改定するが、これが困難な場合に設けるのが暫定定員である。

#### ○暫定定員算定における問題点

- ・ 社会的養育推進計画において、施設の多機能化として「子育て短期支援事業」への取組みが推奨される中、児童養護施設が当該事業を実施しても、在籍児童の延べ日数や在籍児童数に算定できなくみになっていない。一方、一時保護委託児については、算定対象となっている。
- ・ 実際に施設が「子育て短期支援事業」を実施するにあたっては、一時保護と同様、居室を確保し、職員を配置する必要がある。
- ・ 児童養護施設において、「子育て短期支援事業」の受入れ児童も算定の対象とするよう、改善を求める。

- ・ 国が進める児童養護施設等の小規模化・地域分散化のためには人材確保が急務であることから、保育士修学資金貸付(就職準備金)の対象を拡充し、児童養護施設等において子どもの監護全般を担う「児童指導員」についても、対象とすること

## ④ 児童家庭支援センターの相談体制の強化

- ・ 児童家庭支援センターへの指導委託に要する費用を国庫負担とすること
- ・ 体制強化に向けて財源措置を充実すること

### 【提案の背景】

- ・ 平成28年度から児童相談所からの指導委託費補助が新設されたが、児童家庭支援センターが受託する指導委託費について、児童福祉法第50条による国庫負担の対象として規定することが望ましい

## ⑤ 特別養子縁組の活用促進

- ・ 児童相談所を中心に民間機関等と連携した特別養子縁組の活用が進むよう、児童相談所等の職員の確保・育成や財源措置の充実を図ること

### 【本県が実施している「里親・特別養子縁組制度」の概要】

- ・ 思いがけない妊娠や若年者の妊娠等に対して、医療機関、市町、こども家庭センター、公益社団法人家庭養護促進協会等が連携し、里親制度を活用した新生児・乳幼児段階での特別養子縁組を推進

## ⑥ 協議離婚時におけるDV被害者や同伴児童への配慮

- 協議離婚時の面会交流に関する取り決めをする際には、DV被害者や同伴児童は加害者との接触による精神的な負担が大きいことから、特別な配慮を行うこと

### 【提案の背景】

- 平成23年民法改正により、父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流に関する取り決めを行うこととされているが、DV被害者や同伴児童にとって、面会交流に関する調整（面会時間・場所等）で、加害者と接触することは精神的な負担が大きい。

## (8) 統計・調査に係る事務負担の軽減

【内閣府、厚労】

- 新・社会福祉施設等調査など国の行う各種統計・調査が、保育所や認定こども園等の事務負担となっていることから、調査様式の簡素化等を実施すること

### 【保育所等への主な統計・調査】

- 福祉行政報告例（毎月：定員、年齢階級別在籍人数）
- 社会福祉施設等調査（毎年：基本情報、年齢別児童数、苦情対応、第三者評価、職種・常勤非常勤・経験別従事者数、採用・退職者数等）
- 地域児童福祉事業等調査（毎年テーマを変えて実施。R3は認可外保育所が対象、内容は利用料金、開所時間、従事者数等）
- 認定こども園に関する調査（毎年：類型、設置主体、認定日、在籍園児数（認定区分・年齢・本園・分園別）等）
- 保育教諭の免許・資格の取得に関する実態調査（隔年：保育教諭について取得していない免許・資格の取得予定等）

## (9) 出会い・結婚支援の充実

【内閣府】

- 「地域少子化対策重点推進交付金」の補助率を国10/10とすること

### 〔「地域少子化対策重点推進交付金」の概要〕 R3当初：8.2億円

- 地方公共団体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）の優良事例の横展開による支援
- 地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援  
※ 補助率：⑳補正10/10 → ㉑～1/2 に引き下げ

### 〔本県が実施している「ひょうご出会いサポートセンター事業」の概要〕

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | ①お相手選び、お見合い等、会員への個別サポート（県内10か所及び東京都内1カ所で運営）<br>※令和2年7月7日からスマートフォンを活用した婚活を開始 |
|      | ②出会いイベントの実施や紹介（R2年度85回）   |
|      | ③結婚力アップセミナーの開催（R2年度38回） 他   |
| 成婚数  | R2年度127組 累計1,852組（令和3年3月末現在）  |

## 2 新しい時代に対応する学びの環境づくり

### (1) 教職員定数の改善・加配措置の充実

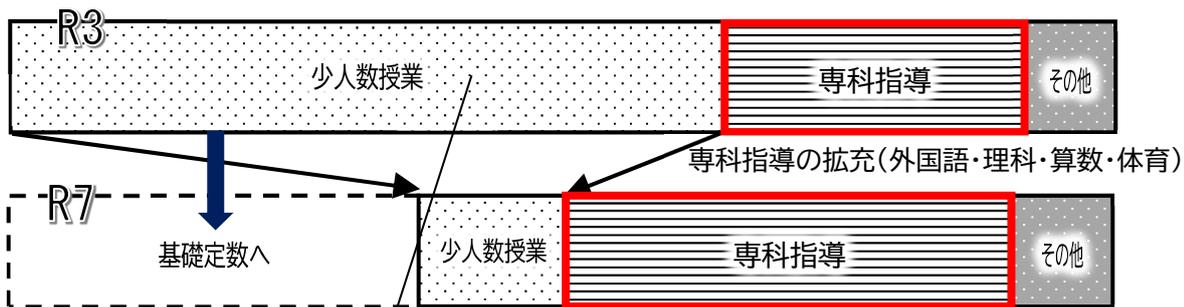
【総務、財務、文科】

標準法で措置されている定数については、従前どおり着実に措置するとともに、新たな課題について学校の指導・運営体制が効果的に実施できるよう適切に対応すること

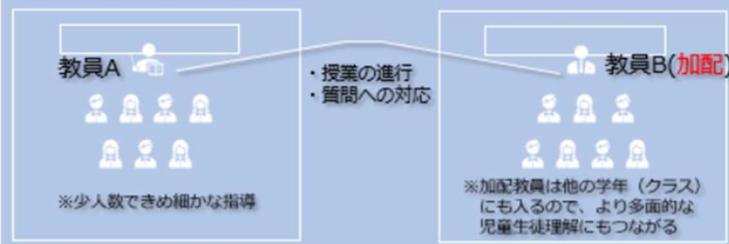
#### ① 少人数学級の実現

- ・義務標準法の改正により、令和3年度から小学校2年生より学年進行で実施される35人学級の実施に当たっては、きめ細かな指導体制を維持するため、加配定数を基礎定数に振り替えることなく、教職員定数の拡充により対応すること

(35人学級実施後の加配教員の配置イメージ)



〈事例①〉少人数指導 (40人を2クラスに分割し、各クラスで指導)



〈事例②〉同室複数指導 (40人を2名で複数指導)



本県では、左記事例のとおり加配教員を活用したきめ細かな指導を実施している。

しかし、基礎定数への振替えにより加配定数が減らされると、これまで取り組んできたきめ細かな指導の実施ができなくなるおそれがある。

- ・感染症等の緊急時でも安全・安心な教育環境を確保しつつ、すべての子どもたちの学びを保障するため、学級編制を中学校3年生まで速やかに拡大するとともに、高等学校までの少人数学級編制を早期に実現すること。併せて、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること。

#### ② 中学校における少人数指導の一層の拡大

- ・中学校においては、教科の特性や生徒の学習状況を踏まえた少人数指導が効果的なことから、少人数指導がより一層充実できるよう、定数改善を図ること

**【提案の背景】**

- ・ 個々の子どもへの指導、支援をより充実させるためには、学年や学級をいくつかの集団に分割し指導することが効果的であることから、本県では独自に少人数学習集団の編成を行っている。

**③ 中学校における免許外教科担任を解消するための定数改善と支援の充実**

- ・ 中学校においては、9教科（10種類）を担当する教員数の確保が必要であるが、小規模校においては標準法上の算定基準がこれを下回っていることから、十分な教員配置が可能となるよう定数改善を図ること
- ・ 現職教員の複数免許状取得に要する時間や経費の負担軽減を図るため、取得単位要件の一部について、勤務する学校の実務経験を踏まえた都道府県教委による認定も可能とすること

**【提案の背景】**

- ・ 小規模中学校における免許外教科担任については、免許保有者が配置されるよう計画的な人員配置や加配措置、兼務の活用により解消を図っているが、これらの取組だけでは限界がある

**[本県の小規模中学校における免許外教科担任の推移]**

(夜間中学、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く)

|      |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 申請年度 | H30 | R1  | R2  | R3  |
| 許可件数 | 177 | 130 | 110 | 110 |

**④ 個別事情に応じた加配定数の維持**

- ・ いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、学校現場の実態も踏まえ、より一層の充実を図ること

**【提案の背景】**

- ・ いじめ・不登校への対応等、個別の事情に応じて措置される加配定数について、児童生徒数の減少に連動して一律に削減されると、きめ細やかな対応が困難となるため。
- ・ 高等学校においては、暴力件数等については減少傾向にあるものの、いじめの認知件数や自殺件数の増加がみられ、重大事案の未然防止や早期対応が求められている。

**⑤ 高等学校の定数改善計画の早期策定と着実な実施**

- ・ 高等学校において以下のような取組を行うため、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること
  - 小規模校の多様な学びを確保するための十分な教員配置
  - 自治体独自の学科や類型等への実態に応じた十分な定数措置

**【提案の背景】**

- ・ 職業学科等については、国が定める学科が基礎定数上での措置の対象となるが、兵庫県が設置している学科等で現在措置の対象となっていないものについても、定数改善計画の中で学科の特色や実態に応じて措置の対象とする必要がある。

**[基礎定数上での措置の対象]**

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 措置されている  | 農、工、商、水産、国際、家庭、看護、福祉、理数、音楽、美術、体育 |
| 措置されていない | 環境防災科（舞子）、演劇科（宝塚北） ※県基準では措置      |

**⑥ 高等学校等の加配措置の拡充**

- ・ 高等学校における習熟度別少人数指導の更なる充実のため、加配措置の拡充を図ること
- ・ 中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の高等学校における開設科目数に応じた加配措置基準の引き下げ及び措置数の拡充を図ること

**【提案の背景】**

- ・ 普通科において、外国語のコミュニケーションを図る授業や数学のコンピュータ活用授業等で少人数指導を行うため特別に定数加配が必要な場合には、指導方法改善加配の対象となること、令和3年度は75人の必要数に対して、加配措置は41人とどまっている。
- ・ 本県は、地域の過疎化等にも配慮しながら、地域と連携した活性化方策を研究する連携型中高一貫教育校を設置（氷上西高等学校及び千種高等学校）しているが、学校規模が小さいために教職員定数の加配措置に必要な科目数を確保できず、国の加配措置を受けることができない。

**[中高一貫教育における教職員定数の加配措置]**

- ・ 後期課程（高等学校に相当）等で開設科目数が45科目以上の場合に加配

|             |               |
|-------------|---------------|
| 中等教育学校及び併設型 | 3人（教諭2＋事務職員1） |
|-------------|---------------|

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 連携型 | 1.5人（教諭1＋事務職員0.5） |
|-----|-------------------|

※ 連携型の県立氷上西高等学校及び千種高等学校については、学校規模が小さく、45科目以上の科目開設ができない。

**⑦ 障害のある子どもに対するきめ細かな指導を実現するための定数の改善**

- ・ 障害のある子ども達の個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を実現するため特別支援学校及び特別支援学級の学級編制基準及び教職員定数を改善すること

**【提案の背景】**

- ・ 特別支援学校の標準学級の算定上、「訪問指導を要する児童生徒」は「重複障害学級」編制の対象として整理されることとなっているが、訪問学級は本校とは別に病院等に設置している実態を踏まえて学級編制基準の項目とするべきである。
- ・ 特別支援学級の在籍児童生徒数増加に伴う1学級平均人数の増加に加え、障害の重度・重複化、多様化が進む中、1学級8人の学級編制では対応が困難なため、特別支援学校と同等の標準（1学級6人）とすべき。

**【特別支援学級の児童生徒数】**

(単位：人)

|     | H19   |           | R3    |           | 差(R3-H19) |           |
|-----|-------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
|     | 児童生徒数 | 1Clあたり児童数 | 児童生徒数 | 1Clあたり児童数 | 児童生徒数     | 1Clあたり児童数 |
| 小学校 | 2,729 | 2.54      | 6,948 | 4.33      | 4,219     | 1.79      |
| 中学校 | 1,008 | 2.48      | 2,398 | 3.83      | 1,390     | 1.35      |

- ・ 特別支援学校の事務職員について学部数をもとにした算定となっているが、児童生徒数の増加に伴い増大する事務処理に対応するため、学校規模に応じた適切な配置が必要である。

**⑧ 特別な支援を要する児童生徒対応に応じた加配定数の一層の充実**

- ・ 児童生徒数や学級規模だけでなく、特別な支援を要する児童生徒（発達障害、外国人児童生徒等）の増加や特別な事情を加配定数に適切に反映させ、より一層の充実を図ること
- ・ 高等学校においても特別な支援を要する生徒の増加に対応する加配定数について、より一層の充実を図ること

**【提案の背景】**

- ・ 通級による指導を要する児童生徒が増加しており、小中学校では近年通常の学級において特別な支援を要する児童生徒への対応による教員の負担が増え、1人1人に寄り添うことが困難となっている。

**[通級による指導を要する児童生徒]**

- ・ R3：約4.1千人（R2：約3.6千人）

- ・ 対象児童生徒数に応じた基礎定数化により、きめ細かな指導の充実と安定的な定数措置が図られているところであるが、本県においては、日本語指導に係る必要な定数が維持されていない。

[本県の日本語指導に係る定数の推移]

H29 : 27人(基礎: 2人、加配: 25人)

H30 : 27人(基礎: 4人、加配: 23人)

R元 : 27人(基礎: 6人、加配: 21人)

R2 : 26人(基礎: 8人、加配: 18人)

R3 : 25人(基礎: 10人、加配: 15人)

・平成30年度に9校33人から始まった高等学校における通級指導の対象生徒数は、令和2年度には15校80人にのぼるなど年々増加傾向にあり、令和4年度は100人が見込まれている。

## ⑨ 特別支援学校等の加配措置の充実

- ・特別支援学校や特別支援学級の個に応じた適切な指導や支援を充実させるため、加配定数の充実を図ること
  - 障害の程度や特性に応じた看護師、介助員、言語療法士等の適切な人員配置
  - 障害のある生徒の自立と社会参加に向けて、就労支援等の充実を図る専任教員の配置
  - 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任化

### 【提案の背景】

- ・ 障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、一人一人に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るため、看護師、介助員をはじめ、言語療法士等の多様な人員の配置が必要である。
- ・ 障害のある生徒が、将来の自立と社会参加を図るためには、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要であることから、福祉、労働等の関係機関と連携し、高等学校段階等における就職支援等の充実を図る専任教員の適切な配置が必要である。
- ・ 関係機関等の専門スタッフ等との連携調整や内外の関係者の相談窓口、校内委員会の企画・運営等を行う特別支援教育コーディネーターの専任化が必要である。

### 【平成29・31年特別支援学習指導要領等の改訂の概要】

- ・ 幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
- ・ 一人一人の障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実
- ・ 卒業後の自立と社会参加に向けた教育の充実

## ⑩ 小・中・特別支援学校における栄養教諭の定数改善

- ・安全安心な学校給食の実施及び食育推進のため、小・中・特別支援学校においては、業務内容に見合った栄養教諭の配置が可能となるよう定数改善を図ること

### 【提案の背景】

- ・平成17年度の食育基本法の施行とともに、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられたが、栄養教諭は、学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は従前の学校栄養職員の配置基準のままで、定数改善はなされていない。
- ・こうした中、食に関する指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒一人一人に対応した業務の重要性が高まっている中、栄養教諭は一校一名の配置ではないため、養護教諭や食育担当教諭が学校給食におけるアレルギー対応の責務を担い、業務過重となっている場合がある。

## (2) 教育の充実

【文科、スポーツ】

### ① グローバル化に対応した教育の推進

#### ア 小学校英語の教科化への対応

- ・ 現場の実態を踏まえ、以下のように活用しやすい加配要件にすること
  - 英語に関する資格要件の緩和（英検 2 級程度）
  - 経験豊富なALT（外国語指導助手）とともに授業をする専科教員については英語に関する資格要件の廃止 など

#### イ ALTの配置拡充のための財政措置の充実

- ・ ALT(外国語指導助手)の配置拡充のための補助制度の新設及び英語教材・備品整備等、財政措置を充実すること

##### 【提案の背景】

- ・ 小学校においては、令和 2 年度に新学習指導要領が完全実施され、英語指導力を持つ教員の確保が急務であるが、加配教員の英語力に関する要件が厳しいため、加配教員の確保が困難な地域がある。
- ・ 中学校においては、新学習指導要領で示された、聞く、読む、話す、書くの 4 技能をバランスよく育成することや、グローバル人材を育成するための英語以外の授業における英語の導入に対応するため、より一層のALTの活用及び英語教材・備品整備の充実を図る必要がある。
- ・ 高等学校においては、新学習指導要領で求められている、より高度な英語教育を実践するため、県立高等学校 1 校につき、1 名のALTを配置する必要がある。

##### 【加配教員の英語力に関する要件】

- ・ 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ・ CEFR B2 相当以上の英語力を有する者(小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要) 等

##### 【本県が実施している「ひょうごがんばり学びタイム」の概要】

|      |   |
|------|---|
| 概 要  | 小学校外国語活動及び英語科の早期化に伴い、地域人材を活用した校内指導体制強化を支援 |
| 実施内容 | 地域人材を活用した英語授業の実施                          |

#### ウ コロナ禍におけるALTの確保

- ・ JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）によるALTについては、速やかに招致できるよう調整を図ること
- ・ 予定人数を招致できなかった場合は、その代替となる人材確保のために必要な財政措置を講じること

##### 【提案の背景】

- ・ 世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響で、JETプログラムによる新規来日ALTの招致はいまだに大幅に遅れており、多くの学校で長期にわたり、ALTが不在の状態が続き、教育活動に多大な影響を及ぼしている。一部を県単独採用等により対応しているが、必要人数を十分に確保できない状況にある。

### ② 高等学校の福祉・看護課程の教員の確保

- ・ 高等学校の福祉・看護課程の教員確保のため、処遇面の改善に対する財政支援を講じること

##### 【提案の背景】

- ・ 高等学校の福祉・看護課程の出身者は、福祉・看護関連への就職率が高く、即戦力として活躍し、離職率も低いことから、関係者の評価も高く、高等学校の福祉・看護課程での人材の育成が求められている。
- ・ 国家資格の養成課程である福祉課程・看護課程では、高等学校としての基準だけでなく厚生労

働省の養成施設としての基準を併せて教育課程内で実施している。また、産業教育手当の対象となっている農業・水産・工業に関する課程と同様に、教育課程に実習が位置づけられているが、現在産業教育手当の対象になっていない。

- ・ 国家資格養成課程としての教員要件が厳しく、教員の確保が難しい。処遇面での改善により、教員確保を図る必要がある。

### 主③ 学校のICT化の推進

- ・ 現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、必要な財政措置を講じること
- ・ 教員や児童生徒のICT活用をサポートするICT支援員やGIGAスクールサポーター等を十分に配置できるよう、必要な財政措置を継続すること

新・ 1人1台端末を活用した効果的な教材や指導方法等に関する国の研究成果の普及・情報発信に努めること

新・ 今後必要となるAIドリルなどの先端技術や教育ビッグデータの活用について、財政措置を講じること

- ・ 学術情報ネットワーク(SINET※)への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること

〔※ SINET：国立情報学研究所(NII)が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、超高速・高信頼での利用が可能〕

#### 【提案の背景】

- ・ 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」では、システム保守料やサポート料、情報機器の高額なランニングコスト等について、地方財政措置が講じられていない。
- ・ ICT支援員については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」で、4校に1人の配置基準で積算され、地方財政措置されている。一方でGIGAスクールサポーターについては、令和3年度の国の補助事業(補助率1/2)として計上されており、令和4年度も継続した支援が必要となる。
- ・ 県立学校においては、令和4年度入学生からBYODの順次導入を進めることとしており、教員のICT活用指導力向上研修やHYOGOスクールエバンジェリストによる授業実践例の活用を進めているが、国による学校種別ごとの効果的な教材や授業実践例等の情報発信・情報提供が必要である。  
※ BYOD：Bring Your Own Device。個人所有の端末を学校に持ち込んで利用すること。
- ・ 学術情報ネットワーク(SINET)については、令和4年度の次期SINET(SINET6)への移行に合わせ、初等中等教育機関向けにも開放予定となっているが、SINETへの接続にあたっては、地方公共団体が負担することとなっている。

## (3) いじめ等問題行動、不登校の早期発見・早期対応 【内閣府、文科】

### ① スクールカウンセラー等の配置義務の明確化

- ・ スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを学校に標準的に配置すべき職として、職務内容等を法令上明確化し、その増員を行うこと
- ・ 学校教育法等において正規職員として規定するとともに、義務標準法において定数として算定し、国庫対象とすること

| [制度概要等]       |   |  |   |
|---------------|---|--|---|
| 区分            | 役割  | 必要性や課題   | 本県の状況   |
| スクールカウンセラー    | 児童生徒本人及び保護者の心の問題に着目して問題解決を図る。<br><b>資格</b><br>・臨床心理士・公認心理師等<br><b>職務内容</b><br>・児童生徒へのカウンセリング<br>・教職員に対するカウンセリング・マインドに関する研修<br>・児童生徒への対応に関して、保護者・教職員への助言 | ・不登校や問題行動等の増加、その低年齢化が進む中、教職員のカウンセリング能力の向上が求められるとともに、心の理解とケアに取り組む必要性があり、市町からは配置拡大や配置時間の増加の要望がある。                        | 公立小：134校配置<br>公立中：全校配置<br>公立高：全校配置<br><b>【目標】</b><br>全公立小(575校)に配置                          |
| スクールソーシャルワーカー | 児童生徒を取り巻く環境に働きかけて問題解決を図る。<br><b>資格</b><br>・社会福祉士、精神保健福祉士等<br><b>職務内容</b><br>・個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整<br>・家庭環境への働きかけ                                    | ・教育分野の知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけて支援を行うことが求められている。(H27.12.21「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」中央教育審議会答申) | 公立中学校区単位に設置(171校区)<br><b>【対象：市町立小中特高】</b><br><b>【目標】</b><br>公立小学校に継続して配置(171校区)※指定都市・中核市を除く |

## ② SNS等を活用した相談窓口への支援の実施

- 児童生徒にとって容易に相談をすることができる相談窓口となっているSNSを活用した教育相談への補助制度の補助率を嵩上げ(1/3→1/2)すること

### 【国制度の問題点】

- 文部科学省のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業において、SNS等を活用した相談体制の構築事業(補助率1/3)となっているが、厚生労働省の地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)における電話相談事業(補助率1/2)と異なる補助率となっており、児童生徒を対象とした相談事業についても同様の補助率が必要である。

## ③ 不登校対策の推進

- 市町の教育支援センター(適応指導教室)及び民間施設(フリースクール等)に通う不登校児童生徒の通学費等への支援や、民間施設の運営に対する国庫補助制度を創設すること

### 【提案の背景】

- 公立の小中学校と比べて、教育支援センターや民間施設は自宅から遠方となり、交通費の負担が生じるケースがある。
- 民間施設では、活動費などの自己負担が公立小中学校より大きく、これらの経済的負担により利用を諦めざるを得ない児童生徒がいる。
- 教育機会均等法の趣旨を踏まえ、学校以外の学びの機会を一層確保するためには、民間施設に対する支援の充実が不可欠である。

## ④ スクールロイヤーの配置に対する財政支援制度の創設

- 学校に寄せられる様々な要望・問題等に対し、法に基づく助言が得られるスクールロイヤーを配置するための財政措置を拡充すること

**【提案の背景】**

- ・虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会は増加している。県設置の有識者会議においても、初期対応の段階から予防的に弁護士等が関わることで、速やかな問題解決や教職員の負担軽減が期待されるスクールロイヤーの配置について提案された。
- ・本県においても令和3年度からスクールロイヤーを週1回配置している。
- ・国では令和2年度から、弁護士等への法務相談経費に交付税措置が講じられているが、多様化する学校での諸課題に対応するためには、配置日数を増加することが必要であり、スクールロイヤーの配置にかかわる財政措置制度の拡充が求められる。

**(4) 教育費の負担軽減の充実**

**【総務、文科】**

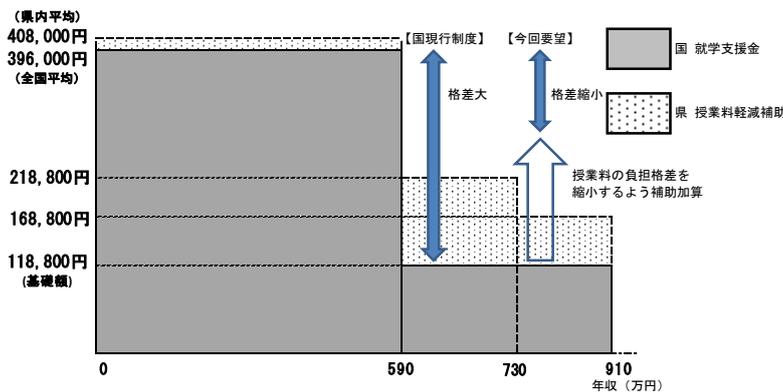
**① 高等学校等就学支援金制度等（授業料等支援）の充実**

**ア 高等学校等就学支援金制度の拡充**

(無償化基準の見直し)

- ・授業料実質無償化の対象となる年収590万円未満の世帯への支給上限額を、直近の平均授業料額まで引上げること。(全国平均授業料 H30：39万6千円 → R2：43万4千円)
- ・年収590万円未満の基準を直近の数値に改めること  
(H23年の子どもがいる世帯の収入のおよそ中央値：590万円 → R1では、670万円)
- ・対象外となる世帯（現行：年収590万円以上）についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないように支給額を引上げること

＜国の就学支援金及び授業料軽減補助＞



(入学金に対する支援)

- ・入学金についても、公私で負担格差が大きいため(※)、高等教育の無償化と同様に支援対象とすること

**※ 入学金(R2県内平均額)**

国立高校：56,400円、公立高校：5,650円、私立高校：231,872円

## イ 県等が行う修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度の創設

- ・ 県が行っている授業料軽減補助や各学校が行う奨学金制度に関する利子補給など修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度を創設すること

## ウ 支給事務の円滑化

### i) 新入生の受給資格認定申請の手続きの簡素化

- ・ 新入生の受給資格認定申請について、前年の所得が確定する6月時点で4月～6月分を遡及して当該年度分(4月～翌年6月分)の支給を決定できるよう制度を改正すること(現行:4月に前々年の所得で申請、7月に再度前年所得で申請と2回手続きが必要)

### ii) 高等学校等就学支援金事業等に関する業務の政令市への移譲

- ・ 市立学校の高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費の支給決定事務等について、学校設置者である政令市が実施するよう法整備すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 現行制度では、都道府県が補助者となっているが、各学校で申請書を取りまとめているため、都道府県と市立学校で書類の確認事務が重複し、申請から給付まで時間がかかっている。
- ・ 県費負担教職員制度の見直しに伴い、給付負担の決定権限等が政令市に移譲されたことから、政令市立の学校については、学校設置者である政令市が実施すべきである。
- ・ 条例による事務処理特例制度の活用により業務の移譲は可能との見解であるが、法整備により、政令市が実施主体となるべきである。

### iii) マイナンバー情報連携の円滑な実施のための措置

- ・ 特別支援教育就学奨励費及び高等学校等就学支援金事務におけるマイナンバー情報連携において、円滑な実施のための適切な改善措置を講じること

#### 【提案の背景】

- ・ 所得未申告者(特別支援教育就学奨励費の申請全体の3割)について、市町村窓口での所得ゼロ申告の情報登録時期及び情報反映状況の日次処理と月次処理が混在し、統一的な事務処理が行えない。
- ・ DV被害者等について、システム上での情報連携不可の市町村があり、情報連携が行えない者への対応が個別に必要となることから、全国的に統一した対応マニュアルによる運用が必要。

## ② 高校生等奨学給付金制度(授業料以外の教育費支援)の充実

### ア 全額国庫負担化

- ・ 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金について、他の教育予算を削減することなく、年収要件を拡充するとともに、全額国庫負担とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 年収約270万円未満である非課税世帯が対象要件であるが、支給対象外世帯が、対象世帯と年収に大きな差がない場合についても支援できるように要件の拡充が必要である。

#### 〔「高校生等奨学給付金」の概要〕

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 補助率  | 国庫1/3                                 |
| 補助対象 | 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費等 |
| 年収要件 | 生活保護受給世帯、非課税世帯(年収約270万円未満)            |

### イ 国による事務費の負担

- ・ 高校生等奨学給付金の支給に関する事務費を措置すること

### ウ 判定基準の見直し

- ・ 高校生等奨学給付金の判定基準について、税計算上の端数処理の関係で指定都市とその他の市町村で取扱いに差が生じることにに対する救済策を講じること

### 【国制度の問題点】

- ・ 指定都市への税源移譲への対応として、高校生等奨学給付金の判定基準が、平成30年7月から、市町村民税所得割額から道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算に変更された。
- ・ 指定都市において、課税所得金額が同額にも関わらず、非課税から課税となる世帯が生じ、生活保護及び非課税世帯を対象の本制度において、保護者等の居住地により課税世帯となり支給対象外となる事例が生じるため、判定基準の見直しなどの措置が必要である。

### 【指定都市において課税世帯となる場合の例示】

- |   |
|---|
| ①県民税：課税所得金額3,000円×2%－調整控除(3,000円×1%) = 30円→ 0円<br>(指定都市以外：税率4% 調整控除 2% 60円→ 0円)   |
| ②市民税：課税所得金額3,000円×8%－調整控除(3,000円×4%) = 120円→100円<br>(指定都市以外：税率6% 調整控除 3% 90円→ 0円) |
| ①+②>0円のため、支給対象外(指定都市以外の場合は①+②=0円となり支給対象)  |

## エ 高校生等奨学給付金事務処理システムの導入

- ・ マイナンバー情報連携の実施や支給情報の正確な管理が可能となる高校生等奨学給付金支給のための事務処理システムを国主導で導入すること

### 【提案の背景】

- ・ 令和2年度より、家計急変世帯への支援が拡充され、支給者数が増加し、更なる事務負担が生じているにもかかわらず、事務費の措置がなされていない。
- ・ 今回の見直しに伴い、これまでの年額を一括支給していた扱いから、申請時期に応じた分割支給を行う必要が生じ、支給実績の管理が複雑化している。

## ③ 貸与型奨学金事業の充実

### ア 貸付原資の安定的な確保に向けた交付金の創設

- ・ 高校生向けの貸与型奨学金事業については、貸付金事業であるため返還免除や債権放棄などにより、返還金が目減りすることから、安定的に貸付金事業が実施できる交付金を創設すること

### 【提案の背景】

- ・ 高校生向けの貸与型奨学金事業については、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲がある生徒が安心して学べるように、国制度で実施してきたが、特殊法人等整理合理化計画に基づき、旧日本育英会から都道府県に移管されたものである。
- ・ 平成17年度から平成26年まで財源措置されていた交付金が、平成27年度から廃止されたが、実施状況を踏まえて今後も貸与型奨学金制度を円滑に運営できるように国の財源措置が必要である。

### 【貸与型奨学金に対する財源措置】

- ・ 平成17年度から、全国で総額2千億円に達するまで(独)日本学生支援機構から交付されていたが、平成26年度に当該額に達したため廃止。それ以降の財源措置はない。

## イ 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度の創設

- ・ 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 通学交通費貸与の所得制限により、結果として負担に逆転現象が生じている。
- ・ 生徒の通学交通費の負担額が大きすぎる。
- ・ 独自に所得要件なしに交通費の補助を実施している市町の財政的な負担が大きくなっている。

**[本県が実施している「高等学校奨学資金における通学交通費の貸与」の概要]**

|     |   |
|-----|---|
| 対象者 | 奨学資金貸与者（4人世帯の場合約680万円以下等の所得要件あり）のうち1ヶ月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上の生徒 |
| 貸与額 | 月額5,000～45,000円<br>※通学区域再編後のH27.4月入学生から上限を拡大（上限40,000→45,000）   |
| 実績  | R1公立分：23名   |

**ウ 公益財団法人によるマイナンバー独自利用の対象化**

- ・日本育英会から事務移管された奨学金事業を、県が当該事業のために設立した公益財団法人に委託して実施する場合、県と同様マイナンバーの独自利用を可能とすること

**[奨学金事務に関してマイナンバーが利用可能な場合]**

- ・（独）日本学生支援機構（旧日本育英会）が実施する貸与事務は、マイナンバーを利用でき、旧日本育英会から都道府県へ移管された貸与事務も、都道府県が直接実施する場合は利用できる。

**④ 遠距離通学の児童・生徒に対する支援の充実**

- ・へき地児童生徒援助費等補助金について、市町の財政運営に支障が生じないように、所要額を満額措置すること

**【提案の背景】**

- ・へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費は、これまでに補助額が一部圧縮される市町があった。学校の統廃合により、遠距離通学をせざるを得ない児童が多いことから、通学市町の学校運営予算の圧迫を回避するためにも、100%交付は必須である。

**[「へき地児童生徒援助費等補助金」の概要]**

|     |   |
|-----|---|
| 趣 旨 | 学校統廃合等により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒のためのスクールバス運行を支援 |
| 補助率 | 予算の範囲内もしくは事業費の1/2                         |

**⑤ 海外留学を支援する奨学金制度の拡充**

- ・海外留学を促進する国の目標を達成するため、意欲ある高校生の海外留学を支援する奨学金制度の対象人数及び給付額を拡充すること

**【提案の背景】**

- ・国は2014年から官民協働による海外留学支援制度である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」を実施しているが、長期留学支援の対象人数が少ない。

**[トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム 長期]**

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 区 分  | アカデミック（ロング）                          |
| 対象人数 | 20人                                  |
| 給付額  | 北米1年間 ¥2,000,000程度 ※奨学金家計基準を満たす生徒の場合 |

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

- ・国の国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）補助金は短期留学のみが対象（しかも、給付額や対象人数が減少している）で、長期留学は県が独自に支援している。

**[国際文化交流促進費補助金（短期留学）の推移]**

| 年 度  | H29  | H30  | R1    | R2  |
|------|------|------|-------|-----|
| 給付額  | 6万円  | 6万円  | 5.7万円 | 6万円 |
| 対象人数 | 210人 | 131人 | 185人  | ※   |

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により対象者はなし

**[本県が実施している「高校生に対する留学支援制度」の概要]**

|      |                |                |
|------|----------------|----------------|
| 対象者  | 県内高校生 (所得制限なし) | 県内高校生 (所得制限あり) |
| 期間   | 長期 (原則1年間)     | 短期 (7日～)       |
| 給付額  | 30万円           | 上限30万円         |
| 対象人数 | 15人 (H30実績)    | 40人 (R2新規事業)   |

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により対象者なし

**⑥ 特別支援教育就学奨励費における定額支給の導入**

- 特別支援教育就学奨励費負担金・補助金について、早期の経費支弁により保護者等の経済的負担の軽減を図るため、奨学給付金と同様に定額支給(現行は実費支給)とすること

**【提案の背景】**

- 現行の特別支援教育就学奨励費負担金・補助金は実費支給となっており、保護者からの領収書提出後に支給するため、一時的に経費の保護者負担が生じている。

**【特別支援教育就学奨励費の概要】**

|        |   |
|--------|---|
| 趣 旨    | 障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて補助 |
| 対象経費   | 通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費 など                          |
| R1補助実績 | 1人あたり平均10万円程度   |

**⑦ 高等学校等専攻科生徒への修学支援の充実**

- 令和2年度に創設された高等学校等の専攻科生徒への修学支援制度について、就学支援金の水準を踏まえ、以下のとおり所得基準を緩和するとともに、全額国庫負担とすること
  - 年収910万円未満の世帯の支給額：118,800円 (授業料の負担なし)
  - 年収910万円以上の世帯の支給額：なし (授業料の全額を負担)

**【提案の背景】**

- 専攻科生徒への修学支援は、高等教育の修学支援制度の対象となる学生等との公平性の観点から、就学支援金より年収要件が厳しく、また、地方負担も求められている。
- しかし、高等学校等に在籍し、本科の生徒と同じ規定に基づき費用負担が定められていることから、就学支援金の制度に準拠すべきである。

**[高等学校等就学支援金との比較]**

| 区分                    | 高等学校等専攻科生徒への修学支援  | 高等学校等就学支援金   |
|-----------------------|---|--|
| 年収要件及び支給額・保護者負担額 (年額) | <b>【支給額(年額)】</b><br>・住民税非課税世帯(世帯年収270万円未満程度) : 118,800円<br>・住民税非課税に準ずる世帯(世帯年収270～380万円未満程度) : 59,400円 | <b>【保護者負担額(年額)】</b><br><公立高等学校(全日制)><br>・年収910万円未満 : 0(就学支援金)<br>・ " 以上 : 118,800円 |
| 負担割合                  | 国1/2、県1/2   | 国10/10   |

**⑧ 大学生等に対する奨学金の充実**

**ア 低所得世帯に対する高等教育の負担軽減策の充実**

- 修学支援(授業料等減免、給付型奨学金)について、所得水準(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)の見直しを図り、対象世帯を拡大すること

- 給付型奨学金の対象経費のうち、実験実習費など授業料以外の学校納付金については、修学に必要な経費であることから、国公立大学生も支援対象とすること

|  |   |
|--|---|
| <b>【高等教育の無償化の概要】</b> ※ 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象   |   |
| <b>①授業料等の免除</b>  |   |
| 授業料<br>減免額   | 国立大学：約54万円（省令で規定される標準額）<br>公立大学：約54万円（国立大学の授業料を上限）<br>私立大学：約70万円（国立大学の授業料+（私立大学の平均授業料-国立大学の授業料）×1/2を上限）                       |
| 入学金<br>減免額   | 国立大学：28万円（省令で規定される標準額）<br>公立大学：約28万円（国立大学の入学金を上限）<br>私立大学：約26万円（私立大学の入学金の平均額を上限）  |
| <b>②給付型奨学金</b>   |   |
| 給付額  | 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう支給<br>国立大学：自宅生：約35万円、自宅外生：約80万円<br>公立大学：自宅生：約35万円、自宅外生：約80万円<br>私立大学：自宅生：約46万円、自宅外生：約91万円 |
| ※ 支援の谷間が生じないように、授業料減免及び給付型奨学金について、住民税非課税世帯に準じる年収300万円未満の世帯は2/3の額、年収300万円から380万円未満の世帯は1/3の額を支援する。 |   |

## イ 貸与型奨学金の充実

- 貸与型奨学金について、所得連動返還型奨学金制度の利用状況等も踏まえながら、社会の諸情勢の変化に応じて不断の見直しを行い、充実すること

|   |
|---|
| <b>【国制度の問題点】</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>貸与型奨学金の所得連動返還型奨学金制度は、平成29年度以降の新規貸与者が対象となっている新しい制度であるため、利便性を高めていくためには、利用状況や効果等の検証を行い、社会の諸情勢の変化に応じて制度の見直しを行っていく必要がある。</li> </ul> |

## (5) 高校教育改革の推進

【文科】

### ① 高等学校におけるSTEAM教育の推進

- 課題ごとの小グループに対して専門的な指導を行うため、教員の加配など財政面での支援を行うこと
  - ※ STEAM教育：Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術/文系)、Math(数学)を総合的に学習し、創造力や課題解決能力を高める教育
- STEAM教育を産業界等と連携して進めるため、協力を得られる企業や人材情報を一元的にまとめるなど、国の取組を強化すること

|   |
|---|
| <p><b>&lt;兵庫型STEAM教育の概要&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>STEAM教育を推進するモデル校を指定し、カリキュラムの検討等を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定校 兵庫高校、加古川東高校、豊岡高校</li> <li>○協力校 神戸高校（指定校が探究活動を実施する際に、その活動に適した企業・大学を紹介）</li> <li>○指定期間 令和2年度～令和4年度</li> <li>○内 容 ICTやIoT等の活用に関する教育プログラムの開発<br/>STEAM教育先進国への教員派遣（短期海外研修）<br/>STEAM教育の専門家による講演会、STEAM教育体験会の実施<br/>ネイティブ英語教員の配置 等</li> </ul> </li> </ul> |
|---|

### ② 普通科新学科における探究活動の充実

- 新**・普通科新学科において専門性の高い探究を軸とした教科横断的な学びを展開するため、教員の加配や連絡調整を行う職員の配当など財政面での支援を行うこと

- 新・国内外の大学や地域の行政等の機関との連携を進めるため、協力を得やすくするための、国の取組を強化すること

**【提案の背景】**

- ・令和4年度から設置可能となった普通科新学科（学際領域学科・地域社会学科）では、学校設定科目及び総合的な探究の時間において6単位以上の探究活動を行うことが条件であるが、小グループに分かれての活動となるため、教員の加配が不可欠である。
- ・普通科新学科では、学際領域学科において国内外の大学や研究機関等との連携を、地域社会学科において行政機関や事業者等との連携を義務づけられるが、各機関が高校に協力しやすいシステムの構築や意識の醸成が必要である。

**③ SSH等、国指定校事業の拡充**

- 新・国際的に活躍しうる科学技術人材等の育成を継続させるため、国が実施する指定校事業を拡充し、必要な財政支援策を講じること

**【提案の背景】**

- ・「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業」では、令和4年度から新たに予算支援のない「認定枠」が設けられることとなり、現在の指定校における先進的な取組の維持が困難になる。

<R3年度指定の県立高校（11校）>

| 高校名   | 期(終了年度) | 高校名 | 期(終了年度) | 高校名  | 期(終了年度) |
|-------|---------|-----|---------|------|---------|
| 加古川東  | Ⅲ期(～R3) | 龍野  | Ⅱ期(～R4) | 姫路東  | Ⅰ期(～R6) |
| 豊岡    | Ⅲ期(～R3) | 宝塚北 | Ⅰ期(～R5) | 姫路西  | Ⅰ期(～R6) |
| 三田祥雲館 | Ⅱ期(～R3) | 小野  | Ⅰ期(～R5) | 尼崎小田 | Ⅳ期(～R7) |
| 神戸    | Ⅳ期(～R4) | 明石北 | Ⅲ期(～R6) |      |         |

- ・「スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業」（R2終了）の後継事業であり、グローバルな視点を持って地域を支える人材の育成などを行う「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」が、令和4年度末に終了となるため、先進的な教育を実践する事業が必要となる。

<R3年度指定の県立高校（5校）>

| 指定型    | 高校名 | 終了年度 | 指定型        | 高校名 | 終了年度 |
|--------|-----|------|------------|-----|------|
| 地域魅力化型 | 生野  | ～R3  | グローバル型     | 兵庫  | ～R4  |
| 地域魅力化型 | 村岡  | ～R4  | プロフェッショナル型 | 佐用  | ～R4  |
| グローバル型 | 柏原  | ～R3  |            |     |      |

**(6) 特別支援教育の充実**

**【文科】**

**① インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備に伴う財政支援制度の創設**

- ・インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備について、高等学校も補助対象にすること

**【国制度の問題点】**

- ・国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、施設は構造の改善等の環境整備に努めなければならないとされているが、それに伴う高等学校への財政支援策が講じられていない。
- ・未整備による合理的配慮の不提供は、障害差別にあたるとされている。

**[インクルーシブ教育システムの構築に必要なこと]**

- ・エレベータ、トイレの手すり、点字ブロック、スロープ等環境整備と文字の読み書きが困難な方の読み上げソフト、イラストを用いた具体的な指示等
- ・校種が変わっても同様の教育を受けることができる、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校を用意しておくこと（連続性のある「多様な学びの場」の用意）

**② 学習環境の整備に対する支援の充実**

- ・新增築や大規模改修の補助率や補助単価を拡充すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに対応できる施設整備を行うには、自立活動や職業教育等の充実のための特別な施設設置が必要であるが、特別支援学校建物の新增改築及び大規模改修に対する補助制度は義務教育諸学校と同等となっており不十分である。

**【国の補助制度の概要】**

- ・ 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校における教室不足解消を目的

| 区 分  | 新增築                                  | 改築、大規模改造        |
|------|--------------------------------------|-----------------|
| 補助対象 | 学校家具、備品は対象外                          | 面積の増減を伴わないものが対象 |
| 補助率  | 1/2                                  | 1/3             |
| 補助単価 | 189千円 (参考) 西神戸高等特支 (H28.3建築) 単価238千円 |                 |

**③ 障害の特性に応じた支援の充実**

**ア 高等学校における通級指導導入への支援の充実**

**i) 小・中学校からの指導の連続性が確保できる制度設計**

- ・ 高等学校における通級指導の推進に当たり、小・中学校からの指導の連続性が確保できるよう、指導を担当する加配教員の配置基準を明確に示すこと

**【提案の背景】**

- ・ 平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化されたが、小・中学校までの教育的支援を引き継ぐ切れ目ない指導体制を構築するためには、小・中学校で通級による指導を受けてきた生徒が高等学校でも引き続き指導を受けられるような制度設計が必要である。

**ii) 教室環境の整備に対する財政支援制度の創設**

- ・ 空調等の教室環境の整備に対する財政支援制度を創設すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 高等学校における通級による指導のためのタブレット端末や書画カメラ等の教材・教具については、地方交付税措置が新設されたが、通級指導教室を設けるに当たっての教室の空調等環境の整備に対する措置が講じられていない。

**イ 特別支援教育支援員の配置への支援の充実**

- ・ 特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる充実を図ること

**【提案の背景】**

- ・ 発達障害等の特別な教育的支援を要する児童生徒が増加している中、児童生徒の個々の状況に応じた個別かつ弾力的な指導体制と支援の充実が必要である。

**【特別支援教育支援員の配置数の推移】 ※令和2年5月1日現在**

| 区 分        | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特別支援教育支援員数 | 1,803 | 1,888 | 1,958 | 2,051 | 2,121 | 2,316 | 2,427 |

**【支援を要する児童生徒の推移】**

| 区 分      | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2     |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 特別支援学校在籍 | 5,294 | 5,438 | 5,456 | 5,622 | 5,699 | 5,798 | 5,918  |
| 特別支援学級在籍 | 6,963 | 7,344 | 7,924 | 8,636 | 9,283 | 9,999 | 10,817 |
| 通級による指導  | 1,934 | 2,175 | 2,419 | 2,675 | 2,956 | 3,312 | 3,604  |

**ウ 看護師配置に要する予算確保**

- ・ たんの吸引等の医療的ケアを担う看護師配置に要する経費への補助について、必要な予算を確保すること

**【提案の背景】**

- ・ 看護師配置に伴う経費は教育支援体制整備事業費補助金の対象で、経費の1/3が国から補助されるものの、特別支援学校だけでなく、幼・小・中・高等学校への医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の就学が増加していることに対応するため市町での看護師配置に伴う経費負担が増加している。

**[看護師配置に伴う経費の措置状況]**

| 区 分                     | H29      | H30      | R1       | R2       |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 市町立学校園で医療的ケアが必要な幼児児童生徒数 | 269      | 340      | 390      | 399      |
| 看護師配置人数(補助金充当人数)        | 110(110) | 110(110) | 117(117) | 145(145) |

**(7) 教職員の働き方改革の推進**

**【文科】**

**① 教職員定数の改善・充実**

**主ア 多様化・複雑化する教育課題に対する教職員定数等の充実**

- ・ 本県では、一年単位の変形労働時間制が可能となる条例・規則等の整備、基本方針や取組事例集の作成等により、業務量縮減に向けた取組を進めている。

しかし、変形労働時間制導入の前提条件である時間外の在校等時間数（月42時間・年320時間）の達成には、ほど遠い状況にある。

小学校高学年における教科担任制の導入やICT教育の推進など、多様化・複雑化する教育課題に対応するためにも、教職員定数の改善・充実を図ること。

**<時間外の在校等時間の現状（主幹教諭・教諭）>**

|       | 小学校       | 中学校       | 高等学校      |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 1月あたり | 41時間 19分  | 80時間 58分  | 40時間 47分  |
| 1年あたり | 495時間 50分 | 971時間 40分 | 489時間 35分 |

※令和元年度「教職員の勤務時間実態調査」（兵庫県教育委員会）

**【提案の背景】**

- ・ 本県では従来から、児童生徒と向き合う時間を確保するため、「教職員の勤務時間適正化推進プラン」や「先進事例集 GPH50」（平成29年4月）等の提示に加え、令和元年12月の給特法の一部改正を踏まえ、「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（令和2年4月）を制定し、時間外の在校等時間を原則月45時間年360時間の範囲内となるよう、「働きがいのある学校づくりの推進に関する方針」を定めて業務量の縮減に取り組んでいる。

- ・ さらに、長期休業期間中の業務量における週休日のまとめ取りを目的とした一年単位の変形労働時間制が可能となる条例・規則等の規程の整備を行った。

しかしながら、導入の前提条件として、時間外の在校等時間を月42時間・年320時間の範囲内とする必要があるが、本県においては、総業務量の縮減等の課題が未だ解決していないため、現時点では導入できる状況ではない。

- ・ 本県としても、外部人材の活用やICTの活用など、働きがいのある学校づくりを推進しているが、近年ますます多様化・複雑化する教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図る必要がある。

**<現状：時間外の在校等時間（主幹教諭・教諭）>**

|       | 小学校       | 中学校       | 高等学校      |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 1月あたり | 41時間 19分  | 80時間 58分  | 40時間 47分  |
| 1年あたり | 495時間 50分 | 971時間 40分 | 489時間 35分 |

※令和元年度「教職員の勤務時間実態調査」（兵庫県教育委員会）

## イ 学校運営等に関する教職員定数等の充実

- ・ 校長、教頭が学校運営に専念できるよう、教職員定数の充実、外部人材の活用促進などを図ること

|  |        |          |        |        |        |
|--|--------|----------|--------|--------|--------|
| <b>【提案の背景】</b>   |        |          |        |        |        |
| ・ 働きがいのある学校づくりには管理職のリーダーシップが重要であり、校長、教頭が学校運営に専念できるよう、教頭複数配置の充実、主幹教諭のマネジメント機能強化に係る定数の充実、外部人材の更なる活用などを図る必要がある。 |        |          |        |        |        |
| ＜現状：時間外の在校等時間（教頭）＞（上限時間：月45時間 年360時間）（単位：h:m）  |        |          |        |        |        |
|  | 小学校    | 中学校      | 高等学校   | 特別支援学校 | 平均     |
| 1月あたり  | 65:58  | 96:33    | 47:30  | 61:37  | 69:45  |
| 1年あたり  | 791:40 | 1,158:45 | 570:00 | 739:35 | 837:05 |
| ※令和元年度「教職員の勤務時間実態調査」（兵庫県教育委員会）より   |        |          |        |        |        |

## ② スクール・サポート・スタッフの配置の充実

- ・ スクール・サポート・スタッフの配置について、高等学校及び特別支援学校を含めたすべての公立学校に配置できるよう、一層の充実を図ること
- ・ 全額国負担や市町への直接補助など、都道府県の財政状況に関わらず市町が使いやすい制度に拡充すること

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>【提案の背景】</b>  |   |  |
| ・ 社会の価値観の変化や地域・家庭の教育力の低下により、学校課題が一層複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは解決が困難な課題が増大している。  |   |  |
| ・ 本県においても、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、平成29年には「教職員の勤務時間適正化推進プラン」を策定し、学校・市町教委・県教委連携の上、具体的な取組目標を定め業務改善等を推進している。 |   |  |
| ・ 文部科学省による緊急対策が公表された（H31.3.18）が、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政的支援が不可欠である。                              |   |  |
| <b>[スクール・サポート・スタッフの概要]</b>  |   |  |
| <b>役割</b>   | <b>必要性や課題</b>   | <b>本県の状況(R3)</b>                               |
| 授業準備・外部対応・会議準備・消毒作業など教職員（教頭含む）以外でも従事可能な業務を分担し、超過勤務の縮減を図る  | 教職員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家や地域人材と連携・協働する新しい学校観への転換が求められており、市町教育委員会及び県立学校からは配置拡大の要望がある。 | 市町立：全市町へ各1名配置（計40名）<br>〔目標〕<br>希望する全公立学校に1名を配置 |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <b>[県立学校業務支援員配置事業の概要（R1～）]</b> |  |
| 業務内容                           | ・ 情報整理（各種調査に関するデータ入力等の補助）<br>・ 文書作成（関係機関への文書作成・整理）<br>・ 外部対応（電話対応、来訪者取次） |
| 勤務時間                           | 3時間×3日/週   |
| 配置人数                           | 152名（全県立学校（全日制）：126校、全県立特別支援学校：26校に各1名）                                  |

## ③ 部活動への支援の充実

### ア 外部人材の活用促進に向けた支援の充実

- ・ 中学校の部活動指導員の配置に対する補助率を拡充すること（1/3→10/10）
- ・ 高等学校の部活動指導員配置等に対する地方財政措置を拡充すること

- ・部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること

|  |                                     |     |      |      |                                       |       |       |
|--|-------------------------------------|-----|------|------|---------------------------------------|-------|-------|
| <b>【提案の背景】</b>   |                                     |     |      |      |                                       |       |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験のない部活動の技術指導や長い練習時間、休日の大会引率等のため、日常の授業の準備等に支障を来し、負担を感じている教員が多数いる。(H28勤務時間実態調査：中学40.1%、高校31.8%)</li> </ul> |                                     |     |      |      |                                       |       |       |
| <b>【専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部の状況】</b> (平成29年度部活動実態調査)  |                                     |     |      |      |                                       |       |       |
| 区 分  | 専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部のある学校数 |     |      | 学校数  | 専門的な技術を有しておらず、かつ指導に困っている主顧問の部のある学校の割合 |       |       |
|  | 運動部                                 | 文化部 | 計    |      | 運動部                                   | 文化部   | 計     |
| 高等学校   | 114校                                | 76校 | 125校 | 147校 | 77.6%                                 | 51.7% | 85.0% |

|  |   |
|--|---|
| <b>【中学校における部活動指導員の配置】 R3当初：12億円（R2当初：11億円）</b> |   |
| 概 要  | 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援 [10,800人]   |
| 実施主体   | 学校設置者（主に市町村）  |
| 補助率  | 国 1 / 3   |
| <b>【本県が実施している「運動部活動活性化推進事業」の概要】</b>            |   |
| 概 要  | 専門的な技術指導を受けられない生徒のために、部活動指導員の配置等を実施   |
| 配置等先   | 県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校   |
| 実施事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的指導力を有する部活動指導員の配置 [55人(指導回数70日/年)]</li> <li>・ 運動部活動専門家会議の開催</li> </ul> |

## イ 休日の部活動の段階的な地域移行に対する支援制度の創設

- ・ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づいた休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、拠点校（地域）を設置し実施する実践研究について必要な予算措置を講じること

|  |  |
|--|--|
| <b>【提案の背景】</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針において、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行の円滑な実施に向け、各都道府県に拠点校（地域）を設置することとなっている。拠点校の部活動の運営を委託された団体には、設置にかかる初期費用や運営に必要な事務費及び人件費等が必要となる。また、地域スポーツ活動として実施する生徒は、学校管理外での活動となるため、その補償のための保険料が必要となる。</li> </ul> |  |

## (8) 学校施設の環境改善

**【文科、スポーツ】**

### ① 学校施設の環境改善に要する地方負担の軽減措置の充実

- ・ 老朽化対策のための設備更新や改修・改築に要する地方負担分に対する軽減措置を充実すること
- ・ 特別教室や体育館を含む全ての学校施設の空調整備を計画的に進められるよう、整備内容に応じたよりきめ細やかな補助単価の設定や補助率の引き上げを行うこと

|   |  |
|---|--|
| <b>【提案の背景】</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和50年代半ばまでの児童生徒急増期に多く建設された学校施設の老朽化が深刻化し、内外壁のひび割れ、屋上防水シートの劣化、トイレ等水回りや電気系統の老朽化など安全面・機能面で不具合が発生している。</li> <li>・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標として5年後の空調設置率が特別教室95.0%、体育館35.0%と掲げられているが、これらの空調設置を推進するためには、更なる交付金制度の拡充が必要である。特に、天井高が高く、整備費用が割高となる体育館についても校舎と同額の補助単価であるため、実情に合わせた単価の引き上げが必要である。</li> </ul> |  |

## ② 学校施設の整備に必要な財源の当初予算での確保

- ・ 空調整備、防災機能強化、トイレ改修、バリアフリー化整備、給食施設整備などを計画的に進められるよう必要な財源を当初予算で確保するとともに、適切な時期に交付決定を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 各市町は、域内の学校施設について複数年計画により順次、整備を実施すること、また、学校運営への配慮から夏休みなどの長期休暇中の工事を計画していることから、時期の不確定な交付決定では長期的、短期的な整備計画に大きな支障を来す。

### 【近年の国の予算の措置状況】

|     |   |
|-----|---|
| R3  | 当初： 688 億円  |
| R2  | 当初：1,165 億円（うち470 億円は「臨時・特別の措置」）／補正：1,362 億円            |
| R1  | 当初：1,608 億円（うち941 億円は「臨時・特別の措置」）／補正：606 億円              |
| H30 | 当初： 682 億円／補正：1,357 億円（補正のうち985 億円はブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金） |

※ 事業主体は学校設置者である市町であり、県としては法定受託事務として市町への交付事務及び指導助言を行っている。

## ③ 学校プール・給食施設の改修の補助対象化

- ・ 学校プール・給食施設の老朽化対策として行う改修を補助対象とすること

### 【提案の背景】

- ・ 現行の補助事業では、学校プール・給食施設の耐震改修や改築は補助対象となっているが、耐震を伴わない改修は対象となっていない。
- ・ 給食施設については、施設の老朽化のため「学校給食衛生管理基準」に適合しない施設設備で学校給食を実施している給食施設が多くみられる。そのため、施設の老朽化による施設設備の改修費に関する地方公共団体の財政負担が大きくなっている。

## ④ 高等学校等の長寿命化改修等に伴う財政措置の充実

- ・ 数多くの学校施設が老朽化しており、安全安心な学校環境を確保するためにも、中長期にわたって計画的な長寿命化改修が必要になることから、起債充当率の引き上げや交付税措置率の引き上げなど、地方負担の財政措置を充実すること

### 【提案の背景】

- ・ 老朽化している学校施設の長寿命化改修にあたっては、「県立学校施設管理計画」を策定し、平成29年度から計画的に取り組んでいるが、全ての学校施設の長寿命化には、相当の年月が必要となる。今後10年間に限っても、500億円(50億円/年)の経費が必要となる。
- ・ 都道府県の高等学校等の施設改修にあたっては、国庫補助金・交付金の対象外であるため、起債対象となっているものの、交付税措置のある起債は限定的であることから、子ども達の安全の確保や学習環境の向上を早急に図るためには国の支援が不可欠である。

### 【起債の概要】

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債：充当率90%、交付税措置率30%程度
- ・ 学校教育施設等整備事業債：充当率75%、交付税措置率 0%

## ⑤ 補助単価の引上げ

- ・ 学校施設環境改善交付金の補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

### 【県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和2年度実績）】

| 補助単価                    | 実工事費単価                  | 差額（乖離率）                          |
|-------------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 229,300円/m <sup>2</sup> | 299,600円/m <sup>2</sup> | △70,300円/m <sup>2</sup> （△23.5%） |

◆ 工事単価と補助単価の約 10 年間における伸び率の比較

- ・ 工事単価は、約 1.5 倍の伸び（※1）
- ・ 補助単価は、約 1.3～1.4 倍（※2）の引き上げにとどまっている。

※1 建築着工統計（国交省）による工事単価の推移（全国）（単位：円/㎡）

| 区分    | 2010年<br>(H22) | 2014年<br>(H26) | 2019年<br>(R1) | 増加比率<br>(H22→R1) |
|-------|----------------|----------------|---------------|------------------|
| 学校の校舎 | 203,354        | 238,798        | 296,843       | 146%             |

約 1.5 倍

※2 補助単価の増加状況

（単位：円）

|                 | 区分  | 2011年<br>(H23) | 2021年<br>(R3) | 増加比率<br>(H23→R3) | 備考<br>(補助単価) |
|-----------------|-----|----------------|---------------|------------------|--------------|
| 公立小中学校<br>(兵庫県) | 校舎  | 146,100        | 208,500       | 142%             | ㎡あたり単価       |
|                 | 体育館 | 169,700        | 227,200       | 133%             |              |

⑥ 中等教育学校の後期課程における施設整備に対する支援の拡充

- ・ 中高合同の授業や行事等に必要な施設整備に対する支援について、前期課程と同様に後期課程の校舎等も対象とすること

[中等教育学校の施設整備に対する支援]

- ・ 前期課程(中学校に相当)における校舎等の施設整備に対する支援 ※後期課程(高等学校に相当)は補助制度なし

| 区分  | 内容                |
|-----|-------------------|
| 新增築 | 1/2(公立学校施設整備費負担金) |
| 改築  | 1/3(学校施設環境改善交付金)  |

(9) 修学環境の充実

【文科】

① 小規模な小中学校の存続に向けた支援の拡充

- ・ 小規模な小中学校について、極めて小規模となる場合以外は、地域住民の合意の下に存続できるよう、教職員定数や財源等の支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 小中学校は地域のコミュニティ拠点として重要な役割を果たしており、標準的な学校規模や適正配置の目安を示して一律的・機械的に統合を進めることは、地域活性化の動きに逆行する。

[本県の「過小規模校への支援」の概要]

- ・ 過小規模校に対し、国の標準を上回る教職員を配置

| 小学校学級数 | 国標準     | 県基準    |
|--------|---------|--------|
| 1～2学級  | 学級数と同人数 | 学級数+1人 |
| 3～5学級  | 学級数+1人  | 学級数+2人 |

② 夜間中学の新設に関する支援

- ・ 市町の夜間中学設置を促進するため、設置費用や開設後の維持管理費に対する新たな財政支援制度を創設すること
- ・ 夜間中学については本校・分校に関わらず、事務職員、養護教諭が配置されるよう義務標準法改正を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 夜間中学が中学校としての教育を十分に果たすには、中学校の設置者であり、安定的な運営や教員の確保、通学の利便性の確保等が可能な、身近な市町による設置の促進が望ましい。
- ・ 今後、出入国管理法改正(H31.4)による外国人労働者とその家族等の増加や、教育機会確保法(H28施行)により既卒者で十分な教育が受けられなかった者(不登校等)が対象化されるなど、高まるニーズに対応するため、市町の夜間中学の設置を促進する支援の充実が必要である。
- ・ 夜間中学の教員は本校・分校それぞれの学級数に応じて法定上措置されるが、事務職員、養護教諭については本校と分校を1つの学校として算定されるため、結果として本校への配置となっている。生徒の安全面を考えると分校にも養護教諭を法定上措置すべきであり、事務職員についても、経理等の事務処理は本校と区分して行うため、法定上措置すべきである。

**【夜間中学新設準備・運営補助(文部科学省 令和4年度概算要求)】**

|      |   |
|------|---|
| 対象経費 | 夜間中学新設準備に伴うコーディネーターの雇用、ニーズ調査、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費 |
| 補助率  | 1/3   |
| 要求額  | 57,000千円  |

**③ 新型コロナウイルス感染症に関する学校への支援**

- ・ 衛生管理の徹底・改善を行うための設備整備や消耗品購入等にかかる費用について、引き続き必要な財政支援を行うこと

**(10) 私立学校教育の充実****【文科】****① 私立高等学校等経常費助成費補助金の充実**

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金について、予算の総額を確保し、当初示した予算単価及び補助率どおり交付すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 本県では、国の予算単価及び補助率に基づき予算措置を行った上で私立高等学校等への補助金を交付しているが、最終的な国の交付額について、過去に大幅に減額されたことがあり、県の負担増となったことがあった。

**② 私立高等学校等の施設整備費に対する補助の一層の充実**

- ・ 改修に加え増築工事を補助対象とするなど補助制度を拡充すること

**③ 私立学校建物其他災害復旧費補助事業の適用要件の緩和**

- ・ 「私立学校建物其他災害復旧費補助事業」の適用要件を「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで緩和すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 激甚災害に指定されない台風や地震等不測の災害により被害を受けた場合でも、私立学校が早急に施設等の復旧を図る必要がある。
- ・ 平成30年度より私立学校に対する適用要件について一部緩和(局地激甚災害指定区域に立地していれば対象となった)されたものの、依然として公立学校施設とは適用要件や財政措置に差がある。

**【公立学校施設災害復旧事業の対象災害】**

|            |   |
|------------|---|
| ①降雨        | 最大24時間雨量80mm以上、又は連続雨量が特に大である場合(3日間(72時間)雨量180mm以上)、又は時間雨量が特に大である場合(1時間雨量20mm以上) |
| ②暴風        | 最大風速15m毎秒以上(10分間平均の風速)  |
| ③洪水、高潮、津波等 | 被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの   |
| ④その他       | 降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等   |

### 3 多様な人材の活躍推進

#### (1) 全員活躍社会の推進

【厚労】

##### ① 多様な働き方の導入促進

- 勤務地限定正社員、短時間勤務、テレワークなど、多様な働き方の普及を促進する県施策に対して財政措置をすること

| [本県が実施している「ワーク・ライフ・バランス推進事業」の概要] |  |
|----------------------------------|--|
| 趣 旨                              | 「ひょうご仕事と生活センター」を拠点として県内企業の取組を支援  |
| 取 組                              | ①普及啓発・情報発信：情報誌の発行、フェスタの開催、「宣言→認定→表彰」の枠組みによる取組企業の量的拡大・質的向上、表彰企業の事例集発行等<br>②相談・研修：ワンストップ相談、ICTアドバイザーによるテレワーク導入・定着支援、企業の実状にあわせた専門家等派遣・研修等<br>③実践に対する支援：中小企業育児・介護代替要員確保助成、仕事と生活の調和推進環境整備助成、中小企業育児・介護等離職者雇用助成、テレワーク導入支援助成 |
| 企業数                              | 宣言企業 2,925社、認定企業 300社、表彰企業 127社 (R3.2.28現在)  |

##### ② 非正規雇用労働者の処遇改善対策の充実

- 中小企業に対して同一労働同一賃金について普及啓発を行うこと

| 【提案の背景】   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月から中小企業にも同一労働同一賃金が適用されることから、県ではセミナーや個別支援により普及啓発を図っているが、広く制度周知が進んでおらず、各都道府県労働局による一層の制度周知が必要である。</li> </ul> |  |

#### (2) ふるさと就職の促進

【厚労、法務、文科、文化】

##### ① ふるさと就職の促進

##### ア 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金返済支援の充実

- 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金の返済支援について、返済制度を設けた企業に対する支援スキームに見直すなど、制度を充実すること

| 【国制度の問題点】   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月に厚生労働省から経済団体に対して、地域限定正社員制度の普及などを内容とする「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」が提出された。</li> <li>無利子奨学金(地方創生枠)は経済団体等に出捐を求める一方で、個別企業がメリットを享受できる制度となっていない。</li> </ul>  |  |
| [無利子奨学金(地方創生枠)の概要]  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体や企業等の出捐による基金を造成。推薦人数は1都道府県あたり各年度上限100名</li> <li>日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、地方大学等に進学する学生や特定分野(都道府県と地元産業界の合意により設定)の学位を取得しようとする学生に対して地方創生枠を創設</li> </ul> |  |

| [本県が実施する「中小企業の奨学金返済負担軽減制度に対する補助事業」の概要] |   |
|--|---|
| 趣 旨                                    | 中小企業の人材確保のため、若年層の県内就職を促進し、若年従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける企業への補助を実施                 |
| 補助対象                                   | 本社が県内にある中小企業  |
| 支援対象者                                  | 次の要件を全て満たす者<br>①社員、②日本学生支援機構の奨学金の返済義務がある<br>③当該企業就職後5年以内、④県内事業所に勤務、⑤30歳未満 |
| 支援期間                                   | 1人につき最長5年(就職5年目であれば1年間)   |
| 補助額等                                   | 1人当たり年間返済額の1/3を補助(1人当たり補助上限 年6万円)   |
| R2実績                                   | 支援企業数：162社、支援対象者数：427名  |

## イ 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策への支援の充実

- 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策に対する支援を充実すること

### 【本県が実施する「県内外大学と連携した就職支援」の概要】

- 県内外大学と就職支援協定等を締結し、若年者の県内就職促進に向け大学と連携して就職を支援 ※ 協定締結大学：県内全36大学及び東洋大学、東京農業大学、中央大学、近畿大学、日本大学、東海大学、京都女子大学、大谷大学、岡山理科大学

|                |   |
|----------------|---|
| 大学への県内就職支援補助事業 | 大学が行う学内での企業説明会や中小企業への訪問見学会等の実施を支援             |
| 大学生「兵庫就活」促進事業  | 大学生が県内企業への理解を深めるための情報提供(ガイドブックの配付)、研究活動の支援を実施 |

## ② 若者の就職支援対策

- 個々の学生等との直接面接、対話を重視する採用のあり方を企業に広く啓発すること

### 【提案の背景】

- 多くの企業が新卒採用に関して導入しているインターネットを通じたエントリー方式は、学生にとって応募機会が増える一方、大企業ばかりに応募が集中するとともにミスマッチが生じるという弊害もある。

## (3) 女性活躍の推進

【厚労】

### ① 出産・育児後の就業継続を支援する施策の充実

- 出産や育児等で一時的に職場を離れる職員の代替要員等の賃金補助制度の創設など支援策を充実すること

### 【提案の背景】

- 約5割の女性が第1子出産を機に退職している。また、出産後も継続就業した女性の6割以上が短時間勤務などの育児との両立支援制度があることを就業継続に必要な条件に挙げている。
- 育児休業等による代替要員の賃金補助などの経営者側の負担軽減策の充実は、経営者の両立支援への理解と育児休業・短時間勤務制度の利用を促進する効果が期待できる。

### 【本県が実施する「中小企業育児・介護代替要員の確保支援事業」の概要】

|       |  |
|-------|--|
| 事業概要  | 代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成  |
| 対象    | 従業員総数 300人以下の企業<br>事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所                             |
| 対象労働者 | 同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者等   |
| 支給額   | 代替要員の賃金の1/2（短時間勤務コースは短縮時間分のみ）  |
| 支給上限額 | 休業コース 月額10万円、総額100万円<br>短時間勤務コース（育児理由）月額2万5千円、養育する子が小学校3年生まで<br>（介護理由）月額10万円、総額100万円 |
| 支給実績  | H31実績 休業コース84人、短時間勤務コース9人 計93人   |

### ② 再就職を支援する施策の充実

- 地方公共団体が行う女性の起業や再就職に向けたスキルアップ研修などの事業を支援する助成制度を創設すること
- 求職者支援制度について、短時間就労を希望する者を対象とするなど、女性の再就職に向けた支援策を充実すること

### 【提案の背景】

- 就業を希望している女性の非労働力人口は198万人にのぼる。特に本県は女性の就業率が45.2%と全国と比較しても低い(全国48.3%、45位)。
- 再就職に必要な知識・スキルを得るための支援制度として求職者支援制度等があるが、女性に特化されたものではなく、短時間就労を希望する者が対象にならないなど、女性が利用しづらい。

**【本県が実施する「ひょうご女性再就業応援プログラム」の主な実施事業】**

女性就業いきいき応援事業 出産・育児などの理由で離職した女性の多様な働き方を支援するため、再就業・起業のためのカリキュラムを提供

**③ 男女の均等な雇用機会・待遇の確保に向けての施策拡充**

- ・ 女性向け企業説明会や就職面接会の開催など企業が積極的に女性の採用活動を行えるよう、男女の均等な雇用機会・待遇の確保の支障となる事情を改善するための措置に関する要件を緩和すること

**【現行の要件】**

- ・ 現在、過去の女性労働者に対する取扱い等が原因で男女間に格差が生じている場合にのみ、女性を有利に取り扱う措置（ポジティブアクション）を講じることができる。

**(4) 高齢者の活躍推進**

**【厚労】**

- ・ シルバー人材センターなどへの財政支援を拡充すること

**【提案の背景】**

- ・ シルバー人材センター関連予算は、事業仕分け前の金額に回復したが、人手不足が深刻化する中、高齢者の労働力に対する期待が高まり、多様な就労の場の拡大が求められている。

- ・ 令和5年10月に導入予定の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターには、特例により適用しないなど、センターの安定的な事業運営が可能となる措置をとること

**【提案の背景】**

- ・ インボイス制度の導入以後、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、税務署に登録した適格請求書発行事業者（課税事業者に限る）が交付する適格請求書等の保存が必要となる。
- ・ 現在、シルバー人材センターでは、請負額にかかる消費税から会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引いた額を納めている。しかし、制度導入後は、会員が適格請求書発行事業者として登録、消費税の申告義務が生じることから、会員にとっては大きな負担となる。
- ・ 一方で、会員が適格請求書発行事業者として登録しなければ、シルバー人材センターは仕入税額控除を受けられず、税負担が増大する。

**(5) 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた支援**

**【総務、法務、外務、厚労、文科、文化】**

**① 日本語や母語の習得等に向けた取組に対する支援の充実**

**ア 学校における外国人児童生徒等に対する支援の充実**

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援を充実すること
  - 少数在籍校を含む更なる加配措置の拡充
  - 日本語指導教材の充実
  - 日本語指導に対応できる教員の養成
  - 日本語指導や適応指導、通級による指導等に対する支援の充実（母語を話せる人材の確保、専門指導員の設置等）
  - 教員養成段階における日本語指導に関する科目の必修化
- ・ 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」は、支援の実態が把握しにくいいため、調査項目等の見直しや様式の改善を行うこと

### 【提案の背景】

- 日本語指導が必要な児童生徒等には「特別の教育課程」が編成できるが、本県では対象児童生徒が散在しており、少数在籍校まで十分な教員の配置ができていない。

(国の制度改正)

H26 日本語が必要な生徒に「特別の教育課程」が編成できるよう制度改正

H29 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員を、基礎定数(18人に1人)として新たに設定

- 日本語指導ができる専門性をもつ教員が少なく、多様な児童生徒へのきめ細かな対応が困難なことから、どの学校でも一定レベルの系統的・継続的な日本語指導ができる体制整備が必要である。

### [日本語指導が必要な外国人児童生徒等の現状]

| 区 分    | 児童生徒数  |         |
|--------|--------|---------|
|        | 兵庫県    | 全国      |
| 平成26年度 | 980人   | 37,095人 |
| 平成28年度 | 1,214人 | 43,947人 |
| 平成30年度 | 1,307人 | 51,126人 |
| 令和2年度  | 1,469人 | 調査なし    |

### [兵庫県公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別枠選抜の実施]

- 全日制高等学校で学ぶ意欲があるにもかかわらず、渡日間もなく日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に特別枠選抜を実施している。

| 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度   | 令和2年度   |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 3校(9人) | 3校(9人) | 3校(9人) | 5校(15人) | 5校(15人) |

- 夜間中学に在籍する外国人生徒等に対して、母語が話せる専門人材配置等の制度充実を図ること

### 【国制度の問題点】

- 夜間中学は、日本人の義務教育未修了者の教育の場として制度化されたが、現行では、外国人の割合が高く、日本語の習得状況や学習の習熟度が大きく異なるなど、通常の中学校とは状況が大きく異なる。
- このような夜間中学の生徒に応じたきめ細かな指導を行うため、母語を話せる人材、専門指導員の設置等実情に則した制度の充実が必要である。

## イ 日本語教室への支援継続と母語教室等への支援制度の創設

- 日本語習得が必要な在住外国人を対象とした日本語教室への支援を継続すること
- 外国人児童生徒に対する母語教室、母語による学習教室への支援制度を創設すること

### 【本県の取組】

- 日常生活ですぐに役立つ日本語講座、基礎から学ぶ日本語講座の開催のほか、県内各地でNPOや市町国際交流協会等が行う外国人向け日本語教室、外国人児童生徒向け日本語・母語・教科学習支援事業に対して運営支援をしている。

## ② 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた各種制度の整備

### ア 外国人就労の体制整備への支援

- 外国人就労のための労働環境整備、外国人労働者を雇用する事業者、監理団体等と地域の行政機関、コミュニティとの連携が図れる体制整備に加えて、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実等、生活環境の整備に対する支援を充実すること

## イ 外国人留学生の就職支援

- 外国人留学生について、国による就職支援事業を大都市(東京、大阪、名古屋、福岡)に限らず各地域で実施すること

### 【国制度の問題点】

- 国が実施している大都市を対象とした現在の就職支援事業では、県内の留学生が東京、大阪などへ流出し、県内中小企業への就職促進が進まない。

## ウ 医療通訳制度の創設

- 多言語による医療制度の情報提供や医療通訳者の派遣、遠隔通訳など、医療保険制度が適用され、医療機関が利用しやすく、効果的な医療通訳制度を創設すること

### 【提案の背景】

- 診療時の言語や生活習慣等による制約を解消し、県内全域の外国人、医療機関が利用しやすい制度とするには、医療通訳の費用負担が軽減され、全国画一の制度とする必要がある。
- 厚生労働省では「希少言語\*に対応した遠隔通訳制度」を導入しているが、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語といったニーズの高い言語には対応していない。  
※タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、ミャンマー語

### 【本県の取組】

- 外国人住民を支援するNPOが、外国人患者と医療機関からの要請に基づき廉価で医療通訳者を派遣している。年々利用件数が増加している中では、人的・経済的に限界を迎えている。

## エ 外国籍無年金者に対する救済措置の実施

- 日本国籍を有していなかったため国民年金の受給権がない在日外国人(高齢者・障害者)の生活の安定を確保する救済措置を早期に実施すること

### 【国制度の問題点】

- S57に国民年金法の国籍条項が撤廃され、外国人にも国民年金の加入が認められたが、特定の高齢者(T15.4.1以前生まれ)については、救済措置がとられず制度的無年金者となっている。
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律附則で、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後の検討結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとされている。
- 障害者制度改革において、「立法府その他の関係者の議論を踏まえつつ検討する。」として方針決定しているものの、現時点で具体的な動きはない。
- 国連人種差別撤廃委員会において、日本政府に対して法改正を求める勧告が出された(H30.8.30)。

### 【本県で実施している「無年金外国籍高齢者・障害者への福祉給付金の支給」の概要】

○高齢者福祉給付金 16,670円/月

対象者60人(令和3年10月1日時点) ※ 老齢福祉年金の1/2相当額を、市町を通じて支給

○障害者福祉給付金 40,671円/月

対象者64人(令和3年10月1日時点) ※ 障害基礎年金1級の1/2相当額を、市町を通じて支給

## オ 罰則等の見直し

- 中長期間在留者の過度な負担となっている在留カードの常時携帯義務(罰則あり)を廃止すること
- 在留カード等の更新や各種変更届出における罰則等を緩和すること

### 【国制度の問題点】

- 住所地の変更遅れでは、出入国管理法の20万円以下の罰金及び住民基本台帳法の5万円以下の科料とされ、複数罰を科せられる。一般県民と同様に住民基本台帳法による罰則まで緩和すべき。

## V 個性を磨く地域づくり

### 1 地方創生の推進

#### (1) 国土の将来像の提示

【内閣官房、内閣府】

- 東京圏への過度の人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に地方創生の取組が始まり7年が経過した。このたびの新型コロナの影響で密から疎への動きが生じていることや、着実に取り組んできた移住施策の成果が見え始めているとはいえ、依然として地方の状況は厳しく、東京圏への人口偏在も改善されているとは言い難い。

地方創生の掛け声の下、地方では様々なアイデアを出して地域活性化に取り組んできたが、日本全体を巻き込んだ潮流を作るまでには至っていない。

活力ある日本社会を取り戻すために今求められるのは、①デジタル化の加速、②変化に強い産業構造への転換、③地方回帰の推進、④遠隔授業や遠隔診療、テレワーク等の新しいライフスタイルの定着など、ポストコロナ社会を見据えて国土の目指すべき将来像を描き、その実現に向けた処方箋を作り上げることである。

国においては、どのような将来像を持ち、今後どのような社会を目指すのか、多極分散型社会の構築に向けた将来構想を早急に示すこと。

#### <本県の社会移動の状況（住民基本台帳移動報告（総務省）等）>

[全国の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に対する転入超過数（日本人）]

|         | H30      | R1       | R2      |
|---------|----------|----------|---------|
| 東京圏     | ▲135,600 | ▲145,576 | ▲98,005 |
| （うち東京都） | ▲82,774  | ▲86,575  | ▲38,374 |

R2は、東京圏への転出超過が全国的に大幅減少

[カムバックひょうごセンターを通じた本県への移住状況]

| 区分     | H30 | R1 | R2 |
|--------|-----|----|----|
| 東京センター | 34  | 23 | 43 |
| 神戸センター | 25  | 24 | 52 |
| 計      | 59  | 47 | 95 |

R2は、カムバックひょうごセンターを通じた本県への移住が大幅増加

[本県の転入超過数（日本人）]

- R2：▲7,523人、全国47位（R1：▲7,260人、全国44位）

（うち、東京圏に対する転入超過数（日本人））

|         | H30       | R1        | R2        |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 東京圏     | ▲8,102人   | ▲8,716人   | ▲6,315人   |
| （うち東京都） | （▲5,260人） | （▲5,465人） | （▲3,904人） |

（うち、大阪府、西日本（中国・四国・九州・沖縄）に対する転入超過数（日本人））

|     | H30     | R1      | R2      |
|-----|---------|---------|---------|
| 大阪府 | ▲2,134人 | ▲3,302人 | ▲4,509人 |
| 西日本 | 3,333人  | 3,441人  | 2,281人  |

（世代別の日本人転入超過数）

|               | H30            | R1             | R2             |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 0～19歳         | 767人           | 475人           | 1,008人         |
| <b>20～29歳</b> | <b>▲6,690人</b> | <b>▲7,098人</b> | <b>▲8,832人</b> |
| 30～39歳        | ▲27人           | ▲542人          | ▲26人           |
| 40歳以上         | ▲138人          | ▲95人           | 327人           |
| 計             | ▲6,088人        | ▲7,260人        | ▲7,523人        |

しかし本県では、  
 ・東京圏への転出超過は減少した一方、大阪府への転出超過は増加し、西日本からの転入超過は減少  
 ・その結果、転出超過数は全国最多の7,523人。特に20歳代の転出超過に歯止めがかかっていない状況

<兵庫県 新しい将来ビジョンの策定>

- ・「21世紀兵庫長期ビジョン」の策定から20年、改訂から10年が経つ中、社会潮流等を踏まえて、兵庫のめざすべき将来像を検討し、今年度中に新しい将来ビジョンとして取りまとめる。  
(展望年次：概ね30年後の2050年)
- ・新ビジョンは、コロナ後の兵庫のあり様を描くものとするため、その主役となる県民の願いや希望を反映させたビジョンとすべく、県民との意見交換を重ね、策定していく。

**(2) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実等** **【内閣府】**

- ・地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること

[令和元年度まで]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金]+補正：600億円[地方創生拠点整備交付金]

[令和2年度から]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金。うち一部は地方創生拠点整備交付金(R3：50億円)]  
+補正：地方創生拠点整備交付金500億円

**【提案の背景】**

- ・第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H27～R1)で目標未達成の東京圏への転入超過解消などに向け、第2期戦略で更なる取組が求められていることから、少なくとも令和元年度以上の予算措置を講じるべきである。

**(3) 地方拠点強化税制の充実** **【内閣府、経産、厚労】**

**① 令和4年度以降の継続実施**

- ・令和3年度末が期限となっている地方拠点強化税制について、令和4年度以降についても引き続き実施すること

**② 施設整備計画の認定要件の適正化**

- ・税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみを増加数とすること

**【現行の地方拠点強化税制の問題点】**

- ・本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

**③ オフィス減税等の拡充**

- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- ・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること

<地方拠点強化税制の概要>

| 区 分                            |                          | 内 容  |
|--------------------------------|--------------------------|--|
| 地方に所在する<br>本社機能の拡充<br>(拡充型)    | オフィス減税                   | 建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4% |
|                                | 雇用促進税制                   | 雇用増1名につき30万円の税額控除(最大)                                  |
|                                | ※ 併用は不可                  |  |
| 東京23区から地<br>方へ本社機能を<br>移転(移転型) | オフィス減税                   | 建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%                   |
|                                | 雇用促進税制                   | 雇用増1名につき初年度50万円<br>+ 上乗せ分40万円×3年の税額控除(最大)              |
|                                | ※ 併用は原則不可(上乗せ分40万円のみ併用可) |  |

・本県:13社認定(R2まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望(うち1社は併用活用済み)

④ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)

(4) 東京圏への立地規制の制度化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、経産】

- ・本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること

最重点 (5) 土地利用の規制緩和 【国交、農水】

- 新
- ・人口減少が進む中、地域の魅力を創り出し活性化を図るため、市街化調整区域や農振農用区域などの土地の柔軟な活用に向けて、規制緩和も含めた土地利用のあり方について、国としても検討を行うこと

【兵庫県 土地利用推進検討会の設置】

- ・各分野(法律・都市計画・地域振興・農林・商工)の有識者及び県内市町長で構成
- ・第1回検討会(令和3年11月5日開催)の検討内容

| 検討項目                 | 内 容  |
|----------------------|--|
| 都市計画法改正に伴うイエロー区域の取扱い | 都市計画法改正に対応し、市街化調整区域における災害イエロー区域において、一定の安全基準を満たすこと等を要件に開発を可能とすることを検討。                                     |
| 地域活性化のための日影規制の合理化    | まちづくりのニーズに的確に対応するため、地区計画等の区域その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域のうち、市町長の申出に基づき知事が指定する区域等については、日影規制の対象から除外することを検討。 |
| 空家等の活用及び流通の促進        | 人口減少の本格化により空家が増加しているため、市町の申出により、県が空家等の活用を特に促進すべき区域を指定し、用途変更や接道基準などの規制の特例措置や、流通促進に向けた支援等を行うことを検討。         |

※第2回検討会を年内に開催し、「農振法・農地法の下での土地利用」について検討する予定。

## (6) 地方振興を促進する立法措置

【内閣府、総務省、国交】

- 高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

## (7) UJIターン・二地域居住の促進

【内閣府、総務、農水、国交】

### ① 移住支援金制度による地方への人材環流の促進

- 制度の更なる活用促進に向け、国による周知・広報の充実を図ること
- 支給対象者の移住元地域等の要件の緩和を検討し、弾力的な運用を図ること

現行：東京23区に在住または通勤・通学

提案：移住元地域の東京圏（東京23区及び地方拠点強化税制対象外地域<sup>\*</sup>）への拡大

※[東京都]武蔵野市、三鷹市、八王子市等 [神奈川県]横浜市、川崎市当  
[埼玉県]川口市、川越市等 [千葉県]千葉市等 [茨城県]龍ケ崎市等

- 移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること

#### 【国制度の問題点】

- 全国統一的に実施されている事業であることから、国が周知・広報の充実を図るべき。
- テレワーカー、通学期間、専門人材が対象となる等、要件が拡充されたが、移住元地域の東京圏への拡大等の更なる要件緩和を行うことが必要。
- 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。

#### 【移住支援金制度の概要】

- UJIターンによる起業・就業者等創出のため、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ（地方創生推進交付金）」を活用し、都道府県において実施（支給事務は市町が実施）

|              |   |
|--------------|---|
| 支給要件         | 次の全ての要件を満たす者<br>① 直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は通勤・通学していた者<br>※住民票除票や戸籍附票の写しの添付が必要<br>② 兵庫県に移住し、5年以上継続居住する意思のある者<br>③ 県が支援対象と認めた企業に就職した者または社会的分野の起業をした者等 |
| 支給金額         | 世帯1,000千円、単身600千円   |
| 負担割合         | 国1/2、県1/4、市町1/4   |
| 返還要件<br>(一例) | ① 1年未満で要件を満たす職を辞した場合：全額返還<br>② 3年未満で当該市町から転出した場合：全額返還<br>③ 5年未満で当該市町から転出した場合：半額返還<br>※市町において、数年に渡る居住確認が必要。債権管理も市町が実施。                                 |

### ② 第二住民登録制度の創設

- ふるさとに親族・資産を残しながら都市で生活するなど二地域に関わりのある人々に対し、第二住民登録制度の創設等により、住民税納税地や投票権の選択・分割等が可能となるような制度を創設すること

**【提案の背景】**

- ・ふるさとを離れて都市で生活する人々が増加しており、それぞれの地域に対して行政機関や地域に期待することがあることから、納税先の選択や投票権の選択・分割等が可能となるような制度が必要である。

**【本県が実施する「ひょうごe-県民（県外県民）登録事業」の概要】**

|      |   |
|------|---|
| 趣 旨  | 兵庫出身者やゆかりのある人を対象に、兵庫を第2の住所として登録する制度を創設し、地域情報の発信や県特産品の販売等を通じて、ふるさととの交流機会の拡大や移住人口の増大を図る。  |
| 実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひょうごe-県民(県外県民)証カード(ポイント付与電子マネー付き会員証)の発行</li> <li>・スマートフォンアプリ及び兵庫県インターネットモールの運営</li> </ul>   |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県にゆかりのある人々の増加 (UJターンへの期待、観光など県訪問者数の増大)</li> <li>・ふるさと意識の醸成 (県政情報のタイムリーな提供、ふるさと納税の促進、同窓会、県人会等の活性化)</li> <li>・地域経済の活性化 (県産品の販売拡大等による県内消費の喚起)</li> <li>・兵庫県インターネットモールでの兵庫産品の買い物 等</li> </ul> |

**③ 空き家を活用したお試し居住に対する旅館業法の適用除外**

- ・当該市町に移住する目的で、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、旅館業法の適用除外とすること

**【国制度の問題点】**

- ・移住希望者が特定の空き家を取得又は賃貸する前提で、当該空き家に短期居住する場合は旅館業法の適用除外となるが、生活を体験する間に空き家で宿泊する場合は、営業許可が必要となる。
- ・そのため、営業許可を得るための消防設備等の改修に費用負担が生じることから、市町が実施する生活体験住宅提供事業の支障となっている。

**④ 空き家活用の促進・空き家対策の強化****ア 立入調査権限の強化**

- ・長屋等について、住戸単位で空き家となっている部分を空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とし、立入調査などの法に基づく対応が可能となるよう見直すこと

**【提案の背景】**

- ・4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険な状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができない事例がある。
- ・当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例の適用除外)がないことから、その効果が限定的である。

**イ 所有者が不明となっている空き家対策の強化**

- ・所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助率を3/5(現行2/5)に拡充すること
- ・空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと
- 新**・略式代執行まで至らない所有者不明空家等(土地含む)の財産管理人選任申立てにかかるとる予納金に対する財政支援を行うこと

**【提案の背景】**

- ・所有者等が不明な場合は、市町の負担で略式代執行を行い、土地の売却益等で費用をまかなっているが、特に地価の低い地域では市町の財政負担が大きい。
- ・応急的危険回避措置は、市町が独自に条例に基づき取り組んでおり、財政的負担が生じている。

- ・所有者不明空家等への措置は空家特措法第14条に基づく略式代執行となるため、代執行が妥当という状態まで悪化を待たざるを得ず、長期に渡り、周辺住民に精神的・経済的不利益を与え続けることになる。

(参考)

- ・R2年度に、空き家対策総合支援事業が拡充され、略式代執行に係る財産管理人選任申立て予納金について補助対象となった。

## ウ 住宅用地特例の適用対象の適正化

- ・空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、居住実態がなくなっからの期間など具体的な基準を示した上で、市町村が積極的に住宅用地特例を解除できるよう制度改正を行うこと
- ・また、上記のほか、地方公共団体が条例で規定する空き家についても住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと

### 【提案の背景】

- ・平成26年に空家特措法が施行され、空き家のうちそのまま放置すれば倒壊等のおそれのある「特定空家等」について、勧告の措置がなされたものは固定資産税の住宅用地特例（固定資産税（最大1/6）・都市計画税（最大1/3））の適用除外措置がなされた。
- ・しかし、それ以外の空き家（居住の用に供される見込みがないものを除く。）に関しては依然として住宅用地特例の対象となるため、抜本的な空き家対策の解決に繋がっていない。
- ・また、現在の基準（「地方税法第349条の3の2の規定における住宅用地の認定について」（平成9年4月1日自治固第13号））では特例を適用除外する判断基準が明確でないことから、除外措置を進めることが難しい団体もある。
- ・このため、居住実態が確認できない空き家については、国が定める統一的な判断基準を踏まえて、地方公共団体の判断により適用除外とすることができるよう、制度を見直す必要がある。
- ・また、本県では、現在、市町が特に空き家の活用・流通促進を必要とする区域を県が「空家等活用促進特別区域」に指定して、特区内の空家等所有者に利用・管理情報等の届出を義務づけ、住宅用地特例の適用に際しては、当該届出情報を踏まえた調査に努めることとする仕組みについて、条例化に向け検討中である。

## (8) 過疎地域の振興等 【内閣府、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

### ① 地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の拡充と対象事業の拡充

#### ア 地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の拡充

- ・各市町で策定した過疎計画、辺地の総合整備計画の事業を確実に、実施できるように、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の地方債計画の計上額（令和3年度：過疎債5,000億円、辺地債520億円）の拡充を図ること

#### イ 過疎対策事業債対象事業の拡充

- ・道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること

### ② 離島振興施策の一層の充実

#### ア 離島振興関係予算の確保と補助率の嵩上げ

- ・島外との交流促進や風水害対策等、離島固有の財政需要に対処できるよう各省庁所管の離島振興関係予算の所要額を確保するとともに、補助率の更なる嵩上げを行うこと

#### イ 離島航路補助事業の予算の確保と補助率の嵩上げ

- ・島民の命綱ともいべき航路を堅持するため、燃料代の高騰や新型コロナウイルス感染拡大等に伴う離島航路事業の欠損額の増加を踏まえた十分な予算を確保すること

- ・ 人件費や船舶修繕費等の抑制など離島航路事業者の経営改善努力に応じた国庫補助率の嵩上げなど制度を拡充すること

## (9) 地域おこし協力隊への支援

【内閣府、総務】

### ① 特別交付税措置の対象地域の拡大

- ・ 特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域などに限定せず、高齢化や人口減少により人的支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること
- ・ 活動期間(最長3年)の延長など、制度の拡充を行うこと
- ・ 「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されているため、移住要件を廃止し、地域外の人材が通いや二地域居住等を活用して継続的に行なう地域おこし活動についても、特別交付税の対象とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 現行の対象地域は、3大都市圏においては、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定され、R1年度より人口減少率(2005-2015年度)11%以上の市町が対象とされたが、対象地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。
- ・ 現行制度は都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を対象としているが、全国的に人口減少が進むなか、移住者に限定せず、地域外の人材を地域づくりの担い手として取り込むことが重要である。
  - 〔※ 総務省による「関係人口」の定義  
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。〕

### ② 起業を支援する特別交付税措置の充実

- ・ 「地域おこし協力隊」の起業を支援する特別交付税措置について支援額の上限(現行：上限100万円)を引き上げるとともに、支援期間(現行：1年間)を複数年化すること

### ③ 地域おこし協力隊募集イベントの定期開催

- ・ 人材確保のため、全国規模やブロック規模の地域おこし協力隊募集イベントを都市部において定期的に開催すること

#### ④ 地域再生計画に基づく施設整備に対する財源の確保

- 令和3(2021)年度以降も、地域再生計画に基づく、道、污水处理施設、港の整備が着実に実施できるよう、地方創生推進交付金制度を堅持し、十分な予算を確保すること

[地方創生推進交付金の活用を予定している地域再生計画(令和3年4月時点)]

| 地域再生計画の名称                    | 計画作成主体          | 計画期間   | 総交付金額(千円) |           | 交付金の種類 | 施設の種類 | 地区等の名称            | 事業主体  |
|------------------------------|-----------------|--------|-----------|-----------|--------|-------|-------------------|-------|
|                              |                 |        |           | うちR3年度要望額 |        |       |                   |       |
| 水・緑・人がともに生きるまちづくり計画          | 兵庫県、神河町、多可町、西脇市 | H27～R3 | 3,050,000 | 253,061   | 道      | 林道    | 千ヶ峰・三国岳線          | 兵庫県   |
|                              |                 |        |           |           | 道      | 市町村道  | 水走り中河原線<br>ほか2地区  | 神河町   |
|                              |                 |        |           |           | 道      | 市町村道  | 町道豊部35号線<br>ほか3地区 | 多可町   |
|                              |                 |        |           |           | 道      | 市町村道  | 市原羽安線             | 西脇市   |
| 『～食極めれば淡路島～』南淡路地域再生ネットワーク化計画 | 兵庫県、洲本市、南あわじ市   | R3 R7～ | 6,302,600 | 1,330,000 | 道      | 広域農道  | 南淡路4期地区           | 兵庫県   |
|                              |                 |        |           |           | 道      | 市町村道  | 山神線               | 洲本市   |
|                              |                 |        |           |           | 道      | 市町村道  | 大榎列古長田線           | 南あわじ市 |
| 南あわじ(福良・沼島)の観光と産業を支える港づくり    | 兵庫県、南あわじ市       | R2～R5  | 850,000   | 443,500   | 港      | 港湾    | 福良港               | 兵庫県   |
|                              |                 |        |           |           | 港      | 漁港    | 灘漁港               | 南あわじ市 |
| あなたが好きなまち・朝来市計画              | 兵庫県、朝来市         | H28～R4 | 786,650   | 144,625   | 道      | 林道    | 千ヶ峰・三国岳線ほか1地区     | 兵庫県   |
|                              |                 |        |           |           | 道      | 市町村道  | 物部伊由市場線           | 朝来市   |
| 響きあう心 世界へ拓く結の郷やぶ計画           | 兵庫県、養父市         | H29～R5 | 347,500   | 60,050    | 道      | 林道    | 須留ヶ峰線             | 兵庫県   |
|                              |                 |        |           |           | 道      | 市町村道  | 市道朝倉高柳線           | 養父市   |

## 2 デジタル化の本格的推進

最重点

### (1) 5Gなどデジタル基盤の整備加速

【内閣官房、総務】

- 新**・都市部に遅れることなく全ての地域で基地局の整備が進むよう、5G投資促進税制の延長・拡充など、財政支援を強化すること
- 新**・中小企業によるローカル5Gの利用促進に向け、システム構築等に要する技術的・財政的支援制度を拡充すること
- 自治体によるハード・ソフトのデジタル化推進事業に活用できる、自由度の高い交付金を創設すること

(参考：本県における新たな取組の方向性)

ア 高速情報通信基盤「兵庫情報ハイウェイ」の活用

- ・増強された兵庫情報ハイウェイを活用し、安価で高速なネットワークシステムを構築

イ 在宅勤務用システム基盤(テレワーク兵庫)の提供(R2.12月利用開始、全国初)

自宅パソコンから職場パソコンにアクセスして在宅勤務できるテレワークシステム基盤(テレワーク兵庫)を提供

- 対象 原則、県内中小企業(1社あたり300人程度まで登録可能)

- 利用料金 R5.12月までは、自らが在宅勤務用システムを導入するまでの臨時措置として無償提供

ウ ものづくりDX(デジタル化)の推進

- ・スマートものづくりセンターによる、プッシュ型・伴走型活動の強化

〔 AI・IoT・ロボットに係る「研究コーディネーター」の配置  
(技術相談、機器による分析・測定、産学官の研究コーディネート等) 〕

## (2) デジタルデバイド対策の推進

【内閣官房、総務】

### ① 地域間デジタルデバイド対策の支援の強化

- ・ 医療、教育、農業等、様々な分野で活用が期待される第5世代情報通信システム（5G）の全国展開及び早期利活用を実現するため、携帯電話事業者に対する支援を強化し、地域間の偏りが生じないよう基地局整備を推進すること
- ・ 自治体の実施する5G基地局整備については、居住エリアを補助対象とするとともに、5Gをはじめ、先端技術の社会実装に伴うデータ通信量の増大に対応できるよう、回線（光ファイバー）の芯線増強や機器更新を補助対象とするなど支援を強化すること

#### 【提案の背景】

- ・ 携帯電話事業者による5Gサービス提供エリアは、収益性の観点から郡部を中心に基地局整備が進まず、広がっていない。
- ・ 自治体が行う5G基地局を整備する場合、補助対象は非居住エリアのみとなっている。
- ・ 自治体が行う回線（光ファイバー）整備に関する補助対象は、原則新規整備のみとなっている。

### ② 個人間・集団間デジタルデバイド対策の支援の強化

- 新**・ デジタル活用に不安のある高齢者等の解消を図るデジタル活用支援推進事業について、身近な場所で学ぶ機会の確保や、身近に相談できる者の育成が可能となるよう、制度を見直すとともに、採択枠を拡大すること

#### 【国制度の問題点】

[デジタル活用支援推進事業の概要]

目的：高齢者等のデジタル活用に関する不安を解消

内容：高齢者等が身近な場所で身近な人からデジタル活用について学べる講習会やデジタル活用支援員を育成するための教材作成や研修等の実施

- ・ 講習会は携帯キャリア等により開催されるが、開催場所は主に携帯ショップであり、高齢者が身近な場所でデジタル活用を学ぶ「講習会」を受講できる機会が不足している。
- ・ 講師の育成はデジタル活用支援員に限られており、身近に相談できる者の育成は行われていない。
- ・ 携帯ショップのない市町への講師派遣制度は採択枠が少なく、今後、行政手続きのオンライン化が進んでいくことから、採択枠を増やしていく必要がある。

## (3) スマート自治体の構築

【内閣官房、総務】

### **主**① スマートシティの推進

- 新**・ ビッグデータや先端ICTを活用し地域課題解決を図るスマートシティの取組を推進するため、以下の措置を講じること
- 健診データや地図データ等のオープンデータの標準化を国主導で迅速に進めること
  - 国が実施するスマートシティ関連事業について、データ連携基盤構築やデータ連携に必要なアプリケーション開発に対する専門人材派遣など技術的支援を拡充すること。また、採択枠の拡大や当面の間の維持管理費の補助対象化など財政的支援を強化すること

#### 【提案の背景】

- ・ 本県では、ビッグデータや先端ICTを活用し都市や地域の諸課題を解決を図るスマートシティの構築に向けた市町の取組を推進している。
- ・ 取組を推進していくためには、分野横断的なデータ連携を可能とする情報基盤やデータの標準化、アプリケーション開発が必要だが、そのための専門的知識やスキルが不足している。

- ・スマートシティ構築に必要なハード整備には多大な費用を要するため、国のスマートシティ関連事業を活用する必要があるが、現在の採択数では活用が難しいほか、取組を軌道に乗せるまでの間は維持管理についても支援する必要がある。

#### [スマートシティ関連事業の概要]

- ・内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省「スマートシティ官民連携プラットフォーム」  
多様なステークホルダーの積極的な参画及び官民連携を推進することにより、スマートシティ取組を加速することを目的とし、各府省におけるスマートシティ推進に資する活動や会員等間の課題・研究・技術・開発等の情報共有、相互啓発、連携強化に関する活動を実施
- ・内閣府「未来技術社会実装事業」  
AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指す事業で、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた提案について、各種交付金、補助金等の支援に加え、実装に向けた、関係省庁、地方公共団体、関係民間事業者等で構成する現地支援体制を構築するなど、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援を実施
- ・総務省「データ連携促進型スマートシティ推進事業」  
地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を実現するため、スマートシティに取り組む地方公共団体等による都市 OS（データ連携基盤等）や当該都市 OS に接続するサービス、データ及びアセットの初期投資等にかかる経費を補助（1/2）

## ② スマート自治体構築に向けた情報システムの整備

- ・自治体情報システムの標準化・共通化のために必要な経費については、自治体の負担が生じないよう全額国庫で措置すること
- ・自治体の業務やシステムの統一・標準化の対象を拡大する場合は、そのスケジュールを早期に示し、必要な経費については、全額国費で措置すること

#### 【提案の背景】

- ・国は「(仮称)Gov-Cloud」として、クラウド上に、市町の17の基幹業務(住民基本台帳、国民健康保険など)に関する標準準拠システムを構築することとしている。
- ・「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)やシステム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)については、R2年度3次補正予算(※)において全額国費で地方公共団体情報システム機構に基金造成され、デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)として市町に交付される。(※ 総務省「自治体情報システムの標準化・共通化」(1,509億円))
- ・デジタル基盤改革支援補助金には補助基準額の上限額が設定されており、各自治体においては上限額を超える部分の財政負担が生じる。  
(補助基準額の上限額の算定式)  
市区町村(～5万人) 1,500万円 + 人口×1,000.0円/人  
市区町村(5～20万人) 6,500万円 + (人口-5万人)×800.0円/人  
市区町村(20～100万人) 18,500万円 + (人口-20万人)×650.0円/人  
指定都市 70,000万円 + (人口-50万人)×400.0円/人
- ・今後、都道府県の事務も含め、更なる業務やシステムの統一化を図る際にも、上記と同様、全額国費で措置すべきである

- 新**・国がオンライン化する行政手続のうち自治体に関連する手続については、スケジュールを早期に示し、自治体に経費負担が生じないよう全額国費で措置すること

#### 【提案の背景】

- ・デジタル・ガバメント実行計画では、国の方針に基づきオンライン化の対象となる行政手続が具体的に示されているが、一部の手続についてはオンライン化の実施時期が明示されていないため、自治体側の対応を検討できない。  
(例：宅地建物取引業免許等関係手続、家畜伝染病予防法等に基づく報告など)
- ・旅券の発給申請や高等学校等就学支援金の受給資格認定申請など国が主導するオンライン化に伴い、自治体側にデータ整備や端末購入などの負担が発生する場合は、国の責任において当該費用も国費措置するよう求める。

#### (4) セキュリティ対策の徹底

【内閣官房、総務】

##### ① 再点検と安全対策の提示

- ・セキュリティ対策を再点検し、国民の信頼が得られる安全対策を示すこと

##### ② セキュリティ対策への財政措置

- ・セキュリティ対策に必要な経費について、引き続き財政措置を講じること
- ・今年度の自治体情報セキュリティクラウドの更新について、設計、テスト等の移行に要する経費（補助率1/2）のみでなく、機器購入または賃貸借に要する経費も補助対象とすること（前回(平成27年度)補助では、機器購入も対象）
- ・自治体情報セキュリティクラウドの維持・運用に必要な経費について、財政措置を講じること

＜R3概算要求(総務省)・自治体DXの推進(32億円)＞

- ・次期自治体情報セキュリティクラウドについて、国が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）の遵守を図るため、移行に要する経費に対し補助

#### (5) マイナンバーの活用

【内閣官房、内閣府、個保委、総務、厚労】

##### ① 円滑な制度運用に向けた一層の周知

- ・制度の概要やメリット、カードの取得方法や今後の利活用拡大等について、若者から高齢者までの各階層、民間事業者等の各ターゲットに応じた、分かりやすい周知・広報を強化すること
- ・広域的行政主体である都道府県における周知・広報の取組経費についても十分な措置を行うこと

###### 【提案の背景】

- ・マイナンバー制度広報については、現状、政府による広報物は多種作成されているが、住民からは分かりにくい、メリットが見えないとの声が多いため、より国民目線に立った、ターゲットを意識した周知・広報を行う必要がある。
- ・都道府県における周知・広報経費に充当可能なマイナポイント事業費補助金の基準額が市町の基準額に比べて非常に低く、広域的な広報が十分にできない状況である。

##### ② 安全性と利便性の向上

- ・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること
- ・保険証利用に必要な各医療機関等のシステム改修に要する経費については、診療所等の小規模医療機関等の財政負担の軽減という観点から、令和3年度の補助率(1/2等)を令和2年度と同様の補助率(10/10)に見直すこと
- ・公的個人認証法の改正により可能となったマイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載について、施行日は公布の日(令和3年5月19日)から2年以内の政令で定める日とされているが、できる限り早期に、円滑な実施を図ること
- ・公的個人認証機能について、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法を確立すること
- ・各種免許証や障害者手帳等との一体化を図り、安全性と利便性を両立した仕組みを速やかに構築すること

### ③ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限延長

- ・ マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること
- ・ 電子証明書の更新手続について、郵便事務取扱法の改正により可能となった郵便局のみならず、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請や、コンビニエンスストア等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、更新手続の選択肢を更に拡大すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 電子証明書は、e-TAXや証明書のコンビニ交付など、事務手続を行政の窓口に行かずにできることがメリットであるが、電子証明書の更新のために5年に1回窓口に行く必要がある。
- ・ そのため、更新されないまま失効し、マイナンバーカード(多くの場合、有効期間は発行から10年)は有効であるのに、コンビニ交付等のサービスが使えないという状況が発生することで、カードの利用価値が下がり、取得率・利用率が低迷することが懸念される。

### ④ 市町への適切な財政措置等

- ・ マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を行うこと

### ⑤ 効果的・効率的な制度への改善

#### ア 交付事務経費の負担軽減

- ・ 各市町の交付円滑化計画に基づいて行うカード交付体制の増強に関する費用については、引き続き市町負担を生じさせないよう十分な予算を確保すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 令和4年度中にほとんどの住民がカードを保有することが想定されており、そのためには、カード申請者の増加に対応するため、市町の窓口体制をさらに強化するための十分な予算を確保する必要がある。

#### イ 安定的なシステム稼働

- ・ マイナンバーカードの円滑な交付のための安定的なシステム稼働について引き続き必要な措置を講じること

### (6) 学校のICT化の推進(再掲)

【文科】

- ・ 現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、必要な財政措置を講じること
- ・ 教員や児童生徒のICT活用をサポートするICT支援員やGIGAスクールサポーター等を十分に配置できるよう、必要な財政措置を継続すること
- 新**・ 1人1台端末を活用した効果的な教材や指導方法等に関する国の研究成果の普及・情報発信に努めること
- 新**・ 今後必要となるAIドリルなどの先端技術や教育ビッグデータの活用について、財政措置を講じること
- ・ 学術情報ネットワーク(SINET※)への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること

(※ SINET: 国立情報学研究所(NII)が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、超高速・高信頼での利用が可能。)

**【提案の背景】**

- ・「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」では、システム保守料やサポート料、情報機器の高額なランニングコスト等について、地方財政措置が講じられていない。
- ・ICT支援員については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」で、4校に1人の配置基準で積算され、地方財政措置されている。一方でGIGAスクールサポーターについては、令和3年度の国の補助事業(補助率1/2)として計上されており、令和4年度も継続した支援が必要となる。
- ・県立学校においては、令和4年度入学生からBYODの順次導入を進めることとしており、教員のICT活用指導力向上研修やHYOGOスクールエバンジェリストによる授業実践例の活用を進めているが、国による学校種別ごとの効果的な教材や授業実践例等の情報発信・情報提供が必要である。  
 ※BYOD: Bring Your Own Device。個人所有の端末を学校に持ち込んで利用すること。
- ・学術情報ネットワーク(SINET)については、令和4年度の次期SINET(SINET6)への移行に合わせ、初等中等教育機関向けにも開放予定となっているが、SINETへの接続にあたっては、地方公共団体が負担することとなっている。

**3 交流基盤の整備促進**

**(1) 社会基盤整備に必要な予算総額の確保**

**【国交】**

- ・住民の暮らしを守り、地域の活力を支える社会基盤の整備の着実な推進に必要な直轄・補助事業の予算を確保すること(下表例示)

| 事業名                                  | 事業箇所等  | ※下線は直轄事業 |
|--------------------------------------|--|----------|
| 道路整備事業                               | <u>【基幹道路】</u><br>名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道、東播磨道、姫路バイパス、加古川バイパスリニューアル、 <u>東播丹波連絡道路(国道175号西脇北バイパス)</u> 、中国横断自動車道姫路鳥取線<br><u>【その他道路】</u><br>国道176号名塩道路、 <u>国道2号相生有年道路</u> 、 <u>国道9号笠波峠除雪拡幅</u> 、 <u>国道28号洲本バイパス</u> 、 <u>国道29号姫路北バイパス</u> 、 <u>波賀町防災</u> 、豊岡竹野線(城崎大橋)、竜泉那波線等 |          |
| 街路整備事業                               | (都) 尼崎宝塚線、(都) 国道2号線(加古川市)、(都) 国道線(姫路市)等  |          |
| 連続立体交差事業                             | JR山陽本線東加古川駅付近、山陽電鉄本線高砂駅～荒井駅付近  |          |
| 交通安全施設整備事業                           | 国道178号、福良江井岩屋線、明石高砂線等  |          |
| 道路防災事業                               | 国道250号、香美久美浜線等   |          |
| 道路橋耐震対策事業                            | 国道250号汐見橋、国道178号森本橋等   |          |
| 河川事業                                 | 加古川(滝野、高砂他、大門他地区)、揖保川(中井・末政、平見、新宮地区)、 <u>円山川(ひのそ、日高、鶴岡・日置地区、中郷遊水地)</u> 、 <u>猪名川(東園田、出在家地区)</u> 、 <u>武庫川</u> 、 <u>市川</u> 、 <u>津門川</u> 、 <u>明石川</u> 、 <u>水田川</u> 、 <u>加古川</u> 、 <u>引原ダム(ダム再生)</u> 、 <u>香住谷川</u> 等  |          |
| 砂防関係事業                               | 六甲山系(グリーンベルト整備事業含む)、赤花川、水根川等   |          |
| 港湾整備事業                               | <u>姫路港</u> 、 <u>尼崎西宮芦屋港</u> 、 <u>東播磨港</u> 、 <u>家島港</u> 、 <u>柴山港</u> 等  |          |
| 海岸整備事業                               | <u>東播海岸</u> 、 <u>尼崎西宮芦屋港海岸</u> 、 <u>福良港海岸</u> 、 <u>淡路海岸</u> 等  |          |
| 下水道整備事業                              | 武庫川流域下水道、兵庫東流域下水汚泥広域処理場等   |          |
| 市街地整備事業                              | 英賀保駅周辺土地区画整理、三田駅前Cブロック地区市街地再開発等  |          |
| 公園整備事業                               | 国営明石海峡公園、播磨中央公園、明石公園等  |          |
| 公営住宅整備事業                             | 尼崎西昆陽住宅、明石長坂寺住宅等   |          |
| 地域防災拠点建築物整備<br>緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業) | ホテル・旅館等の耐震化、事業拡充<br>兵庫県庁舎の再整備  |          |
| 住宅・建築物耐震改修事業                         | 民間住宅の耐震化、土砂災害特別警戒区域に存する既存住宅・建築物の防護壁等整備、事業拡充  |          |
| がけ地近接等危険住宅移転事業                       | 土砂災害特別警戒区域等内に存する既存住宅の除却・移転、事業拡充  |          |
| 宅地耐震化推進事業                            | 第2次スクリーニング対象箇所(三木市、小野市)、事業拡充   |          |

## (2) 基幹道路等の整備促進

【内閣府、総務、国交】

### ① 基幹道路ネットワーク整備の加速化

- ・基幹道路ネットワークの早期完成に向け、事業中路線の整備促進やミッシングリンク早期事業化、特に山陰近畿自動車道の権限代行に向けた直轄調査を実施すること

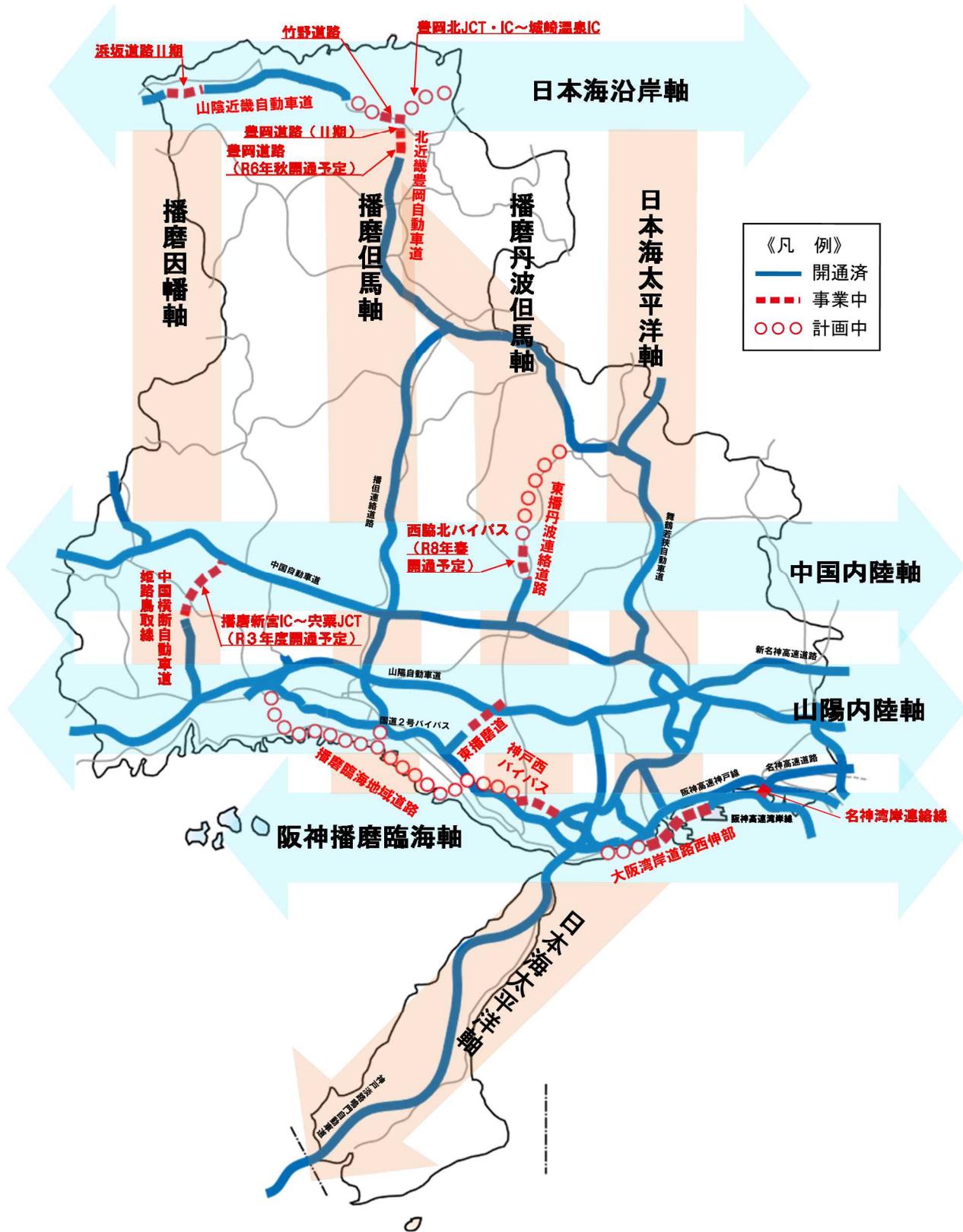
#### <事業中路線の整備促進>

| 路線名                               | 要望内容   |
|-----------------------------------|--|
| 名神湾岸連絡線〔直轄〕                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期整備に必要な予算の確保、大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通</li> <li>・有料道路事業の導入による整備財源の確保・事業促進</li> <li>・阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ交通転換が図られる料金の設定</li> </ul> |
| 大阪湾岸道路西伸部〔直轄・阪高〕<br>(六甲アイランド北～駒栄) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期整備に必要な予算の確保・全線での事業促進</li> </ul>  |
| 神戸西バイパス〔直轄・NEXCO〕                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期整備に必要な予算の確保及び全線での早期着工</li> <li>・有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成</li> <li>・一般道路部の着実な整備促進による専用道路部との同時開通</li> </ul>                      |
| 東播丹波連絡道路〔直轄〕                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道175号西脇北バイパスの令和8年春の確実な開通</li> </ul>   |
| 北近畿豊岡自動車道〔直轄〕                     |  |
| 豊岡道路<br>(但馬空港IC～豊岡IC)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年秋の確実な開通</li> </ul>   |
| 豊岡道路(Ⅱ期)<br>(豊岡IC～豊岡北JCT・IC)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期工事着手に向けた事業促進</li> </ul>  |
| 東播磨道(北工区)〔県事業〕                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業推進に必要な予算確保</li> </ul>  |
| 山陰近畿自動車道〔県事業〕                     |  |
| 浜坂道路Ⅱ期<br>(居組IC～新温泉浜坂IC)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル等大規模工事施工に必要な予算確保</li> </ul>  |
| 竹野道路<br>(竹野IC～豊岡北JCT・IC)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期用地買収に向けた予算確保</li> </ul>  |

#### <ミッシングリンクの早期事業化>

| 路線名       | 要望内容  |
|-----------|---|
| 播磨臨海地域道路  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期事業化に向けた手続きの推進<br/>(速やかな都市計画・環境影響評価に向けた詳細ルート・構造の検討)</li> <li>・早期完成に向けた検討             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国と県の役割分担による整備(播但連絡道路の東側は国、西側は県)</li> <li>②有料道路事業の導入                 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 有料道路事業の料金徴収期間の延長<br/>国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図る方策 〕</li> </ul> </li> <li>③播但連絡道路接続部の早期整備</li> </ul> </li> </ul> |
| 山陰近畿自動車道  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC間(R3年度内都市計画決定予定)の権限代行に向けた直轄調査の実施</li> <li>・直轄権限代行等が速やかに実施できる国(地整局)の体制・機能の強化・拡充</li> </ul>   |
| 東播磨丹波連絡道路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇北バイパス以北(西脇市黒田庄町～丹波市氷上地域)の早期事業化に向けた調査促進</li> </ul>   |

# 兵庫県の基幹道路(八連携軸)



- ・国直轄事業で整備する全ての高規格道路<sup>※</sup>について、高規格幹線道路並の地方交付税措置とすること(現行20%→45%)

**【提案の背景】**

- (ア) 国直轄事業で整備する高規格幹線道路の地方負担の地方交付税措置 45%
- (イ) 上記を除く国直轄事業で整備する高規格道路(例えば、大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線など)の地方負担の地方交付税措置 20%

※R3.7月に策定された「近畿ブロック新広域道路交通計画」において、高規格幹線道路、地域高規格道路等を含めて高規格道路と位置づけられたことから、(イ)についても(ア)と同等の地方交付税措置が必要である。

## ② 高速道路の持続的利用に向けた取組

### ア 有料の高速道路における料金徴収期間の延長

- ・有料の高速道路における建設・維持管理・更新事業等を安定的に実施するため、料金徴収期間を延長すること

### イ 利用しやすい高速道路料金の実現

- ・ターミナルチャージの重複徴収の撤廃、経路によらない同一料金の拡大等、管理主体を超えたシンプルで、シームレスな料金体系への見直しを進めること
- ・本州四国連絡高速道路の料金について、R6年度以降も現行料金を維持すること。合わせて、割引について、NEXCOと同一とすること

## ③ 地域の交流や日常生活を支える道路整備の推進

### ア 緊急輸送道路における大規模構造物の個別補助事業化

- ・緊急輸送道路における一定期間に多額の事業費を要する橋梁等の大規模構造物の整備について、個別補助事業の対象として補助制度を拡充すること

**【提案の背景】**

- ・老朽化に伴う橋梁架替え事業については、道路メンテナンス事業として個別補助事業の対象となったが、新設橋梁は対象外となっている。
- ・激甚化する風水害や切迫する大規模地震等における災害発生後の初期段階から、救助・救援・物資輸送・復旧復興等の基盤となる緊急輸送道路の早急な機能強化が必要であるため、個別補助事業として強力に推進することが必要である。

※(国)2号[和坂拡幅]、(主)宗佐土山線[天満大池バイパス]等

### イ 府県間にまたがる広域防災道路の早期接続

- ・都市計画道路山手幹線(平成22年度開通済)と接続する大阪府側の「三国塚口線」の早期開通に向け、更なる事業促進を支援すること

**【提案の背景】**

- ・国道2号、同43号を補完して、府県間にまたがる広域防災道路としての機能を発揮するため、早期接続が必要である。

## ウ 通学路の安全対策、踏切の安全対策、自転車活用、無電柱化の推進

- ・ 日常生活を支える道路整備の取組が着実に進むよう、財政措置を充実すること

### 【提案の背景】

- ・ 学校、地元、警察、道路管理者等の関係者が合同点検してとりまとめた市町ごとの「通学路交通安全プログラム」に基づき、事故の発生状況、通学児童の利用状況などを勘案して策定令和5年度までの5箇年で、40kmの歩道整備を実施し、通学児童の安全の確保を推進している。
- ・ 市町等と連携し、生活道路の交通安全に係る新たな連携施策である「ゾーン30プラス」により、人優先の安全・安心な通行空間の整備に取り組んでいく。
- ・ 踏切除却による渋滞の解消や歩行者の安全確保を図るため「踏切すっきり安心プラン（2019(H31)～2023(R5)年度）」に基づき、立体交差化や踏切部の歩道拡幅等の対策を計画的に推進している。
- ・ 「兵庫県自転車活用推進計画」に基づく自転車活用の総合的かつ計画的な推進「自転車通行空間整備5箇年計画（R1～R5）」に基づく自転車通行空間整備を推進している。
- ・ 防災機能の強化、安全で安心な通行空間の確保、良好な景観形成等を目的として、「兵庫県無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を実施している。

## (3) 人と物の新たな流れを生み出す空港の整備

【国交】

### ① 関西3空港一体運営の効果を高める施策の推進

- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、回復後の拡大が期待される航空需要を関西全体で取り込み、関西経済を浮揚させていくため、人的交流と物流の拠点として、関西3空港が最大活用されるよう取り組むこと

### 【提案の背景】

- ・ 神戸空港は、運用規制の緩和により1日80回に拡大された発着枠は令和3年冬ダイヤ計画で74回、23時の到着便も設定された。
- ・ 関西空港の発着回数が環境アセス上限の23万回に迫っていることから、次回関西3空港懇談会では、関西空港の発着回数の拡大が議論される見込み。
- ・ 需要低迷期における関西空港の運営や利用を前提とした、神戸空港の運用制約は撤廃し、政策的規制のない他の空港と同様に扱うことが必要である。

### [関西3空港懇談会取りまとめ(R1.5)(概要)]

#### (2025年頃までの中期の視点に立った取組)

| 空港名  | 取組内容  |
|------|---|
| 関西空港 | ・ 旅客処理能力の拡大継続、環境影響調査の検証、将来需要に応じた発着容量の拡張可能性に関する検討、国際拠点空港としての競争力強化と需要拡大 |
| 神戸空港 | ・ 国際化を含む空港機能のあり方の検討   |

#### (上記以外の課題)

| 空港名  | 取組内容   |
|------|--|
| 伊丹空港 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 存続協定を尊重し、地元関係者と対話しながら取組を進めることが重要</li> <li>・ 運用時間外の発着便や代替着陸便等については、定時運航率向上などに取組み、周辺環境改善への努力と利用者利便の向上を図る。</li> <li>・ 上記の課題解決を図った上で、存続協定や国の経営統合方針、地元の意向、短中期の取組等を踏まえ、また、将来の大幅な需要変動を見据えて、国際便の就航可能性を含めた今後のあり方について、状況に応じて議論</li> </ul> |

#### (その他の取組)

ワールドマスターズゲームズ2021関西など、国際イベントの臨時的対応は、懇談会でその時々で議論

**[関西3空港の発着回数の上限等]**

| 関空  | 伊丹                                | 神戸   |
|---|-----------------------------------|--|
| 上限：23万回<br>実績：19.6万回（R1年度）<br>5.8万回（R2年度） | 上限：370回/日<br>実績：370回/日（R3.10月ダ`代） | 上限：60→80回/日<br>※3空港懇で合意（R1.5）<br>実績：74回/日（R3.11月ダ`代） |

**[国際チャーター便の種類]**

伊丹空港、神戸空港は、チャーター便数の99%を占める包括旅行チャーターや、アフィニティチャーターの運航が認められていない。

| 種類          | 概要                                 | 割合(R1) |
|-------------|------------------------------------|--------|
| 包括旅行チャーター   | 旅行会社がツアーのため、航空機を貸し切る形態             | 99.4%  |
| アフィニティチャーター | 旅行会社以外の団体・法人等が、その構成員のために航空機を貸し切る形態 | 0.1%   |
| オウユースチャーター  | 法人や個人が自らの利用のために料金を全額負担し、航空機を貸し切る形態 | 0.5%   |

**ア 神戸空港の最大活用の推進**

**i) 運用制限の緩和**

- ・ 発着回数・運用時間は実需要に応じて設定できるようにすること
- ・ 国際便の運航を認めること

**[神戸空港の発着回数]**

|     |  |
|-----|--|
| 上 限 | 60→80回/日 ※3空港懇で合意（R元.5.11）                               |
| 計 画 | R2.10.25～：80→72回/日（スカイマーク 宮古(下地島)便開設、那覇便等減便）             |
|     | R3.3.28～：72→76回/日（フジドリームエアラインズ 花巻便開設、出雲便運休、スカイマーク那覇便等増便） |
|     | R3.7.1～：76→74回/日（スカイマーク羽田便減便）                            |
|     | R3.8.27～：74→76回/日（フジドリームエアラインズ 松本便増便）                    |

**ii) CIQ体制の充実**

- ・ 国際ビジネスジェット・チャーター便の利用促進のためCIQ体制を充実すること
  - 受入時間の延長
  - フライトプラン届出期間の緩和
  - 人員体制の拡充 等

**イ 伊丹空港の最大活用の推進**

**i) 運用制限の緩和**

- ・ 全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・ 国内長距離便枠（1日35.5回）を拡大すること

**ii) 国の責任による安全・環境対策事業の適正実施**

- ・ 国と地元との確認書を踏まえ、関西エアポート株式会社による安全・環境対策及び新関西国際空港株式会社によるモニタリングが適正に実施されるよう、国が責任を果たすこと

**[大阪空港の存続及び今後の運用等に関する協定（H2.12） 抜粋]**

空港周辺の関係地方公共団体等の理解と協力を得るため、今後とも環境基準の達成に向け不断の努力を尽くすとともに運航上の安全の確保・向上に最大の配慮を払うものとする。

## ② 空港整備事業の補助制度の拡充

- ・ 空港ターミナルビルや格納庫等の老朽化対策について、空港整備事業の補助対象とすること
- ・ 滑走路端安全区域 (RESA) については、航空法施行規則の改正に伴い空港完成後に対応を求められたものであり、また、短期間に多額の費用を要するため、国庫補助率の引上げ (現行：40% (その他の空港) → 50% (地方管理空港並)) 及び必要な予算を確保すること

### 【提案の背景】

- ・ 空港整備事業は、空港基本施設 (滑走路・エプロン等) の新設・改良のみが補助対象で、老朽化対策は補助対象となっていない。空港周辺施設 (ターミナルビル・格納庫等) は、新設・改良も補助対象ではない。
- ・ 特に、空港周辺施設であるターミナルビル等の老朽化対策は、利用者の安全・安心を確保するために不可欠であるが、多大な費用を要するため補助対象化が必要である。
- ・ RESA対応については、航空法施行規則の改正に伴い、空港の種別を問わず一律に対応を求められるものである。短期間に多額の費用を要するため、現在40%の補助率を地方管理空港並みの50%まで引き上げ、地方負担を軽減する必要がある。

### 〔「空港整備事業費補助制度」の概要〕

|      |   |
|------|---|
| 趣 旨  | 地方公共団体の設置・管理するコミューター空港において、一般の公衆の利用に供する目的で以下の工事に對し補助を行う。  |
| 対象範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン又は照明施設の新設又は改良工事</li> <li>・ 航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とする空港用地の造成又は整備</li> <li>・ 排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は気象観測施設の新設又は改良</li> </ul> |
| 補助率  | 40% (コミューター空港)、50% (地方管理空港)   |

<但馬空港のRESA> 現状：両端とも40m → 改正後：令和9年(2027年)3月までに、両端とも90m



## ③ コウノトリ但馬空港の利便性向上

### ア 但馬－羽田直行便の実現に向けた政策コンテストの継続・拡充

全国でも首都圏との時間距離が長い地域の1つである但馬地域と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬－羽田直行便の実現に向け、下記の措置を講じること。

- ・ 羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、更なる拡充を図ること
- ・ 地方路線を更に充実させる観点から、羽田空港にプロペラ機が新規就航するための地上業務の体制づくり等への支援を行うこと
- ・ コンテスト枠及び新規参入枠の活用について、航空会社への働きかけを行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 国の総合交通分析システム（NITAS）を用いた本県の分析では、但馬地域は本州134生活圏のうち、東京都庁から地方都市役場までの時間距離が最も遠い18地域の一つである。
- ・ 「羽田発着枠配分基準検討小委員会報告書」（令和元年8月29日）を受けて、国土交通省において、羽田空港（国内線）の発着枠の配分の見直しを実施。
- ・ 但馬地域の活性化のためには但馬－羽田の航空路線が不可欠であるが、発着枠は一杯の状況が続いており、小型機しか就航できない但馬空港の路線開設の可能性は政策枠または新設された新規参入枠の獲得しかない。
- ・ 現在、政策枠を獲得している路線は、いずれもジェット機であることから、地方路線の維持・充実には、プロペラ機に特化した枠の創設が必要である。

**【羽田発着枠政策コンテストR2.3の概要】**

|        |  |
|--------|--|
| 配分枠    | 5枠（従前）3枠（従前の使用空港）山形、鳥取、石見                                |
| 配分期間   | 当初期間を3年に延長。その間の効果検証を行い2年間延長（従前）当初期間2年。その間の効果検証を行い延長年数を決定 |
| 運航開始時期 | R2年10月～（2020年冬ダイヤから運航開始）                                 |
| 配分空港   | 山形、鳥取、石見、大館能代、三沢又は下地島*                                   |

\* 今後、1年間のトライアル運航（R4.3～R5.3）で最終的な配分先を決定

**【新規参入枠】**

- ・ 競争促進のため、将来、羽田空港に新規に参入しようとする航空会社が現れた場合に優先的に配分する「新規参入枠」を新設し3枠を留保。（新規に参入しようとする航空会社が現れるまでの間は、既存航空会社の暫定使用可）

**イ 地域航空路線維持のための税制措置の拡充**

- ・ 国内航空機に対する固定資産税の特例措置（課税標準が最初の5年間1/4または2/5に軽減）を拡大すること

**【提案の背景】**

- ・ 但馬-伊丹路線の運航機材の経年化を踏まえ、H30年度に、新型機材（ATR42-600）に更新した。採算性の厳しい但馬-伊丹路線の維持を図るため、更なる税制措置の拡充が必要。

**(4) 経済と産業を支える港湾の整備****【国交】****① 港湾施設の整備促進**

- ・ 姫路港広畑地区国際物流ターミナル整備事業を確実に推進すること

**【提案の背景】**

- ・ 広畑地区では民間の土地売却が進み、今後の更なる港湾利用が予定されている。
- ・ 船舶の大型化に対応した公共ふ頭整備と、網干地区と広畑地区の物流機能強化につながる臨港道路の整備によって、姫路港の更なる活性化を図る。

**【港湾施設の整備による効果】**

|                                   |                               |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 広畑地区公共岸壁<br>(2バース目)【直轄】           | 分断されたふ頭用地の改善及びふ頭全体の利便性向上      |
| 臨港道路広畑線(4車線化)【補助】<br>臨港道路網干沖線【直轄】 | 工場や物流施設等の立地促進及び網干・広畑地区間の物流円滑化 |

**② 快適な利用空間創出に対する支援**

- ・ 旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出など、快適な利用空間創出に対して支援すること

**【提案の背景】**

- ・ 姫路の海の玄関口としての魅力向上を図るため、姫路港において旅客ターミナルエリアのリニューアルに取り組んでいる。現行ではターミナル周辺のロータリーや駐輪場整備等、快適な利用空間創出における調査設計及び整備に対する国からの補助等の支援がない。

**【姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアルの状況】**

平成30年3月に策定した姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画に基づき、旅客船事業者や貨物事業者等と調整しながら旅客ターミナルエリアの整備を進めている。

**③ 荷役機械整備等に対する補助制度の拡充**

- ・ 集貨機能の強化を図る荷役機械の整備、修繕更新に対する補助制度を拡充すること（姫路港、東播磨港等）

**【国制度の問題点】**

- ・ 港湾機能高度化施設事業費補助では、国際戦略港湾との間に年間5,000TEU以上の国際フィーダー輸送が見込まれる港湾に限り荷役機械の整備や修繕更新に対する補助が認められるが、姫路港、東播磨港では5,000TEUを下回っているため、補助対象にならない。（H31(R1)年度実績：姫路港1,544TEU、東播磨港4,068TEU）

**【「港湾機能高度化施設事業費補助」の概要】**

コンテナ物流円滑化共同利用施設の整備など港湾機能の高度化を図るために行う施設の整備に係る事業のうち、国土交通大臣が補助する必要があると認めるもの。（補助率：1/3）

**(5) 地域鉄道等に対する支援の充実**

**【国交、総務】**

**① 地域鉄道事業者等の運営経費への支援制度の創設**

- ・ 神戸電鉄粟生線など移動手段として維持すべき地域鉄道の赤字路線の運営を支援する制度を創設すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 従前の国補助事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業等）は、施設整備が主となっている。
- ・ 赤字路線を運営する地域鉄道は、経営基盤が脆弱であり、経営悪化が直ちに利便性低下を招くことから、経営安定化に向け一定の支援が必要であるため、施設整備以外の用途にも使える制度を創設することが必要である。

**② 地域鉄道の輸送設備等の整備に対する支援の拡充**

**ア 輸送設備等の更新・修繕・検査に対する予算の確保**

- ・ 神戸電鉄、北条鉄道及び北近畿タンゴ鉄道の輸送設備等の更新・修繕・検査に対する補助事業の予算を十分に確保すること

**【補助事業の概要】**

| 区分     | 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業                           | インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業   |
|--------|---|--|
| 概要     | 安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備の更新・修繕・検査を支援 | 訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性向上の促進を図るため、地域鉄道事業者が行う鉄軌道車両設備の更新・修繕・検査を支援 |
| 補助対象設備 | 車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう等             | 車両設備   |

**イ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の対象拡充**

- ・ 駅舎改良やパーク&ライド駐車場・駐輪場等の整備など地域公共交通計画等に基づく事業を推進するため、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助要件を緩和・拡充すること

〔「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要〕

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 概 要    | 安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援 |
| 補助対象設備 | 車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう 等      |

## ウ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助率引上げ

- ・ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に対する国庫補助率を引き上げる(1/3→1/2) こと。また、予算を十分に確保すること

【国制度の問題点】

- ・ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の国庫補助率は原則1/3であり、他の補助事業(道路、河川等)の補助率(1/2)と比較して低くなっている。コロナ禍における収益悪化により先送を余儀なくされている老朽化施設等の更新や近年の激甚化する豪雨に対応するため、国庫補助率の引上げと予算確保が必要である。

〔「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要〕

|        |   |
|--------|---|
| 概 要    | 安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援           |
| 補助対象設備 | 車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう 等                |
| 国庫補助率  | 1/3(鉄道事業再構築事業で財政力指数が0.46未満の地方公共団体が支援する場合 1/2) |

## エ 鉄道事業再構築事業の財政力指数要件の撤廃

- ・ 「鉄道事業再構築事業」における国庫補助率引上げに必要な財政力指数要件(財政力指数0.46未満に限る)を撤廃した上で、国庫補助率を一律1/2に引き上げること

【国制度の問題点】

- ・ 財政力指数が0.46未満の地方公共団体が支援する場合、国は1/2を補助しているが、財政力指数が0.46以上の場合、国は1/3の補助にとどまっている。(京都丹後鉄道宮津線において、豊岡市・宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の財政力指数は0.46未満であり、国庫補助率が1/2である。しかし、兵庫県・京都府・舞鶴市の財政力指数は0.46以上であるため、国庫補助率が1/3となる。)

〔「鉄道事業再構築事業」の概要〕

継続が困難となるおそれのある鉄道事業を対象として、地方公共団体と鉄道事業者が共同して、上下分離等の事業構造の変更に係る鉄道事業再構築実施計画を作成して実施する場合に、国庫補助率の嵩上げや予算の重点的配分等の措置を行う。

## ③ JR鉄軌道等の整備・防災対策・利用促進に対する支援の充実

### ア 車両、鉄軌道等整備への支援制度の創設

- ・ 在来線の高速化など鉄軌道等の整備を行う鉄道事業者への支援制度を創設すること
  - 山陰本線(城崎温泉駅以西)、播但線(寺前駅以北) 等

【提案の背景】

- ・ JR西日本に対する高速化などへの補助制度がなく、採算性の乏しい地方路線で整備が遅れている。

〔「幹線鉄道等活性化事業費補助」の概要〕

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 概 要  | 在来の幹線鉄道を高速化するための鉄道費用整備に要する経費 |
| 補助対象 | 第3セクター等                      |

### イ 利用促進施策に対する支援制度の創設

- ・ 地元が実施する鉄軌道等整備に向けた利用促進施策に対する支援制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・ ICカード等キャッシュレス決済利用環境整備などの利用促進に対する国庫補助制度がない。

## ウ 防災対策事業に対する支援制度の創設

- ・ 豪雨対策事業等の防災対策を行う鉄道事業者への支援制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 豪雨対策事業において、JR西日本が補助対象外となっている

## ④ 鉄道施設の災害復旧等に対する支援の拡充

### ア 災害復旧事業における国庫補助率引き上げ等の国の支援の強化

- ・ 豪雨等の災害が頻発・激甚化し、鉄道事業者と復旧を支援する自治体の資力では速やかな災害復旧が困難となる実情を踏まえ、国庫補助額上限（地方負担額以内）の要件を撤廃し、国庫補助率を引き上げ（1/4→1/3）ること。また、特別交付税算定率の引き上げ（現行50%）により、災害復旧事業に対する支援を強化すること。

### 【国制度の問題点】

- ・ 災害復旧事業については、事前防災（豪雨対策）事業と異なり、地方負担が必須（特定大規模災害等鉄道施設災害復旧補助を活用する場合は鉄道施設を地方公共団体等が保有することが必須）となっており、国は地方負担の範囲内において支援することから、鉄道事業者の資力が乏しくまた、沿線自治体の財政規模が小さい場合、鉄道事業者は鉄道施設を復旧することができず廃線となり、沿線住民の公共交通の確保が困難となる可能性がある。
- ・ 災害復旧事業における補助率については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（地域鉄道事業者が行う落石防止設備など安全生の向上に資する設備整備に対する支援）の国庫補助率（原則1/3）と比較して、緊急性の高い災害復旧事業の国庫補助率の方が低い。また、公共土木施設災害復旧事業における国庫補助率（2/3）と比較しても国庫補助率が低い。
- ・ 災害復旧事業における交付税措置については、特別交付税措置（補助額の50%）がなされているものの、近年の激甚・頻発化する災害を踏まえ、更なる特別交付税算定率の引き上げが必要。

### 【経緯】

- ・ 鉄道施設は道路・河川等公共土木施設と同様に公共性の高い施設であるが、補助制度設立当初（S33）、民間が所有する鉄道施設については民間の資力で復旧すべきという考えのもと、自らの資力で復旧が困難な事業者に限り、復旧費の一部（当時1/5）を補助する制度として創設された。なお、H3年の法改正で補助率1/5→1/4に引き上げられ、H30年の法改正で補助率原則1/4、最大1/3（上下分離等の実施により国土交通大臣が認めた場合）に変更となっている。

### イ 災害復旧事業における黒字事業者に対する補助要件の緩和・拡充

- ・ 豪雨等の災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、黒字事業者の赤字路線に対する補助要件の緩和など、補助要件の更なる拡充を図ること

### 【国制度の問題点】

- ・ 「鉄道軌道整備法」等により災害復旧事業に対する補助制度は整備されているものの、黒字事業者の赤字路線については、災害復旧費用が年間の路線収入以上の災害のみが補助対象となるなど厳しい補助要件となっており、また、黒字路線は補助対象外となっている。近年の災害の頻発・激甚化による鉄道事業者負担の増加により、公共交通機能の早期復旧が困難となるおそれがある。

### 【経緯】

- ・ 災害復旧事業に対する補助については、赤字事業者のみが対象とされていたが、「鉄道軌道整備法の一部を改正する法律」等により、平成30年8月1日から黒字事業者においても、条件を満たせば赤字路線に限り補助対象となっている。

## ウ 被災鉄道におけるバス等を使った代替輸送に対する支援制度の充実

- 被災鉄道においてバス等を使った代替輸送を実施する鉄道事業者に対する支援について、激甚災害等に満たない規模の災害についても支援対象とするなど制度を充実すること

### 【国制度の問題点】

- 代行バス支援については、激甚災害等に限り「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」により、国において特定の災害に対し限定的に支援しているが、その他の災害については、災害復旧事業のように法整備がなされておらず、支援制度がない。

## ⑤ 路線バス等に対する支援の充実

### ア バスの運行経費補助に対する国庫補助金予算額の確保

- 日常生活を支える路線バスを確保維持するため、国の地域公共交通確保維持改善事業（バス運行費等補助）における国庫補助金予算額を十分に確保すること

- 新**・地方バス路線の運行維持に対する特別交付税について、補正係数を廃止し、単独事業においても市町村が要する経費の全額に対して措置すること

### 【提案の背景】

- 人口減少に伴う利用者数の減等により交通事業者の収益が悪化し、減便や路線休止が増加している。このため、幹線系統等に対する国の運行経費補助により、県民生活を支えるバス路線を確保・維持する必要性が高まっている。

### イ コミュニティバスの補助対象路線の拡大

- 路線バス並みの重要な交通手段となっているコミュニティバスを確保維持するため、幹線系統に接続する等の要件を満たさない場合であっても国庫補助の対象に追加すること

### 【国制度の問題点】

- 過疎地の路線バスの路線休止や減便により、地域の公共交通におけるコミュニティバス等の担う役割は一層高まっている。
- 地域の实情に応じた生活交通ネットワークを確保・維持するためにも、コミュニティバスをはじめとする公共交通に対する補助制度の充実が必要である。

### 【コミュニティバス（地域内フィーダー系統補助）の概要】

|       |   |
|-------|---|
| 概 要   | 地域特性や实情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線系統と密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援  |
| 補助対象  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域間交通ネットワークと接続すること</li> <li>交通不便地域を運行すること</li> <li>補助対象期間中に新たに運行を開始すること</li> <li>輸送量（輸送人員÷輸送回数）が2人以上であること</li> </ul> |
| 上 限 額 | 対象人口×150円+250万円<br>※対象人口：人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口を比較し、多い方人口  |

## ⑥ 地域公共交通分野に関する協議会等の一元化

- ・地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なうとともに、地方公共団体に過度な事務負担を強いることになるため、以下の措置を講じること。

○地域公共交通分野に係る各協議会等について、地域公共交通活性化協議会に一元化することを可能とすること

〔生活交通確保対策地域協議会と地域公共交通会議の権限を、地域公共交通活性化協議会で行うことを可能とする。〕

○上記にあわせ一元化する地域公共交通活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は県を、県が主宰する場合は市町村を入れること

### 【提案の背景】

- ・地域公共交通に関する会議には、
  - ①道路運送法に基づく県主宰の「生活交通確保対策地域協議会」（地域協議会）
  - ②同法に基づく市町又は県主宰の「地域公共交通会議」
  - ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通活性化協議会」（活性化協議会）
 の3つがあり、構成員の重複や類似の案件の審議が生じるなど、非効率である。
- ・路線バスの休廃止協議は、単一市町内の路線であっても、県の地域協議会の協議事項とされているが、市町主宰の地域公共交通会議の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化しており、事務が重複している。
- ・市町主宰の地域公共交通会議や活性化協議会に県が参画しない場合、以下の課題がある。
  - ①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれがある。
  - ②休止中の路線等にコミバスを運行する場合、交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じることがある。
- ・国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が県の地域協議会による計画策定から市町の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になるおそれがある。

| 地域協議会（県）  | 地域公共交通会議(市町又は県)  | 活性化協議会(市町又は県) |
|---|--|---------------|
| <p style="text-align: center;"><b>廃止</b></p> <p>バス路線休廃止への対応に関する権限移管</p> | <p><b>活性化協議会に一元化（地域協議会の権限も移管）</b></p> <p>+バス路線休廃止対応権限移管</p> <p>※市町主宰の場合は県、県主宰の場合は市町も参画</p> |               |

## (6) 社会資本整備を進める各種制度の推進 【法務、総務、財務、国交、農水】

### ① 新しいモビリティサービスの確立に向けた環境整備

- ・自動運転によるコミュニティバス等の導入に向けて交通関連法規を見直すこと
- ・路車連携による社会実験に必要な白線の引き直し、GPSの埋込等への支援を行うこと
- ・日常生活や観光等に役立つMaaSの導入を促進するため、国の示したフォーマットに基づき、事業者、自治体等がバス情報の標準化に取り組むための十分な財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・自動運転によるコミュニティバス等の運行は、高齢者等の交通弱者の新たな移動手段、公共交通のサービスレベルが低い地域における将来の移動手段の一つとして有効な取組である。
- ・線形の悪い中山間地の道路における安全性強化に資するなど有効な取組となる路車連携の社会実験を推進していく必要がある。
- ・全国でGTFSをオープンデータ化する動きができつつあるが、データ整備に必要な費用や維持費は、事業者が負担している状況。

**[見直す必要がある交通関連法規の例]**

- ・ 道路交通法で運転者に課される義務が自動運転になった場合の考え方  
(例：前方注意の義務、事故時の救護義務など)

**[自動運転に係る制度大綱]**

- ・ H30. 3. 30 政府の未来投資会議でとりまとめられ、以下のことが盛り込まれた。  
○ 交通ルールに関する国際的な議論等を踏まえた速やかな国内法整備 など

**[バス・タクシー事業者のためのガイドライン]**

- ・ R1. 6. 26バス・タクシー事業への自動運転の導入に関して、事業者が対応すべき事項等についてガイドラインを公表

**[本県の自動運転の実証実験の実施状況]**

| 実施エリア        | 実施時期              | 内 容                      |
|--------------|-------------------|--------------------------|
| 神戸市北区筑紫が丘    | H29. 11. 7～12. 24 | ラストマイル自動運転移動サービス実証実験     |
| 淡路市夢舞台       | H30. 3. 3～6       | 自動走行実証実験                 |
| 三木市緑が丘青山地区   | H31. 2. 16～22     | ニュータウンにおける自動運転移動サービス実証実験 |
| 播磨科学公園都市     | R 1. 12. 5～9      | 自動運転公道実証運行               |
| 三田市ウッディタウン地区 | R2. 7. 20～8. 23   | 公道を使った中型バスの自動運転の実証実験     |

**② 公共事業用地取得に係る国庫補助対象の拡充**

- ・ 公共事業用地取得にあたり必要となる不動産登記等業務(表示関係)の費用を全て国庫補助対象とすること

**【提案の背景】**

- ・ 従前工事雑費で支弁していた分筆登記等に必要な地積測量図の作成等に要する費用は、平成22年度以降補助事務費が廃止されたことから、登記事務の一環として委託していたものは、補助対象とはならないとされている。
- ・ 一方、分筆登記等に必要な地積測量図の作成等は、専門的知識と技術が必要なことから、土地家屋調査士へ業務委託を行わざるを得ず、財政的負担が生じている。

**③ 地籍調査事業の予算確保**

- ・ 地籍調査事業の予算を十分に確保すること
- ・ 担当する地方自治体職員確保への支援等の措置を講じること

**【提案の背景】**

- ・ 国直轄の「北近畿豊岡自動車道」では地籍調査の先行実施により、用地取得期間が約1/3に短縮されるなど、地籍調査が社会基盤整備等の円滑な実施に大きく寄与。
- ・ また、東日本大震災からの復旧・復興に際しても、地籍調査実施の有無が復興スピードに大きく影響するなど、今後想定される災害発生への備えとして早急な調査実施が不可欠。
- ・ このため、早急の調査実施に向け、国予算の十分な確保と事業を担当する地方自治体職員確保に向けた財政支援が必要。

**[令和3年度本県地籍調査事業計画(令和2年度第3次補正予算含)]**

(単位：百万円)

| 区分                 | 実施主体          | 所要額(国費) |
|--------------------|---------------|---------|
| 地籍調査費負担金           | 南あわじ市ほか20市町   | 226     |
| 社会資本整備総合交付金        | 加東市ほか5市町      | 55      |
| 防災・安全社会資本総合整備交付金   | 宍粟市ほか18市町、2組合 | 707     |
| 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助 | 豊岡市ほか2市町      | 59      |
| 合 計                | 豊岡市ほか34市町、2組合 | 1,047   |

**(7) 社会資本の老朽化対策の推進**

**【総務、厚労、国交、警察、環境】**

**① 社会基盤施設の老朽化対策の充実**

**主ア 老朽化対策に必要な予算の確保**

- ・老朽化対策の推進に必要な十分な予算を、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、当初予算を含め、通常予算とは別枠で計画的・安定的に確保すること

＜ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画＞ 計画期間：R1～R10年度

| 施設                  | 実施箇所数   | 事業費   | 施設          | 実施箇所数   | 事業費      |      |
|---------------------|---------|-------|-------------|---------|----------|------|
| ①橋梁                 | 705橋    | 389億円 | ⑭ダム施設       | 21箇所    | 64億円     |      |
| ②舗装（道路）             | 950km   | 120億円 | ⑮防潮堤        | 19.5km  | 50億円     |      |
| ③トンネル               | 覆工      | 41億円  | ⑯岸壁等係留施設    | 23施設    | 61億円     |      |
|                     | 設備      |       | ⑰防波堤等外郭施設   | 9施設     | 23億円     |      |
| ④アンダーパス             | 6箇所     | 4億円   | ⑱荷役機械       | 4施設     | 34億円     |      |
| ⑤横断歩道橋              | 横断歩道橋   | 137箇所 | 20億円        | ⑲舗装（港湾） | 9.9万㎡    | 7億円  |
|                     | 組立歩道    | 5.6km | 5億円         | ⑳砂防設備   | 141箇所    | 16億円 |
| ⑥道路付属物（照明灯・標識（大型）等） | 5,130箇所 | 33億円  | ㉑地すべり防止施設   | 16箇所    | 1億円      |      |
| ⑦道路法面施設             | 400箇所   | 20億円  | ㉒急傾斜地崩壊防止施設 | 84箇所    | 4億円      |      |
| ⑧大型カルバート            | 4箇所     | 1億円   | ㉓下水道        | 8処理場    | 570億円    |      |
| ⑨シェッド               | 5箇所     | 5億円   | ㉔公園施設       | 13公園    | 52億円     |      |
| ⑩排水機場               | 51箇所    | 363億円 | ㉕滑走路        | 53,600㎡ | 5億円      |      |
| ⑪水門・堰               | 57箇所    | 82億円  | ㉖その他施設      | 1式      | 190億円    |      |
| ⑫樋門・陸閘              | 148箇所   | 10億円  | 計           |         | 約2,233億円 |      |
| ⑬矢板護岸               | 8.8km   | 64億円  |             |         |          |      |

**イ 定期点検、小規模な修繕・更新工事等の補助対象化**

- ・交付金事業を以下の工事等でも活用できるようにすること。
  - 社会基盤施設の定期点検
  - 修繕・更新計画策定
  - 小規模な修繕（予防保全対策）・更新工事
  - 舗装の表層に係る修繕工事

**【提案の背景】**

- ・社会基盤施設を将来にわたり安全に使用するためには、定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新工事が欠かすことができないが、地方単独事業では十分な対応が困難である。
- ・地方港湾に存在する事業規模の小さい港湾施設も、計画的に老朽化対策を進めていく必要がある。
- ・舗装構成1層が大半を占める市町道路の修繕対策について、実質負担が軽減される交付金事業でも行えるようにし、公共施設等適正管理推進事業債との柔軟な活用により、計画的に老朽化対策を進めていく必要がある。

**【地方単独事業で実施している社会基盤施設の修繕・更新】**

|        |   |
|--------|---|
| 港湾施設   | 岸壁・防波堤等で総事業費が2億円未満の修繕・更新                    |
| 河川管理施設 | 矢板護岸の修繕・更新、排水機場等の非致命的機器（遠隔監視操作制御設備等）の修繕・更新等 |

## ウ 下水道事業の広域連携への財政支援

- ・ 広域化・共同化のための処理場等の用途廃止に係る公営企業施設等整理債への公的資金充当や当該取組に伴い用途廃止になった処理場等に係る国庫補助金等の返還免除、繰上償還に伴う公的資金補償金免除を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 下水道事業の広域連携を促進するには、施設の統廃合に伴う財政負担を軽減する必要がある。
- ・ 今後、施設の統廃合を進めるにあたり、公営企業施設等整理債は、借入先が民間等資金に限定されており、公的資金に比べると償還年限が短く、市町の財政負担となる。
- ・ また、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還義務が生ずる場合がある他、繰上償還に伴い発生する補償金負担を軽減する必要がある。

### 【公営企業施設等整理債の概要】

|      |   |
|------|---|
| 対象事業 | 将来にわたって活用する見込みがない事業用施設を整理することで事業規模の適正化や経営の効率化を図る事業等 |
| 対象経費 | 用途廃止施設の処分に要する経費                                     |
| 充当率  | 100%  |
| 資金   | 民間等資金   |

### 【公的資金補償免除の概要】

- ・ 地方公共団体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる貸し手の利息収入の損失に応じて補償金を支払う必要がある。

## ② 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大

### ア 建設・整備事業

- ・ 令和3年度までとされている制度を延長すること
- ・ 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること
- ・ 地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと

|    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 現行 | 充当率：90%、交付税措置率：30～50%            |
| 案  | 充当率：100%、交付税措置率：70%(緊急防災・減災事業債並) |

### 【国制度の問題点】

- ・ 発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とする必要がある。
- ・ 警察施設等の公用施設や空港施設は、令和元年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象となった都市公園施設等と同様に必要な社会基盤であるが、対象外となっている。

### 【公共施設等適正管理推進事業債の概要】

| 対象事業                    |   | 充当率 | 交付税措置率            |
|-------------------------|---|-----|-------------------|
| 長寿命化事業                  | 公共用施設<br>施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業  | 90% | 財政力に応じて30～50%     |
|                         | 社会基盤施設<br>所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、都市公園施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、林道、農道、地すべり防止施設) |     |                   |
| 市町村役場機能緊急保全事業(令和2年度で終了) |   |     | 交付税措置対象分(75%)の30% |

## イ 除却事業

- ・ 公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ(現行：90% → 100%)や、地方交付税措置(現行：交付税措置なし)を講じること

### ③ 公共施設等の老朽化対策の充実

- ・ 公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還や公共施設等の老朽化に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など財政措置を更に充実すること

#### 【提案の背景】

- ・ 公共施設等適正管理事業債(除却事業)については、交付税算入のない資金手当債である。
- ・ 個別施設の老朽化度合いを把握するためには調査・点検等を実施する必要があるが、これらに要する経費に対しては何ら交付税措置がない。

### ④ 交通安全施設の老朽化対策の充実

- ・ 信号機をはじめとする交通安全施設の老朽化対策の予算を十分に確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 交通の安全と円滑を確保するため、重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
- ・ 特に、信号制御機については、老朽化率が令和2年度末時点で全国ワースト2位になっており、突然の機能停止等に陥るおそれがあり、早急に老朽化対策を講じる必要があるため。

〔老朽化した交通安全施設数(令和2年度末時点)〕 ※老朽化更新基準：信号制御機(19年)、信号柱(40年)

| 区分   | 信号制御機 | 信号柱    |
|------|-------|--------|
| 総数   | 7,212 | 35,286 |
| 老朽化数 | 2,741 | 7,839  |
| 割合   | 38.0% | 22.2%  |

### ⑤ 水道事業への財政支援の拡充等

#### ア 将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置

##### i) 中長期課題に対応する取組への財政支援

- ・ 人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと

#### 【料金収入の推移】



- ・ 水道事業は、原則、料金収入のみで給水原価を回収することが前提とされており、今後、人口減少による水需要の減少により、各事業者の料金収入は大きく減少することが想定される。
- ・ 特に小規模事業者(県内49事業者中38)は、将来にわたる経営維持に大きな支障が生じる懸念がある。
- ・ 現行の財政支援制度は、耐震化など、現状の課題に対応するものしか措置されていないことから、水需要の減少等中長期の課題にも対応できるよう新たな財政支援制度を創設する必要がある。

※ 小規模事業者とは：給水人口10万人未満の事業者(簡易水道事業含む)

## ii) 繰出基準の拡充

- 水道事業に対する繰出し基準を拡充した上で財源措置を設けること

### 【国制度の問題点】

- 水道事業への一般会計繰出金に対する財政措置の対象が極めて限定されており、簡易水道の上水道への統合の進展により、事実上の切り下げが行われている。
- 人口減少社会においては、個々の事業体の努力だけでは経営を維持することが困難な地域が増加することから、地域の実情に応じた財政措置が行われるよう対象を拡大する必要がある。  
※ 一般会計繰出金とは：地方財政措置の対象となる一般会計等が負担する経費

### 【建設改良に要する経費への財政措置】

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 上水道事業                     | なし       |
| 簡易水道統合後の上水道事業(旧簡易水道区域に限る) | 地方負担の25% |
| 簡易水道事業                    | 地方負担の55% |

## イ 当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正

- 生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金の必要な予算枠を確保し、補助率を引き上げること (1/4~1/2 → 一律1/2)
- 上水道に統合された旧簡易水道区域への財政支援について、総務省において新たに拡充される地方財政措置と歩調を合わせて要件を緩和すること

### 【国制度の問題点】

- 市町の財政力、資本費等により補助率が設定されているが、施設のダウンサイジングや建設投資の縮減など経営努力に取り組んだ結果、資本費が低減すると補助率が低くなるため、必要額が措置されない状況となっている。
- 補助率が下水道と比べ低いことから(下水道では1/2~2/3)、財政基盤の弱い事業者においては、耐震化等、必要な整備が進まない状況となっている。
- 国の施策により、簡易水道の上水道への統合が進んでいるが、山間部等、地形的な理由により、施設の統廃合等を伴わないソフト統合(経営・会計の一元化)とならざるを得ない団体が多い(13団体中10団体)ため、建設改良費は統合前から比較して縮小されていない。
- 一方で、上水道に統合された旧簡易水道への財政支援は、他の水道施設からの距離や有収水量あたりの事業費等の要件を満たしたものに限定され、事業実態に応じた財政措置がなされていない状況となっている。

#### [旧簡易水道に対する補助採択要件]

| 要件           | 内容                                     |
|--------------|--|
| 他の水道施設からの距離  | 200m以上離れている                            |
| 統合後の上水道資本単価  | 103.5円以上                               |
| 有収水量あたりの事業費用 | 全国平均以上(例:連絡管整備 735.4円/m <sup>3</sup> ) |

## ウ 水道事業の広域連携への財政支援

### i) 地域の実情に応じた再編に対する財政支援の拡充及び要件緩和

- 事業統合等による広域化事業に加え、施設の共同利用など、事業統合等を伴わない広域連携を行った場合も交付金等の対象とすること

### 【国制度の問題点】

- 本県では、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、本県の地理的条件や地域ごとに抱える課題が異なるという特性から、事業統合等を伴わない広域連携を対応方策の一つとして進めることとしている。
- 施設の共有化や共同利用は施設の集約にもつながり、事業統合等と同様にコストの削減に資することから、広域連携を進めるための支援が必要である。

**[生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化等推進事業等）]**

| 現 行  | 課 題   | 提案する対象の拡大                       |
|--|---|---------------------------------|
| 市町域を越えた3事業以上（地理的条件が厳しい地域については市町域を越えた2事業以上） | 事業統合や経営の一体化及び3以上の事業間の調整は、地理的条件、水道料金の格差等により困難であり、事業統合等を伴わない広域連携の推進に支障をきたす。 | 事業統合等を伴わない2事業間の広域化、共同施設の整備事業に拡大 |

**ii) 統廃合・集約化に伴う施設整備への財政支援**

- ・ 事業のダウンサイジングに伴う施設の取り壊しについて交付金等の対象とすること
- ・ 統廃合・集約化に伴う施設整備や施設の取り壊しについて交付金等の対象とすること
- ・ 水道施設の廃止等における国庫補助金等の返還免除を行うこと

**【国制度の問題点】**

- ・ 事業のダウンサイジングに伴う施設の統廃合・集約化に係る施設整備については、生活基盤施設耐震化等交付金の対象となっているが、施設の取り壊しについては対象とされていない。適正な事業規模で経営の効率化を図るためには、使わない施設等を処分していかなければならない。そのため、取り壊しに要する経費に対しても同様の取扱いが必要である。
- ・ 今後、水需要の減少を想定した施設の統廃合を進めるに当たり、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還が生ずる場合がある。

**4 スポーツ、芸術文化の振興**

**(1) 生涯スポーツの振興に向けた支援**

**【スポーツ】**

- ・ 総合型地域スポーツクラブの運営を行うクラブマネージャーや地域のスポーツ活動における指導者（マネジメントを含む）の養成等に対する支援を行うこと
- ・ 総合型地域スポーツクラブの活性化及び広報に対する財政支援を行うこと

- 新**・令和4年度から始まる登録認証制度に伴う中間支援組織の充実に向けて、国としての支援体制を整備すること

**【提案の背景】**

- ・ 健康の保持増進と地域コミュニティの形成には、県民だれもが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の役割が期待され、その活性化に向けた取組が必要である。
- ・ 活動の充実を図るためには自立したクラブ運営が必要であり、その推進には、地域スポーツの企画・運営に携わるクラブマネージャーや地域のスポーツ指導者など、人材を養成する支援が必要である。
- ・ クラブの活性化には経済的支援はもとより、地域におけるクラブ像や運営資源の獲得方法、会員増加のための工夫、指導者の育成など、地域のスポーツクラブとして自立した運営を継続していくために必要なガイドラインを示すなど、スポーツクラブ運営のノウハウの周知が必要である。

**(2) 次代を担うジュニア層を中心とした競技力向上に対する支援**

**【スポーツ】**

- ・ 世界の第一線で活躍できる次世代アスリートの育成・強化のために行う海外・国内での合宿や強化練習会等の取組に対する財政措置を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 「JOCエリートアカデミー」では、①対象競技種目がレスリング、卓球等の一部の競技に限られ、②全国大会等で優秀な成績を収めている者の中から、さらに絞られた者が対象となる。本県では、①②に該当はしない将来有望なアスリートに対し、「ゴールデンエイジ・プロジェクト」を

展開し、「JOCエリートアカデミー」を補完する役割を担っており、その充実を図るため、国の財政支援が必要である。

**[本県が実施している「ゴールデンエイジ・プロジェクト」の概要]**

|      |   |
|------|---|
| 対象者  | 小学校4、5、6年生  |
| 事業内容 | ①スポーツ体験教室等の実施<br>②オリンピック選手等を講師とするスポーツ体験教室の実施<br>③能力開発・育成プログラムと競技体験プログラム等の実施 |
| 実施団体 | 県体育協会、体育協会加盟の競技団体等  |

**(3) 体育・スポーツ施設整備に対する支援の充実** **【スポーツ】**

- ・ 社会体育施設の整備に対する助成制度について、スポーツに親しむ者を拡げるため、アーバンスポーツや自転車競技場など特定の種目に特化した施設も対象とするとともに、助成割合の嵩上げを行うこと（現行：国1/3）

**【国制度の問題点】**

- ・ 現行の補助制度では、体育館やプール等の社会体育施設に限られている。
- ・ 多額の費用を要する施設整備について、地方負担（2/3）が大きい。

**(4) 芸術文化の振興** **【財務、文化】**

**① 歴史学習・研究施設整備等に対する財政支援**

- ・ 淡路島で発見された松帆銅鐸や弥生時代の遺跡群などを活用し、地元自治体が行う地域活性化策や歴史学習・研究に資する施設整備等に対する財政支援を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 淡路島は、銅鐸祭祀の実態を示す松帆銅鐸や、鉄器づくり集落跡である国史跡五斗長垣内遺跡など、弥生時代の特に金属の使用に関する発見が相次いでいる。
- ・ これらを活用して地域創生の核として活用するため、専門の研究機関により詳細な実態研究を積み重ねることが有用である。
- ・ 埋蔵文化財の展示公開等を行う施設について、既存施設の改修・整備を行うための補助制度（国1/2、県1/4、市1/4）はあるが、新たに施設を建設する場合の補助制度がない。

**② 歴史研究機関の設置検討**

- ・ 歴史遺産の発見が相次ぐ「国生みの島」淡路島に鉄器や銅鐸文化に関する国の歴史研究機関の設置を検討すること

**【提案の背景】**

- ・ 文化財の保存における専門機関が国内では1箇所（奈良県：奈良文化財研究所）しかなく、地域の特性に対応するためには、地域性や時代ごとの歴史文化に特化した研究機関が必要である。

**③ 国宝・重要文化財の防火・防災対策の推進**

- ・ 重要文化財等防災施設整備事業(建造物)の補助率(原則50%)を引上げ、所有者・管理団体の負担を軽減し、県内に数多くある国宝・重要文化財の防火・防災対策について、一層の推進を図ること

**【提案の背景】**

- ・ 防火・防災対策事業について、所有者の財政的負担が生じているため、補助率の引き上げにより負担を軽減する必要がある。

## 5 地方分権改革の推進

### (1) 地方分権型の行政システムの確立【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

#### ① 地方自治の本旨の明確化

- ・ 国民である住民から直接負託されている地方自治体の固有の権能が明確になるよう地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に規定すること

##### 【現行憲法の問題点】

- ・ 現行の憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されているのみであり、抽象的で分かりにくいいため、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することが不可欠である。

#### ② 国の事務を限定する規定の追加

- ・ 地方分権を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、その他の事務は地方が幅広く担うことを規定すること
- ・ 地方の統治機構のあり方等については、地方制度調査会を活用して検討すること

##### 【提案の背景】

- ・ 地方自治に関する規定の検討に当たっては、現行の地方制度に関して全般的な検討を加えることを目的として設置された地方制度調査会において、国と地方の役割分担の見直しを前提として地方の統治機構のあり方等も併せて検討する必要がある。

#### ③ 地方自治の根幹に関わる規定の追加

- ・ 地方公共団体の定義及び役割を明確化し、条例制定権、自主財政権、自主課税権等の具体的な権限に関する規定の追加を検討すること

##### 【現行憲法の問題点】

- ・ 国による地方自治の侵害を防ぐため、法律に違反しない限り、地方が独自に立法権、財政権、課税権を有することを記載すべきである。
- ・ 地方公共団体の種類については憲法上規定がないことから、地方公共団体の種類（基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県）を明記する必要がある。

### (2) 地方分権改革に関する提案募集方式における地方意見への真摯な対応

#### 【内閣官房、内閣府、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

#### ① 「提案募集方式」の更なる充実

##### ア 国から地方への事務・権限の移譲の提案に関する支障事例の不要化

- ・ 国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との調整を行うこと

##### 【国制度の問題点】

- ・ 現行の提案募集方式では、地方が支障事例を提示する必要があるが、現状で権限を持っていない地方が、国から事務・権限を移譲されない場合の支障事例を提示することは困難である。
- ・ 権限移譲に当たっては、国と地方の役割分担を進めるという観点から具体的な支障事例がなくとも関係府省との調整を行うべきであり、移譲が不可能であれば、国が地方に権限移譲を行うに当たっての支障を立証すべきである。

## イ 複数団体から再提案があった場合の再検討要請

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、複数の団体から提案があった場合は、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すること

### 【国制度の問題点】

- ・複数の団体から支障事例の提出があるものは、国の制度そのものが現状に沿っていないことの証左であるため、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すべきである。

## ウ 提案募集検討専門部会における提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において、地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言する機会を付与すること

### 【国制度の問題点】

- ・提案募集検討専門部会においては、提案団体は陪席できるものの、発言機会がないことから、直接関係府省や有識者に地方の現状を説明することができない。

## ② 実証実験的な権限移譲の導入

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に国から地方に移譲する実証実験的な方法を導入すること

### 【国制度の問題点】

- ・行政実務上の支障事例の解決を主な目的とする提案募集方式では、大括りの権限移譲が進まない現状を踏まえ、地方が求める場合に試験的に事務・権限の移譲を行う仕組みの創設が必要である。

## ③ 提案の実現に向けたフォローアップ

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・引き続き検討を行うとされた提案については、内閣府と関係府省との間で検討が進められているものの、提案団体へはその検討過程や理由は知らされず、○×等の結果のみが知られることが多いことから、地方の意見を適切に反映できるような仕組みが必要である。

## (3) 国と地方の協議の場の運用【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

### ① 国と地方の協議の場の積極的活用

#### ア 事前協議の義務付け

- ・地方との十分な協議がない状況で成立した高校無償化法の改正のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること

#### イ 適時適切な協議の場の開催

- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、閣議決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること

### 【現行の問題点】

- ・地方自治法第263条の3第5項の規定の趣旨に基づき、事前に情報提供されるが、閣議決定まで時間がなく、十分な協議を行う期間が形式的なものとなっている。

## ② 分科会の設置

- ・ 地方自治にとって重要なテーマについては、分科会を設置し、十分に活用すること

### 【提案の背景】

- ・ 社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に地方自治にとって重要なテーマである、「地方財政対策」「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」などは、それぞれの分科会を設置して議論をすべきである。

## (4) 地域の実情を踏まえた圏域行政の検討 【総務、国交、経産】

### ① 地域の実情に踏まえた都市機能の集約

- ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等、都市機能や行政サービスの集約により地域の活性化を進めるに当たっては、効率性のみを重視せず、それぞれの地域の実情に合わせて実施すること

### ② 財政支援措置の拡充

- ・ 連携中枢都市圏及び定住自立圏の複数圏域に参加する場合、それぞれの制度において各市町が取り組む事務・事業に応じた財政需要が増加するため、各圏域での取組状況を踏まえた財政支援を行うこと

### ③ 中心市要件の緩和

- ・ 定住自立圏における中心市の要件である昼夜間人口比率「1以上」について、連携中枢都市と同様に「おおむね1以上」とすること

## (5) 政府関係機関移転基本方針の速やかな実施 【内閣官房、内閣府、総務、文科】

### ① 基本方針で決定した地方移転の着実な実施

- ・ 基本方針（H28.3.22 まち・ひと・しごと創生本部決定）で決定した地方移転を着実に実施するとともに、その効果が発揮されるように対応すること
  - 兵庫県関係：理研「科技ハブ産連本部関西拠点」

### ② 地方移転に関する実証実験の速やかな実施

- ・ 基本方針及び今後の取組（H28.9.1 同）において明記された政府主体による地方移転に関する実証実験について、全省庁が対象事務の選定及び実施期間を盛り込んだ工程表を作成し、速やかに実施すること

## VI 地方税財政の充実・強化等

### (1) 地方一般財源総額の充実・確保等 【内閣官房、内閣府、総務、財務、国交】

#### ① 令和4年度地方財政計画の充実

#### 主ア 一般財源総額の確実な確保

- 地方一般財源総額については、骨太の方針 2021 において、令和4年度から6年度まで令和3年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること

#### 【税収の推移】

(単位：百万円、%)

| 区 分               | R元年度                 | R2年度                 |                 | R3年度                 |                  |                  |
|-------------------|----------------------|----------------------|-----------------|----------------------|------------------|------------------|
|                   |                      |                      | 前年度比            |                      | 前年度比             | R元年度比            |
| (地消増税除き)<br>全税目計  | (791,446)<br>795,119 | (760,805)<br>801,039 | (▲ 3.9)<br>0.7  | (716,446)<br>764,700 | (▲ 5.8)<br>▲ 4.5 | (▲ 9.5)<br>▲ 3.8 |
| 法人2税等             | 252,786              | 231,434              | ▲ 8.4           | 194,371              | ▲ 16.0           | ▲ 23.1           |
| 法人2税              | 168,865              | 152,664              | ▲ 9.6           | 134,471              | ▲ 11.9           | ▲ 20.4           |
| 地方法人<br>特別譲与税     | 83,921               | 78,770               | ▲ 6.1           | 59,900               | ▲ 24.0           | ▲ 28.6           |
| (増税除き)<br>地方消費税   | (191,364)<br>195,037 | (181,598)<br>221,832 | (▲ 5.1)<br>13.7 | (182,982)<br>231,236 | 0.8<br>4.2       | (▲ 4.4)<br>18.6  |
| 参考：地財地方税<br>(兆円)  | 40.2                 | 40.9                 | 1.7             | 38.3                 | ▲ 6.4            | ▲ 4.7            |
| 参考：地財財源不足<br>(兆円) | 4.4                  | 4.5                  | 2.3             | 10.1                 | 124.4            | 129.5            |

※R2年度は決算、R3年度は当初予算

※令和4年度地方財政収支の仮試算

令和3年度地方財政計画と比較すると、地方税+4.8%、地方譲与税+25.6%で試算されている。

#### イ 各団体における必要額の確保

- 令和3年度に引き続き、令和4年度においても、税収が新型コロナウイルス感染症の影響前の水準に回復するかは不透明であり、財政規模の大きい団体ほど留保財源が減少傾向にあった状況等を踏まえ、個別団体の交付税の算定においては、引き続き各団体の必要な額が確保されるよう、適切に算定すること

## ウ 新型コロナウイルス感染症に係る資金繰りへの支援

- 令和2年度に拡充された地方消費税等の7税目に係る減収補填債の発行額は、都道府県分だけで約2,475億円にのぼり、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収への措置として、一定効果があったところである。

一方、令和4年度地方税制収支の仮試算によると、令和4年度の税収は令和3年度に対し増額となる見込(+5.4%)であるが、今後の感染状況や経済動向等により不透明な状況は続くことから、必要な場合には、引き続き減収補填債の対象税目の拡充を継続する等の補填措置を講じること。

- 令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度の税収が確保できるか不透明であることから、新型コロナウイルス影響前の水準から税収減が生じる場合には、地方一般財源総額の確保・充実はもとより、地方団体の資金繰り対策として、特別減収対策債の発行を可能とすること

### 【令和2年度の拡充内容】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税)を対象税目に追加
- 地方財政法5条の特例債であり、元利償還金に対して交付税措置(地方消費税率引上げ分、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税は100%。それ以外の税目は75%。)

### 【減収補填債の対象税目の変遷】

| 年度   |  | H9 | H10 | H11～H18 | H19 | H20 | H21～R1               | R2 |
|------|--|----|-----|---------|-----|-----|----------------------|----|
| 対象税目 | 法人税割   | ◎  | ◎   | ◎       | ◎   | ◎   | ◎                    | ◎  |
|      | 法人事業税  | ◎  | ◎   | ◎       | ◎   | ◎   | ◎                    | ◎  |
|      | 地方法人特別譲与税<br>特別法人事業譲与税(R2～)                      | —  | —   | —       | —   | —   | ◎<br>(H21から<br>譲与開始) | ◎  |
|      | 所得割  |    |     |         | ○   |     |                      |    |
|      | 利子割  | ◎  | ◎   | ◎       | ◎   | ◎   | ◎                    | ◎  |
|      | 不動産取得税   | ○  |     |         |     |     |                      | ◎  |
|      | 地方消費税  |    | ○   |         |     |     |                      | ◎  |
|      | 軽油引取税<br>たばこ税<br>ゴルフ場利用税<br>地方揮発油譲与税<br>航空機燃料譲与税 |    |     |         |     |     |                      | ◎  |

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし(資金手当債) (注)

(注) 景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に

比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

※◎はR2に拡充された税目

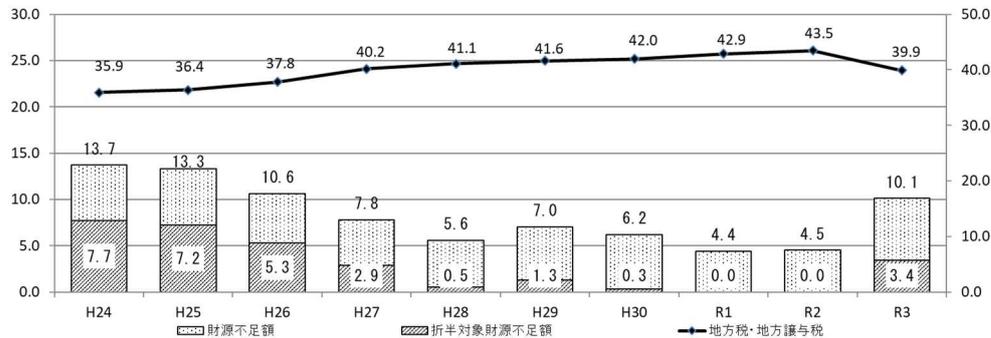
## ② 常態化している地方の財源不足への対応

- 常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しとあわせ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること

**【提案の背景】**

- ・令和3年度の通常収支分の地方財源不足額は、10.1兆円に上っている。

**[地方財政収支の財源不足額の推移]**



**[令和3年度 地方の財源不足額の内訳]**

(出典：総務省)

| 区分   | 金額         |
|--|------------|
| 財源対策債の発行                                     | 7,700億円    |
| 令和元年度国税決算精算繰延べ                               | 4,811億円    |
| 一般会計加算(既往法定分)                                | 2,246億円    |
| 一般会計加算(覚書加算の前倒し)                             | 2,500億円    |
| 令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金償還予定額を令和3年度へ繰越し | 2,500億円    |
| 交付税特別会計の剰余金の活用                               | 1,500億円    |
| 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用                    | 2,000億円    |
| 交付税特別会計償還繰延べ                                 | 6,000億円    |
| 臨時財政対策債(既往債[H13~]の元利償還金分等)                   | 3兆7,627億円  |
| 小計   | 6兆6,884億円  |
| 折半対象財源不足額                                    | 3兆4,338億円  |
| 合計   | 10兆1,222億円 |

**③ 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映**

**ア 給与関係費の適切な算定**

- ・給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにも関わらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること

**[令和2年度給料月額と比較]**

(単位：円、%)

| 区分   | 交付税積算単価 A | 地方財政計画単価 B | 差引 A-B  | 比較 A/B  |      |
|------|-----------|------------|---------|---------|------|
| 一般職員 | 都道府県      | 252,782    | 322,142 | △69,360 | 78.5 |
|      | 市町村       | 244,322    | 305,688 | △61,366 | 79.9 |
| 警察官  | 283,800   | 313,626    | △29,826 | 90.5    |      |
| 教職員  | 小学校       | 323,683    | 348,074 | △24,391 | 93.0 |
|      | 中学校       | 324,049    | 348,553 | △24,504 | 93.0 |
|      | 高等学校      | 321,395    | 368,559 | △47,164 | 87.2 |
|      | 特別支援学校    | 311,841    | 379,907 | △68,066 | 82.1 |
| 消防職員 | 249,500   | 300,574    | △51,074 | 83.0    |      |

## イ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- 消費税率引き上げによる増収分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備、幼児教育の無償化といった社会保障の充実・安定化や人づくり革命に要する経費に充てられている。令和3年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

社会補償に係る地方単独事業についても、国と同じく増加することは不可避であることから、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

[令和3年度地方財政計画における一般行政経費] (単位：兆円)

| 区分             | R2   | R3   | R3-R2 | 備考                                       |
|----------------|------|------|-------|--|
| 補助             | 22.7 | 23.0 | +0.3  |  |
| 国保・後期高齢者関係事業   | 1.5  | 1.5  | 0.0   |  |
| 単独             | 14.8 | 14.8 | +0.0  | 伸び率が僅少であるため、社会保障支出の増に係る地方負担の増が反映されているか不明 |
| うち、会計年度任用職員分   | 0.2  | 0.2  | +0.0  |  |
| うち、旧重点課題対応分    | 0.3  | 0.3  | +0.0  |  |
| その他            | 14.3 | 14.3 | +0.0  |  |
| まち・ひと・しごと創生事業費 | 1.0  | 1.0  | +0.0  |  |
| 地域社会再生事業費      | 0.4  | 0.4  | 0.0   |  |
| 地域デジタル社会推進費    | 0.0  | 0.2  | +0.2  |  |
| 計              | 40.4 | 40.9 | +0.5  |  |

[令和3年度における社会保障の充実等]  
(地方)

| 区分                | R3    | 構成比   |
|-------------------|-------|-------|
| 消費税増収額等 ①         | 4.01  | -     |
| 地方消費税引上分          | 3.13  | 78.1% |
| 交付税法定率分           | 0.88  | 21.9% |
| 歳出                | 4.01  | -     |
| 社会保障の充実分 ②        | 0.89  | 22.2% |
| 新しい政策パッケージ分 ③     | 0.67  | 16.7% |
| 公経済負担増分 ④         | 0.17  | 4.2%  |
| 差引き(安定化) ①-②-③-④  | 2.28  | 56.9% |
| <臨時財政対策債H25→R3増減> | △0.73 | -     |

(国) (単位：兆円)

| 区分                 | R3   | 構成比   |
|--------------------|------|-------|
| 消費税増収額 ①           | 9.39 | -     |
| 歳出                 | 9.39 | -     |
| 社会保障の充実 ②          | 2.09 | 22.3% |
| 新しい政策パッケージ分 ③      | 0.91 | 9.7%  |
| 公経済負担増分 ④          | 0.46 | 4.9%  |
| 基礎年金 ⑤             | 3.40 | 36.2% |
| 差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤ | 2.53 | 26.9% |

地財で活用事業が明示されている経費:43.1%(約4割)  
※安定化に要する経費(残り約6割)は明示されていない

## ウ デジタル化推進への財政措置

- 行政手続きのデジタル化やICT環境の整備、これらの整備に伴う維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)について、十分な財政措置を講じること

<R3年度地方財政計画「地域デジタル社会推進費」: 2,000億円(うち都道府県分 800億円程度)>

・本県交付税措置額 22億円



・デジタル化に関する本県予算計上額 約24億円(一般財源ベース)

### 【デジタル化に関する本県予算計上事業(一般財源ベース)】

| 施策体系・区分                      |   | 金額(百万円) |
|------------------------------|---|---------|
| 1 未来を創る<br>～イノベーションの創出～      | (1)新事業・新サービスの創出<br>(ビッグデータ活用促進、地域IT人材育成等)     | 812     |
|                              | (2)生活スタイルの変革<br>(在宅勤務システム基盤の整備等)              | 67      |
|                              | (3)デジタル社会を先導する知の集積<br>(IT戦略推進事業の実施)           | —       |
| 2 活力を高める<br>～パフォーマンスの向上～     | (1)事業展開におけるクオリティの向上<br>(次世代産業DX導入、スマート農業推進等)  | 211     |
|                              | (2)サービス利用者のユーティリティ向上<br>(県立病院遠隔画像診断ネットワーク構築等) | 257     |
| 3 デジタル社会を支える<br>～基盤の強化～      | (1)デジタルデバイドの解消<br>(GIGAスクールサポーター配置、シニア働き方創出等) | 863     |
|                              | (2)安全安心なICT環境の整備<br>(青少年安全安心ネット活用の推進等)        | 19      |
| 4 スマート自治体を目指す<br>～デジタル行政の推進～ | (1)BPRの推進<br>(行政手続きオンライン化進、AI・RPA導入促進等)       | 165     |
|                              | (2)情報システムの改革<br>(衛星通信回線の強化等)                  | —       |
| 計                            |   | 2,394   |

## ④ 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保

### ア 業務改革の取組等の成果を反映した算定の見直し

- 地方交付税の算定に当たっては、財源保障機能の観点から標準的な行政サービスを遂行するために必要な経費を基本とすべきであり、個々の団体の地方税の徴収努力や歳出削減努力をもって地方全体の地方交付税の削減を行う業務改革の取組等の成果を反映した算定を見直すこと。また、その拡大は厳に慎むこと

### イ 包括算定経費の適切な算定

- 平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+3.4兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+2.5兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が0.7兆円減少している。

このため、包括算定経費を圧縮する場合には、明確な積算根拠を示すこと

[一般財源総額と基準財政需要額の推移 (全国：不交付団体含む)]

(単位：兆円)

| 区分                  | H19  | H23  | H26  | R1   | R3   | H23-H19 | R3-H23 |
|---------------------|------|------|------|------|------|---------|--------|
| 個別算定経費              | 40.6 | 43.5 | 44.4 | 46.2 | 48.5 | 2.9     | 5.0    |
| 社会保障関係費(自然増等)       | 10.8 | 13.3 | 14.6 | 15.6 | 16.7 | 2.5     | 3.4    |
| 消費税増収分を活用した社会保障の充実等 | 0    | 0    | 0.3  | 1.2  | 1.7  | 0       | 1.7    |
| 包括算定経費              | 4.7  | 4.6  | 4.2  | 3.6  | 3.9  | ▲0.1    | ▲0.7   |
| 基準財政需要額 計           | 45.3 | 48.1 | 48.6 | 49.8 | 52.4 | 2.8     | 4.3    |
| 充実分除き               | 45.3 | 48.1 | 48.3 | 48.6 | 50.6 | 2.8     | 2.5    |
| (参考)一般財源総額          | 56.9 | 58.8 | 59.4 | 60.7 | 62.0 | 1.9     | 3.2    |

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度

R1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

## ウ 特別交付税におけるルール項目の確実な措置

- 特別交付税の算定において省令で算定方法が明記されているルール項目について、交付額が省令上の算定額を下回っている地方団体があり、特別交付税は、普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し交付されるものであるため、ルール項目の算定額を下回ることがないように、確実に措置すること

## (2) 阪神・淡路大震災関連県債残高等に対する負担軽減

【総務】

- 厳しい財政環境が見込まれるため、他府県にない財政負担である阪神・淡路大震災の復旧・復興のために発行した震災関連県債などの元金償還や利子負担について、当面の間、特別な財政支援を行うこと

### <震災関連県債残高等>

・震災関連県債発行額：1兆3,000億円

→ R3末残高：2,498億円、R3公債費：382億円（当初予算ベース）

〔 参考：行革期間中(H20～H30)に収支不足を補うために発行した行革推進債及び退職手当債  
発行額：3,620億円 → R3末残高：1,889億円、R3公債費：446億円（当初予算ベース） 〕

### <東日本大震災 被災地との比較>

| 区分          | 阪神・淡路  | 東日本                                  |
|-------------|--|--------------------------------------|
| 復旧・復興総額     | 16.3兆円<br>(うち県2.3兆円、市町2.9兆円)<br>※後年度、一部交付税措置あり | 32兆円程度(H27.6復興推進会議)<br>(うち自治体0.03兆円) |
| 災害復旧        | 一部自治体負担  | 自治体負担は、ほぼゼロ                          |
| 復興交付金事業     | (制度なし)   |                                      |
| 補助事業        | 一部自治体負担  |                                      |
| 社会基盤整備      | 補助対象外  |                                      |
| 市町村仮庁舎等     | 補助対象外  |                                      |
| 介護老人保健施設    | 補助対象外  |                                      |
| 被災者生活再建支援金  | (制度なし)   |                                      |
| 復興道路・復興支援道路 | (制度なし)   |                                      |

### (3) 国民健康保険に対する財政支援

【厚労】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、保険者が国民健康保険料(税)の減免を国基準に基づき行った場合に、令和2年度同様、その減免に要した費用の全額を財政支援すること

#### 【国制度の問題点】

- ・令和2年度と同財政支援措置は、減免に要した費用の全額が国庫補助の対象とされていたが、令和3年度は、各市町村の保険料収入等に占める減免額の割合に応じて、その一部のみが財政支援されることとなっており、保険者側に負担が生じている。

| R 2                      | R 3  |
|--------------------------|--|
| 災害等臨時特例補助金<br>(コロナ減免の6割) | なし   |
| 国特別調整交付金<br>(コロナ減免の4割)   | <コロナ減免が保険料収入等の3%以上である場合><br>コロナ減免の10割      |
|                          | <コロナ減免が保険料収入等の1.5%以上3%未満である場合><br>コロナ減免の6割 |
|                          | <コロナ減免が保険料収入等の1.5%未満である場合><br>コロナ減免の4割     |

### (4) 地方税体系の充実強化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、文科、農水、経産】

#### ① 地球温暖化対策のための税における地方税財源の確保

- ・石油石炭税の税率上乗せ分に限らず地球温暖化対策のための税を充実し、地方の役割に応じた税財源を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・環境施策の推進は、地方公共団体が大きな役割を担っているが、「地球温暖化対策のための税(石油石炭税の税率上乗せ分)」による財源は、国策にのみ充てられ、地方への措置がない。

#### 〔「地球温暖化対策のための税」の概要〕

- ・全化石燃料(原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭)に対してCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率(289円/CO<sub>2</sub>トン)を上乗せし、税収(年2,600億円程度)は国の再生可能エネルギー導入施策等に充当

#### ② 森林環境税及び森林環境譲与税の導入・創設に伴う対応

##### ア 国民の理解の促進

- ・森林環境税の導入に当たっては、以下の点などについて国民に丁寧に説明し十分な理解を得ること。
  - 地方の基幹的税目である個人住民税に国税を附加すること
  - 森林整備により、防災や地球温暖化防止等という森林の公益的機能を回復させ、その効果は、地方部はもとより都市部にも及ぶことから、幅広く負担を求める制度であること

##### イ 森林環境税の導入に伴う適切な財源措置

- ・森林環境税導入に伴い発生する、市町村の賦課徴収費用、市町村及び都道府県のシステム改修費用等について、森林環境譲与税の使途に追加するなど適切な財源措置を行うこと

#### 〔賦課徴収事務の流れ〕

- ・森林環境税は、市町村が賦課徴収し、都道府県を経由して国へ払い込むとされている。

### ③ 応益性を反映する外形標準課税の拡充

- ・ 応益性を反映する法人事業税の外形標準課税をさらに拡大すること
- ・ 適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること

#### 【提案の背景】

- ・ 外形標準課税は、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人が対象である。
- ・ 法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、法人事業税の応益性を反映した外形標準課税の拡充や、法人事業税が法人の事業活動の経費としての性格を持つことを踏まえた外形標準課税の対象拡大の検討が必要である。

### 最重点④ 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持

- ・ 電気供給業(送配電事業)及びガス供給業について、収入金額課税制度を堅持すること
- ・ 令和2年度税制改正において課税方式が見直された電気供給業(発電・小売事業)については、外形標準課税及び所得課税の割合を拡大しないこと

#### 【提案理由】

- ア 電気供給業及びガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。
- イ 発電・ガス製造施設及び送配電・ガス導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。
- ウ 法的分離が義務付けられた送配電事業(R2実施)及びガス導管事業(R4実施)は、法的分離後も「総括原価方式」による規制料金(電気事業法又はガス事業法による経済産業大臣の託送料金の認可)が維持される。
- エ ガス供給業の製造・小売部門については、中小法人は平成30年度税制改正で一般の事業と同様の課税方式に見直し済みであり、収入金額課税の対象は経営基盤が安定している大法人中心であることから、自由化によって直ちに経営状況に大きな影響を及ぼすとは考えにくい。
- オ 小売事業(一般家庭用等)については、新規参入事業者の料金は自由化されているが、適正な競争環境が確保されていないこと等により消費者の利益を保護する必要性が特に高いとして、既存大手電力事業者の「総括原価方式」による規制料金が経過措置により存続することとなっている。(経過措置の期間は、定められていない。)また、一部の旧一般ガスみなしガス小売事業者は令和3年10月1日に規制料金の経過措置が解除されたが、ガス小売事業者全体の総販売量における新規小売の割合は約15%であり、他のガス小売事業者等による十分な競争圧力は働いていない。
- カ 収入金額課税制度の見直しは大幅な減収に繋がり、地方団体の財政運営に多大な支障が生じる。
- キ 本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきたが、今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、大幅な減収を強いることは受け入れられない。
- (cf. 本県の発電実績：47,870,623MWh > 電力需要：36,543,342MWh ※2020年度実績)

#### [兵庫県内における影響額(本県試算)]

| 区分 | 現行制度<br>A | 所得+外形課税<br>とした場合 B | 影響額<br>B-A |
|----|-----------|--------------------|------------|
| ガス | 26億円      | 6億円                | ▲20億円      |

※ガス供給業(収入金額課税対象分)の法人事業税について、一般の事業者と同様の「所得課税+外形標準課税」方式に変更した場合の本県の実質的な収入の影響額(減収額)を、令和元年度決算額をベースに試算(特別法人事業譲与税を含む。)

### 【提案の背景】

- ・R2 税制改正において、2020 年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直された。
- ・R3 年度与党税制改正大綱では、ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税のあり方について、引き続き検討するものとされた。

## ⑤ ゴルフ場利用税の堅持

- ・平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること

### 【提案理由】

- ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
- イ ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
- ウ ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。
- エ ゴルフ場が所在する市町村の約57%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
- オ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約431億円(R元年度決算額)、本県では約33億円(うち市町への交付金約22億円。R2年度決算額)の減収が見込まれる。

### 【兵庫県におけるゴルフ場に関連する予算額】

| 項目     | 主な事業        | R3予算額(百万円) |       |
|--------|-------------|------------|-------|
|        |             |            | 一財    |
| 災害対策   | 地滑り対策、洪水対策等 | 1,460      | 1,179 |
| 環境対策   | 水質調査、安全指導等  | 103        | 8     |
| 消防・救急  | ドクターヘリ運営等   | 18         | 18    |
| 道路     | アクセス道路維持管理等 | 2,768      | 2,662 |
| スポーツ振興 | 団体・競技者支援等   | 5          | 5     |
| 地域振興   | 観光利用促進等     | 23         | 23    |
|        | 合計          | 4,377      | 3,895 |

### 【兵庫県における交付額上位団体】

| 県内順位 | 市町名 | ゴルフ場利用税<br>交付金<br>(単位:千円) |
|------|-----|---------------------------|
| 1    | 三木市 | 528,721                   |
| 2    | 神戸市 | 331,672                   |
| 3    | 加東市 | 274,770                   |
| 4    | 宝塚市 | 164,720                   |
| 5    | 西宮市 | 126,178                   |

(令和2年度決算)

## ⑥ 固定資産税の安定的確保

### ア 特例措置の廃止等

- ・令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられたが、固定資産税は市町における基幹税であり、新型コロナウイルス感染症に関する経済的な負担軽減等は、本来、国の責任において実施すべきであることから、令和3年度限りで確実に廃止すること

### <R3年度税制改正：固定資産税(土地)の負担調整措置>

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、R3年度からR5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続
- ・その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、R3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる。

## イ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・ 償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物(家屋)、機械・設備等(償却資産)を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること

## ⑦ 消費税率引上げへの対応

### ア 消費税率引上げに伴う中小企業者への配慮

- ・ 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も、国における転嫁拒否の行為等に対する監視や取締り、総合相談窓口の設置等の強力かつ実効性のある転嫁対策を引き続き実施すること

### イ インボイス制度導入に向けた適切な支援

- ・ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入に当たって混乱が生じないように、制度の十分な周知や指導、新たに課税事業者となる事業者に対してインボイス制度に対応したレジや受発注システムの導入支援など、制度導入に向けての支援を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 令和5年10月1日以降、適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者等)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができなくなる(経過措置はあるが、最初の3年間は80%控除、次の3年間は50%控除のみ)。
- ・ 適格請求書を発行できない免税事業者は、仕入税額控除を行うことができないことを理由に取引から排除されるおそれがあることから、取引維持のため課税売上が1,000万円以下であっても、課税事業者とならざるを得ない場合がある。

## (5) 国・地方を通じた税制改革の実施 【内閣官房、内閣府、総務、財務】

### ① 国・地方間の税源配分のあり方の見直し

- ・ 地方は福祉や教育などの内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を見直すこと

#### 【提案の背景】

- ・ 社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。
- ・ 国と地方の税源配分は6:4、歳出費は4:6であり、比率が逆転している。
- ・ 令和3年度の地方の財源不足額は10.1兆円であり、地方財政計画総額の約11.2%に達する。
- ・ 地方が担うべき事務と責任に見合う国と地方の税源配分の見直しが必要であり、増大する社会保障等の行政サービス需要に対応するため、税源の偏在性が少なく、安定的な税収確保が必要である。

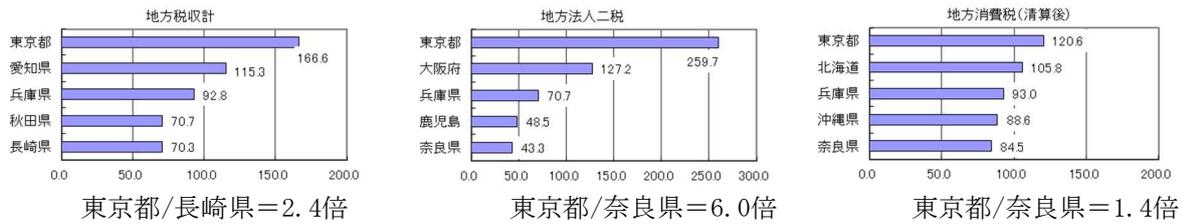
### ② 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- ・ 地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 令和元年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置(特別法人事業税・譲与税の創設)が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。

[人口一人当たりの税収額の指数 (令和元年度決算)]



③ 事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度検討

ア 地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

- ・ 情報通信技術を活用した事業活動の拡大等に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと
- ・ その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において、下記の措置を講じて課税を行うこと
  - 各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置
  - こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置

【国制度の問題点】

- ・ 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

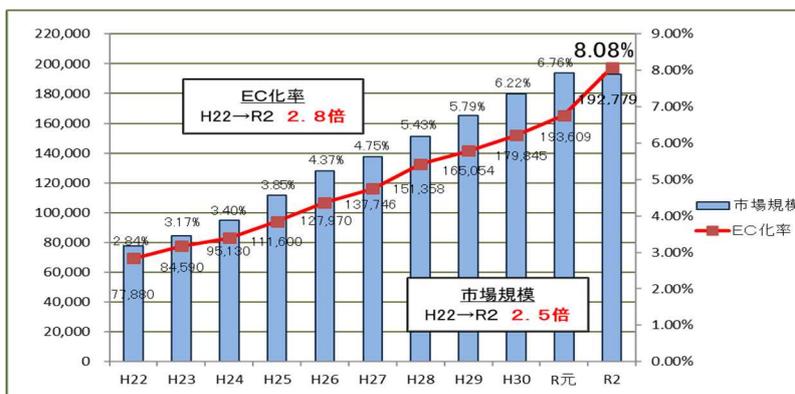
イ 国際課税の見直しを踏まえた検討

- ・ OECDにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設(PE)を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること

【提案の背景】

- ・ 事業活動の情報化、コロナ禍における電子商取引の拡大等により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税収が本店所在地等のみに帰属している状況が生じている。
- ・ 消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

< 電子商取引の市場規模等の推移 >



※EC化率

全ての商取引のうち、  
電子商取引が占める割合  
〔経済産業省  
「令和2年度電子商取引  
に関する市場調査」〕

#### ④ 格差拡大に対応する個人所得課税の見直し

- ・ 所得税が有する再分配機能を更に高めるよう、累進性の高い税率構造への見直しを図ること
- ・ 本来、資産所得として勤労所得よりも高い担税力を有する金融所得に対する課税（所得税、個人道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割）については、所得に応じた応分の負担を求める見直しを検討すること

##### 【提案の背景】

- ・ 昭和61年分の所得税は10.5%～70%の15段階であったが、現行は5%～45%の7段階である。
- ・ これまでの大幅な累進緩和の結果として税率のフラット化が進み、経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得税の所得再分配機能が低下している。
- ・ 分離課税となる利子所得、配当所得及び株式等に係る譲渡所得については、20%（所得税15%、個人道府県民税5%）の単一税率を採用している。

#### (6) 地域創生を総合的に支援する地方債の創設 【総務、財務、文科、文化】

##### ① 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・ 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付金算入率70%)に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること

##### 【提案の背景】

- ・ 合併市町、過疎地域・辺地を有する市町以外にあっては、地域創生のための施設整備事業に対して、活用できる有利な起債がほとんどない。（過去には地域総合整備事業債があった）

##### ② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・ 老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること
- ・ 特に、閣議了解された国家的なプロジェクトについて、早急に財政措置を講じること

#### (7) ふるさと納税の適切な制度設計 【内閣官房、内閣府、総務】

##### ① 過度な返礼品に対する対応の検討

- ・ ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求めない寄附であるため、過度な返礼品競争が行われないよう制度の適正な運用を図ること

##### 【提案の背景】

- ・ 寄附金は経済的利益の無償の供与であることや、ふるさと納税は通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえて、適正に運用すべきであるため

##### ② ふるさと納税ワンストップ特例制度の是正

- ・ ふるさと納税ワンストップ特例制度では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除され、本来地方の財源となるべき税収が損なわれているため、是正すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる。
- ・ ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分については、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されるが、ワンストップ特例制度では、全額が住民税から控除されることになっており、国が負担すべき所得税控除分相当額まで地方の負担となっている。

##### 【兵庫県へのふるさと納税における控除額の内訳（令和3年度課税）】

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 個人住民税（県民税・市町村民税）控除額 | 214.3億円 |
| うち ワンストップ特例制度分控除額   | 78.1億円  |
| うち 所得税控除分相当額        | 13.3億円  |

### ③ 個人住民税からの税額控除の見直し

- ・ 個人住民税の特例控除の限度額（所得割額の2割）を見直すこと
- ・ 市町村への寄附に関する住民税の控除は、市町村民税のみとすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ ほとんどの都道府県において都道府県民税の控除額が寄附額を大きく上回っている。

#### 【ふるさと納税における控除の概要】

| ←控除外→                  |   | 控除額 28,000円(B+C+D) →  |   |
|------------------------|---|---|---|
| 適用<br>下限額(A)<br>2,000円 | 所得税の控除額(B)<br>(ふるさと納税額-2,000円)<br>×所得税率<br><br>(30,000円-A)×20%<br>=5,600円 | 住民税の控除額<br>(基本分)(C)<br>(ふるさと納税額-2,000円)×<br>住民税率(10%)<br><br>(30,000円-A)×10%<br>=2,800円 | 住民税の控除額(特例分)(D)<br>※所得割額の2割を限度<br><br>(30,000円-A)-(B+C)<br>=19,600円 |

※年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合)が30,000円のふるさと納税をした場合のもの

#### 【ふるさと納税の寄附受入額と個人住民税控除額の状況(R2)】

(単位：百万円)

| 区分    | 件数      | 受入額①   | 翌年度税控除額② | 差額①-②  |
|-------|---------|--------|----------|--------|
| 兵庫県分  | 1,201   | 92     | 7,267    | △7,175 |
| 県内市町分 | 941,938 | 22,707 | 14,166   | 8,541  |
| 合計    | 943,139 | 22,799 | 21,433   | 1,366  |

### ④ 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善

#### ア 制度の運用見直し

- ・ 寄附を通じて地方創生に貢献するという事業目的を踏まえ、個人版ふるさと納税と同様に、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること
- ・ 令和2年度より事業ごとの認定から包括的な認定に簡素化されたが、充当可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大するなど、更に弾力的に適用できる制度とすること
- ・ 着手済みの事業に対する寄附を可能とするなど、幅広い地方創生の取組に弾力的に適用できる制度設計とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 企業の創業地等、縁のある地方自治体が行う地方創生の取組に対して寄附することで、大都市部から地方への資金の流れを高めることを目的に、本社（地方税における主たる事務所または事業所）がある自治体に対する寄附は制度対象外とされている。
- ・ 地域再生計画の認定前に事業に着手することを想定しており、原則着手済みの事業は対象とならない。
- ・ 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることができない。

#### イ 国税による税額控除への制度変更及び現行の減収相当分の財源補填

- ・ 税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 地方法人課税は、①地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有すること、②法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、税額控除は国税で対応すべき。

## (8) 宝くじの販売促進に向けた取組の推進

【総務】

- ・本県では、より多くの人に宝くじが身近な存在となるよう、中間当せん金帯を拡充した宝くじや、収益金の使途を明示した宝くじの発売、宝くじがもつ社会貢献性の若年層へのPRなどに取り組んでいる
- ・多様な購入者ニーズに応えられるよう、払い戻し率の見直しや発売等事務委託先の拡大、決済手段の拡大等による宝くじ売場やインターネットでの販売の促進、広報活動の充実など、抜本的な措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和2年度には8,160億円まで落ち込んでいる。
- ・本県では、より多くの人に宝くじが身近な存在となるよう、中間当せん金を拡充した宝くじや収益金の使途を明示した宝くじの発売、宝くじが持つ社会貢献性の若年層へのPRなどに取り組んでいるが、全国的に更なる対策を講じる必要がある。

### <(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)>

- ・宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
- ・ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になる取組 1位：中間当せん金帯を拡充する
- ・宝くじについて知らせてほしいこと 1位：収益金の使いみち
- ・最近1年間の購入者の割合(全国アンケート(約6,000人)による)：41.8%(20歳代では26.1%)

### <当せん金付証券法における規定>

- ・当せん金品の総額は、発売総額の5割が上限
- ・発売等事務委託先は、銀行や政令で定める金融機関(信用金庫等)に限定